

電気通信事業分野における市場検証（平成 28 年度） 年次レポート

平成 29 年 8 月



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

「電気通信事業分野における市場検証(平成 28 年度)」(概要)

事後規制を基本とする電気通信事業法の枠組みの中で、急速な ICT の進展に伴う電気通信市場の構造変化や新たなビジネスモデルの登場など、変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保するためには、市場動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策展開に反映することが重要となっている¹。

総務省は、平成 28 年 5 月から、市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図り、効率的かつ実効性の高い行政運営を確保するに当たり、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として、学識経験者等で構成する「電気通信市場検証会議」(座長：大橋弘東京大学大学院経済学研究科教授。以下「市場検証会議」という。)²を開催している。

また、市場検証会議から助言を得て、電気通信事業分野における市場検証プロセスの予見性及び透明性を確保し、市場検証に関する基本的な考え方や重点事項、検証プロセスの全体像を示すものとして「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」(平成 28 年 7 月 15 日。以下「基本方針」という。[参考 12](#)参照。)を策定・公表している。

基本方針では、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 26 号。以下「改正電気通信事業法」という。)³を踏まえ、検証期間を平成 28 年夏から平成 31 年夏までの 3 年間とするとともに、当該検証期間において重点的に検証する事項(以下「重点事項」という。)について、

- ① 固定系通信・移動系通信における卸及び接続
- ② 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響
- ③ グループ化の動向
- ④ 消費者保護ルールに関する取組状況⁴

の 4 つの事項を基本とすることとしている。

さらに、基本方針を受けて、市場検証会議から助言を得て、平成 28 年度(以下「本年度」

¹ 情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」(平成 26 年 12 月 18 日)において、行政運営の在り方について、「明確なルールに基づく公正かつ透明な行政運営を通じて自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、市場動向の分析・検証と、各事業者の業務の適正性等のチェックのプロセスの両面において、行政が、統一的な運営方針の下で、定期的・継続的に、必要な情報の収集を行った上で、市場動向の分析・検証及び業務の適正性等のチェックを実施し、その結果を監督上の措置や制度改正等に反映させることで一層的確・効果的な制度とその運用を図っていく、新たな行政運営サイクルを確立することが適当」との方向性が示されている。

² 「「電気通信市場検証会議」の開催」(平成 28 年 4 月 26 日総務省報道発表)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000186.html

³ 平成 28 年 5 月 21 日施行。

⁴ 消費者保護ルールに関する取組状況に関する具体的な分析・検証等については、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」を中心として実務的な検討・作業を行うこととし、当該分析・検証等の結果又は進捗状況等について市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りながら、適切に検証プロセス全体を運用していくこととしている。

という。)の電気通信事業分野における市場検証に関する重点事項や電気通信市場の分析・検証、電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針等を示すものとして「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成28年度）」（平成28年8月12日。以下「本年度年次計画」という。[参考13](#)参照。）を策定・公表している。

本年度年次計画では、上記①及び④⁵の2事項を同年度の重点事項とし、電気通信市場の分析、電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、公正競争環境及び利用者利便の観点から検証を行うとともに、電気通信市場・利用者への影響の観点から重要となる課題等を取りまとめ、年次レポートを作成することとしている。

本年次レポートは、上記を踏まえ、本年度の市場検証結果について、市場検証会議から助言を得て取りまとめたものである。

⁵ 基本方針では、上記④については1年目から継続して重点事項とすることを規定している。

(凡例・用語解説)

- ◆ 事業者名については、原則として「株式会社」の記述を省略している。
- ◆ 年(年度)の表記は、原則として市場動向について記述する場合は西暦を使用している。
- ◆ 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計や、図表内の数値から計算される増減率と表示されている増減率等については一致しない場合がある。

MNO	電気通信役務としての移動通信サービス(以下単に「移動通信サービス」という。)を提供する電気通信事業を営む者であつて、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設(開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。)又は運用している者。
MVNO	①MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、②当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者。
BWA	2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステム(WiMAX等)でネットワークに接続するアクセスサービス
3.9-4世代携帯電話	携帯電話等を用いて3.9-4世代移動通信システム(LTE)でネットワークに接続するアクセスサービス
グループ内取引調整	MNOが、同じグループに属する他のMNOからMVNOの立場で提供を受けた携帯電話やBWAのサービスを、1つの携帯電話端末等で自社のサービスと併せて提供する形態について、2契約ではなく1契約としてカウントするもの。例えば、KDDIグループ及びソフトバンクグループにおけるLTE・BWAの両方の周波数に対応する携帯電話端末等に係るサービスが対象。
ブロードバンドサービス	FTTH、DSL、CATV、FWA、BWA及び3.9-4世代携帯電話
FTTH	光ファイバー回線でネットワークに接続するアクセスサービス(集合住宅内等において、一部に電話回線を利用するVDSL等を含む。)
DSL	電話回線(メタル回線)でネットワークに接続するアクセスサービス(ADSL等)
CATV	ケーブルテレビ回線でネットワークに接続するアクセスサービス(FTTHに係るものを除く。)
FWA	固定された利用者端末を無線でネットワークに接続するアクセスサービス
卸電気通信役務	電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務
HHI(市場集中度)	Herfindahl-Hirschman Index(ハーフィンダール・ハーシュマン指数)の略。当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出される指標 ⁶ 。

⁶ 公正取引委員会「企業結合審査における独占禁止法の運用指針」(平成23年6月14日改定)においては、HHI(市場集中度)について、次の考え方が示されている。

- ・企業結合(水平型)後：HHI 1,500以下、又はHHI 1,500超2,500以下(かつHHI増分250以下)、又はHHI 2,500超(かつHHI増分150以下)・「競争を実質的に制限することとなる」とは通常考えられない
- ・企業結合(垂直型)後：シェア10%以下、又はHHI 2,500以下(かつシェア25%以下)・「競争を実質的に制限することとなる」とは通常考えられない
- ・企業結合(水平型・垂直型)後：HHI 2,500以下(かつシェア35%以下)・「競争を実質的に制限することとなるおそれは小さい」と通常考えられる

目次

「電気通信事業分野における市場検証（平成 28 年度）」（概要）	1
（凡例・用語解説）	3
第 1 編 電気通信市場の分析	8
1 分析対象市場（市場画定）の見直し	8
2 市場分析の構成	11
第 1 章 移動系通信	13
第 1 節 移動系通信市場（小売市場）	13
1 競争状況等に係る分析	13
2 利用者の動向等に係る分析	39
第 2 節 移動系通信市場（卸売市場）	63
1 競争状況等に係る分析	63
2 MVNE サービスの提供実態に係る分析	71
第 3 節 移動系通信市場の分析結果	72
1 移動系通信市場（小売市場）	72
2 移動系通信市場（卸売市場）	76
3 携帯電話に係る端末設備シェア等	77
第 2 章 固定系データ通信	79
第 1 節 固定系ブロードバンド市場（小売市場）	79
1 競争状況等に係る分析	79
2 利用者の動向等に係る分析	106
第 2 節 ISP 市場	116
1 競争状況等に係る分析	116
2 利用者の動向等に係る分析	120
第 3 節 FTTH 市場（卸売市場）	121
1 競争状況等に係る分析	121
2 NTT 東西のサービス卸の提供状況等	125
第 4 節 固定系データ通信市場の分析結果	138
1 固定系データ通信市場（小売市場）	138
2 ISP 市場	141
3 FTTH 市場（卸売市場）	142
4 固定系超高速ブロードバンドに係る設備シェア等	143

第3章 固定系音声通信	145
第1節 固定電話市場	145
1 競争状況等に係る分析	145
第2節 固定系音声通信市場の分析結果	160
1 固定電話市場	160
2 050-IP 電話市場	161
3 固定電話と050-IP電話の代替性	161
第4章 法人向けネットワーク	163
第1節 法人向けネットワーク（WAN サービス）市場	163
第2節 法人向けネットワーク（WAN サービス）市場の分析結果	168
1 競争の状況	168
2 料金の状況	168
第5章 隣接市場間分析	170
第1節 隣接市場間分析	170
1 隣接市場間の影響に係る分析	170
2 固定系ブロードバンド市場及び移動系通信市場間の影響に係る分析	171
3 FTTH 市場及びISP 市場・移動系通信市場間の影響	173
4 ISP 市場及び移動系通信市場間の影響	174
5 固定電話市場・移動系通信市場・ソフトフォン間の影響	175
第2節 隣接市場間の影響に係る分析結果	182
1 概要	182
2 固定系ブロードバンド市場及び移動系通信市場間の影響	182
3 FTTH 市場及びISP 市場・移動系通信市場間の影響	182
4 ISP 市場及び移動系通信市場間の影響	182
5 固定電話市場、移動系通信市場及びソフトフォン間の影響	183
第2編 電気通信事業者の業務の適正性等の確認	185
1 電気通信事業者の業務の適正性等の確認	185
2 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果の構成	185
第1章 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果	187
第1節 NTT 東西におけるサービス卸の提供状況等の確認結果	187
1 NTT 東西におけるサービス卸の提供状況等の確認	187
2 届出対象事業者との契約における料金その他の提供条件の確認結果	188
3 届出対象事業者以外の卸先事業者に対する料金その他の提供条件の確認結果	188
4 NTT 東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の 確認結果等（概要）	189

第2節 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果	190
1 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認	190
2 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果等（概要）	190
第2章 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果	194
1 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認	194
2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果等（概要）	194
第3章 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の 確認結果	201
第1節 一種指定設備設置事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認	201
1 一種指定設備設置事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認	201
2 一種指定設備設置事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の 確認結果等（概要）	201
第2節 二種指定設備設置事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の 確認結果	202
1 二種指定設備設置事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認	202
2 二種指定設備設置事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の 確認結果等（概要）	202
第4章 NTT東西に係る公正競争要件の確認結果	204
1 NTT東西に係る公正競争要件の確認	204
2 NTT東西に係る公正競争要件の確認結果等（概要）	204
第3編 電気通信市場の検証	207
1 固定系通信に関する市場の検証	207
2 移動系通信に関する市場の検証	213
第4編 消費者保護ルールに関する取組状況の分析・検証	218
1 消費者保護ルールに関する取組状況の分析・検証について	218
2 「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」の開催状況	218
参考資料	220

第1編 電気通信市場の分析

第1編 電気通信市場の分析

1 分析対象市場(市場画定)の見直し

従前総務省が実施していた「電気通信事業分野における競争状況の評価（競争評価）」の取組においては、電気通信事業分野に関する市場の競争状況を分析するための前提として、対象とすべき市場の範囲を決定する市場画定を実施してきた。

市場画定に当たっては、需要の代替性を踏まえ、サービス市場及び地理的市場の画定を実施し、さらに、画定した市場のうち、一定の独立性・個別性が認められるサービスについては、部分市場として画定してきたところである。

本年度の電気通信事業分野における市場検証を行うに当たり、市場環境の変化を踏まえ、分析対象市場（市場画定）の見直しを行った。

具体的には、固定系通信における卸電気通信役務を利用したFTTHサービスの進展、移動系通信におけるMVNOサービスの進展により、競争環境に変化が生じていることを踏まえ、以下のとおり、見直しを行った。

① FTTHと移動系通信について、「小売市場」と「卸売市場」のそれぞれを市場画定

固定系通信（FTTH）及び移動系通信における卸電気通信役務の提供の本格化により、小売市場における公正な競争の土台となる卸電気通信役務に関する分析の重要性が高まっているため、FTTHと移動系通信については、「小売市場」と「卸売市場」のそれぞれを分析対象とする。

なお、卸売事業者と小売事業者との間で業務区域に大きな差はないと考えられるため、卸売市場の地理的範囲（地理的市場）については、小売市場と同様、FTTHはブロック別、移動系通信は全国とする。

② 移動系通信の小売市場について、「MNO サービス市場」と「MVNO サービス市場」を部分市場として新たに市場画定するとともに、両市場を併せた全体の市場を「移動系通信市場」として市場画定

MNOが提供するサービスとMVNOが提供するサービスの間には、品質・価格帯等の差異やスイッチングコストがあるものの、近年、MVNOサービスの進展やその認知度の向上、SIMロック解除の進展によるスイッチングコストの低下等により、両サービスの需要の代替性が高まっていると考えられる。

MNO間、MVNO間、MNOとMVNOとの間の競争状況等に関する分析の重要性が高まっているため、MNOサービス市場とMVNOサービス市場をそれぞれ部分市場として新たに位置づけるとともに、両市場を併せた全体の市場を移動系通信市場として分析対象とする。

③ 移動系通信について、「音声通信市場」と「データ通信市場」の区分を廃止

従来、移動系通信については、「音声通信市場」と「データ通信市場」の区分を設けていたが、

- ー 携帯電話・PHS（1億6,609万契約〔2016年度末時点。以下この③において同じ。〕）のうち、音声・データの両通信機能を兼ね備えた音声通信・データ通信共用サービス（1億2,176万契約）が73%と主流を占める中、音声通信とデータ通信を切り離れた「音声通信市場」と「データ通信市場」という区分は、現在普及しているサービスの実態にそぐわないものとなっていること、
- ー 音声通信専用サービス（41万契約、0.2%）は、音声通信・データ通信共用サービスへの代替による減少が続き、僅少となってきていること、
- ー 通信モジュール等を除く多くのデータ通信専用サービスは、音声通信・データ通信共用サービスとも需要の代替性があること、
- ー データ通信専用のサービスであるBWAのほとんどがグループ内取引によりLTEと併せて提供されていること

から⁷⁾、「音声通信市場」と「データ通信市場」には区分せず、競争状況等の分析の段階で考慮することとする。

【見直し後の分析対象市場】

小売市場	
① 移動系通信市場（部分市場：MNOサービス市場、MVNOサービス市場）	③ ISP市場
② 固定系ブロードバンド市場（部分市場：固定系超高速ブロードバンド市場、FTTH市場）	⑥ WANサービス市場
④ 固定電話市場	⑤ 050-IP電話市場

卸売市場		
① 移動系通信市場	② FTTH市場	※ 移動系通信及びFTTH以外においても、卸電気通信役務の提供が行われている可能性があることに留意して分析を行う。

データ通信	移動系	3G、LTE、PHS、BWA 移動系超高速ブロードバンド（BWA、LTE）	移動系 小売市場	移動系通信（携帯電話、PHS、BWA） MNOサービス MVNOサービス	
	固定系	固定系ブロードバンド 固定系超高速ブロードバンド（FTTH、通信速度下り30Mbps以上のCATV） FTTH ADSL CATV		卸売市場	移動系通信（携帯電話、PHS、BWA） 固定系ブロードバンド 固定系超高速ブロードバンド（FTTH、通信速度下り30Mbps以上のCATV） FTTH ADSL CATV
		ナローバンド ISP			ナローバンド ISP
		音声通信			小売市場
法人向けネットワーク	WANサービス 専用サービス	法人向けネットワーク	WANサービス 専用サービス		

※ 競争評価では、LTEサービスの開始を受け、移動系超高速ブロードバンドも移動系データ通信の部分市場として位置づけられていたが、詳細な分析は行ってこなかったこと、また、現在は超高速ブロードバンドが主流となっていることから、部分市場としては位置づけず、競争状況等の分析の段階で考慮していくこととする。

注：表中、明朝部分は従前から分析の対象としないもの、赤字部分は新たに追加するものを表す。

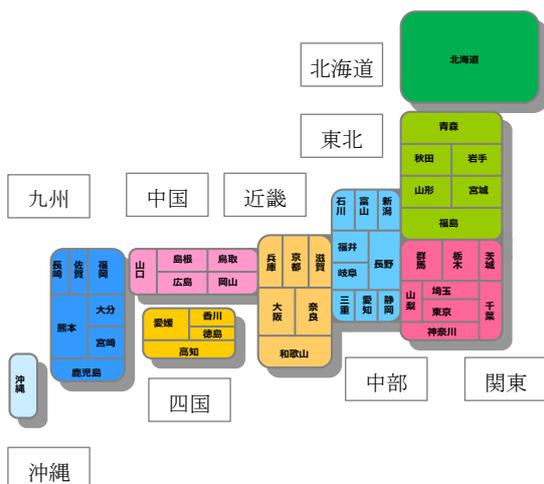
⁷⁾ 上記のほか、ソフトフォンサービス（電話番号を使用せず、電話としての機能を実現するソフトウェア）の普及などにより、音声通信サービスとデータ通信サービスとの需要の代替性が高まっていることも考慮した。

地理的市場については、従前の競争評価において画定したものを原則として維持しつつ、上記分析対象市場の見直しを踏まえ、以下のとおり画定した。

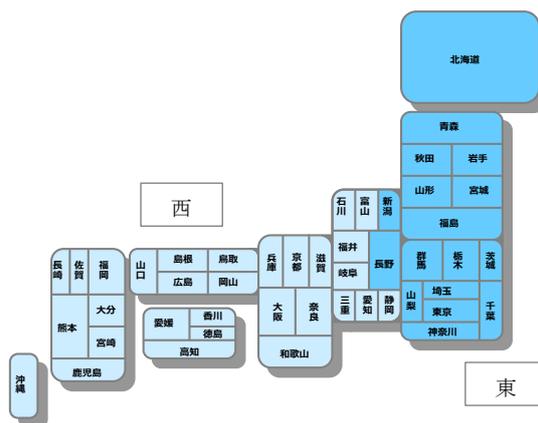
【地理的市場】

移動系	小売市場		移動系通信市場	全国	
			MNO サービス市場		
			MVNO サービス市場		
卸売市場		移動系通信市場	全国		
固定系	データ通信	小売市場		固定系ブロードバンド市場	ブロック別
				固定系超高速ブロードバンド市場	
				FTTH 市場	
			ISP 市場	全国	
	卸売市場		FTTH 市場	ブロック別	
	音声通信	小売市場		固定電話市場	東西
050-IP 電話市場				全国	
法人向け WAN サービス			WAN サービス市場	全国	

【ブロック別】



【東西別】



2 市場分析の構成

第1章 移動系通信

第2章 固定系データ通信

第3章 固定系音声通信

第4章 法人向けネットワークサービス

第 1 章 移動系通信

第1章 移動系通信

第1節 移動系通信市場(小売市場)

1 競争状況等に係る分析

(1) 移動系通信市場

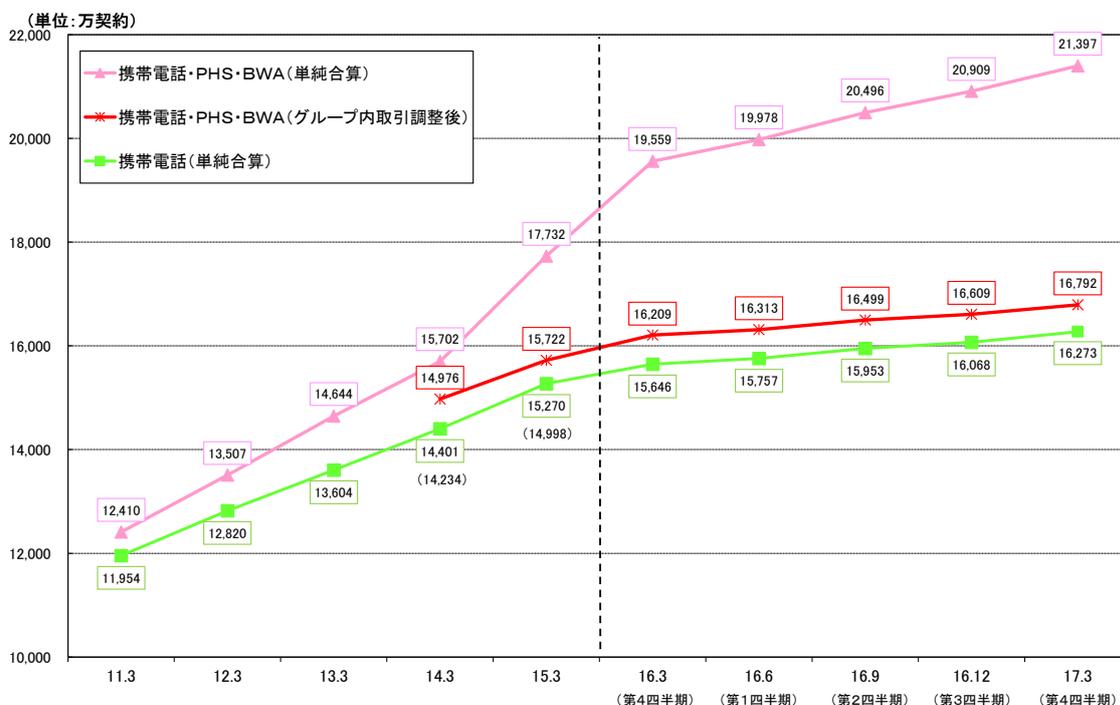
① 市場規模

ア 契約数

2016年度末時点における移動系通信⁸の契約数は、1億6,792万⁹(前期比+1.1%、前年度末比+3.6%：単純合算では2億1,397万)と増加している。

また、携帯電話の契約数は、1億6,273万(前期比+1.3%、前年度末比+4.0%)と増加している。

【図表I-1】移動系通信の契約数の推移



注1：2011年3月末は一般社団法人電気通信事業者協会資料による。

注2：括弧内は、携帯電話契約数に係るグループ内取引調整後の数値。

注3：2015年度第1四半期以降においては、携帯電話サービス同士の事業者間のグループ内取引がなく
なり、携帯電話の契約数については単純合算とグループ内取引調整後の数値は同数となっている。

出所：(一社)電気通信事業者協会資料及び電気通信事業報告規則に基づく報告

⁸ 携帯電話(3G及びLTE)、PHS及びBWA。以下同じ。

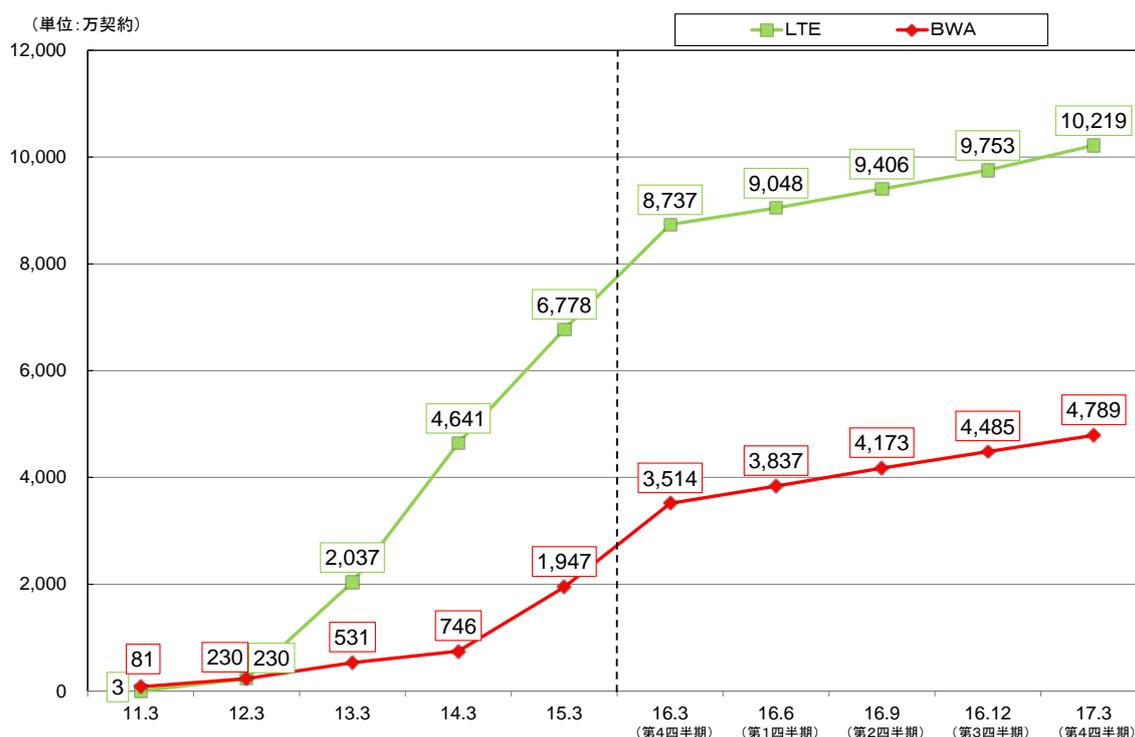
⁹ 携帯電話及び移動系通信の契約数については、特段の記載がない限り、グループ内取引調整後の数値。移動系通信の契約数におけるグループ内取引調整の考え方については、以下のとおり。

・「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」における移動系通信の契約数等に関する公表方法の見直しについて：http://www.soumu.go.jp/main_content/000350586.pdf

2016 年度末時点における移動系通信の契約数のうち、3.9-4 世代携帯電話の契約数は 1 億 219 万（前期比+4.8%、前年度末比+17.0%）で、携帯電話の契約数に占める割合は 62.8%（前期比+2.1 ポイント、前年度末比+7.0 ポイント）と大きく増加している。

また、BWA の契約数（単純合算）も 4,789 万（前期比+6.8%、前年度末比+36.3%）と大きく増加している。

【図表 I - 2】LTE 及び BWA の契約数の推移

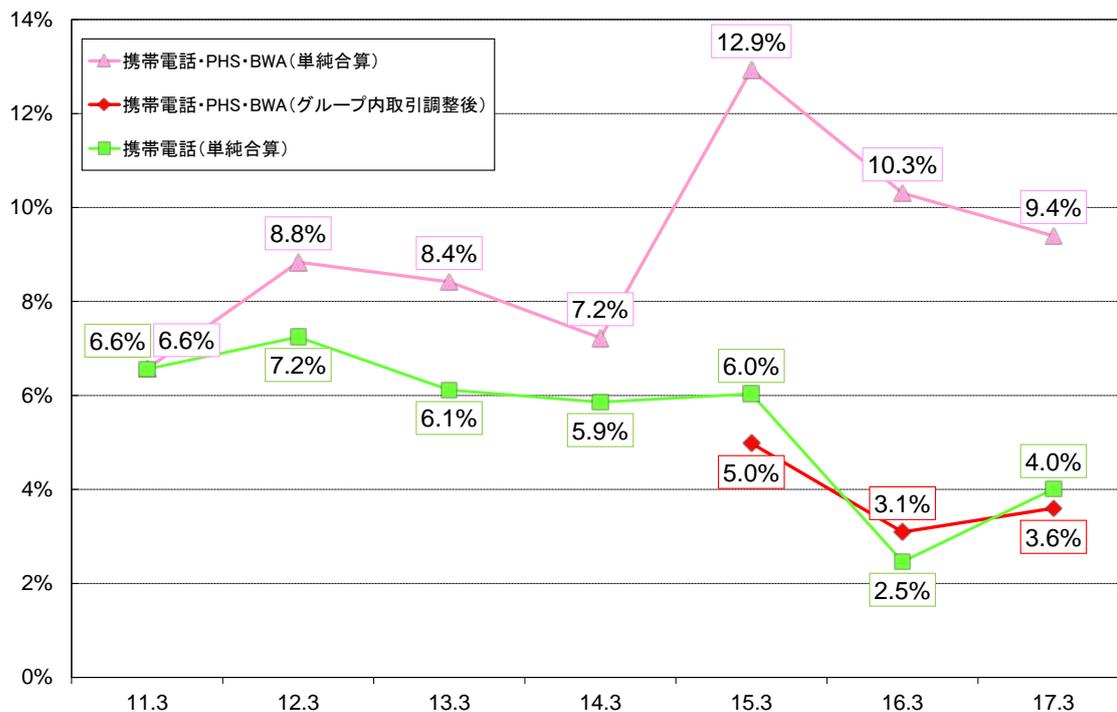


注：LTE の契約数には、3G 及び LTE のどちらも利用可能である携帯電話の契約数が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

移動系通信の契約数の契約数及び携帯電話の契約数の増加率をみると、2015 年度は低下したものの、2016 年度は上昇に転じた。

【図表 I - 3】移動系通信の契約数の増加率の推移



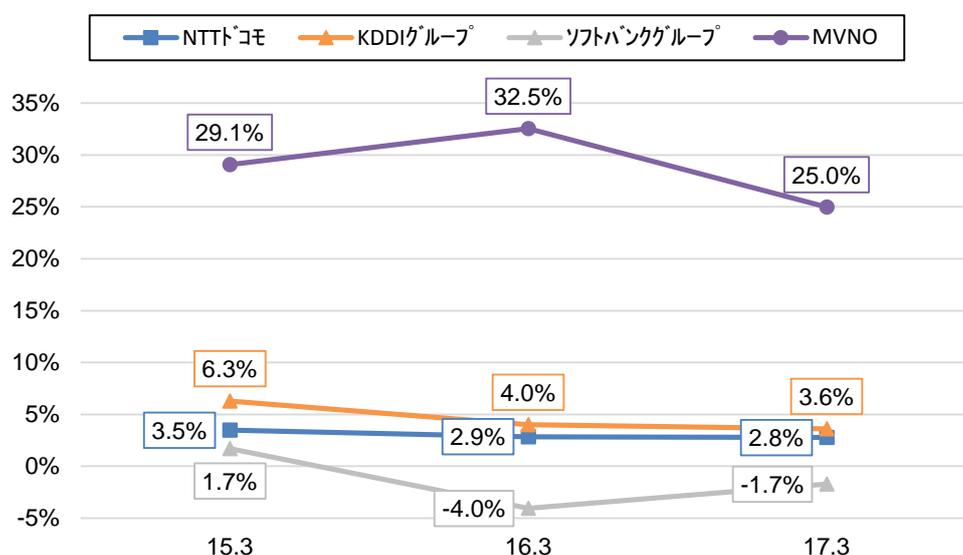
注：対前年度末比の増加率を表している。

出所：(一社)電気通信事業者協会資料及び電気通信事業報告規則に基づく報告

MNO 3 グループにおける移動系通信の契約数（2016 年度末で 1 億 5,206 万）¹⁰の増減率をみると、NTT ドコモは 2.8%（前年度末比▲0.1 ポイント）と増加率がやや低下、KDDI は 3.6%（前年度末比▲0.4 ポイント）と増加率がほぼ横ばい、ソフトバンクは-1.7%（前年度末比+2.3 ポイント）と減少率が低下となっている。

一方、MVNO における移動系通信の契約数（2016 年度末で 1,586 万）¹¹の増加率は、25.0%（前年度末比▲7.6 ポイント）と前年度に比べ低下したものの、高い水準を維持している。

【図表 I-4】MNO 3 グループと MVNO の契約数の増減率の推移



注：対前年度末比の増加率を表している。

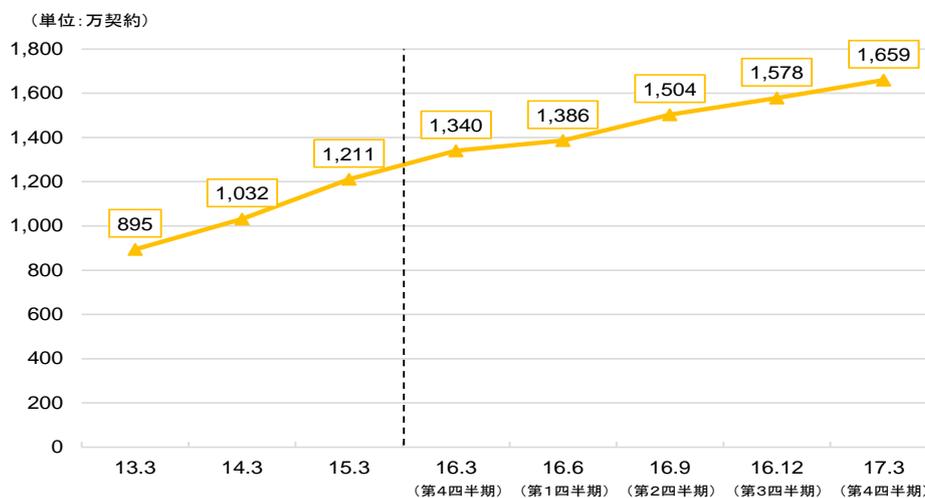
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

¹⁰ MVNO（MNO である MVNO は除く。以下、特段の記載がない限り同じ。）への提供に係るものは含まない。また、グループ内取引により提供された LTE 及び BWA のうち、最終利用者又は MVNO に提供していないものを含む。

¹¹ MNO における MVNO への提供に係る契約数であり、MVNO が小売市場において自ら最終利用者に提供している契約数を表すものではない。

通信モジュール¹²の契約数は1,659万（前年度末比+23.8%）と増加傾向である。

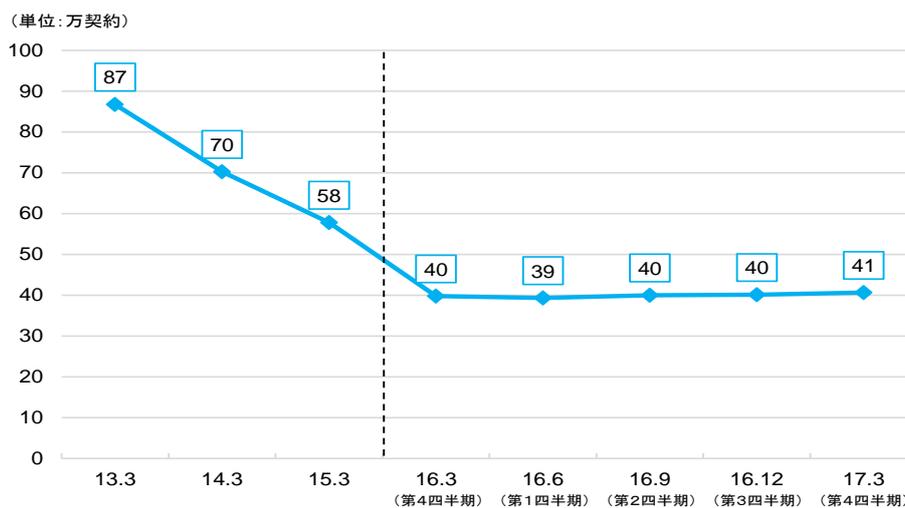
【図表Ⅰ－５】通信モジュールの契約数の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

移動系音声通信専用サービスの契約数は41万（前年度末比+2.1%）と、直近1年は横ばいで推移している。

【図表Ⅰ－６】移動系音声通信専用サービスの契約数の推移



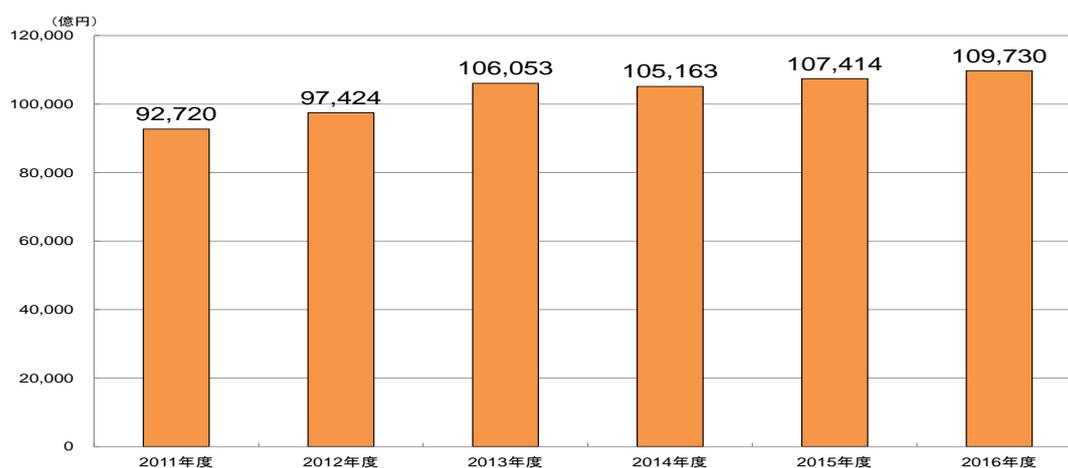
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

¹² 移動系通信の拡大の背景の一つとして、通信モジュールの普及がある。通信モジュールはエレベーター・自動販売機の遠隔監視、自動車のカーナビ等の機械同士の通信であるM2M（Machine to Machine）通信、電力・ガスの検針など、多岐にわたる企業活動で利用されている。

イ 売上高

2016年度の移動系通信全体の売上高¹³は10兆9,730億円（前年度比+2.2%）であり、増加傾向となっている。

【図表 I - 7】移動系通信全体の売上高の推移



注：MNO 3社の決算額等から市場の売上高を算出。ただし、移動系通信事業の売上高を公表していない社については推計値を使用

出所：各社決算資料を基に作成

¹³ 各 MNO の卸電気通信役務の提供に係るものも含む売上高の合計であり、各 MNO 及び各 MVNO の小売市場における売上高の合計を表すものではない。

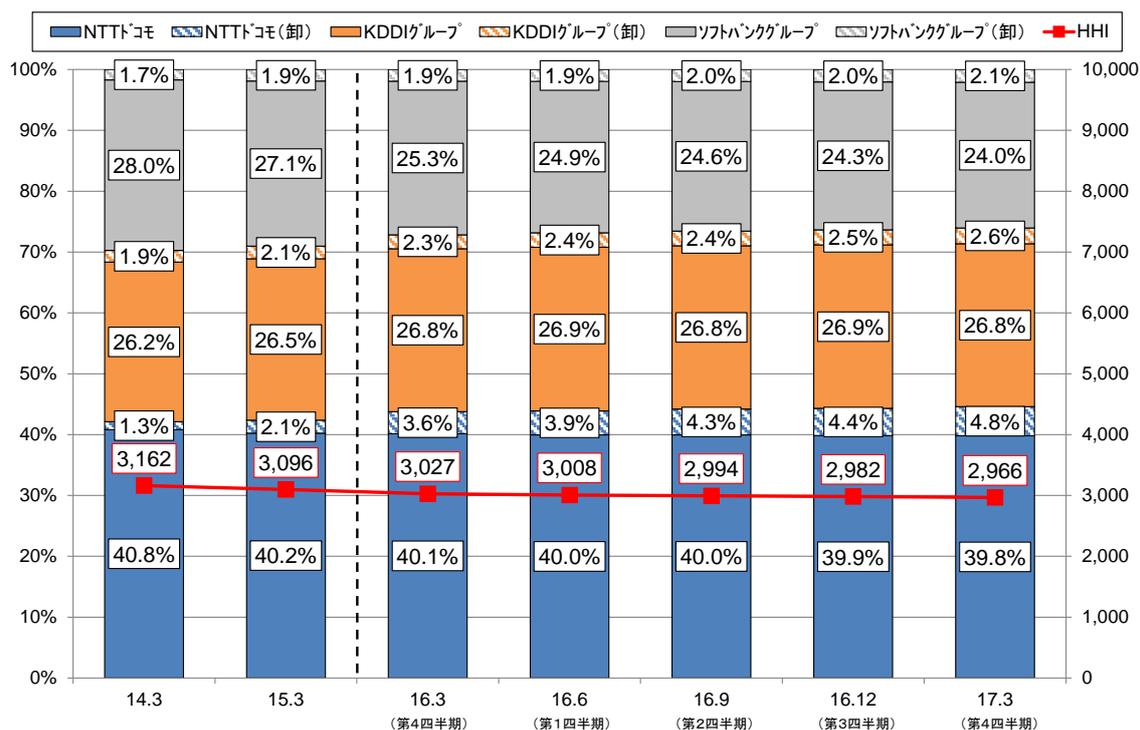
② 市場シェア

2016 年度末時点における移動系通信市場の事業者別シェア（MVNO への提供に係る契約数を除いた MNO 3 グループと MVNO のシェア）は、NTT ドコモが 39.8%（前期比±0 ポイント、前年度末比▲0.3 ポイント）、ソフトバンクグループが 24.0%（前期比▲0.4 ポイント、前年度末比▲1.3 ポイント）とともに減少傾向、KDDI グループが 26.8%（前期比▲0.1 ポイント、前年度末比±0 ポイント）とほぼ横ばいとなっている。

一方、MVNO は増加傾向（9.4%、前期比+0.5 ポイント、前年度末比+1.6 ポイント）となっている。

HHI は 2,966（前期比▲17、前年度末比▲61）と MVNO のシェアの増加に伴って減少傾向となっており、MVNO を含めた競争が進展している。

【図表 I - 8】 移動系通信市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移（グループ別）



注 1：KDDI グループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及び UQ コミュニケーションズが含まれる。

注 2：ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク、ワイモバイル (15.3 まで) 及び Wireless City Planning が含まれる。

注 3：MVNO のシェアを提供元の MNO グループごとに合算し、当該 MNO グループ名の後に「(卸)」と付記して示している。

注 4：HHI は MVNO のシェアを全て合算して算出している。

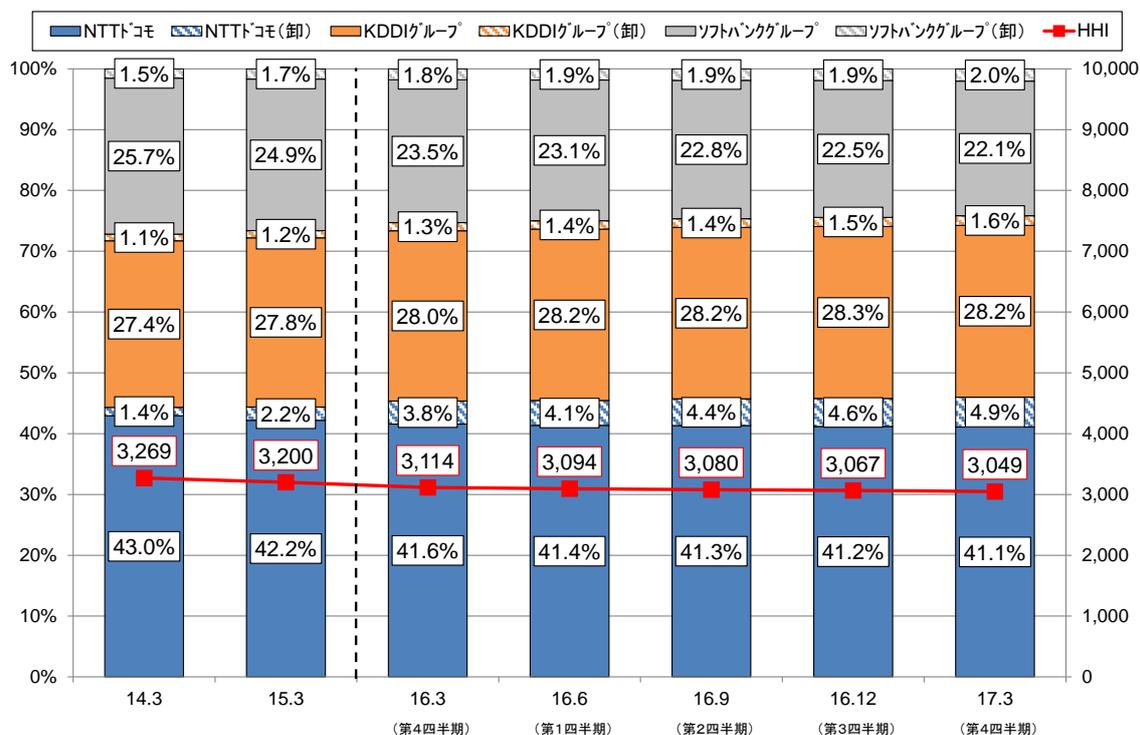
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

携帯電話の契約数における事業者別シェア（MVNO への提供に係る契約数を除いた MNO 3 グループと MVNO のシェア）は、NTT ドコモが 41.1%（前期比▲0.1 ポイント、前年度末比▲0.5 ポイント）、ソフトバンクが 22.1%（前期比▲0.4 ポイント、前年度末比▲1.4 ポイント）とともに減少傾向、KDDI グループが 28.2%（前期比±0 ポイント、前年度末比+0.2 ポイント）とほぼ横ばいとなっている。

一方、MVNO は増加傾向（8.5%、前期比+0.5 ポイント、前年度末比+1.6 ポイント）となっている。

HHI は 3,049（前期比▲18、前年度末比▲65）と MVNO のシェアの増加に伴って減少傾向となっている。

【図表 1-9】携帯電話の契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移（グループ別）



注 1：KDDI グループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQ コミュニケーションズが含まれる。

注 2：ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク及びワイモバイル（15.3 まで）が含まれる。

注 3：MVNO のシェアを提供元の MNO グループごとに合算し、当該 MNO グループ名の後に「(卸)」と付記して示している。

注 4：HHI は MVNO のシェアを全て合算して算出している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

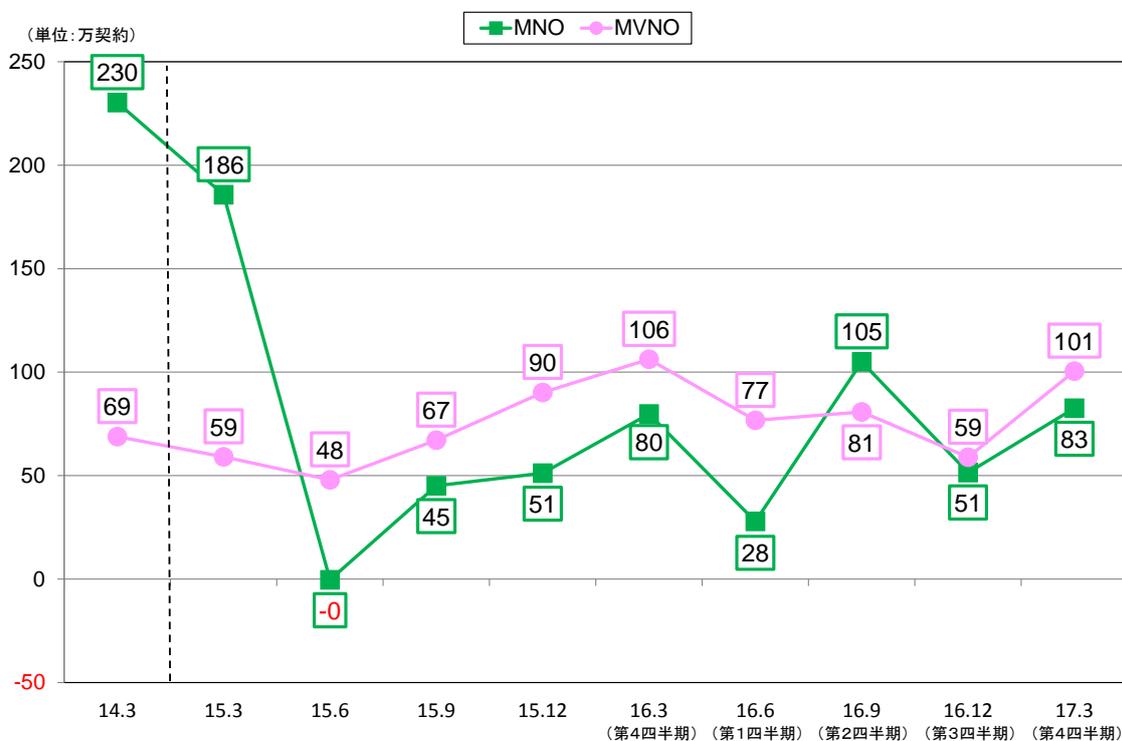
③ MNO・MVNO における契約数の純増減数

2015 年 6 月末期以降において、2016 年 9 月末期を除き、MVNO サービスの契約数（2016 年度末で 1,586 万）¹⁴の純増数が、MNO の契約数（2016 年度末で 1 億 5,206 万）¹⁵の純増数を上回っている。

直近 1 年間（2016 年度）でも、MVNO の純増数（317 万）が MNO の純増数（267 万）を上回っている。

また、MNO 及び MVNO とも、前年度（2015 年度）の純増数を上回っている。

【図表 I - 10】 移動系通信の契約数における MNO/MVNO 別の純増減数の推移



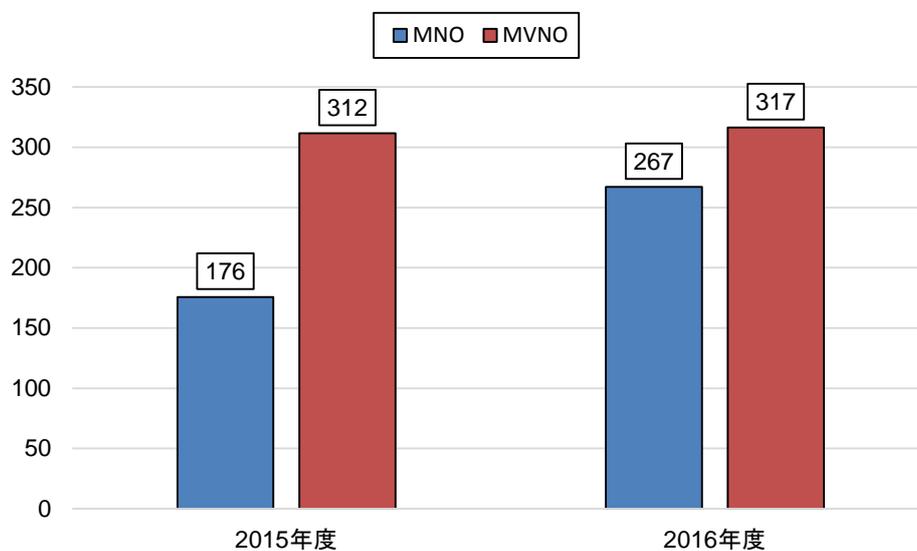
注：MNO からの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

¹⁴ 脚注 11 に同じ。

¹⁵ 脚注 10 に同じ。

【図表 I - 11】 MNO・MVNO の純増減数の対前年度比較



注：MNO からの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

④ MNO と MVNO の MNP の状況

携帯番号ポータビリティ（MNP）の件数について、2016 年度下半期は対前年同期比で、MNO への転入は減少しているが、MVNO への転入は増加している。

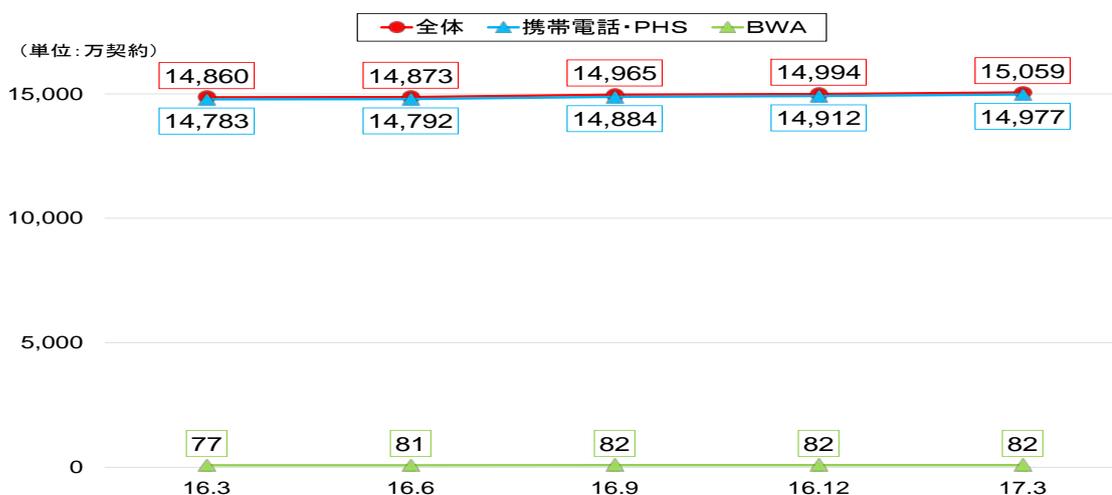
(2) MNO サービス市場

① 市場規模

ア 契約数

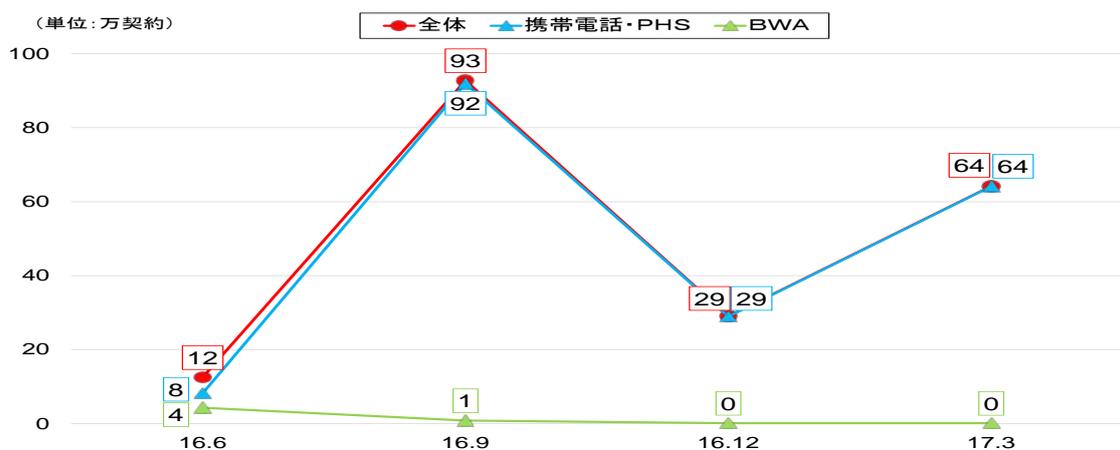
2016 年度末時点における MNO サービスの契約数¹⁶は 1 億 5,059 万（前期比+0.4%、前年度末比+1.3%）と増加している。純増数は時期ごとにばらつきがみられる。

【図表 I - 12】 MNO サービス契約数の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表 I - 13】 MNO サービス純増数の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

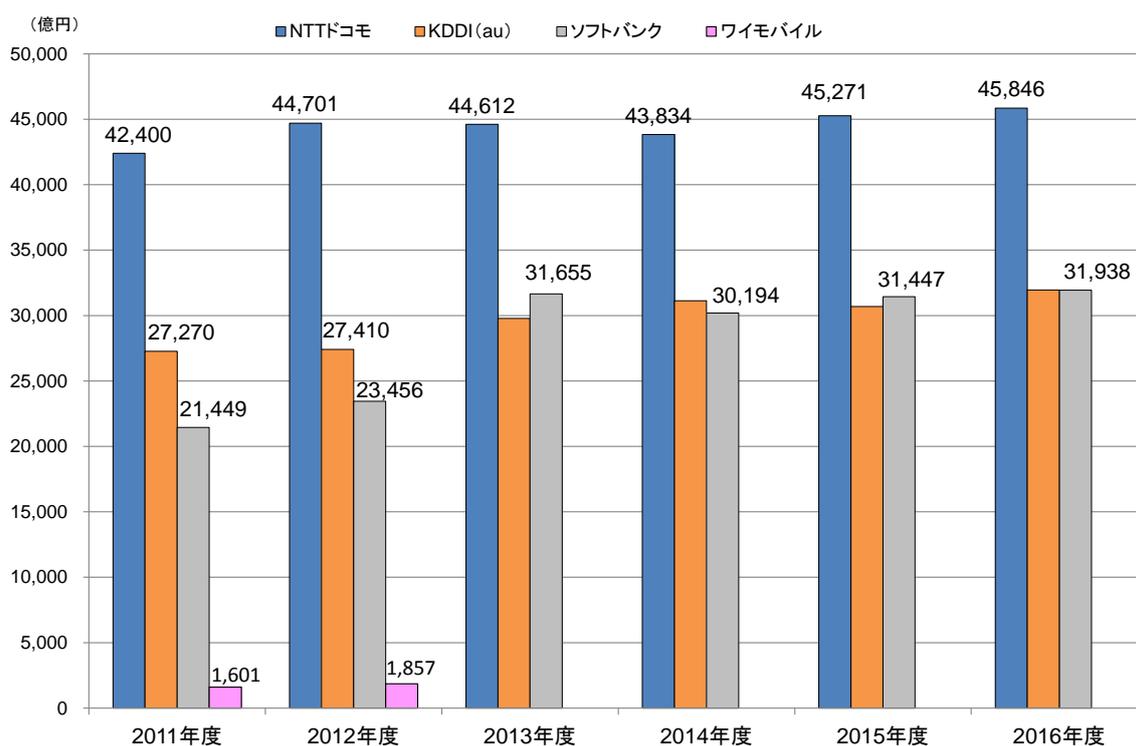
¹⁶ MVNO への提供に係るものは含まない。

イ 売上高等

2016年度におけるMNO3社の売上高¹⁷をみると、NTTドコモが4兆5,846億円（前年度比+1.3%）と最も大きい。

ソフトバンクグループは3兆1,938億円（前年度比+1.6%）となっている。

【図表I-14】MNO各社の売上高の推移



注1：KDDIについては、2012年度から移動通信事業のセグメント情報の公表を取りやめたことから推計値を用いている。

注2：ソフトバンクの2013年度以降の売上高については、ソフトバンクグループの数値。2013年度からワイモバイル（旧イー・アクセス）がソフトバンクグループの連結子会社となったことから、同年度以降はソフトバンクグループに含まれる。

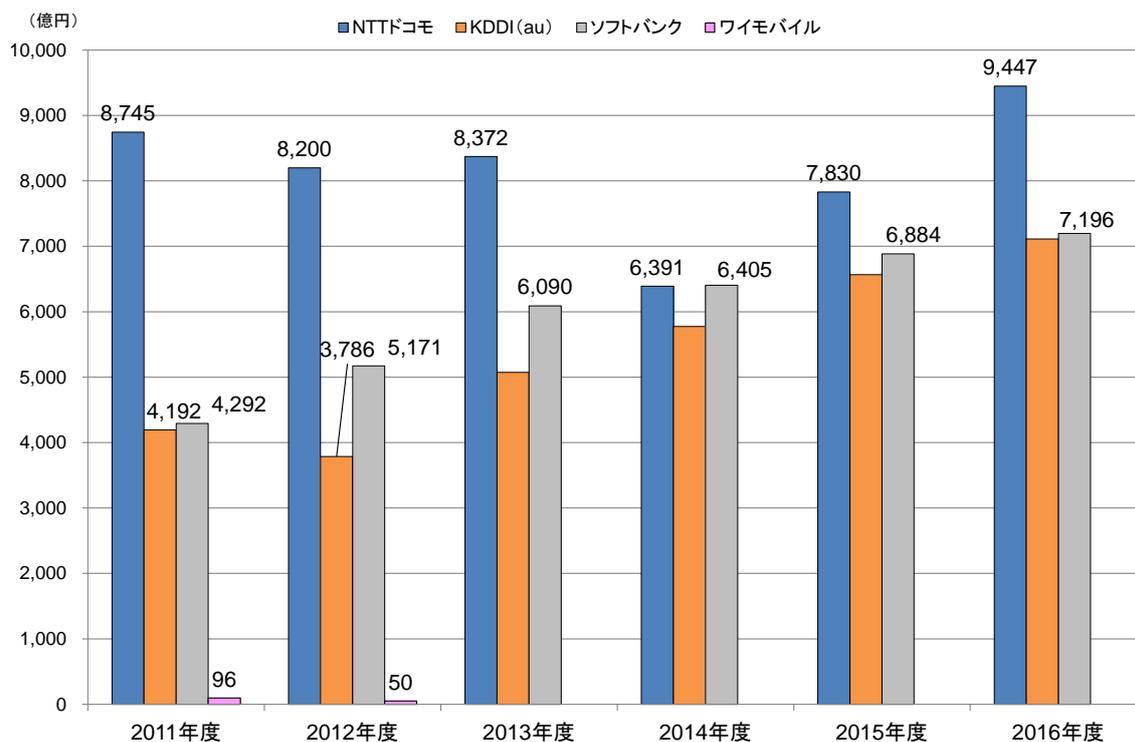
出所：各社決算資料を基に作成

¹⁷ 各MNOの卸電気通信役務の提供に係るものも含む売上高であり、各MNOの小売市場における売上高を表すものではない。

同様に営業利益¹⁸をみると、NTTドコモが9,447億円（前年度比+20.7%）、ソフトバンクグループが7,196億円（前年度比+4.5%）とともに増加傾向となっている。

他グループに比してNTTドコモが大きく営業利益を伸ばしている。

【図表 I - 15】MNO 各社の営業利益の推移



注1：KDDIについては、売上高と同様の理由により推計値を用いている。

注2：ソフトバンクの2013年度以降の売上高については、ソフトバンクグループの数値。

出所：各社決算資料を基に作成

¹⁸ 各MNOの卸電気通信役務の提供に係るものも含む営業利益であり、各MNOの小売市場における営業利益を表すものではない。

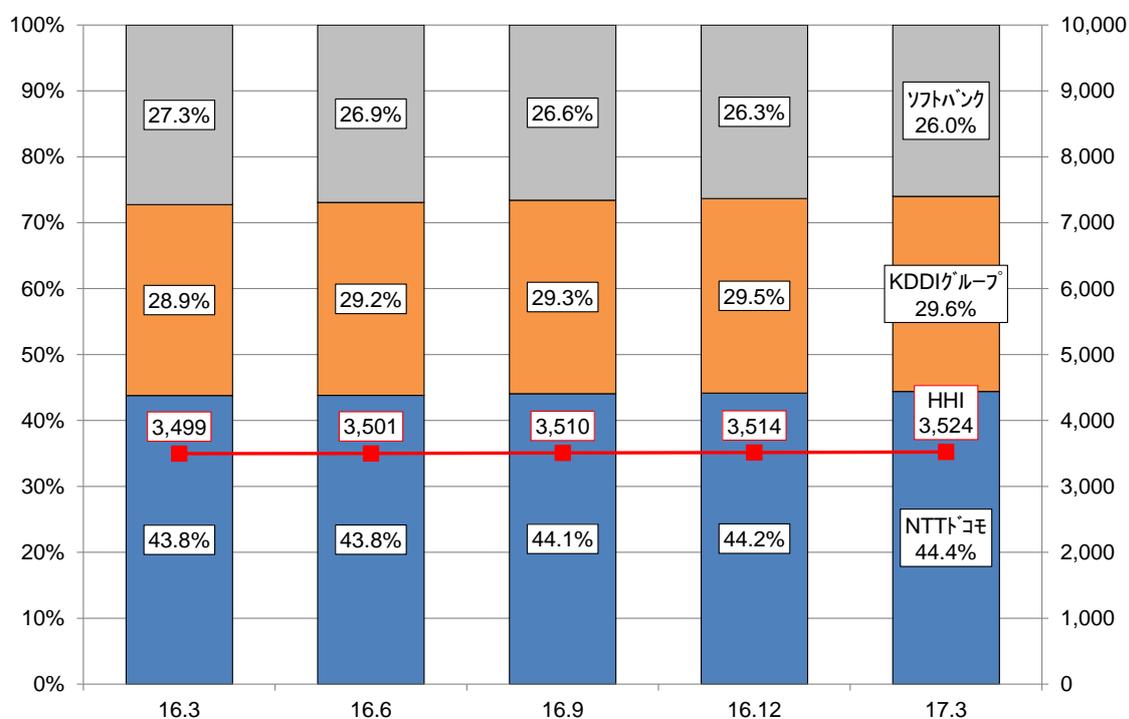
② 市場シェア

ア 契約数シェア

MNO サービス市場の事業者別シェア（グループ別）は、NTT ドコモが 44.4%（前期比 +0.3 ポイント、前年度末比 +0.6 ポイント）、KDDI グループが 29.6%（前期比 +0.1 ポイント、前年度末比 +0.6 ポイント）とともに増加傾向である一方、ソフトバンクは 26.0%（前期比 ▲0.3 ポイント、前年度末比 ▲1.3 ポイント）と減少傾向となっている。

また、HHI は 3,524（前期比 +10、前年度末比 +25）と微増となっている。

【図表 I - 16】 MNO サービス市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移（グループ別）



注：KDDI グループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQ コミュニケーションズが含まれる。

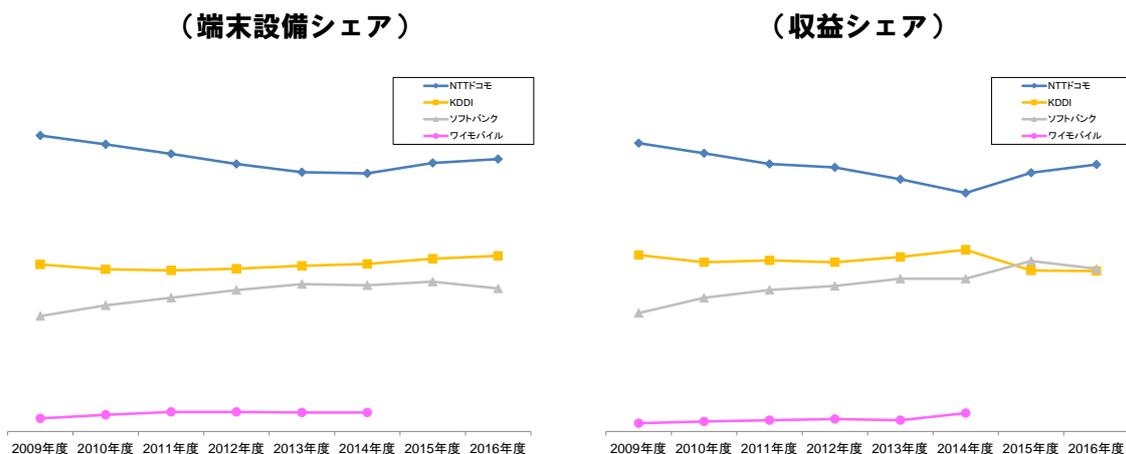
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ 携帯電話に係る端末設備シェア・収益シェア

2016年度における契約数シェアで首位であるNTTドコモは、携帯電話に係る端末設備シェア¹⁹及び収益シェア²⁰においても40%を超過している。

NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクの間で比較すると、NTTドコモは端末設備シェアと収益シェアにおいても首位であり、いずれも対前年度比で増加している。

【図表Ⅰ-17】携帯電話に係る端末設備シェア・収益シェアの推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告に基づき作成

¹⁹ 2001年の電気通信事業法改正により、モバイル市場の公正競争環境を整備する観点から、第二種指定電気通信設備制度が導入された。これまで、NTTドコモ（2002年）、沖縄セルラー（2002年）、KDDI（2005年）及びソフトバンクモバイル（現ソフトバンク）（2012年）を指定。2016年5月に施行された「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第30号）」により、端末シェアを算定する端末の範囲にBWA（WiMAX 2+及びAXGP）が追加されたため、当該施行後の指定には新しい基準で算定されたシェアが用いられる。なお、本表は携帯電話について当該施行以前の算定方法に基づき算定を行っている。

²⁰ 電気通信事業報告規則の改正により2015年度から電気通信事業営業収益のみで算出しているため、2014年度までとの単純比較はできない（2014年度までは、電気通信事業営業収益及び付帯事業営業収益で算出。）。

③ MNO各社の料金プラン

2016 年度末時点における MNO（大手携帯電話事業者）の料金プランをみると、各社とも、2016 年 6 月から新たに 25 ヶ月以降はいつでも違約金なく解約できるプラン、同年 9 月から大容量のデータ通信向けの新料金プランの提供を開始するなどしているが、いずれも料金はほぼ横並びとなっている。

【図表 I - 18】MNO（大手携帯電話事業者）の料金プラン（スマートフォンの場合）

(税抜)

会社名 (ブランド名)	NTTドコモ		KDDI (au)		ソフトバンク		(ワイモバイル)
基本料/月	カケホーダイプラン	カケホーダイライトプラン※1	カケホプラン	スーパーカケホプラン※1	スマ放題プラン	スマ放題ライトプラン※1	スマホプランS/M/L
	(2年契約・自動更新)	(2年契約・自動更新)	(2年契約・自動更新)	(2年契約・自動更新)	(2年契約・自動更新)	(2年契約・自動更新)	(2年契約・自動更新)
	2,700円 (割引適用時)	1,700円 (割引適用時) 2015.9.25提供開始	2,700円 (誰でも割適用時)	1,700円 (誰でも割適用時) 2015.9.18提供開始	2,700円 (割引適用時)	1,700円 (割引適用時) 2015.9.25提供開始	S(1GB):2,980円 M(3GB):3,980円 L(7GB):5,980円
	割引前料金:4,200円	割引前料金:3,200円	割引前料金:4,200円	割引前料金:3,200円	割引前料金:4,200円	割引前料金:3,200円	割引前料金 S(1GB):3,980円/月 M(3GB):4,980円/月 L(7GB):6,980円/月
フリーコース ※2		誰でも割ライト ※2		フリープラン ※2			
2,700円		1,700円		3,000円		2,000円	
ネット接続料	spモード 300円		LTE NET 300円		ウェブ使用料 300円		基本料を含む
データ通信料/月	1GB	—	—	2,900円	2,900円		基本料を含む <参考> スマホプランS:2GB スマホプランM:6GB スマホプランL:14GB *いずれもデータ容量2倍(2年間) キャンペーン適用の場合 (2015.9.1以降)
	2GB	3,500円	3,500円	—	3,500円		
	3GB	—	—	4,200円	—		
	5GB	5,000円 (6,500円※3 (2016.3.1から提供開始))	—	5,000円	5,000円		
	8GB	6,700円 ※4	—	6,700円 ※4	6,700円 ※4		
	10GB	9,500円 ※3	—	8,000円 ※4	9,500円 ※3 9,500円(データ定額パック10GB) ※4		
	13GB	—	—	9,800円 ※4	—		
	15GB	12,500円 ※3	—	—	12,500円 ※3 12,500円(データ定額パック15GB) ※4		
	20GB	16,000円 ※4 ▶ 6,000円 ※5	—	6,000円 ※5	16,000円 ※4 ▶ 6,000円 ※5		
	30GB	22,500円 ※4 ▶ 8,000円 ※5	—	8,000円 ※5	22,500円 ※4 ▶ 8,000円 ※5		
	50GB	16,000円 ※3 ※5	—	—	16,000円 ※3 ※5		
100GB	25,000円 ※3 ※5	—	—	25,000円 ※3 ※5			
合計	6,500円~11,000円	4,500円*~10,000円	6,500円~11,000円	4,900円~10,000円	5,900円~11,000円	4,900円~10,000円	2,980円~4,980円
備考	*14年6月提供開始(ライトプラン15年9月、シェアプラン16年3月に追加) *14年10月から、未使用の容量を翌月に繰越可能(利用条件あり) *上記以外に契約年数に応じた割引(最大▲2,500円/月)あり * 3人家族の場合の1人当たりの料金		*14年7月提供開始(スーパーカケホプランは15年9月、1GBプランは16年3月) *データ通信量を家族に繰越可能(利用条件あり) *未使用の容量を翌月繰越可能(利用条件あり)		*14年7月提供開始(ライトプラン15年9月、1GBプラン16年4月) *未使用の容量を翌月に繰越可能(利用条件あり) *上記以外に2年契約の更新の都度、料金の割引(▲200円/月)等あり		*14年8月提供開始。

- ※1：5分以内の国内通話がかけ放題。5分を超えた場合は20円/30秒。
- ※2：24ヶ月経過後はどの時期に契約解除しても契約解除料(通常9,500円:税別)が不要となるプラン。3社いずれも2016年6月1日から提供開始。
- ※3：家族間でデータ容量をシェア可能(各プランとの組み合わせ可)。
- ※4：3社いずれも2016年9月から新規受付停止(ドコモ:2016年9月23日、KDDI:同年9月14日、ソフトバンク:同年9月12日)。
- ※5：3社いずれも2016年9月から提供開始(ドコモ:2016年9月15日(50GB,100GBは9月23日から受付)、KDDI:同年9月15日、ソフトバンク:同年9月13日(プラン変更、50GB,100GBは9月29日から受付))。

出所:各社ウェブサイトを基に作成

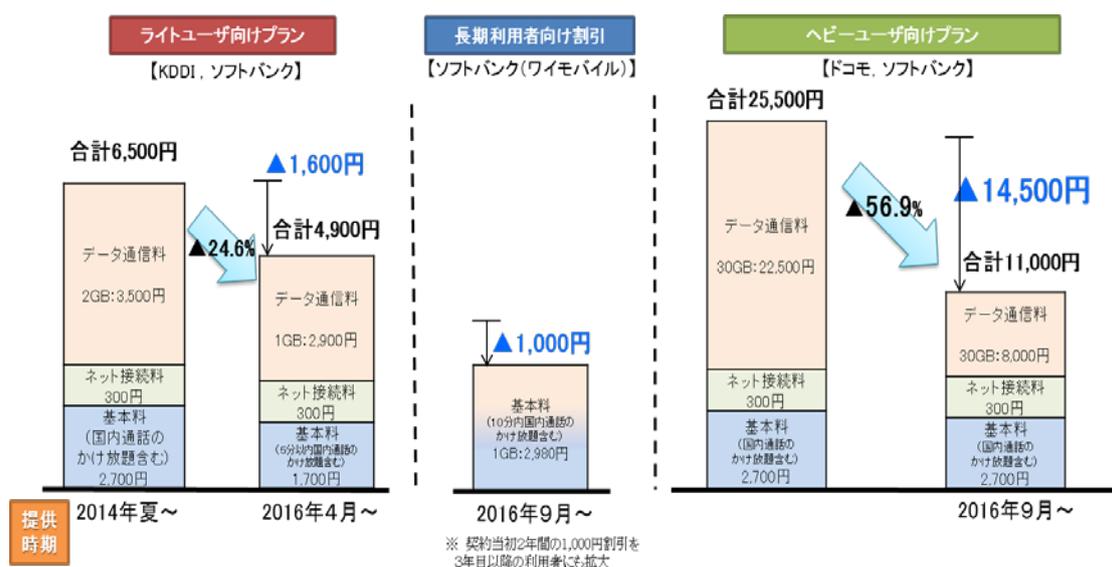
従前、MNO のスマートフォン料金プランは、基本料が 2,700 円（国内通話かけ放題込み）、データ通信料金が「2GB で 3,500 円」からの設定となっていた。

その後、MNO 各社は、「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の取りまとめを踏まえた 2015 年 12 月「総務大臣の要請」等を受けて、

- 2016 年 4 月以降、一部事業者がライトユーザ向けに、データ通信料金「1GB で 4,900 円」プランを導入し、最大 1,600 円低廉化、
 - 2016 年 9 月以降、長期利用者向け割引の導入により最大 1,000 円低廉化、
 - 2016 年 9 月以降、各事業者がヘビーユーザ向けプランを導入し、データ通信料金の値下げ等により、最大 14,500 円低廉化
- などを実現している。

また、2017 年度に入ってから、一部の MNO が新たな料金プランの提供を開始するなど、更なる料金の低廉化に向けた動きがみられる²¹。

【図表 I - 19】MNO（大手携帯電話事業者）のスマホ料金低廉化（例）



出所：各社ウェブサイトを基に作成

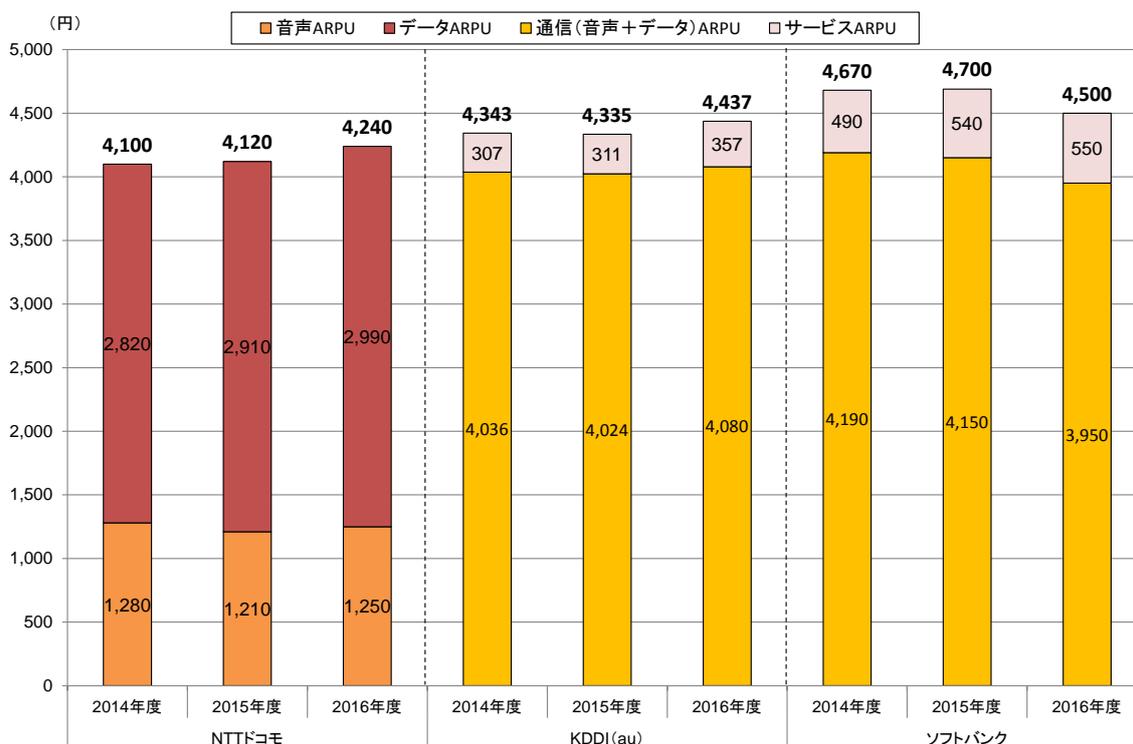
²¹ NTT ドコモは、家族でデータ通信量を分け合うプランの利用者を対象に、家族通話のみが無料となる月額 980 円の新たな音声プラン（シンプルプラン）を 2017 年 5 月から提供開始。また、特定の端末の購入が必要ではあるものの、その後は、どの端末を利用しても期間無限定で 1,500 円低い通信料金が適用されるプラン（docomo with）を 2017 年 6 月から提供開始。

④ MNO各社の利益水準

MNO各社の利益水準(ARPU²²)をみると、NTTドコモは4,240円(前年度比+120円)、と増加傾向となっている。

KDDIは4,437円(前年度比+102円)と前年度から増加し、ソフトバンクは4,500円(前年度比▲200円)と前年度から減少している。

【図表 I - 20】 MNO各社のARPUの推移



注1：各社のARPUは各社ごとの基準で算出、公表されているもの。同一の計算方法で算出されたものではない。

注2：KDDI及びソフトバンクは音声+データ合計のARPUのみ公表。

出所：各社決算資料を基に作成

²² Average Revenue Per User の略。加入者一人当たりの月間売上高。

⑤ 通信速度（実効速度）

MNO 各社のホームページにおいて、2015 年 7 月に総務省が作成した「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」（平成 27 年 7 月 31 日策定。以下「実効速度に関するガイドライン」という。）²³に則して計測された実効速度が公表されている²⁴。

【図表 I-21】「実効速度に関するガイドライン」に基づく測定結果

会社名 (ブランド名)	NTTドコモ		KDDI (au)		ソフトバンク			
計測場所	秋田市、水戸市、東京23区、相模原市、浜松市、京都市、神戸市、広島市、熊本市、大分市		福島市、東京23区、甲府市、静岡市、名古屋市、大阪市、岡山市、高知市、福岡市、鹿児島市		札幌市(150地点)、新潟市(70地点)、東京23区(710地点)、岐阜市(70地点)、堺市(70地点)、神戸市(120地点)、広島市(100地点)、高松市(70地点)、熊本市(70地点)、長崎市(70地点)			
計測場所の選定	・実効速度に関するガイドラインで規定された中立的機関において、以下3分類から各々でランダムに選定された3都市及び東京都特別区の合計10都市(※)(1500カ所) 【分類】①「人口100万人以上」、②「人口50万人以上100万人未満」、③「人口50万人未満」 (※)全国10都市から300メッシュ(1メッシュ:500m四方)×5地点=計1,500カ所							
計測期間	2016年10月～12月		2017年1月～2月		2017年2月～3月			
計測時間	「オフィス街・繁華街メッシュ」は正午から午後6時、 「住宅街メッシュ」は午後3時から午後9時まで							
計測OS	iOS		Android		iOS		Android	
実効速度	下り	88Mbps～146Mbps	97Mbps～162Mbps	55Mbps～108Mbps	59Mbps～110Mbps	55Mbps～108Mbps	55Mbps～95Mbps	
	上り	17Mbps～27Mbps	18Mbps～28Mbps	10Mbps～15Mbps	10Mbps～19Mbps	10Mbps～15Mbps	19Mbps～29Mbps	
最大値 (Mbps)	下り	247	238	206	200	170	186	
	上り	39	39	20	24	32	60	
第3四分位数 (Mbps)	下り	146	162	108	110	95	96	
	上り	27	28	15	19	28	29	
中央値 (Mbps)	下り	111	126	78	81	74	76	
	上り	23	23	12	12	24	26	
第1四分位数 (Mbps)	下り	88	97	55	59	55	56	
	上り	17	18	10	10	17	21	
最小値 (Mbps)	下り	9	27	21	19	17	21	
	上り	1	1	1	1	2	2	

注1：実効速度の測定場所は、「実効速度に関するガイドライン」で規定された中立的機関により、人口に応じて3分類された都市から各々でランダムに選定された3都市及び東京都特別区の計10カ所で測定されるため、上記は同一場所での測定結果の比較表ではない。

注2：NTTドコモ及びKDDIにおいては、各計測場所の地点数は公表されていない。

注3：計測に用いられた端末種別は、ソフトバンクを除き、公表されていない。

注4：計測期間(時期)は、「実効速度に関するガイドライン」の規定により、各事業者で任意選択可能(計測準備、計測要員の手配など準備時間を要する等の事情から)。

出所：各社ウェブサイトを基に作成

²³ 総務省では、「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」を開催し、実効速度等のサービス品質計測等の在り方や必要な方策を検討し、2015年7月に報告書を公表。また、同報告書を受けて、移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの事業者共通の実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等をまとめた「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」を公表。

²⁴ NTTドコモ https://www.nttdocomo.co.jp/support/area/effective_speed/index.html

KDDI <http://www.au.kddi.com/mobile/area/effective-speed/>

ソフトバンク <http://www.softbank.jp/mobile/network/explanation/speed-survey/>

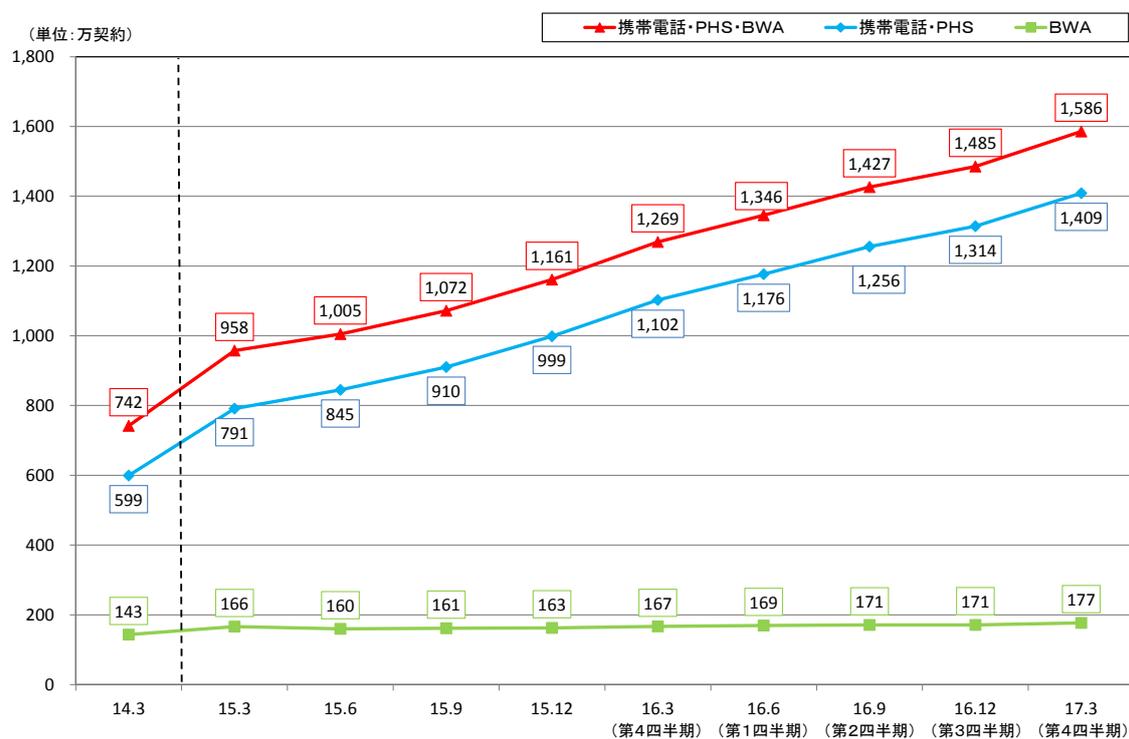
(3) MVNO サービス市場

① 市場規模

ア 契約数

2016 年度末時点における MVNO サービス契約数は 1,586 万²⁵（前期比+6.8%、前年度末比+25.0%）と増加傾向である。

【図表 I - 22】 MVNO（MNO である MVNO を除く）サービスの契約数の推移



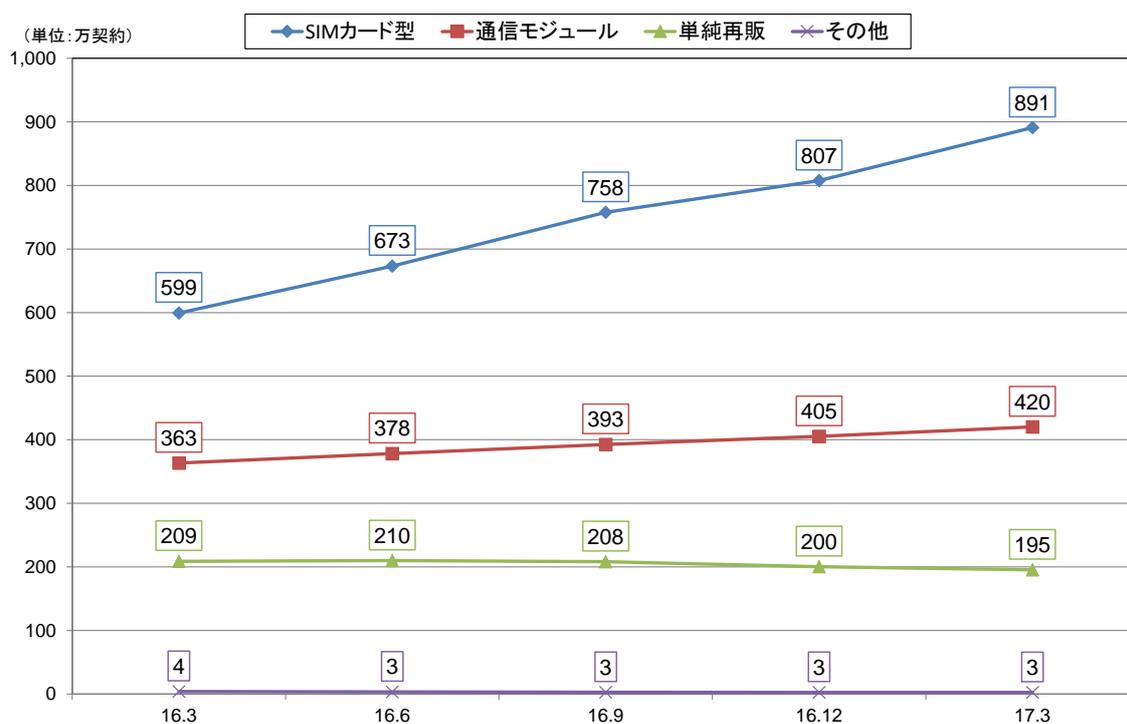
注：MNO からの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

²⁵ 脚注 11 に同じ。

契約数が3万以上のMVNOのサービス区別契約数は、SIMカード型が891万（前期比+10.3%、前年度末比+48.6%）、通信モジュールが420万（前期比+3.7%、前年度末比+15.6%）とともに増加傾向となっている。

【図表 I - 23】 MVNO サービスの区別契約数の推移



注1：提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

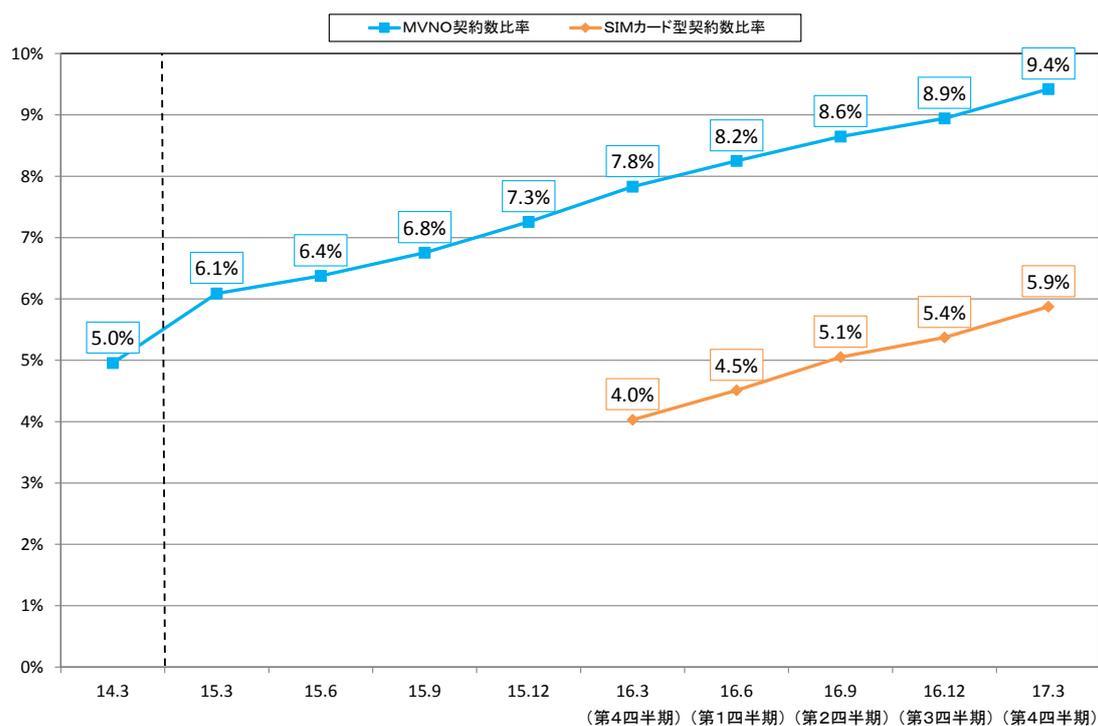
注2：それぞれの区分については以下のとおり。

- ・SIMカード型：SIMカードを使用してMVNOサービスを提供している場合（SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。）で、自ら最終利用者に提供しているもの。
- ・通信モジュール：特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの
- ・単純再販：MNOが提供するサービスと同内容のMVNOサービスを提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
- ・その他：「SIMカード型」「通信モジュール」「単純再販」のいずれにも属さないMVNOサービス。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

移動系通信の契約数に占める MVNO サービスの契約数の比率は、9.4%（前期比+0.5 ポイント、前年度末比+1.6 ポイント）と増加傾向となっている。

【図表 I - 24】移動系通信の契約数に占める MVNO サービスの契約数比率及び SIM カード型の契約数比率の推移



注 1 : MVNO サービスの契約数比率 = MVNO サービスの契約数 / 移動系通信の契約数

注 2 : SIM カード型の契約数比率 = SIM カード型の契約数 / (移動系通信の契約数 - MNO が提供する通信モジュールの契約数)

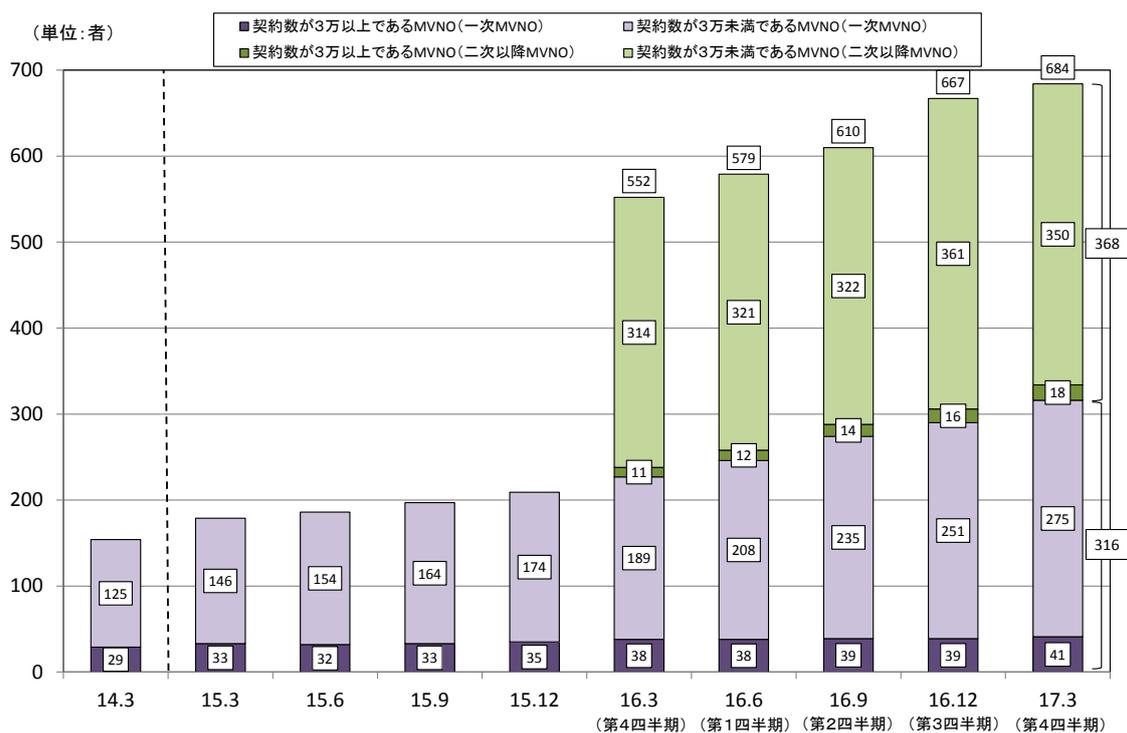
注 3 : MNO が提供する通信モジュールの契約数は 1,659 万 (2016 年度末)。

出所 : 電気通信事業報告規則に基づく報告

イ 事業者数

一次 MVNO²⁶サービスの事業者数は 316 者²⁷（前期比+26 者、前年度末比+89 者）、二次以降の MVNO²⁸サービスの事業者数は 368 者（前期比▲9 者、前年度末比+43 者）とともに前年度末と比べて大きく増加している。

【図表 I - 25】MVNO サービスの事業者数の推移



注1: MNO 及び提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

注2: 二次以降のMVNOの事業者数には、二次以降のMVNOのみから回線の提供を受けている契約数3万未満のMVNOの事業者数は含まない。

注3: 二次以降のMVNOサービスの事業者数については、2016年3月末より報告事項に追加されている。

出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

²⁶ MNO から直接回線の提供を受ける MVNO。

²⁷ MNO である MVNO を含めると 320 者。

²⁸ MVNO から回線の提供を受ける MVNO。

【参考】MVNO サービスの区分別事業者数の推移

(単位：者)

区分	16.3	16.6	16.9	16.12	17.3
SIM カード型	29 (15)	29 (15)	33 (16)	38 (20)	41 (20)
通信モジュール	17 (12)	17 (12)	17 (12)	17 (12)	18 (12)
単純再販	17 (15)	17 (15)	19 (15)	18 (14)	19 (15)
その他	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)

注1：契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

注2：複数のサービスを提供する事業者については、それぞれの区分毎に事業者数を計上している。

注3：括弧内はそれぞれの区分における一次MVNOの事業者数。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

② 市場シェア

2016年度末時点におけるMVNOサービス市場の事業者（契約数が3万以上のMVNO）別シェア²⁹は、主に通信モジュールを提供する事業者が上位を占めるものの、そのシェアは減少傾向。一方、主にSIMカード型を提供する事業者の上位5社のシェアの合計は増加傾向となっている。

また、契約数が3万以上のMVNOの事業者数は59者（前期比+4者、前年度末比+10者）と増加している。これに伴い、HHIは605（前期比▲19、前年度末比▲54）と減少傾向となっている。

契約数が3万以上のMVNOのうち、SIMカード型を提供する事業者の数は41者（前期比+3者、前年度末比+12者）と増加しており、これに伴い、当該MVNOの事業者別シェア³⁰を基に算出したHHIは713（前期比▲36、前年度末比▲173）と減少傾向となっている。SIMカード型を提供する事業者間の競争が進展していることが窺える。

なお、MNOであるMVNO³¹を含めたSIMカード型の契約数が3万以上のMVNOの事業者別シェアを基に算出したHHIは670（前期末比▲41、前年度末比▲196）となる。当該契約数に占めるUQコミュニケーションズのシェアは、増加傾向であるものの小さい。

契約数が3万以上のMVNOのうち、通信モジュールを提供する事業者の数は18者（前期比、前年度末比ともに+1者）と微増している。当該MVNOの事業者別シェアを基に算出したHHIは3,408（前期末比+67、前年度末比+290）と増加傾向となっている。

²⁹ 他のMVNOへの提供(再卸)に係るものは含まない。また、MNOのグループ内取引による契約数の重複を排除している。

³⁰ SIMカード型の契約数における事業者別シェアは、インターネットイニシアティブが最も高く14.8%、その他の主な事業者のシェアは、NTTコミュニケーションズが12.9%、ケイ・オプティコムが7.6%、ソニーネットワークコミュニケーションズが5.5%となっている。

³¹ MNOであるMVNOのうち、UQコミュニケーションズがSIMカード型を提供。

③ MVNO の料金プラン

2017年5月時点における主要MVNOの料金プラン（音声通話付きデータ通信）は、以下のとおりである。

データ通信については、従来プランに加えて、2016年10月以降、大容量プラン（20GB以上を目安）が順次導入にされ、選択肢が拡大している。

また、音声通話については、2015年1月以降、定額制プランが順次導入・拡大されており、多様化が進行している。

【図表 I-26】MVNO のサービス・料金の概要（代表例）

会社名 (ブランド名)	IJ (IJ mio) <タイプD、タイプA>	NTTコミュニケー ションズ(OCN モバイルone)	ケイ・オプティコム (mineo) <Dプラン> <Aプラン>	ソネット (nuroモバイル)	DMM (DMMモバイル) <シングルコース>	ニフティ (NifMo)	日本通信(t-mobile) <25GB定額> <おかわりSIM 5段階定額>	ビッグロブ (BIGLOBE SIM)	U-NEXT(U-mobile) <U-mobile 通話プラス>	楽天 (楽天モバイル)				
データ通信・音声サービス料金 ※1	1GB	-	-	1,500円	1,410円	-	1,260円	1,340円(1.1GB)	-	1,300円	1,400円	1,480円	2,980円	-
	2GB	-	-	-	-	1,400円	1,380円	-	1,550円	-	-	-	-	-
	3GB	1,600円	1,800円	1,600円	1,510円	1,600円	1,500円	1,600円	-	1,800円	1,600円	1,580円	3,980円	1,600円(3.1GB)
	4GB	-	-	-	-	1,800円	-	-	-	2,050円	-	-	-	-
	5GB	-	-	-	-	2,000円	1,910円	-	-	2,300円	-	1,980円	-	-
	6GB	2,220円	2,150円	2,280円	2,190円	2,200円	-	-	-	2,150円	-	-	-	2,150円
	7GB	-	-	-	-	2,400円	2,560円	2,300円	-	-	-	-	5,980円※5	-
	8GB	-	-	-	-	2,600円	2,680円	-	-	-	-	-	-	-
	9GB	-	-	-	-	2,800円	-	-	-	-	-	-	-	-
	10GB	3,260円	3,000円	3,220円	3,130円	3,000円	2,890円	-	-	-	-	-	-	2,960円
	12GB	-	-	-	-	-	-	-	-	3,400円	-	-	-	-
	13GB	-	-	-	-	-	-	2017.2.1開始	3,500円	-	-	-	-	-
	15GB	-	-	-	-	-	-	2016.7.2開始	3,890円	-	-	-	-	-
20GB	-	2017.2.1開始	4,850円	2017.8.1開始	4,590円	-	2016.7.2開始	4,680円	-	2017.2.16開始	5,200円	-	2016.11.4開始	4,750円
25GB	-	2017.2.1開始	-	2017.8.1開始	-	-	-	3,180円	-	2017.2.16開始	2,880円	-	2016.11.4開始	-
30GB	-	6,750円	6,600円	6,510円	-	-	-	-	-	7,450円	-	-	6,150円	
参考 (他プラン)	-	音声対応 110MB/日 1,600円 170MB/日 2,080円	500MB /1,400円	500MB /1,310円	5時間/日 3,200円	音声限定 (データ通信不可) /1,140円	-	音声限定(データ通信不可) /1,290円(無料通話32.5分) /2,290円(同上 75分) /3,710円(同上 178.5分)	-	LTE使い放題 無制限/2,980円 無制限/2,730円	-	-	音声限定 (データ通信不可) /1,250円	
音声通話料	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	(10分超過以降) 20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	
オプション 音声通話 定額(例) ※2	※4 3分以内/800円 10分以内/830円	10分以内 /850円	※5 累積30分/月 840円 累積60分/月 1,680円	5分以内 /850円	5分以内 /850円	国内通話放題 /1,300円	3分以内 (1日50回まで) /500円	3分以内/850円 累積60分/月 650円	3分以内 (1日50回まで) /500円	10分以内 (月30回) /料金は 上記欄に含む	5分以内 (月30回) /料金は 上記欄に含む	国内通話放題 /2,380円	国内通話放題 /2,380円 (2017.4.24開始)	
導入時期	2016.8.3開始	2016.8.1開始	2017.8.1開始	2017.2.1開始	2017.2.23開始	2015.10.29開始	2016.10.6開始	2016.10.23開始	2016.5.9開始	2016.7.4開始	2016.1.1開始	2016.1.1開始	2016.1.1開始	
合計※3	2,200円	2,650円	2,250円(Aプラン)	2,200円	2,110円	2,640円	3,680円	1,800円	2,050円	1,980円	2,980円	2,450円		

※1：別途音声通話料金がかかる。

※2：音声通話（定額制・かけ放題プラン）の通話方式：(★) キャリア回線方式、(■) 音声通話(プレフィックス方式)、(▲) IP電話方式

※3：音声通話サービス付データ通信の最安プランとオプション「音声通話定額」の最安プランを合算した料金。

※4：これに加え、家族間通話がそれぞれ10分以内、30分以内は無料。

※5：新規受付終了。

注1：月額・税抜。2017年5月1日時点。

注2：キャンペーン等によるデータ通信の増量や料金割引は記載していない。

出所：各社ウェブサイトを基に作成

④ 通信速度（実効速度）

上記(2)⑤のとおり、MNO 各社のホームページにおいて、総務省が策定した実効速度に関するガイドラインに則して計測された実効速度が公表されている。

総務省は、平成 29 年度から、IoT 時代において様々な場面で利用され重要性を増すモバイル通信システムについて、多様な通信方式の登場を踏まえ、伝送速度の計測手法を検討することとしており、まずは実態把握を実施予定である。

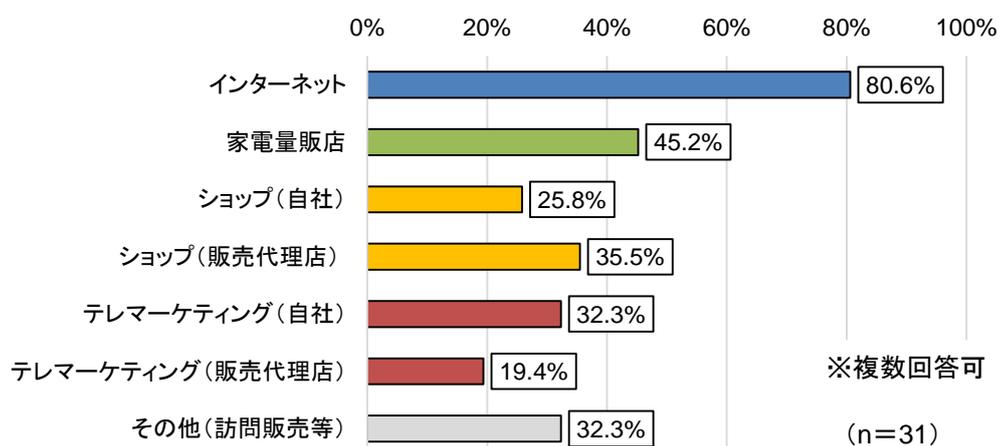
なお、MVNO の実効速度については、実効速度に関するガイドラインにおいて、業界団体において検討することとされていることから、当該実態把握の結果を活用し、業界団体において MVNO に関するモバイル通信システムの実効速度計測及び表示の手法について検討することとなっている。

2 利用者の動向等に係る分析

① 利用者の契約場所等

MNO は、「ショップ」「家電量販店」「インターネット」「テレマーケティング」といった販売チャネルを有しているが、MVNO における販売チャネルの状況についてみると、「インターネット」(80.6%) が最も多く、次いで「家電量販店」(45.2%)、「ショップ（販売代理店）」(35.5%)、「テレマーケティング（自社）」(32.3%) となっている。

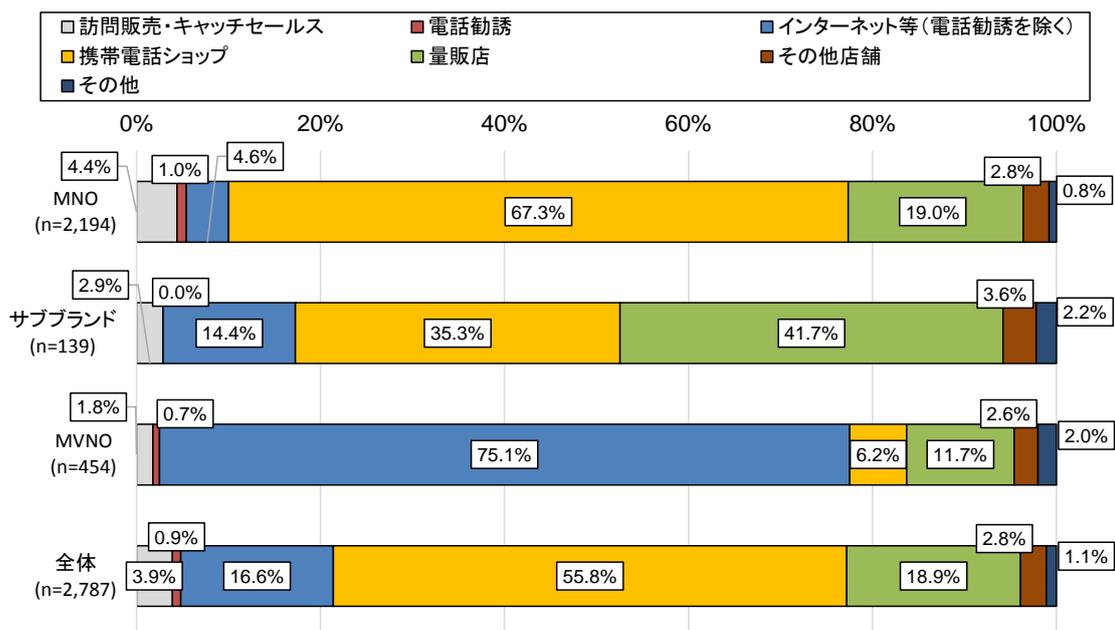
【図表 I -27】 MVNO における販売チャネルの状況



出所：2016 年度事業者アンケート

移動系通信サービスの契約場所はMNO、MNOのいわゆるサブブランド（UQコミュニケーションズ及びソフトバンク〔ワイモバイル〕。以下単に「サブブランド」という。）及びMVNOで傾向が異なっており、MNOでは「携帯電話ショップ」（67.3%）、サブブランドでは「量販店」（41.7%）、MVNOでは「インターネット等」（75.1%）がそれぞれ最も多かった。

【図表 I - 28】 移動体通信サービスの契約場所

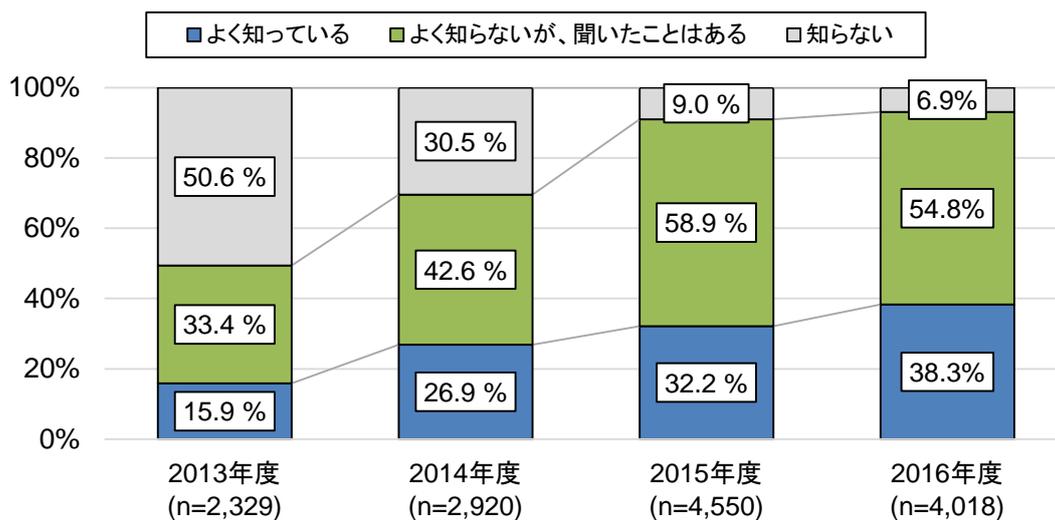


出所：2016年度利用者アンケート

② MVNOサービスの認知度等

MVNOサービスの認知度は年々高まっており、2016年度は「よく知っている」が、38.3%（前年度比+6.1ポイント）であった。

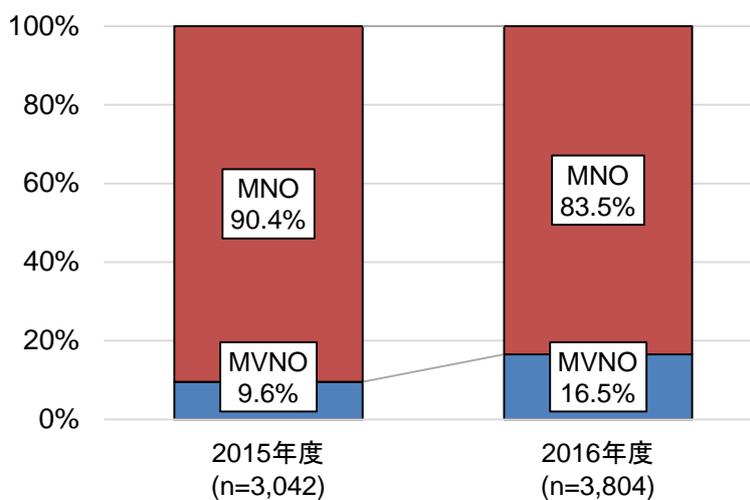
【図表 I - 29】 MVNOサービスの認知度



出所：2013～2016年度利用者アンケート

また、MVNOサービスの利用率は16.5%（前年度比+6.9ポイント）に増加している。

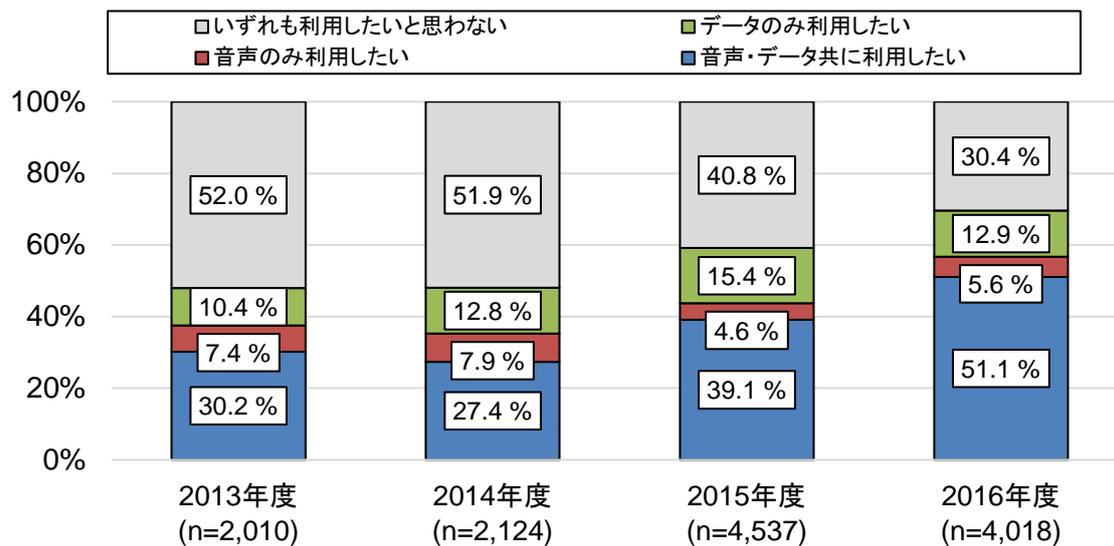
【図表 I - 30】 MVNOサービスの利用率の推移



出所：2015、2016年度利用者アンケート

MVNO サービスの利用意向については、「利用したい」とする者が 69.6%（前年度比+10.5 ポイント）に増加している。

【図表 I -31】 MVNO サービスの今後の利用意向



出所：2013～2016 年度利用者アンケート

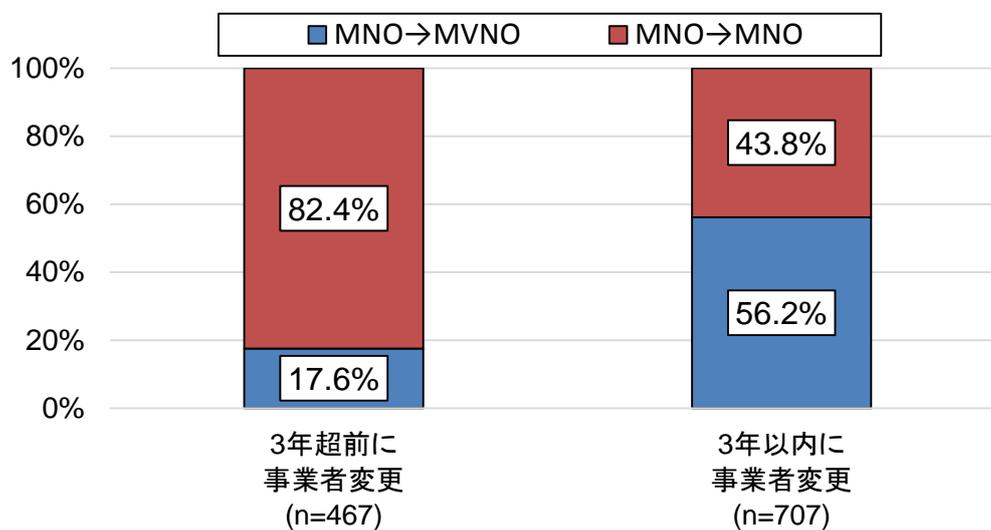
③ 事業者の選択・変更状況等

ア 事業者変更経験等

移動系通信サービスの事業者変更経験について、3年以内にMNOから他のMNO又はMVNOへの事業者変更経験がある者のうち、MVNOに変更した者の割合（56.2%）が他のMNOに変更した者の割合（43.8%）を上回っており、3年超前と比べてMNOからMVNOへの移行が一定程度進んでいることが窺える。

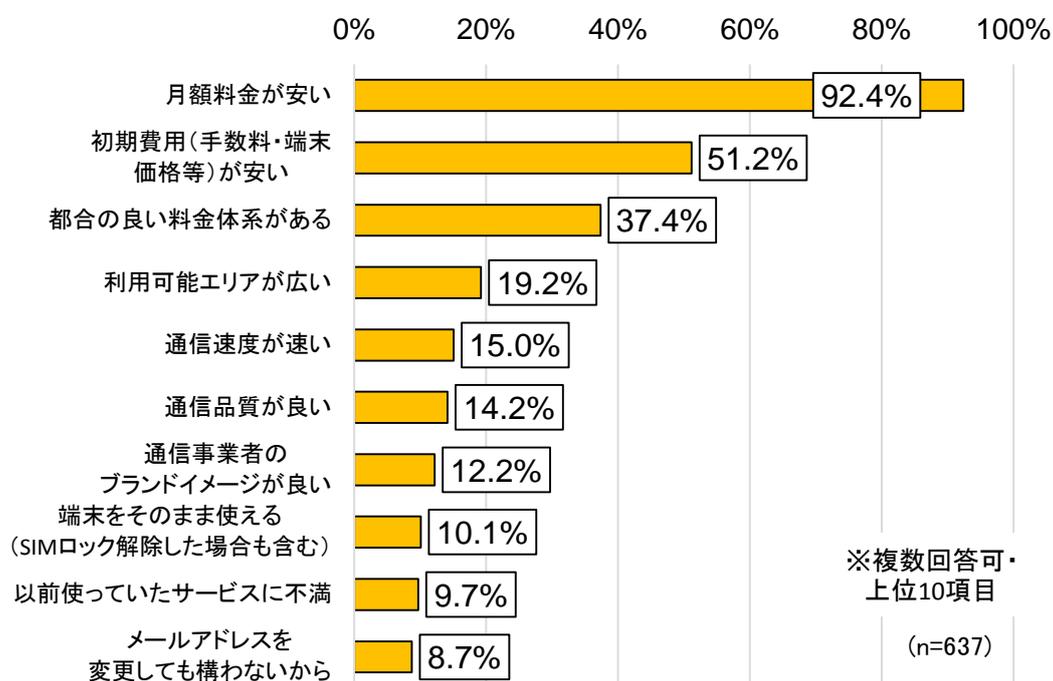
なお、MVNOサービスの選択理由としては、「月額料金が安い」（92.4%）が最も多い。

【図表 I - 32】 MNO からの事業者変更の状況



出所：2016年度利用者アンケート

【図表 I - 33】MVNO サービスの選択理由



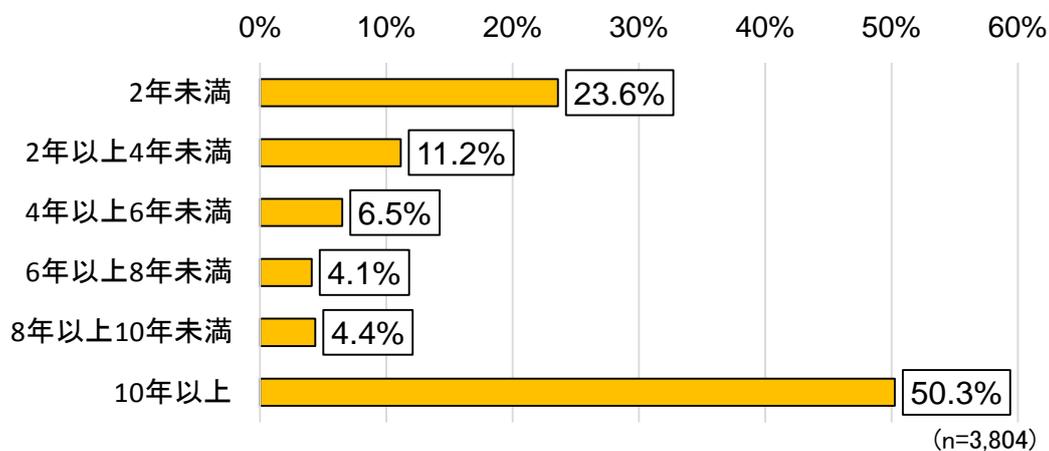
出所：2016 年度利用者アンケート

イ 事業者の利用継続年数等

移動系通信事業者の利用継続年数は「10 年以上」(50.3%) が最も多く、次いで「2 年未満」(23.6%) であった。

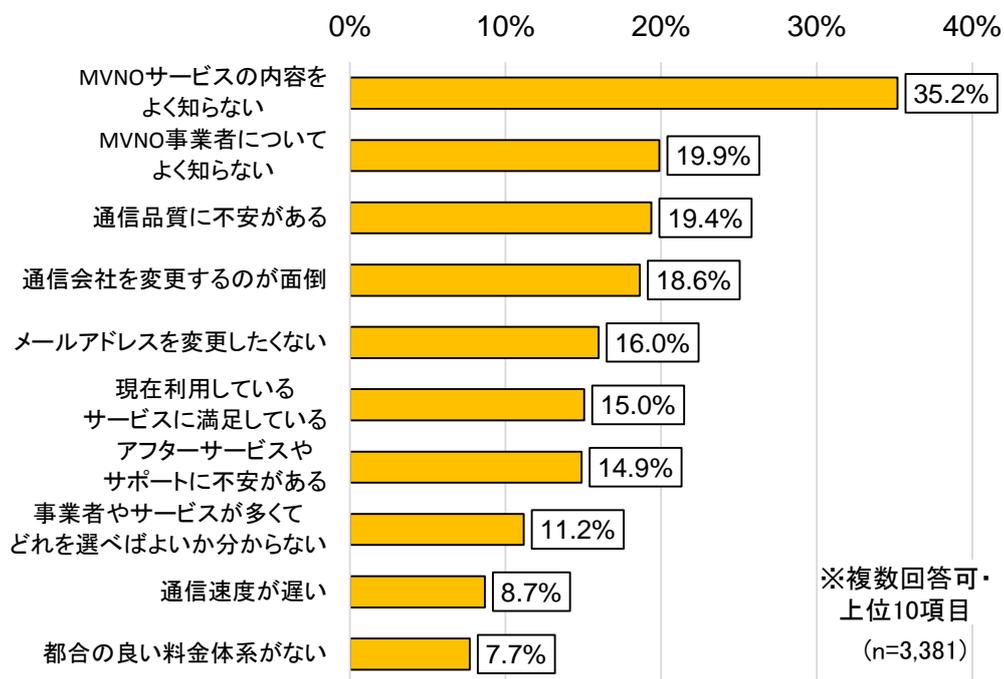
MVNO サービスを利用しない理由としては、「サービスの内容をよく知らない」(35.2%)、「事業者についてよく知らない」(19.9%) が挙げられている。

【図表 I - 34】移動系通信事業者の利用継続年数等



出所：2016 年度利用者アンケート

【図表 I - 35】MVNO サービスを利用しない理由



出所：2016 年度利用者アンケート

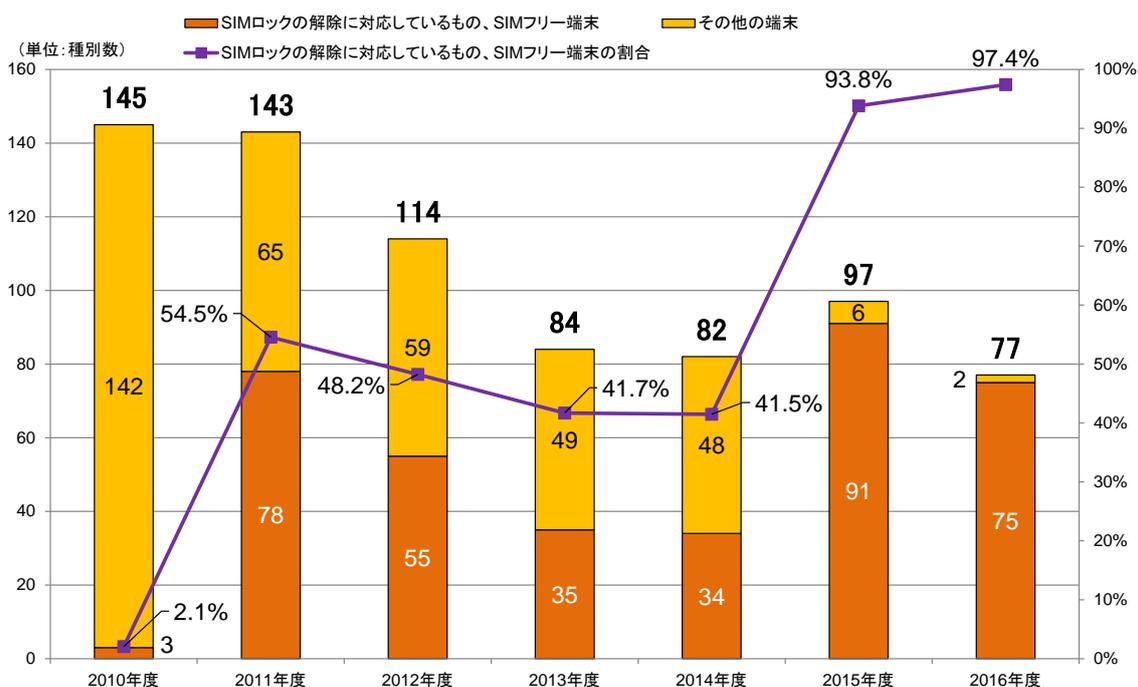
④ SIMロック解除の状況等

2016年度において発売された端末の種別75のほぼ全て(97.4%)がSIMロック解除可能な端末及びSIMフリー端末となっている。

SIMロック解除の利用件数は、2016年度第1四半期以降大きく増加しており、また、SIMロック解除の利用意向については、「既に活用した」「今後活用してみたい」の合計が54.7%(前年度比+2.8ポイント)と増加している。

なお、総務省は、ICTサービス安心・安全研究会「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」の取りまとめ(2016年11月)を踏まえ、SIMロック解除が可能となるまでの期間の短縮などによって利用者の利便性を向上させるため、2017年1月に「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を策定した^{32,33}。

【図表 I - 36】 SIMフリー・SIMロック解除端末の状況



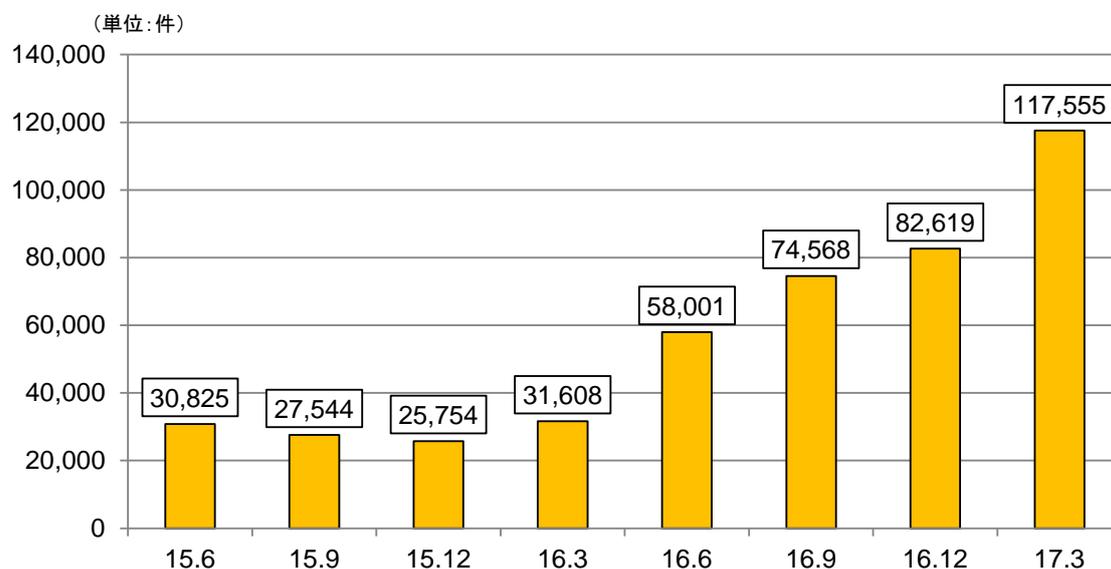
出所：2010～2014 事業者アンケート及び電気通信事業報告規則に基づく報告

³² 「モバイルサービスの提供条件・端末に関するガイドラインについての意見募集の結果」(平成29年1月10日)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000404.html

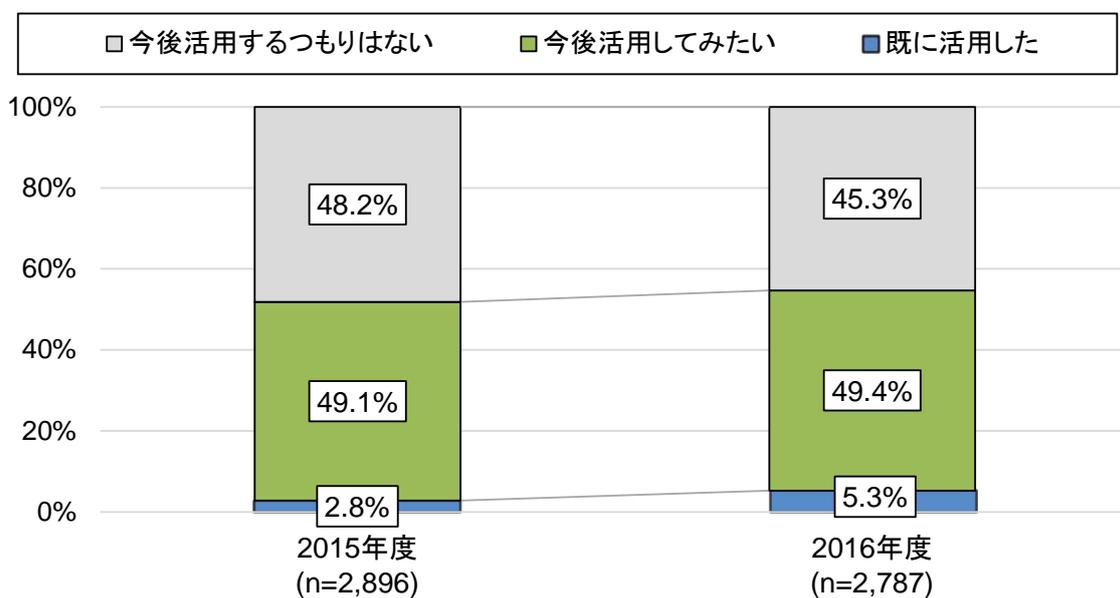
³³ 「SIMロック解除に関するガイドライン」(平成26年12月改正)及び「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」(平成28年3月)の内容を改正し統合。

【図表 I - 37】 毎四半期の SIM ロック解除の利用件数



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表 I - 38】 SIM ロック解除の利用意向



出所：2015、2016 年度利用者アンケート

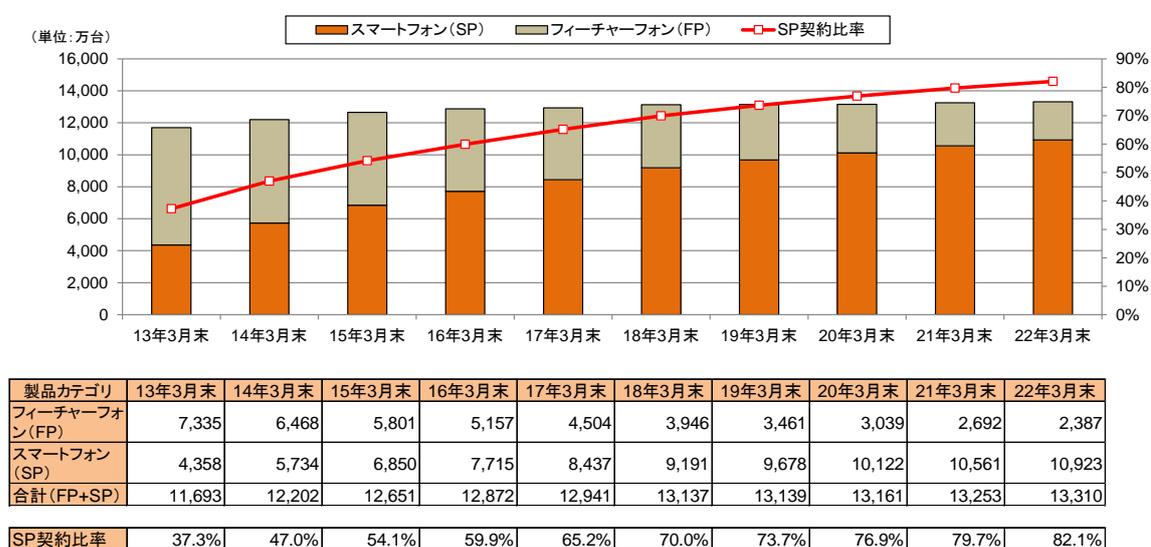
⑤ 料金プランの選択状況等

ア スマートフォン契約数等の推移

民間調査会社の推計によれば、2016 年度末時点におけるスマートフォンの契約数は 8,437 万件であり、フィーチャーフォンとの合計の 6 割を超えている。

なお、利用者アンケートの回答者における端末の調達方法についてみると、「新品」を購入した者の割合が 96.0%となっている。

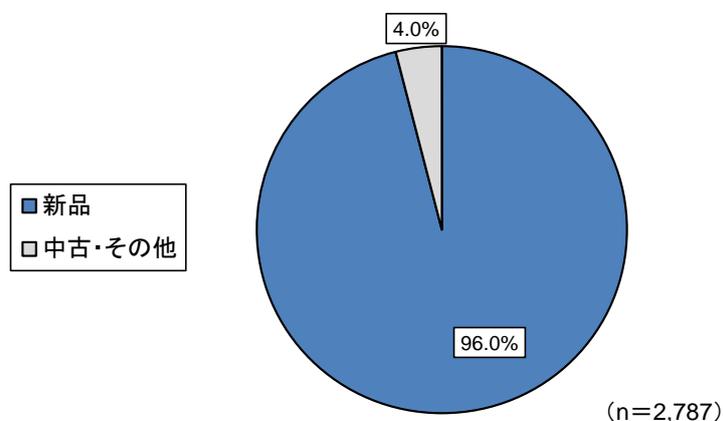
【図表 I - 39】スマートフォン契約数の推移等



注：2016年度末以降は予測値。

出所：MM総研資料

【図表 I - 40】端末の調達方法

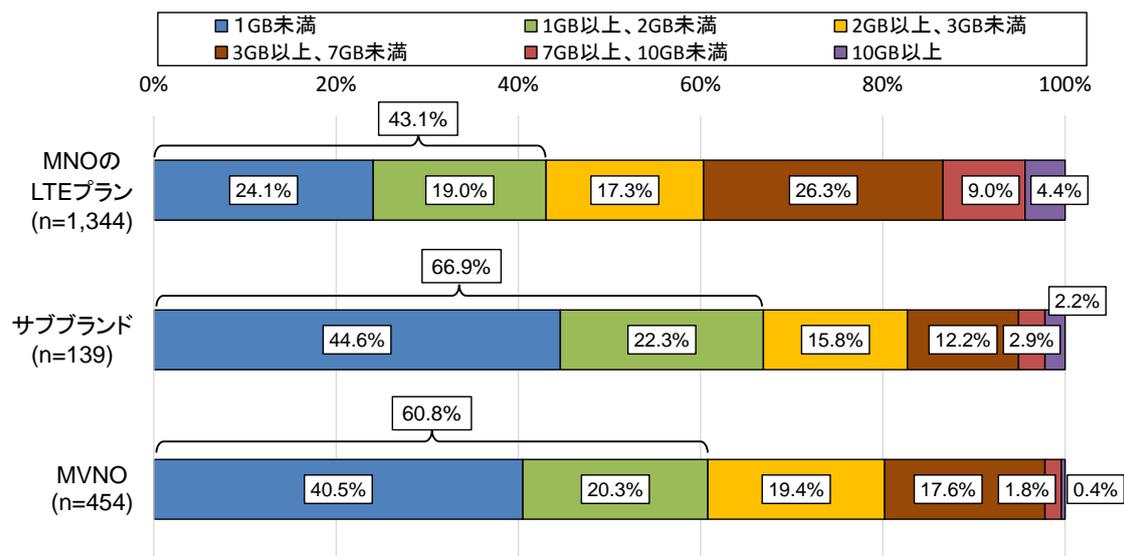


出所：2016 年度利用者アンケート

イ データ通信利用量と料金支払額・プラン別契約状況

1ヶ月あたりのデータ通信利用量が2GB未満のライトユーザの割合については、MNOでは43.1%、サブブランドでは66.9%、MVNOでは60.8%であった。

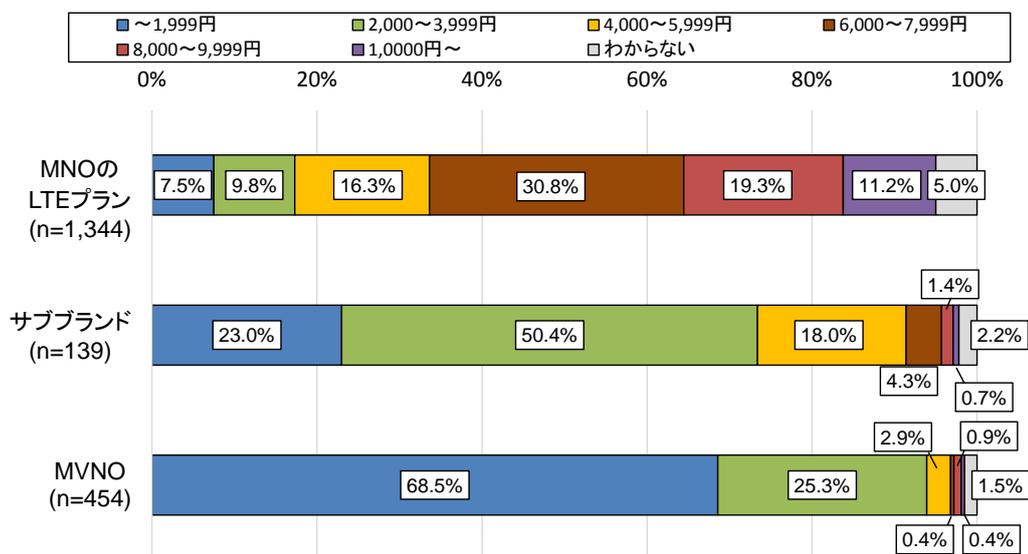
【図表 I - 41】 移動系通信サービスのデータ通信利用量



出所:2016 年度利用者アンケート

月額利用料金については、MNO では「6,000～7,999 円」(30.8%)、サブブランドでは「2,000～3,999 円」(50.4%)、MVNO では「1,999 円以下」(68.5%) が中心的な支払い額となっている。

【図表 I-42】 移動系通信サービスの月額利用料金（契約ごとの支払い額（1ヶ月毎））



出所:2016 年度利用者アンケート

電気通信事業報告規則に基づく報告を集計した MNO 利用者の一契約当たりのデータ通信量の分布をみると、1 GB 未満の利用者が最も多くを占めており、その割合はほぼ横ばいとなっている。また、1～2 GB 未満、2～5 GB 未満、5～8 GB 未満がいずれも減少傾向にある一方、10GB 以上の増加傾向が 2016 年 12 月末期以降に顕著になっている。

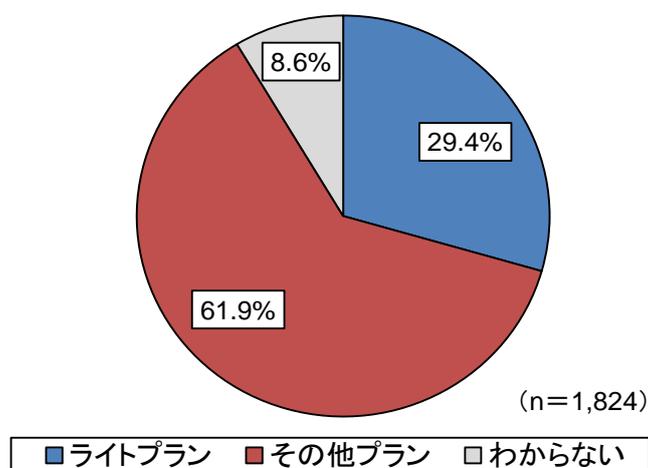
他方、料金プラン別契約数の分布をみると、3 GB、5 GB 上限の層が最も多く、7 GB 上限の割合は顕著に減少している。1 GB 上限は小さいが増加傾向にあり、10GB 超上限の割合は特に 2016 年 12 月末期以降急激に増加している。

ウ 音声のライトユーザ向けプランの選択状況等

スマートフォン利用者のうち、音声のライトユーザ向けプラン³⁴を利用している者の割合は29.4%となっている。

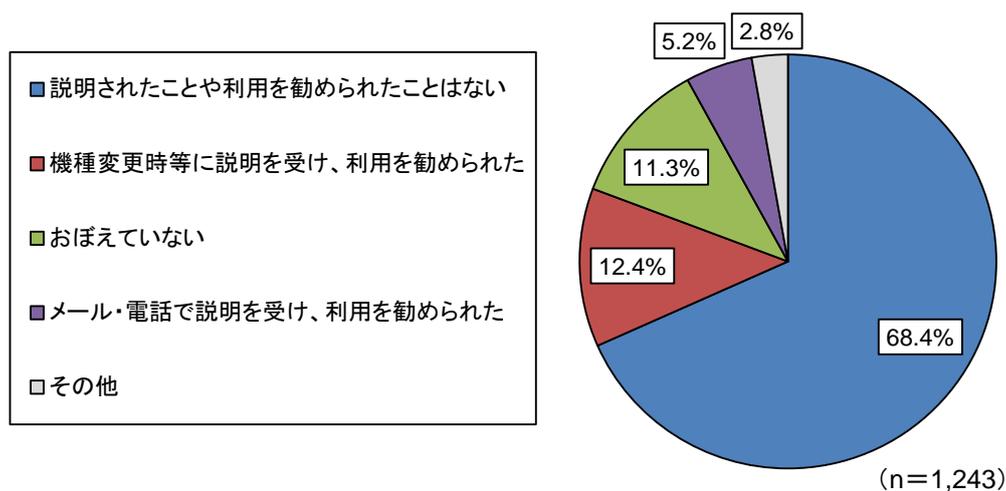
一方で、音声のライトユーザ向けプランについて知っているMNO利用者のうち、「説明されたことや利用を勧められたことはない」者が68.4%となっている。

【図表 I-43】MNO スマートフォン利用者における音声ライトユーザ向けプランの選択状況



出所：2016年度利用者アンケート

【図表 I-44】音声ライトユーザ向けプランの説明状況（利用者側の認識）



出所：2016年度利用者アンケート

³⁴ ライトユーザ向けプラン：MNO が提供している基本料金が1,700円のプラン。

例) カケホーダイライトプラン (NTT ドコモ)、スーパーカケホ (KDDI)、スマ放題ライト (ソフトバンク)

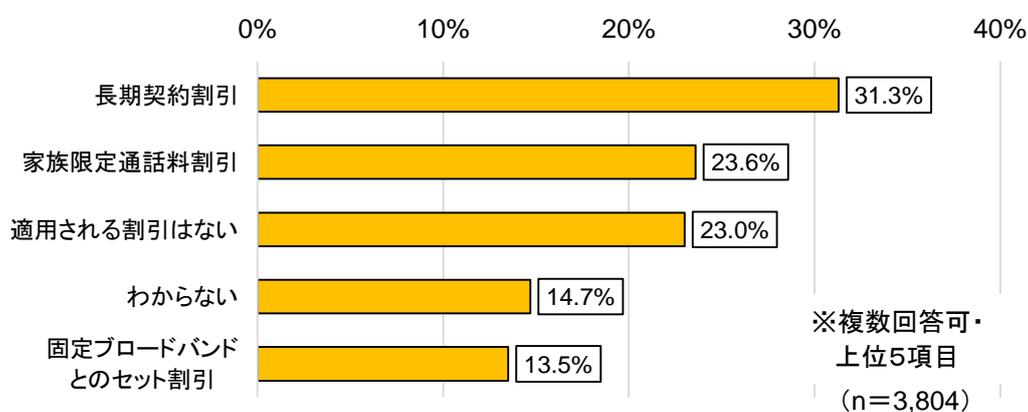
エ 割引の利用状況等

移動系通信サービスの利用者が適用を受けている割引サービスは、「長期契約割引」(31.3%)が最も多い。一方、どのような割引の適用を受けているか「わからない」(14.7%)との回答もあった。

また、魅力を感じる割引サービスについては、「長期契約割引」(23.2%)が最も多く、次いで「固定系ブロードバンドとのセット割引」(7.6%)が多かった。

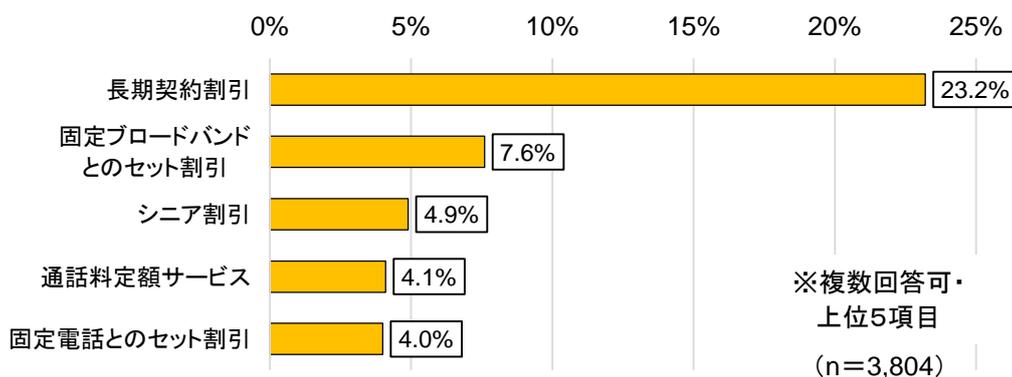
なお、利用者が魅力を感じる「長期継続利用」による割引を実施しているMVNOは9.7%と少ない(MNOは1社を除き実施。)

【図表 I-45】現在適用を受けている割引サービス



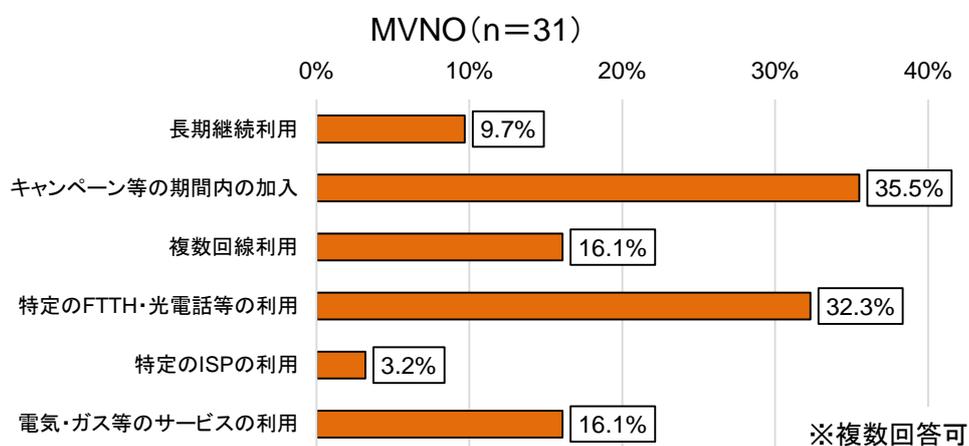
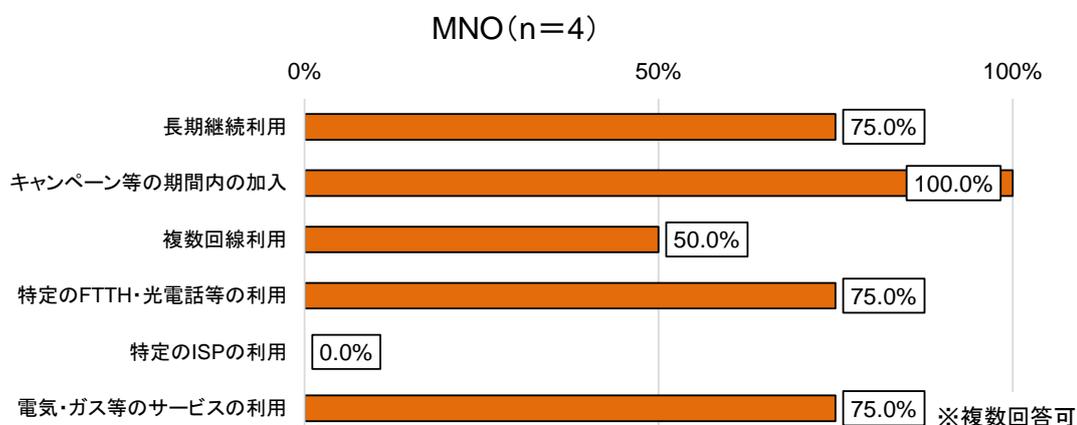
出所：2016年度利用者アンケート

【図表 I-46】魅力を感じる割引サービス



出所：2016年度利用者アンケート

【図表 I - 47】 移動系通信事業者における割引サービスの実施状況



出所：2016 年度事業者アンケート

⑥ キャッシュバックに対する認識等

移動系通信事業者におけるキャッシュバックの実施状況をみると、MNOにおいては4者中2者が「他社設定違約金」を対象としたキャッシュバック³⁵を実施しているが、MVNOにおいては「他社設定違約金」を対象としたキャッシュバックを実施している事業者はいなかった。

【図表1-48】移動系通信事業者におけるキャッシュバックの実施状況

	MNO	MVNO
アンケート回答者数	4者	31者
実施事業者数	4者	14者
還元対象費目	<ul style="list-style-type: none"> ・他社設定違約金 (2) ・契約手数料 (2) ・端末機器等代金 (1) ・その他※ (4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・他社設定違約金 (0) ・契約手数料 (5) ・端末機器等代金 (1) ・その他※ (8)
還元方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現金 (2) ・商品券 (2) ・専用ポイント (3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金 (9) ・商品券 (3) ・その他 (5)

※：対象費目を限定しない場合を含む。

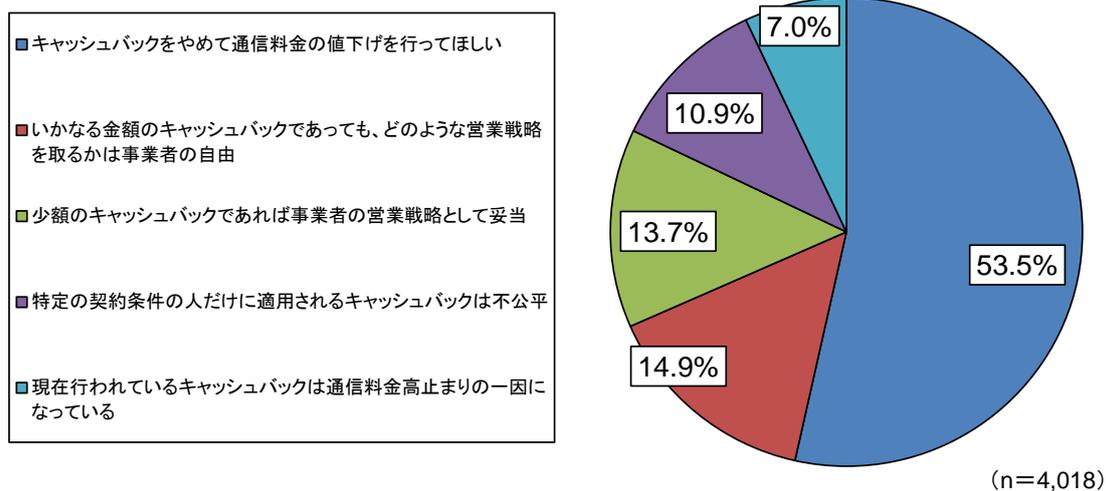
注：（ ）内の数字は実施している事業者の数。複数回答可。

出所：2016年度事業者アンケート

³⁵ 本編において、キャッシュバックとは、利用者が支払った金銭の一部を経済的利益として利用者に還元する行為であり、反復継続しないものを指す。

移動系通信サービスにおけるキャッシュバックに対する認識については、「キャッシュバックをやめて通信料金の値下げを行ってほしい」(53.5%)が最も多く、過半を占めている。

【図表 I - 49】 移動通信サービスにおけるキャッシュバックに対する認識



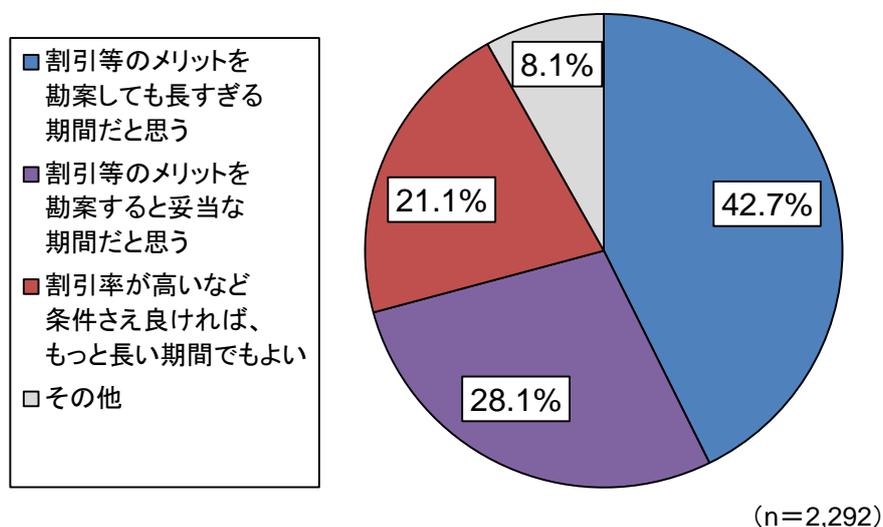
出所：2016 年度利用者アンケート

⑦ 期間拘束プランに関する状況

ア 期間拘束プランに対する認識等

移動系通信サービスにおける期間拘束プランの拘束期間に対する利用者の認識については、「割引等のメリットを勘案すると妥当」、「割引率が高いなど条件さえ良ければもっと長い期間でもよい」の合計が半数程度（49.2%）を占めるが、一方で、「割引のメリットを勘案しても長すぎる」（42.7%）も多い。

【図表 I - 50】 期間拘束プランの拘束期間に対する利用者の認識

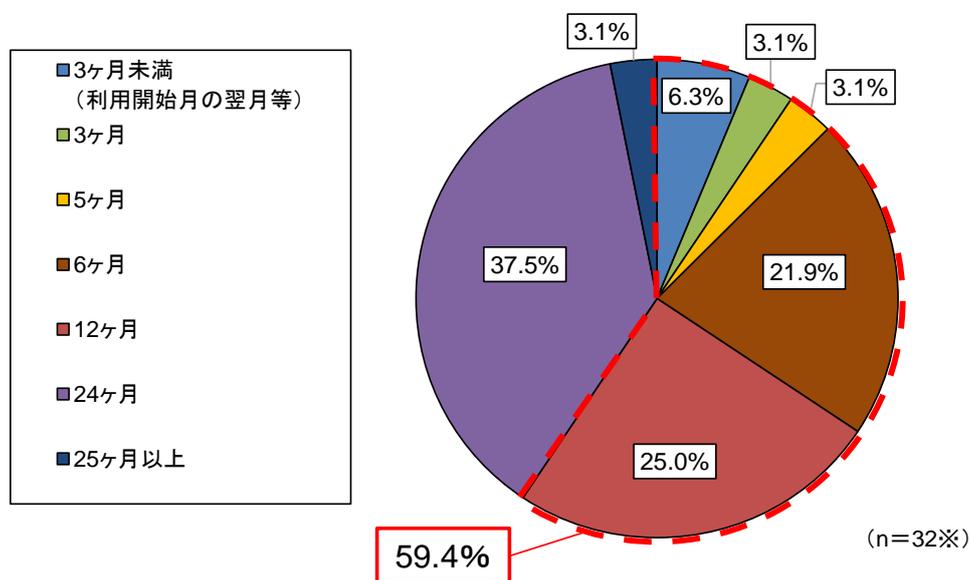


出所：2016年度利用者アンケート

なお、MNO 全社及び MVNO の約 8 割（77.4%）は一部又は全ての契約において「拘束期間付プラン」を提供している一方、MVNO の約 2 割（22.6%）は全ての契約において「期間拘束がなく、いつでも解約可能なプラン」のみ提供している。

適用している拘束期間については、MNO 全社が「24 ヶ月」と画一的であるのに対し、MVNO においては柔軟な期間の設定となっており、拘束期間も 12 ヶ月以下の比較的短期間のプランが過半（59.4%）となっている。

【図表 I - 51】 MVNO が設定する拘束期間付プランの状況



※：拘束期間付プランを提供している MVNO24 者の 32 プラン。

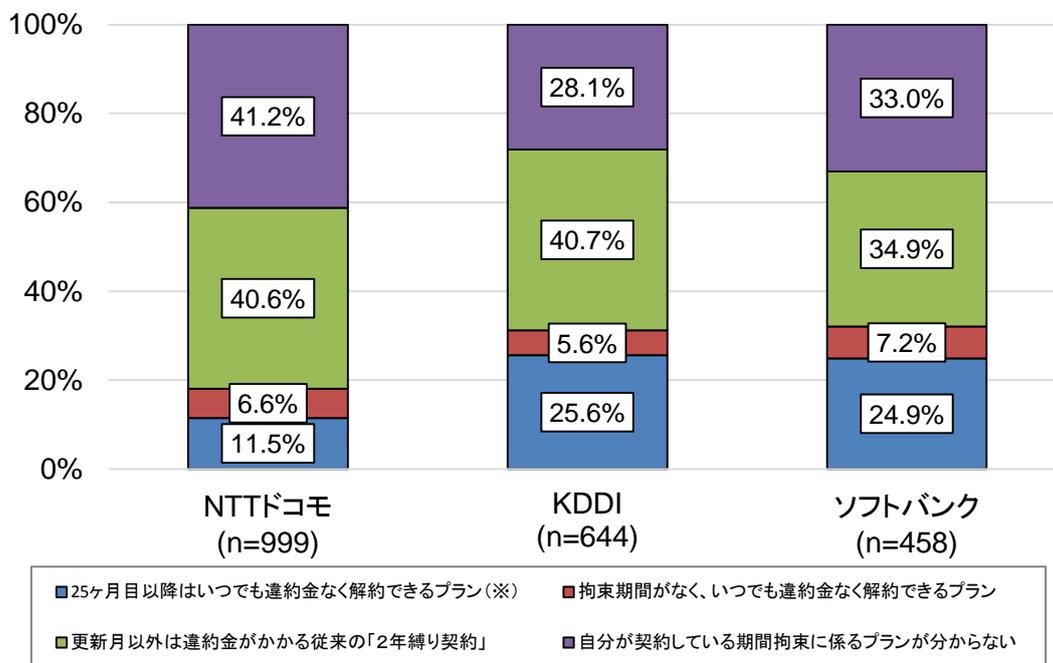
出所：2016 年度事業者アンケート

イ MNOにおける期間拘束契約に係る状況

MNOは2016年6月から新たに「25ヶ月目以降はいつでも違約金なく解約できるプラン」の提供を開始した。

MNO利用者のうち、「25ヶ月目以降はいつでも違約金なく解約できるプラン」を契約している者の割合は、NTTドコモが11.5%、KDDIが25.6%、ソフトバンクが24.9%となっており、新たなプランの普及が一定程度進んでいることが窺える。

【図表 I - 52】 期間拘束契約の状況(MNO 別)



※：NTTドコモが提供するプラン（「フリーコース」）は期間拘束の更新月に選択可能。KDDIが提供するプラン（「誰でも割ライト」）及びソフトバンクが提供するプラン（「二年契約（フリープラン）」）は、期間拘束の更新月及び新規契約時に選択可能。

出所：2016年度利用者アンケート

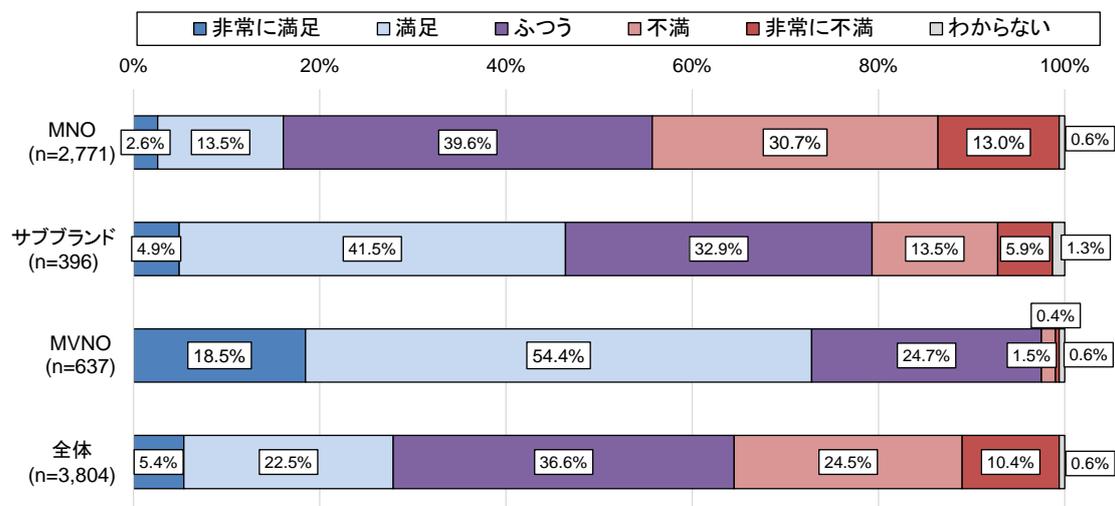
なお、ICTサービス安心・安全研究会「利用者視点からのサービス検討タスクフォース」において検討・運用が望ましいとされた事項（違約金の逡減や免除）に関するMNOの対応は限定的となっている。

⑧ 満足度等

移動系通信サービスの料金に対する満足度についてみると、MNO では「不満」「非常に不満」の合計（43.7%）が「非常に満足」「満足」の合計（16.1%）を大幅に上回っている。

一方、MVNO では「非常に満足」「満足」の合計が 72.9%と高い。

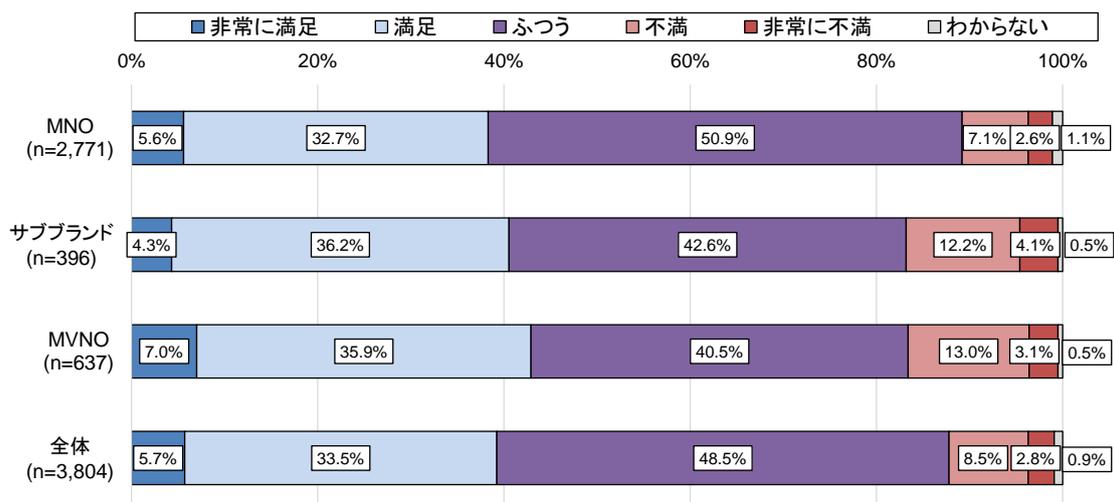
【図表 I - 53】 移動系通信サービスの料金に対する満足度



出所：2016 年度利用者アンケート

通信速度・品質に対する満足度については、各事業者類型間で顕著な傾向の差は見られないが、サブブランド及びMVNOでは「不満」「非常に不満」の合計（サブブランド：16.3%、MVNO：16.1%）がMNO（9.7%）よりも若干高い。一方、満足度もMNOより若干高い。

【図表 I - 54】 移動系通信サービスの通信速度・品質に対する満足度

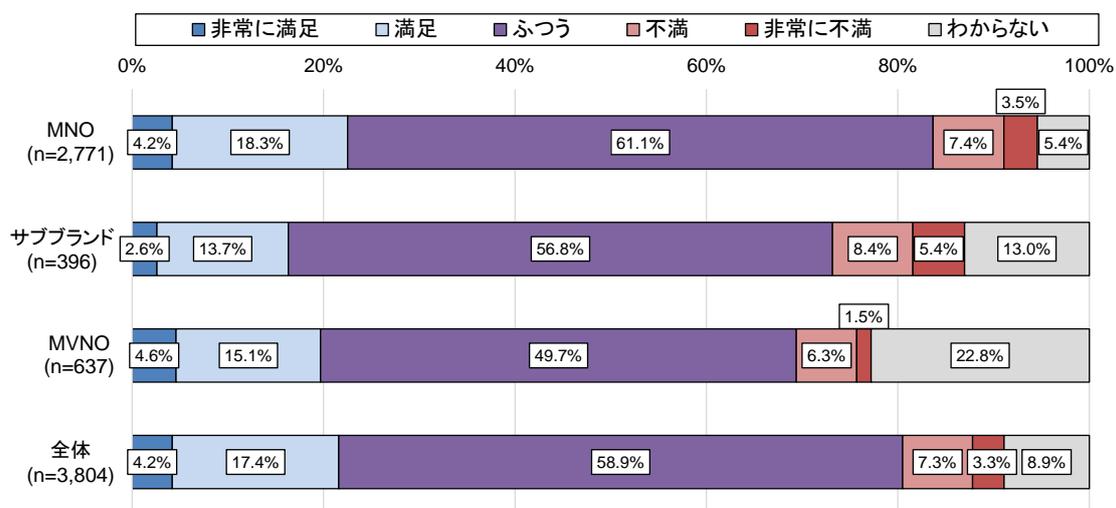


出所：2016年度利用者アンケート

アフターサービスに対する満足度については、各事業者類型間での顕著な傾向の差は見られないが、MNOは他の類型に比較して若干満足度が高い。

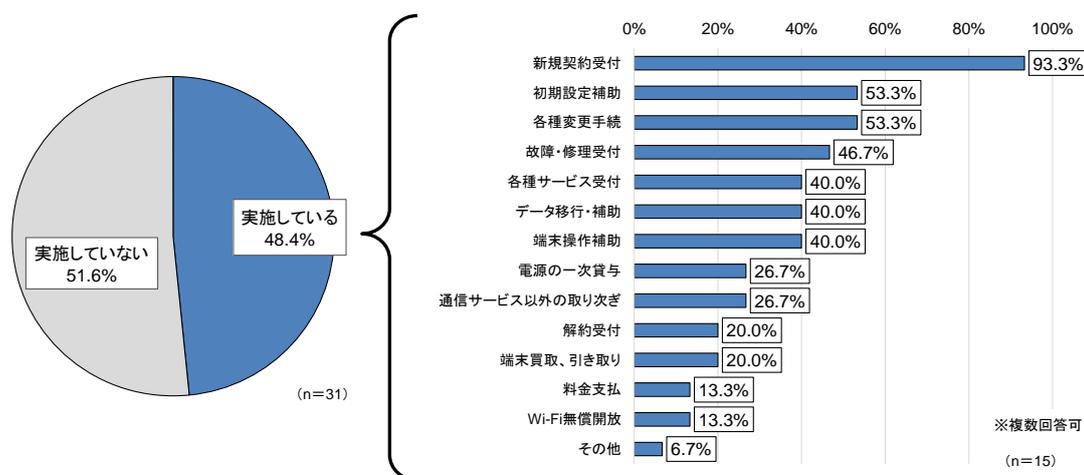
なお、MVNOにおける対面サポート等の実施状況についてみると、約5割（48.4%）の事業者が実施しており、また、MNOが実施している対面サポート等の内容について、MVNOの実施状況を確認したところ、「新規契約受付」（93.3%）が最も多く、次いで「初期設定補助」「各種変更手続き」（53.3%）が多かった。

【図表 I - 55】 移動系通信サービスのアフターサービスに対する満足度



出所：2016年度利用者アンケート

【図表 I - 56】 MVNOにおける対面サポート等の実施状況

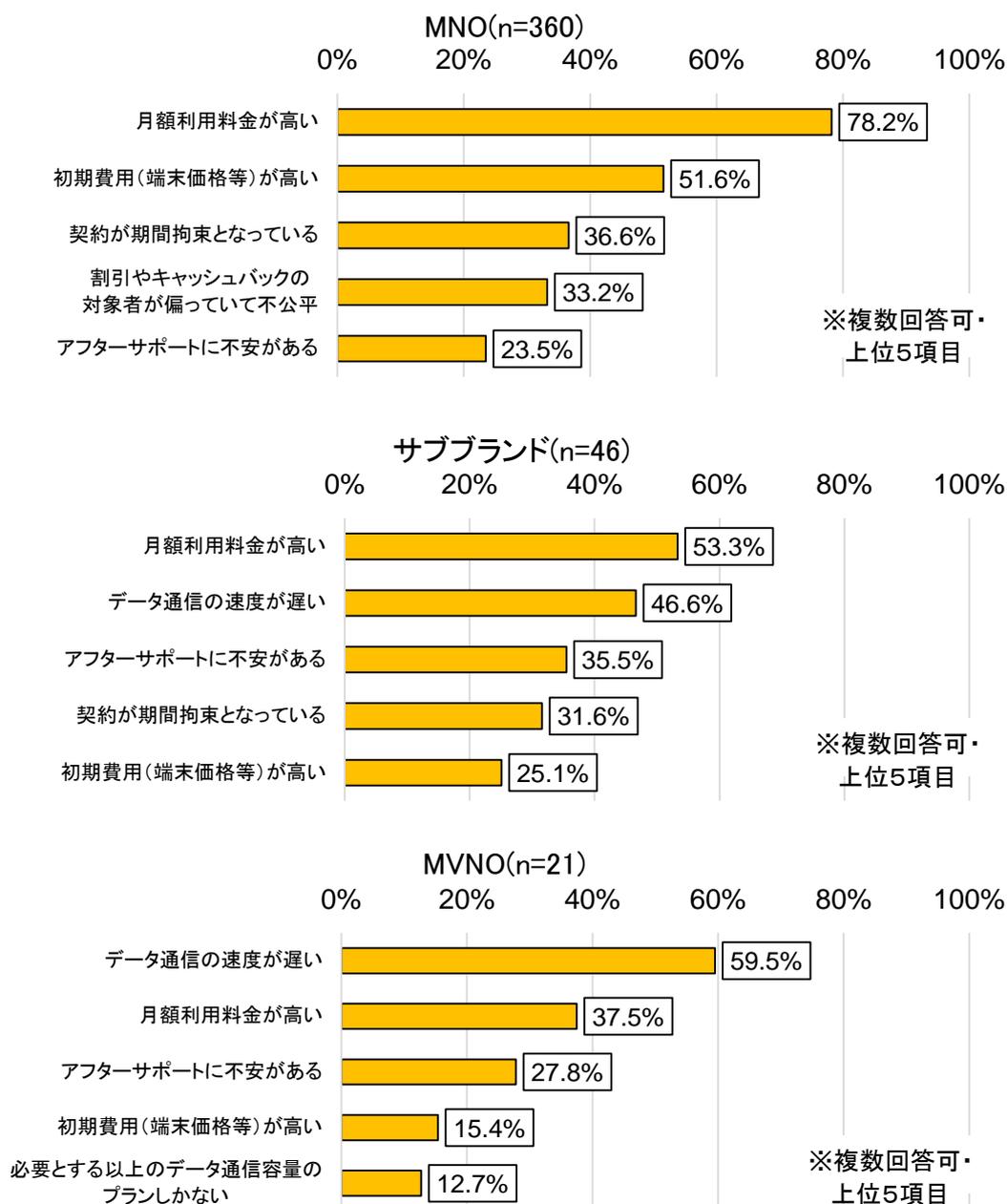


出所：2016年事業者アンケート

不満足な点については、MNO 及びサブブランドとも「月額料金が高いこと」(MNO: 78.2%、サブブランド: 53.3%) が最も多い。MVNO では「データ通信の速度が遅いこと」(59.5%) が最も多い。

また、MNO 及びサブブランドでは「契約が期間拘束となっていること」が上位に挙げられている。

【図表 I -57】 移動系通信サービスの不満足な点



出所：2016 年度利用者アンケート

第2節 移動系通信市場(卸売市場)

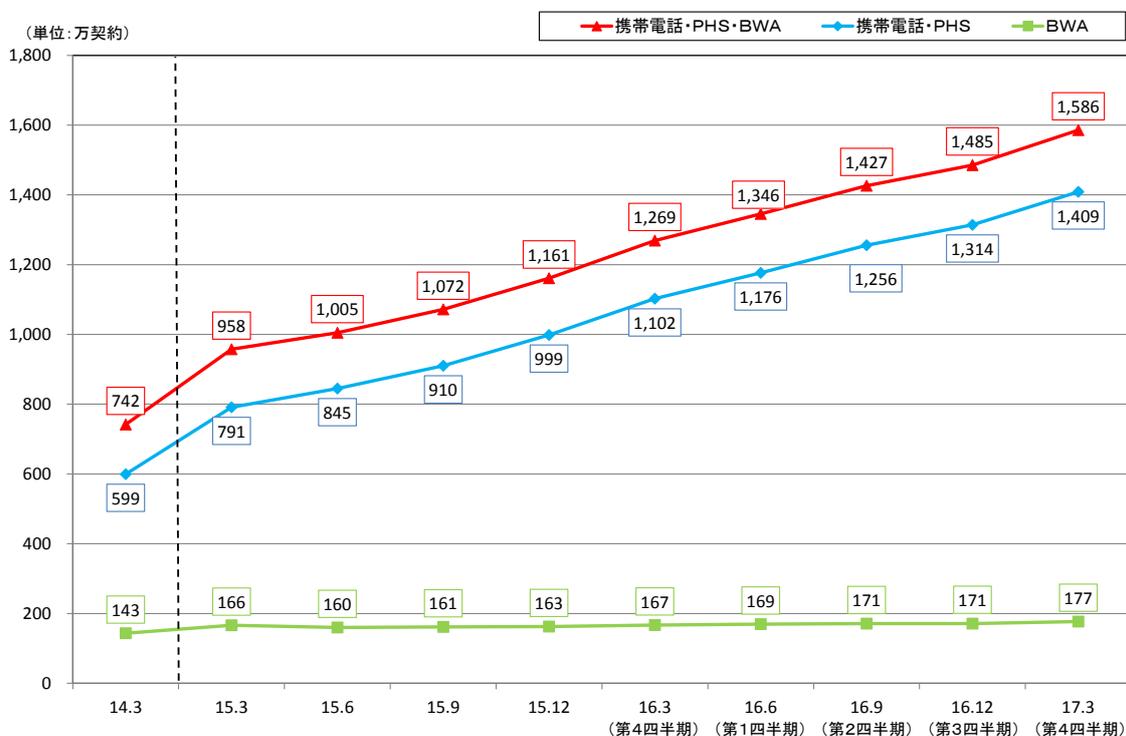
1 競争状況等に係る分析

① 市場規模

2016年度末時点におけるMNOの卸契約数(MVNOへの提供に係る契約数)は1,586万(前期比+6.8%、前年度末比+25.0%)、再卸事業者³⁶が提供する再卸の契約数³⁷は556万(前期比+6.9%、前年度末比+47.3%)とともに増加傾向となっている。

なお、契約数が3万以上のMVNO(59者)のうち、再卸事業者は26者(前期比+1者、前年度末比+3者)と増加している。

【図表I-22】MVNO(MNOであるMVNOを除く)サービスの契約数の推移<再掲>



注：MNOからの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

³⁶ 他のMVNOに対し、MVNOサービスを卸電気通信役務として提供するMVNO。

・主な再卸事業者：インターネットイニシアティブ、NTTコミュニケーションズ、ネットワークコンサルティング、フリービット、丸紅無線通信、楽天コミュニケーションズ

³⁷ 契約数が3万以上のMVNOのうち、再卸を行う事業者の再卸契約数。

【図表 I - 58】 MVNO サービス区分「再卸」の契約数の推移

(単位：万契約)

16.3	16.6	16.9	16.12	17.3
378	431	490	520	556

注：契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【参考】再卸事業者数の推移

(単位：者)

16.3	16.6	16.9	16.12	17.3
23 (17)	23 (17)	23 (17)	25 (18)	26 (19)

注1：契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

注2：括弧内は一次MVNOの事業者数。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

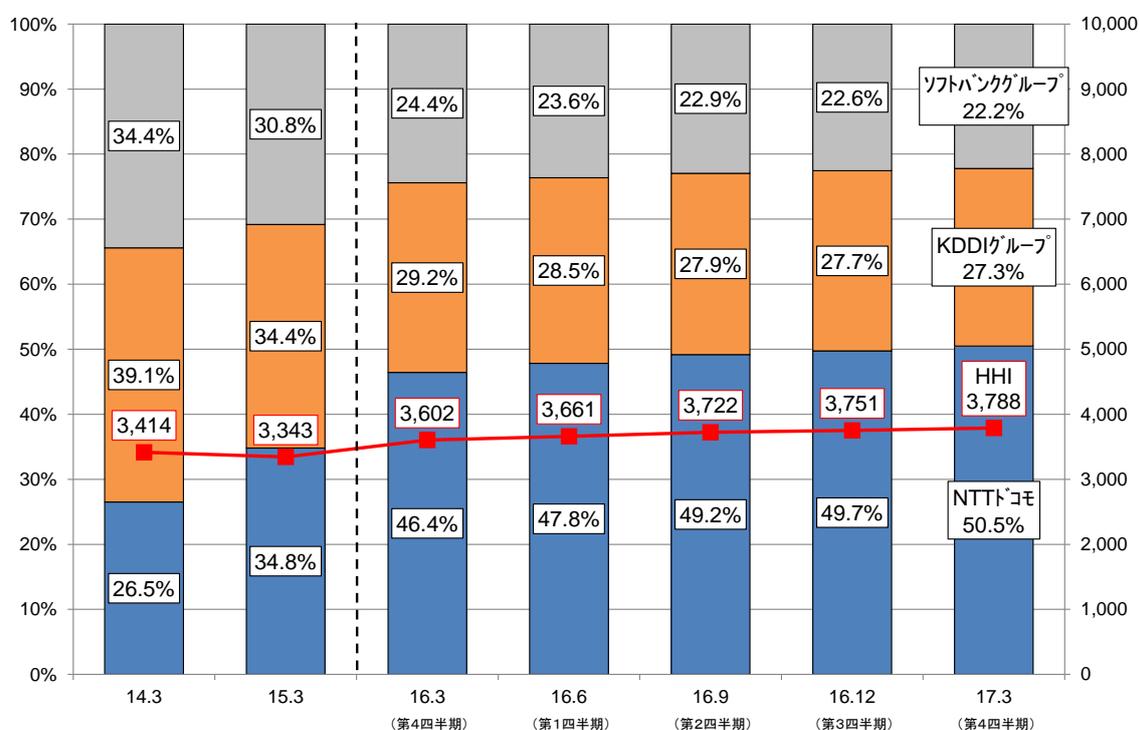
② 市場シェア

2016 年度末時点における MNO の卸契約数における事業者別シェア（グループ別）は、NTT ドコモが 50.5%（前期比+0.7 ポイント、前年度末比+4.0 ポイント）と増加傾向となっている。

一方、KDDI グループは 27.3%（前期比▲0.4 ポイント、前年度末比▲1.9 ポイント）、ソフトバンクグループは 22.2%（前期比▲0.4 ポイント、前年度末比▲2.2 ポイント）とともに減少傾向となっている。

また、HHI は 3,788（前期比+37、前年度末比+186）と増加傾向となっている。

【図表 I - 59】 MNO の卸契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移（グループ別）



注 1：MNO からの報告を基に作成。

注 2：KDDI グループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及び UQ コミュニケーションズが含まれる。

注 3：ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク、ワイモバイル (15.3 まで) 及び Wireless City Planning が含まれる。

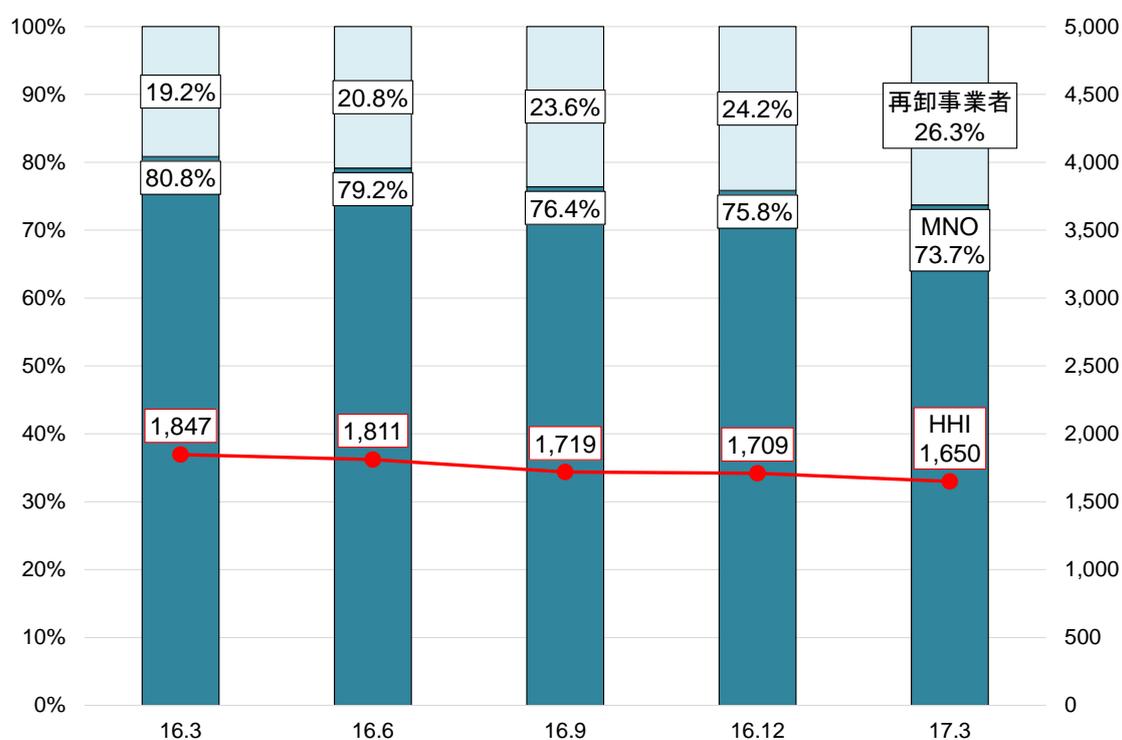
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

最終利用者に提供する MVNO（契約数が 3 万以上の MVNO）に対する卸契約数における卸元事業者別シェアは、再卸事業者のシェアの合計が 26.3%（前期比+2.1 ポイント、前年度末比+7.1 ポイント）と増加傾向となっている。

これに伴い、HHI は 1,650（前期比▲59、前年度末比▲197）と減少傾向となっている。

当該事業者別シェアを詳細にみる（MNO を個社ごと、再卸事業者を利用する MNO の回線ごとにみる）と、NTT ドコモ及び NTT ドコモの回線を利用する再卸事業者のシェアが増加傾向となっている。

【図表 I - 60】最終利用者に提供する MVNO の卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移（全体）



注 1：契約数が 3 万以上の MVNO からの報告を基に作成。

注 2：MNO のグループ内取引による契約数の重複を排除している。

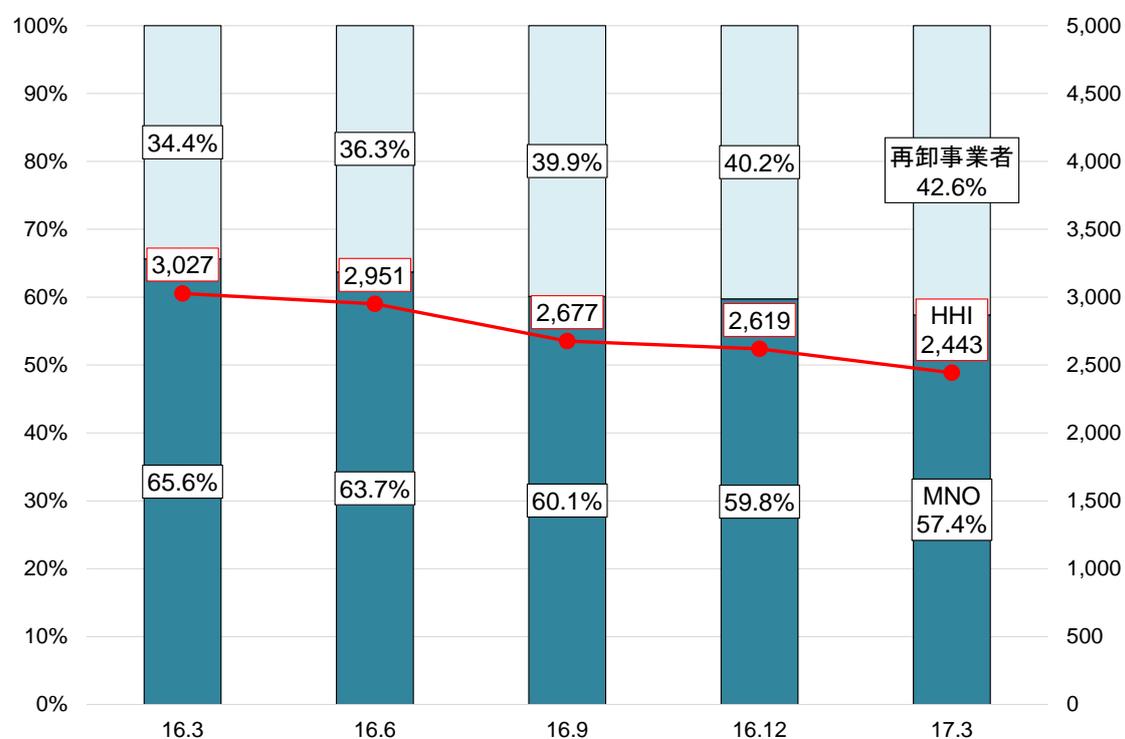
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

SIMカード型の卸契約数における卸元事業者別シェアについてみると、再卸事業者のシェアの合計が42.6%（前期比+2.4ポイント、前年度末比+8.3ポイント）と増加傾向となっている。

これに伴い、HHIは2,443（前期比▲176、前年度末比▲584）と減少傾向となっている。

当該事業者別シェアを詳細にみると、NTTドコモ及びNTTドコモの回線を利用する再卸事業者のシェアが高い。

【図表 I - 61】最終利用者に提供するMVNOの卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移（SIMカード型）



注1：契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

注2：MNOのグループ内取引による契約数の重複を排除している。

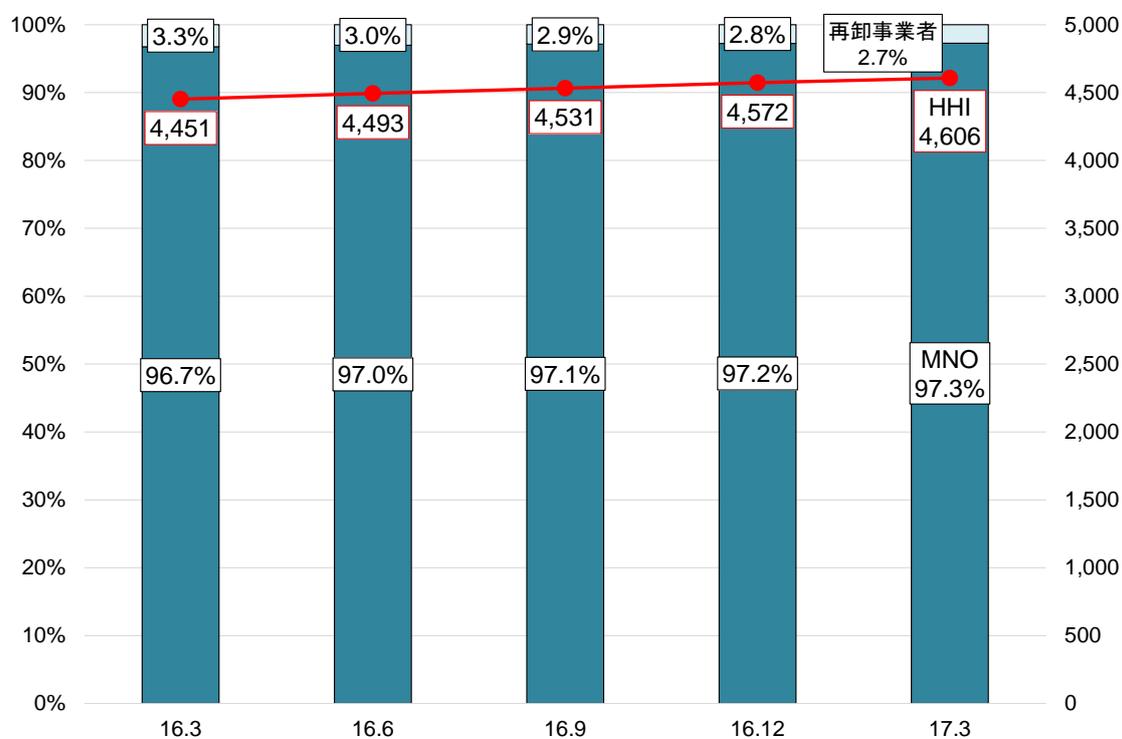
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

通信モジュールの卸契約数における卸元事業者別シェアについてみると、再卸事業者のシェアの合計が 2.7%（前期比±0 ポイント、前年度末比▲0.5 ポイント）と減少傾向となっている。

これに伴い、HHI は 4,606（前期比+34、前年度末比+155）と増加傾向となっている。

当該事業者別シェアを詳細にみると、MNO のシェアが高く、MNO の回線を利用する再卸事業者のシェアは小さい。

【図表 I - 62】 最終利用者に提供する MVNO の卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移（通信モジュール）



注 1 : 契約数が 3 万以上の MVNO からの報告を基に作成。

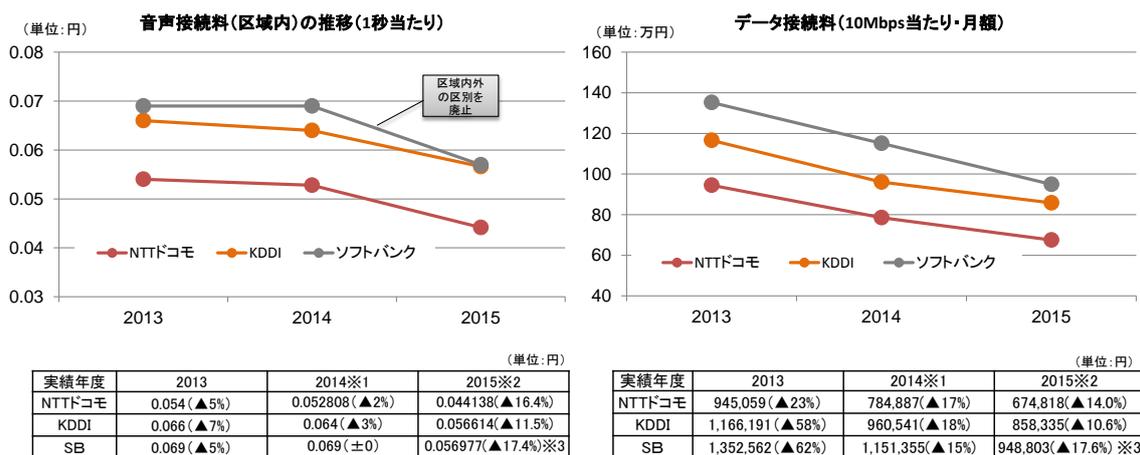
注 2 : MNO のグループ内取引による契約数の重複を排除している。

出所 : 電気通信事業報告規則に基づく報告

③ 接続料

2015年度算定期間の接続料は、対前年度比で、音声は約12～17%減少しており、データは約11～18%減となった。また、算定方法を適正化するための省令改正(2017年2月)により、2015年度算定期間の接続料は、従来の算定方法に比べ低廉化している。

【図表 I-63】モバイル接続料の推移



- ※1 : 2014年度の接続料は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。
 ※2 : 2017年2月に施行された第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令に基づき、利潤の算定方法が変更された。
 ※3 : 2015年4月1日にワイモバイルがソフトバンクに吸収されたため、2015年実績値にはワイモバイルの値も含まれている。また、音声接続料について、2015年度算定期間からソフトバンクは区域内外の区別を廃止した。変化率は前年度の区域内接続料との比較。
 注 : 各算定期間の接続料は、概ね各算定期間の翌年度末に届出がなされ、原則、各算定期間の翌年度期首以降の接続協定に関して遡及精算される。ただし、2013年度以降の算定期間のデータ接続料は各実績年度の翌年度ではなく、当該年度の期首以降の接続協定に関して遡及精算される。従って、2014年度の接続協定は、最終的に、2013年度実績に基づく音声接続料及び2014年度実績に基づくデータ接続料で精算される。

出所:総務省資料

【参考】MNO 各社の卸標準プラン（LTE のみ）

事業者	形態種別	プラン名称、項目等	月額料金(基本使用料、パケット通信料、通話料など。割引前金額を記載)			SIM貸与費			
NTT ドコモ	第1種 Xiサービス (データ プラン型)	卸XiデータプランSS	基本使用料	1,100円	パケット 通信料	0.1円/パケット			
		卸XiデータプランS		2,200円		0.05円/パケット			
		卸XiデータプランM		4,500円		0.02円/パケット			
		卸XiデータプランL		6,700円		0.015円/パケット			
		卸XiデータプランLL		13,200円		0.012円/パケット			
	第2種 Xiサービス (帯域幅 課金型)	卸Xi特定接続プラン	基本使用料	97円 (1契約者回線毎)	-	-	394円 (1枚当たり)		
		課金情報機能	付加機能使用料	13円 (1契約者回線毎)					
		GTP接続	定額通信料	674,818円 (10Mb/s) 67,481円 (10Mb/sを超える1.0Mb/s毎)					
		XiGTP接続利用機能	網改造料	別途算出 (1契約毎)					
	第3種 Xiサービス	直収パケット接続装置機能	接続装置機能利用料	別途算出 (1接続装置毎)	-	-	-		
		卸タイプXi	基本使用料	1,486円				パケット 通信料	0.6円/パケット
		通話料	20円/30秒						
卸Xiユビキタスプラン	基本使用料	510円			(国内)0.12円/パケット (海外) 0.2円/パケット				
KDDI	データ通信 (L2接続)	ネットワーク機能利用料(L2)	利用料	858,335円 (10Mb/s) 85,833円 (10Mb/sを超える1.0Mb/s毎)	-	-	協議で 別途提示		
		MVNO回線管理機能	利用料、対応費用	協議で別途提示 (1契約者回線毎)					
		L2接続利用機能	接続装置機能利用料	別に算定する実費 (1契約毎)					
		LTE直収パケット接続装置機能	接続装置機能利用料	別に算定する実費 (1契約装置毎)					
	データ通信 (L3接続)	NW機能接続料(L3)	利用料	協議で別途提示 (10Mb/sを超える1.0Mb/s毎)	-	-			
		MVNO回線管理機能	利用料、対応費用	協議で別途提示 (1契約者回線毎)					
		LTE直収パケット接続装置機能	接続装置機能利用料	別に算定する実費 (1接続装置毎)					
		音声・ データ通信 (再販型)	基本使用料及び利用料	協議で別途提示				パケット 通信料	(定額制) 協議で別途提示 (従量制) 協議で別途提示
データ通信 (定額制又は従量制)	基本使用料及び利用料	協議で別途提示							
音声通話(従量制)【音声】	通話料	協議で別途提示							
ソフト バンク	データ通信 (L2接続)	直収パケット接続機能(L2)	利用料	948,803円 (10Mb/s) 94,880円 (10Mb/sを超える1.0Mb/s毎)	-	-	384円 (1枚当たり)		
		MVNO回線管理機能	利用料等	81円 (1契約者回線毎)					
		直収パケット接続装置機能	接続装置機能利用料	別に算定する実費 (1接続装置毎)					
	データ通信 (L3接続)	標準プラン(L3接続)	基本使用料	4,350円 (1契約者回線毎) ※	パケット 通信料	0.019円/パケット ※			

※：基本使用料に無料パケット数として 32 万パケットが付くプラン（国内パケット利用のみ適用）。32 万パケットを超えた場合、0.019 円/パケットが適用される。

注1：NTT ドコモは 2017 年 3 月末時点、KDDI は 2017 年 4 月末時点、ソフトバンクは 2017 年 3 月末時点の公表情報。

注2：金額は、割引前金額を記載。割引後金額については、各社で割引条件や割引率、割引額が異なる。

出所：各社ウェブサイトを基に作成

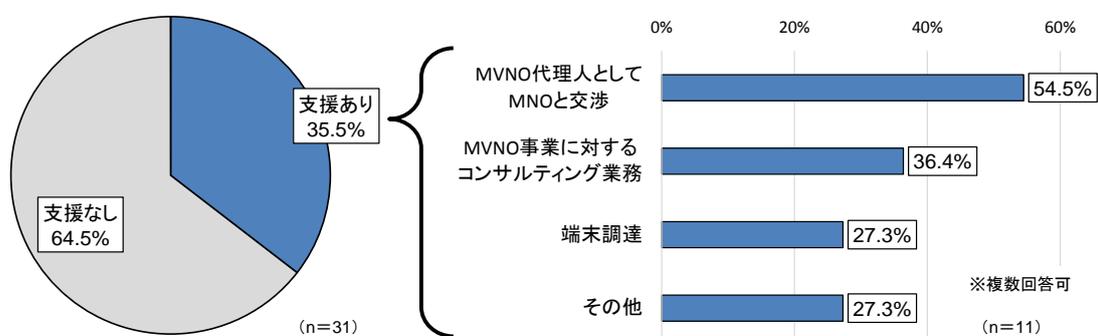
2 MVNE サービスの提供実態に係る分析

MVNO 事業の開始に当たって、MVNE³⁸による支援を受けたと回答した事業者は 35.5%となっている。

MVNO のうち、支援を受けた内容については、「代理人として MNO と交渉」(54.5%)が最も多く、次いで「MVNO 事業に対するコンサルティング」(36.4%)が多い。

なお、支援を受けた MVNO のうち、2種類以上の支援を受けた MVNO は約3割となっている。

【図表 I -65】 MVNE による支援の状況



出所：2016年度事業者アンケート

³⁸ Mobile Virtual Network Enabler の略。MVNO との契約に基づき当該 MVNO の事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）。

第3節 移動系通信市場の分析結果

1 移動系通信市場(小売市場)

(1) 競争の状況

① 移動系通信市場(小売市場全体)

2016年度末時点における移動系通信の契約数は、1億6,792万(前期比+1.1%、前年度末比+3.6%：単純合算では2億1,397万)と増加している。

また、携帯電話の契約数は、1億6,273万(前期比+1.3%、前年度末比+4.0%)と増加している。

MNO3グループにおける移動系通信の契約数の増減率をみると、NTTドコモは2.8%(前年度末比▲0.1ポイント)と増加率がやや低下、KDDIは3.6%(前年度末比▲0.4ポイント)と増加率がほぼ横ばい、ソフトバンクは-1.7%(前年度末比+2.3ポイント)と減少率が低下している一方、MVNOにおける移動系通信の契約数の増加率は、25.0%(前年度末比▲7.6ポイント)と前年度に比べ低下したものの、高い水準を維持している。

移動系通信市場の事業者別シェア(MVNOへの提供に係る契約数を除いたMNO3グループとMVNOのシェア)をみると、NTTドコモが39.8%(前期比±0ポイント、前年度末比▲0.3ポイント)、ソフトバンクグループが24.0%(前期比▲0.4ポイント、前年度末比▲1.3ポイント)とともに減少傾向、KDDIグループが26.8%(前期比▲0.1ポイント、前年度末比±0ポイント)とほぼ横ばいとなっている一方、MVNOは増加傾向(9.4%、前期比+0.5ポイント、前年度末比+1.6ポイント)となっている。

また、HHIは2,966(前期比▲17、前年度末比▲61)とMVNOのシェアの増加に伴って減少傾向となっている。

さらに、MVNOサービスの認知度・利用率等が上昇しており、2015年6月末期以降(2016年9月末期を除く)におけるMVNOサービスの純増数は、MNOの純増数を上回っている。

これらのことから、移動系通信市場においてはMVNOも含めた競争が進展しているといえる。

MVNOを含めた市場の競争を一層加速することにより、より低廉で多様な料金・サービスの提供が促されることが期待できる。

なお、MVNOを含めた市場の競争の促進には、一部のMNOであるMVNOやMNOのサブブランドによる事業展開も寄与していると考えられる一方、サブブランドについては契約数など詳細な動向を把握できていないことに鑑み、今後、競争状況をより適切に分析するために、その動向の把握に努める必要があると考えられる。

② MNOサービス市場

2016年度末時点におけるMNOサービスの契約数は1億5,059万（前期比+0.4%、前年度末比+1.3%）と増加している。

MNOサービス市場の事業者別シェア（グループ別）は、NTTドコモが44.4%（前期比+0.3ポイント、前年度末比+0.6ポイント）、KDDIグループが29.6%（前期比+0.1ポイント、前年度末比+0.6ポイント）とともに増加傾向である一方、ソフトバンクは26.0%（前期比▲0.3ポイント、前年度末比▲1.3ポイント）と減少傾向となっている。

また、HHIは3,524（前期比+10、前年度末比+25）と微増となっている。

各社のシェア及びHHIに大きな変化はみられない。

③ MVNOサービス市場

契約数が3万以上のMVNOのサービス区分別契約数は、SIMカード型が891万（前期比+10.3%、前年度末比+48.6%）、通信モジュールが420万（前期比+3.7%、前年度末比+15.6%）とともに増加傾向となっている。

また、一次MVNOサービスの事業者数は316者（前期比+26者、前年度末比+89者）、二次以降のMVNOサービスの事業者数は368者（前期比▲9者、前年度末比+43者）とともに前年度末と比べて大きく増加している。

MVNOサービス市場の事業者（契約数が3万以上のMVNO）別シェアは、主に通信モジュールを提供する事業者が上位を占めるものの、そのシェアは減少傾向で、主にSIMカード型を提供する事業者のシェアが増加傾向となっている。

契約数が3万以上のMVNOのうち、SIMカード型を提供する事業者の数は41者（前期比+3者、前年度末比+12者）と増加しており、SIMカード型に限定して算出したHHIは713（前期比▲36、前年度末比▲173）と減少傾向であることから、特にSIMカード型を提供する事業者間の競争が進展しているといえる。

(2) 料金等の状況

① MNO サービス市場

MNO各社の料金プランはほぼ横並びの状況であるが、ライトユーザ向けの新料金プランを導入（2016年3月又は4月）するとともに、大容量プランの提供を開始（2016年9月）するなど、料金の低廉化について一定の進展がみられるとともに、25ヶ月目以降はいつでも違約金なく解約できるプランの導入（2016年6月）により、利用者利便の向上が図られている。

2016年度において発売された端末の種別数77のほぼ全て(97.4%)がSIMロック解除可能な端末及びSIMフリー端末となっている。

また、SIMロック解除の利用件数が2016年度第1四半期以降大きく増加しているとともに、SIMロック解除の利用意向についても、「既に活用した」「今後活用してみたい」の合計が54.7%(前年度比+2.8ポイント)と増加している。このことから、SIMロックに起因するスイッチングコストの低下が進行しているといえる。

② MVNO サービス市場

MVNOにおけるデータ通信サービスについては、従来プランに加えて、2016年10月以降、大容量プラン(20GB以上を目安)が順次導入された。

音声通話サービスについても、2015年1月以降、定額制プランが順次導入・拡大されている。

SIMカード型のMVNOサービスにおけるデータ通信・音声通信に係るプランがともに多様化し、選択肢の幅が広がっている。

(3) 利用者の状況

① 事業者・料金プラン等の選択状況

MNOのスマートフォン利用者のうち、音声のライトユーザ向けプランを利用している者の割合は29.4%となっており、また、MNO利用者のうち、2016年6月から新たに提供を開始した「25ヶ月目以降はいつでも違約金なく解約できるプラン」を契約している者の割合は、NTTドコモが11.5%、KDDIが25.6%、ソフトバンクが24.9%となっている。

MNOにおける音声のライトユーザ向けプランや期間拘束に係る新たなプランについては、一定程度普及が進んでいる。

また、電気通信事業報告規則に基づく報告を集計した料金プラン別契約数の分布をみると、10GB超上限の割合は特に2016年12月末期以降急激に増加しており、大容量のデータ通信向けの新料金プランの普及も進んでいる。

MVNOサービスについては、認知度が年々高まっており、2016年度は「よく知っている」が38.3%(前年度比+6.1ポイント)となっている。

利用率についても16.5%(前年度比+6.9ポイント)と増加しており、さらに、利用意向についても、「利用したい」とする者が69.6%(前年度比+10.5ポイント)と増加している。

② サービスに対する満足度の状況

移動系通信サービスの満足度をみると、料金については、MNO サービスにおいて不満を感じている者の割合が高いのに対し、MVNO サービスにおいては満足と感じている者の割合が高い。また、通信速度・品質については、MVNO サービスにおいて不満を感じている者の割合が MNO サービスよりもやや高いが、満足と感じている者の割合でも MNO を上回っている。

MNO における音声のライトユーザ向けプランについては「説明されたことや利用を勧められたことはない」者が多いこと、また、自分が契約している期間拘束に係るプランが分からないとする者も多いことから、サービス内容等の周知を行うことにより、利用者が自らのニーズに応じたサービスを選択するようになり、満足度が向上することが期待できる。

また、MVNO については、認知度・利用率等が上昇している一方で、MVNO サービスを利用しない理由として「MVNO サービスの内容をよく知らない」(35.2%) 等が挙げられていることから、今後、MVNO において、月額料金の安さを強みにしつつ、サービス内容等の周知を行うことにより、更に MVNO の利用率が向上し、移動系通信サービス全体の満足度が向上することが期待できる。

さらに、移動系通信サービスにおけるキャッシュバックに対する認識として、「キャッシュバックをやめて通信料金の値下げを行ってほしい」と感じている者の割合が過半を占めていることから、キャッシュバックを抑制し通信料金の値下げに反映することにより、満足度が向上することが期待できる。

2 移動系通信市場(卸売市場)

(1) 競争の状況

2016年度末時点におけるMNOの卸契約数は1,586万(前期比+6.8%、前年度末比+25.0%)、再卸事業者の再卸契約数は556万(前期比+6.9%、前年度末比+47.3%)とともに増加傾向となっている。

MNOの卸契約数における事業者別シェアは、NTTドコモが増加傾向、KDDIグループ及びソフトバンクグループが減少傾向となっており、NTTドコモのシェアの増加に伴い、HHIは3,788(前期比+38、前年度末比+186)と増加傾向となっている。

他方、最終利用者に提供するMVNO(契約数が3万以上のMVNO)に対する卸契約数における卸元事業者別シェアは、再卸事業者の合計が26.3%(前期比+2.1ポイント、前年度末比+7.1ポイント)と増加傾向となっており、これに伴い、HHIは1,650(前期比▲59、前年度末比▲197)と減少傾向となっている。卸売市場において、MNOと再卸事業者(MVNO)間の競争が進展しているといえる。

SIMカード型における卸元事業者別シェアについてみると、再卸事業者のシェアの合計が42.6%(前期比+2.4ポイント、前年度末比+8.3ポイント)と増加傾向であり、HHIは2,443(前期比▲176、前年度末比▲584)と減少傾向となっている。

これに対し、通信モジュールの卸契約数における再卸事業者のシェアは2.7%(前期比±0ポイント、前年度末比▲0.5ポイント)であることから、特に、SIMカード型を提供するMVNOに対する卸売の競争が進展しているといえる。

(2) 料金の状況

SIMカード型における卸元事業者別シェアを詳細にみると、NTTドコモ及びNTTドコモの回線を利用する再卸事業者のシェアが高い。このことは、NTTドコモの接続料に比して他のMNOの接続料が高いことが一因であると考えられる。

MVNOがMNOに支払う接続料の適正化のための省令改正(2017年2月)により、概ね1~2割の接続料の低廉化が実現したところ、MNOと再卸事業者(MVNO)間の競争が一層進展することが期待できる。

(3) その他

事業者アンケートの対象としたMVNOのうち、約4割(35.5%)がMVNO事業の開始に当たりMVNEによる支援を受けたと回答しており、MVNEが「代理人としてMNOと交渉」や「MVNO事業に対するコンサルティング」等を行うなど、MVNO事業の展開に当たり一定の役割を果たしていることから、再卸事業者(MVNO)をはじめとするMVNEの積極的な事業

展開により、MVNO サービス市場がより活性化することが期待できる。

3 携帯電話に係る端末設備シェア等

2016年度におけるNTTドコモの携帯電話に係る端末設備シェア及び収益シェアは、ともに40%を超過している。

NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクの間で比較すると、NTTドコモは端末設備シェアと収益シェアともに首位であり、いずれも対前年度比で増加している。

第2章 固定系データ通信

第2章 固定系データ通信

第1節 固定系ブロードバンド市場(小売市場)

1 競争状況等に係る分析

(1) 固定系ブロードバンド市場

① 市場規模

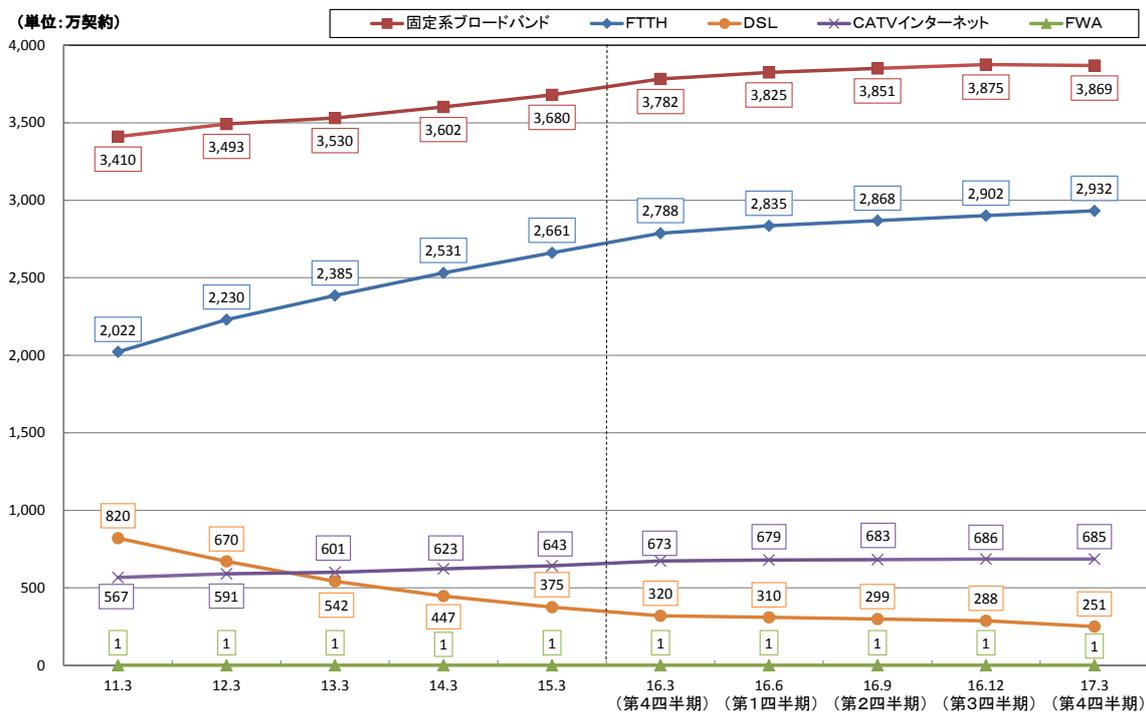
ア 契約数

2016年度末時点における固定系ブロードバンドサービス³⁹の契約数は、3,869万（前期比▲0.2%、前年同期比+2.3%）となっている。

これまで増加し続けてきたものの、DSLの契約数（251万）の減少に伴い、前期比で純減となった。

FTTHの契約数は、2,932万（前期比+1.0%、前年度末比+5.2%）と増加傾向であり、固定系ブロードバンド契約数全体に占める割合は、75.8%（前期比+0.9ポイント、前年度末比+2.1%）となっている。

【図表Ⅱ－1】 固定系ブロードバンド市場の契約数の推移

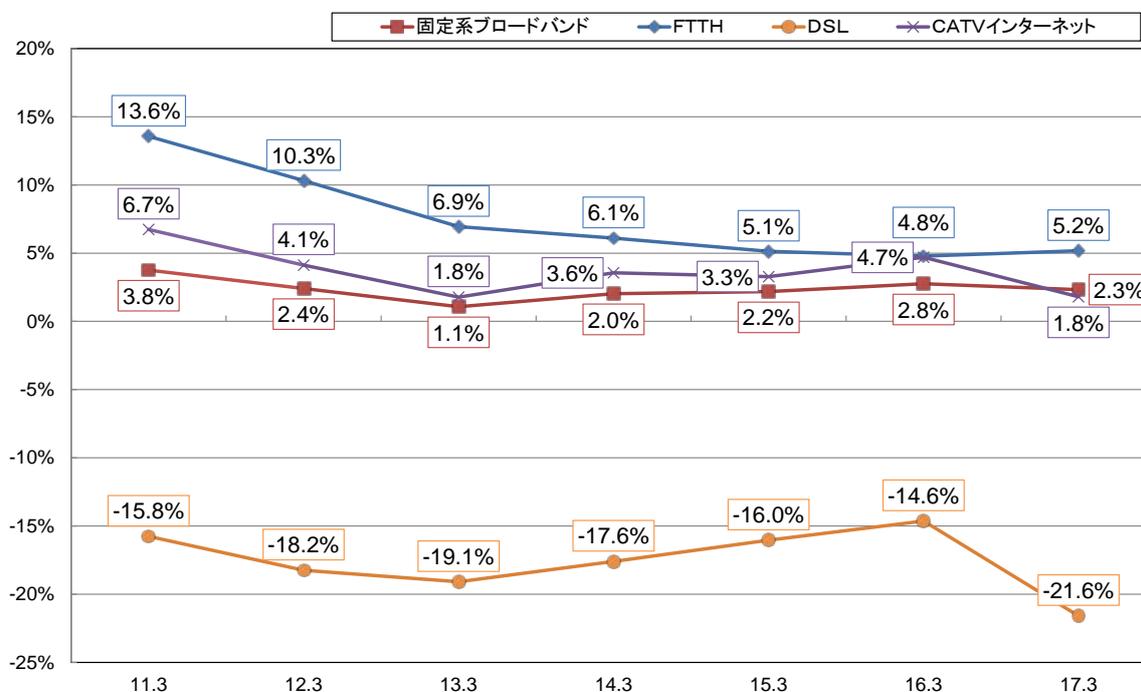


出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

³⁹ FTTH、DSL、CATVインターネット及びFWA。以下、特段の記載がない限り本章において同じ。

固定系ブロードバンドサービスの契約数の増加率は、2014年度末以降、増加傾向となっている。FTTHの契約数の増加率は、2015年度末以降、5%程度で推移している。

【図表Ⅱ-2】固定系ブロードバンドサービスの契約数の増減率の推移



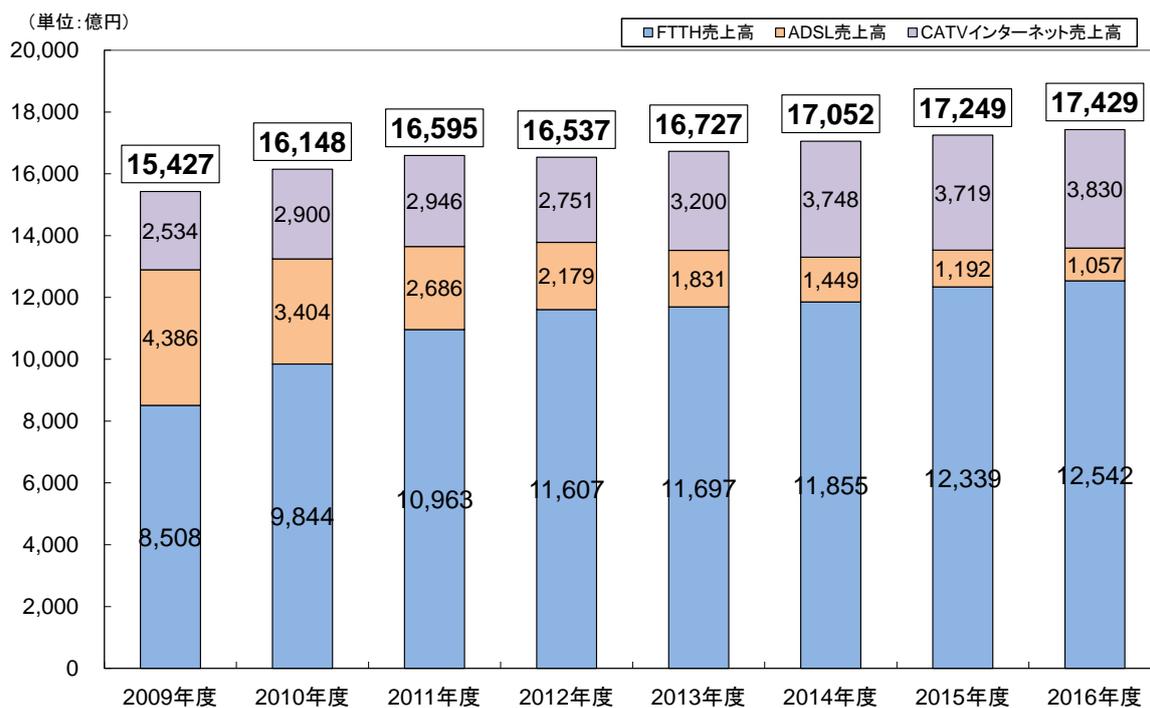
注：対前年度末比の増加率を表している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ 売上高

固定系ブロードバンド市場における売上高については、2016年度において1兆7,429億円（前年度比+1.0%）となっており、サービス別ではFTTHが全体の72.0%（前年度比+0.4ポイント）を占めている

【図表Ⅱ-3】 固定系ブロードバンド市場の売上高の推移



注：各社の公表資料等を基に市場の売上高を推計している。

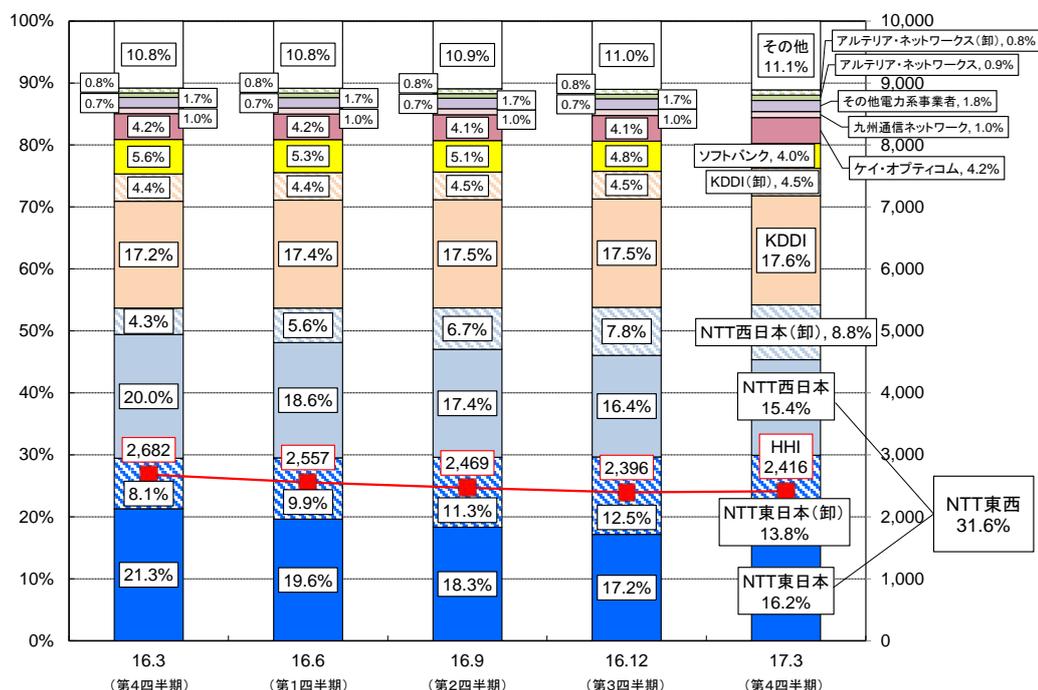
出所：各社決算資料を基に総務省作成

② 市場シェア

2016年度末時点における固定系ブロードバンド市場の事業者別シェアは、NTT東日本・西日本（以下「NTT東西」という。）が31.6%⁴⁰（前期比▲1.9ポイント、前年度末比▲9.7ポイント）、KDDIが17.6%⁴¹（前期比+0.1ポイント、前年度末比+0.4ポイント）、ソフトバンクが4.0%（前期比▲0.8ポイント、前年度末比▲1.5ポイント）となっている。

HHIは2,416（前期比+19、前年度末比▲266）と減少傾向となっている。

【図表Ⅱ-4】 固定系ブロードバンド市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移



- 注1：固定系ブロードバンド契約数の事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネットを対象としており、FWAを含んでいない。以下同じ。
- 注2：KDDIのシェアには、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet及びJ:COMグループが含まれる。以下、特段の記載がない限り同じ。
- 注3：その他電力系事業者のシェアには、北陸通信ネットワーク、STNet、エネルギア・コミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。以下同じ。
- 注4：卸電気通信役務を利用してFTTHを提供する事業者のシェアを、当該卸電気通信役務を提供する事業者（その他に含まれる事業者は除く。）ごとに合算し、当該事業者名の後「(卸)」と付記して示している。以下同じ。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

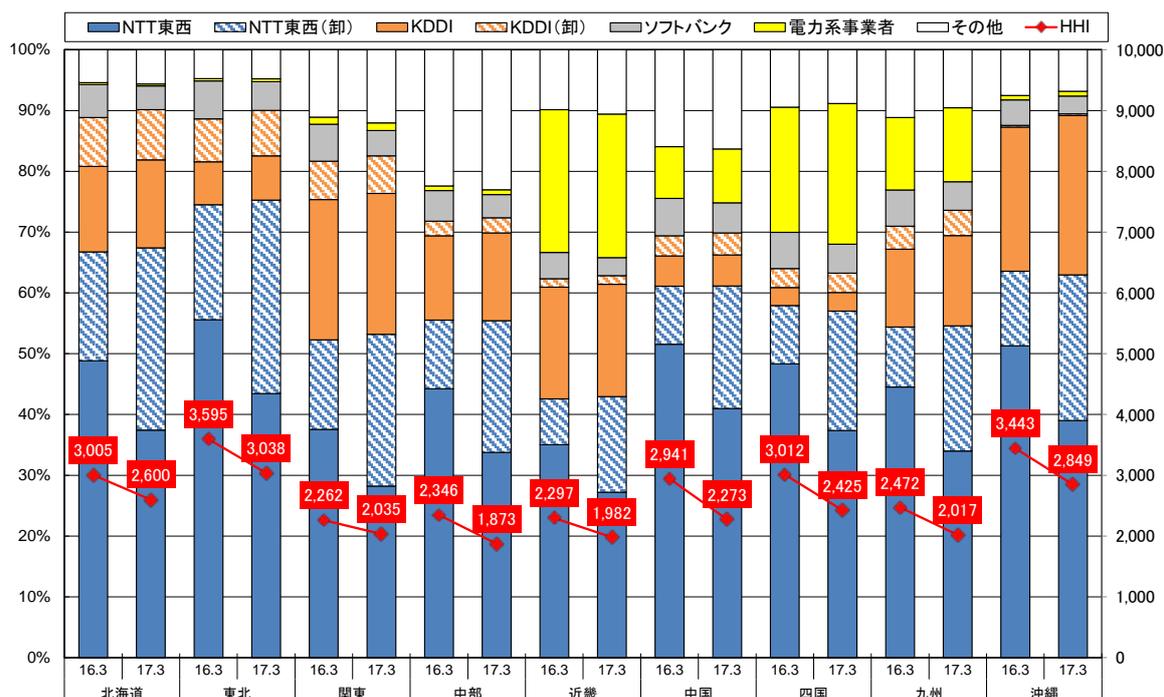
⁴⁰ 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると54.2%。

⁴¹ 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると22.1%。

地域ブロック別では、NTT東西のサービス卸⁴²の増加に伴い、NTT東西のシェアが全ての地域で減少し、5割⁴³を下回っている。

HHIは、最も高い地域は東北で3,038、最も低い地域は中部で1,873となっている。

【図表Ⅱ－5】固定系ブロードバンド市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移
(地域ブロック別)



注：地域ブロック別のHHIは、卸電気通信役務を利用してFTTHを提供する事業者のシェアを、当該卸電気通信役務を提供する事業者（その他に含まれる事業者は除く。）ごとに合算して算出している。以下同じ。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

⁴² NTT 東西が卸電気通信役務として提供する FTTH の卸売サービス。

⁴³ 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。

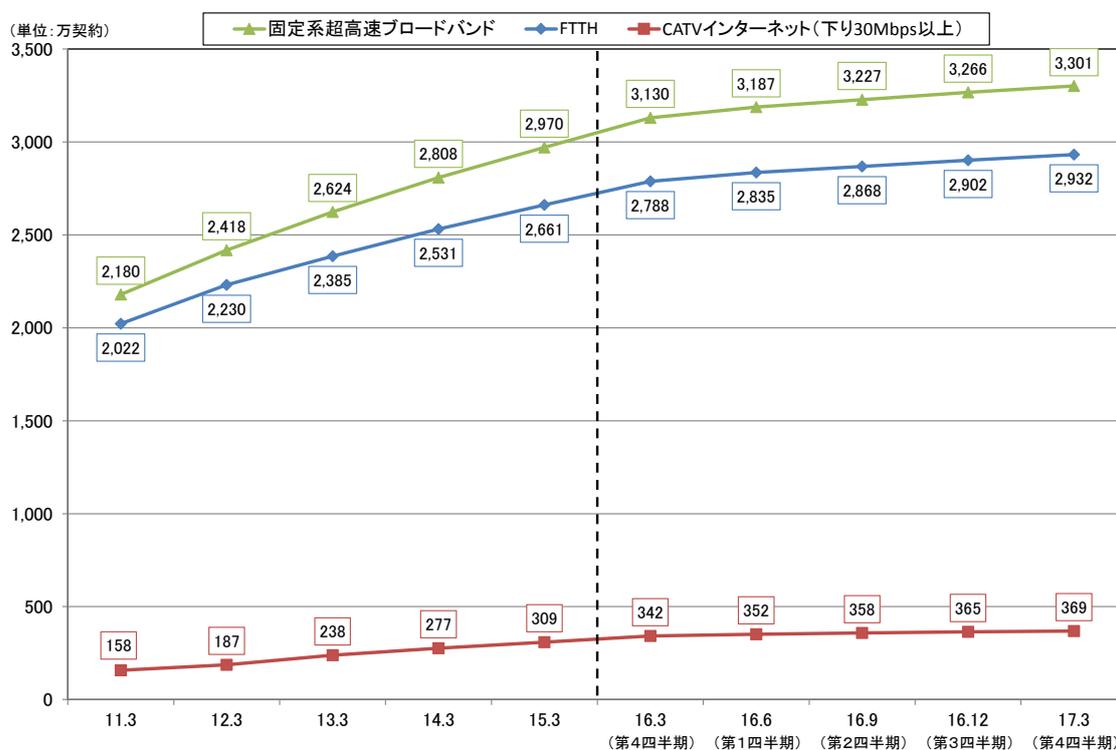
(2) 固定系超高速ブロードバンド市場

① 市場規模（契約数）

2016 年度末時点における固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数は、3,301 万（前期比+1.1%、前年度末比+5.5%）と増加傾向となっている。

このうち、CATV インターネット（通信速度下り 30Mbps 以上）は、369 万（前期比+1.2%、前年度末比+7.9%）となっている。

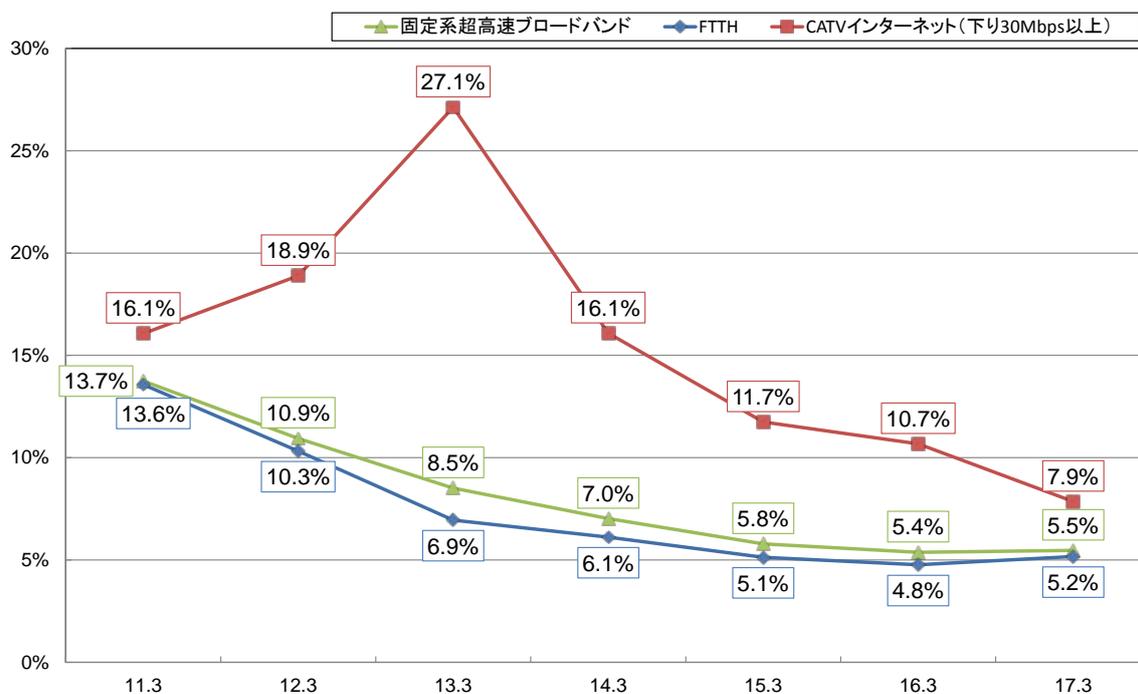
【図表 II-6】固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数の増加率は、2014年度末以降、固定系超高速ブロードバンドサービスが5%台、FTTHが5%程度、CATVインターネット（通信速度下り30Mbps以上）が10%程度で推移している。

【図表Ⅱ－7】固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数の増加率の推移

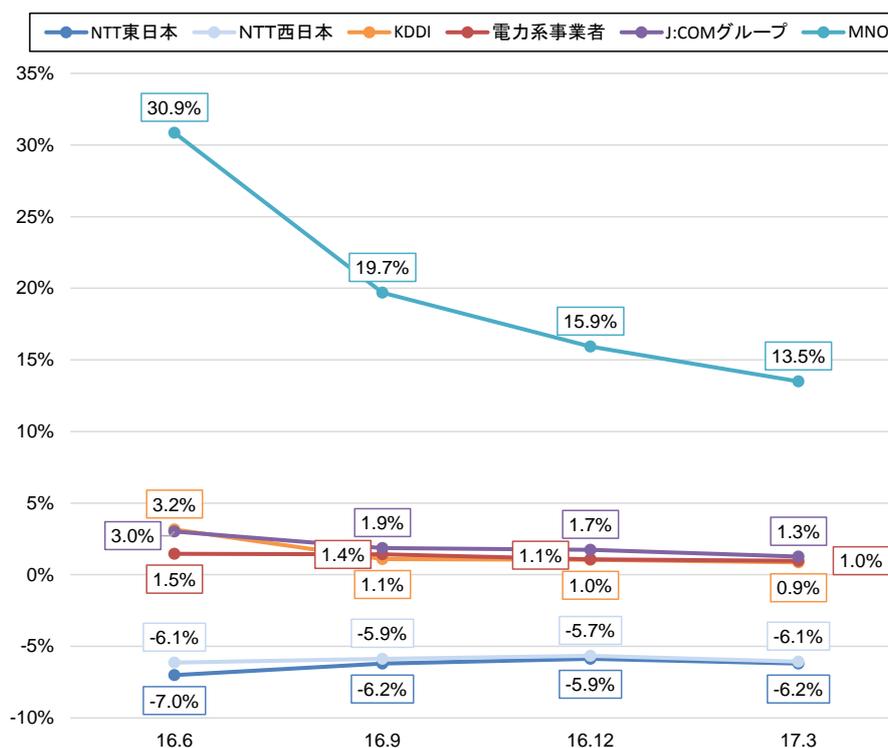


注：対前年度末比の増加率を表している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

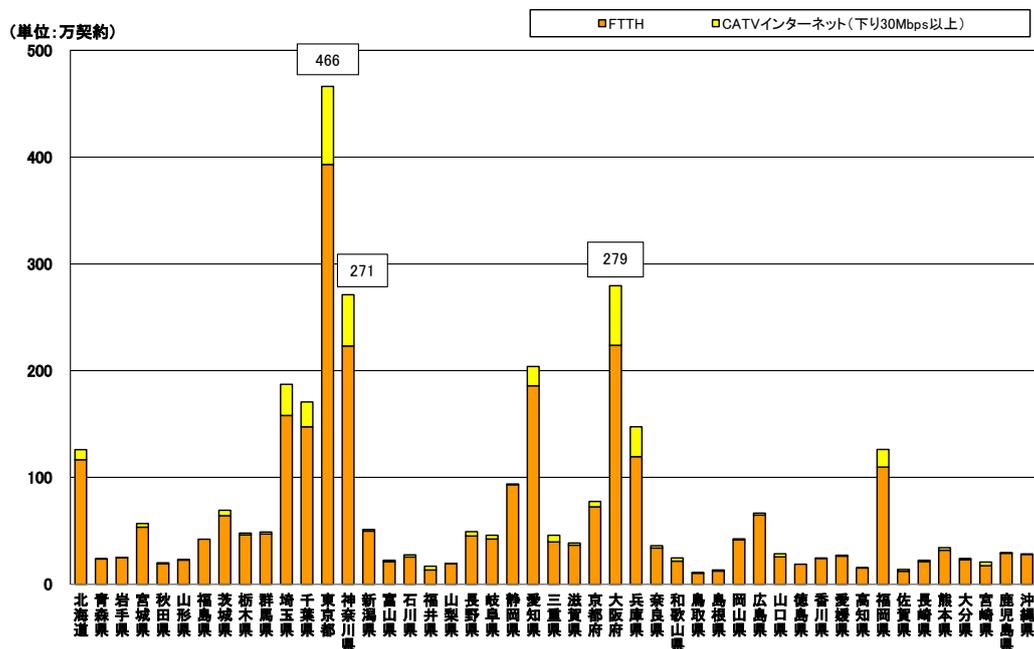
固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数の増減率を事業者別に見ると、NTT東西が－6％前後、KDDI、電力系事業者及びJ:COMグループが1％程度で推移している。MNO（ドコモ及びソフトバンク）の増加率は低下してきているものの、10％超を維持している。

【図表Ⅱ－8】固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数の事業者別増減率の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【参考】固定系超高速ブロードバンドサービスの都道府県別の契約数



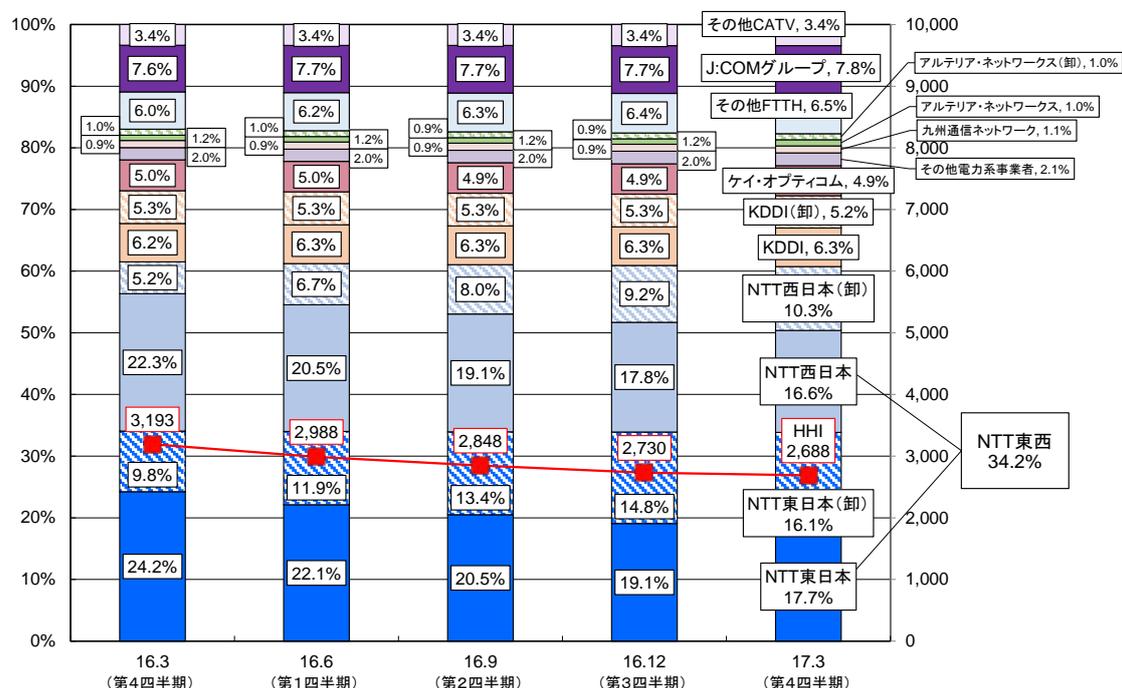
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

② 市場シェア

2016年度月末時点における固定系超高速ブロードバンド市場の事業者別シェアは、NTT東西が34.2%⁴⁴（前期比▲2.6ポイント、前年度末比▲12.3ポイント）、J:COMグループが7.8%（前期比±0ポイント、前年度末比+0.2ポイント）、KDDIが6.3%⁴⁵（前期比、前年度末比ともに±0ポイント）となっている。

HHIは2,688（前期比▲42、前年度末比▲504）と減少傾向となっている。

【図表Ⅱ－9】 固定系超高速ブロードバンド市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

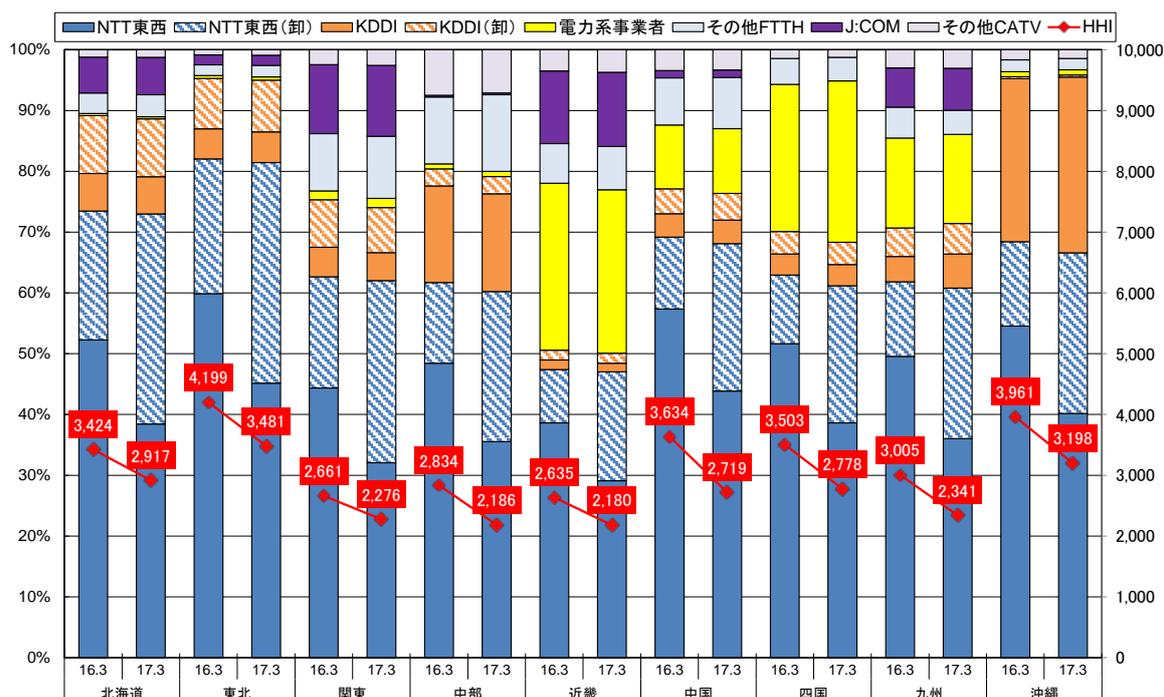
⁴⁴ 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると60.7%。

⁴⁵ 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると11.5%。

地域ブロック別のシェアでは、NTT東西のサービス卸の増加に伴い、NTT東西のシェアが全ての地域で減少し、5割⁴⁶を下回っている。

HHIは、最も高い地域は東北で3,481、最も低い地域は近畿で2,180となっている。

【図表Ⅱ-10】 固定系超高速ブロードバンド市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移（地域ブロック別）



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

⁴⁶ 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。

③ 設備競争及びサービス競争の状況

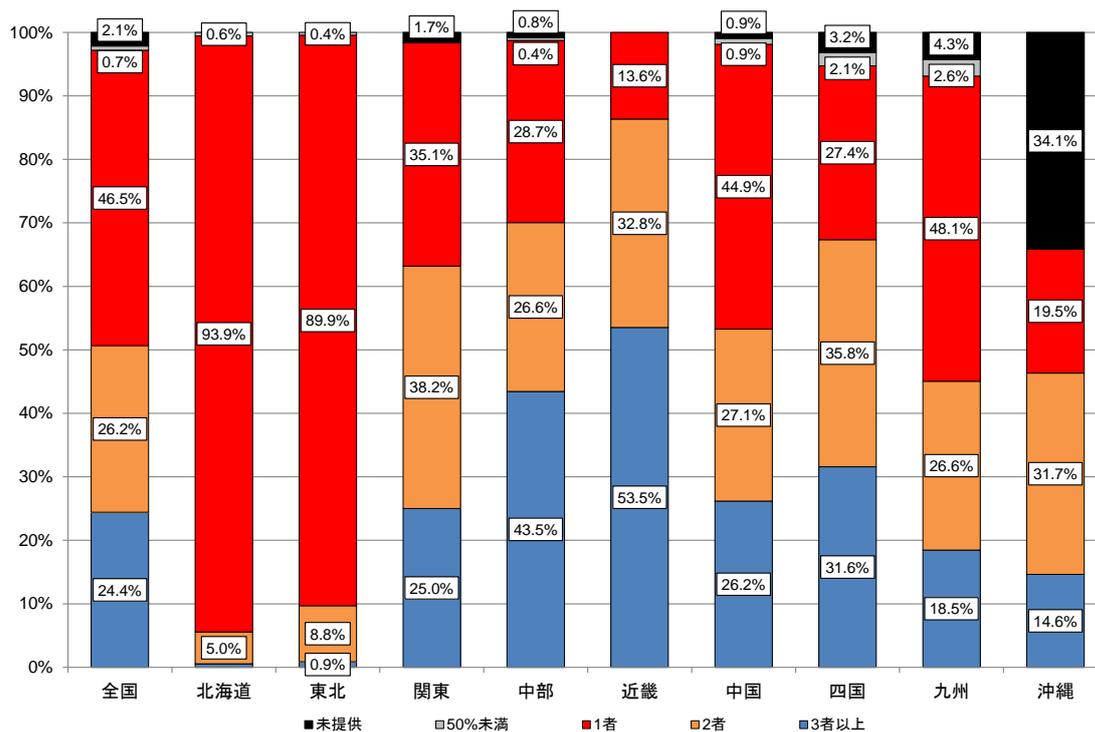
ア 設備競争の状況

固定系超高速ブロードバンドの設備は、全国的におおむね整備されているものの、2.1%の市町村が完全未提供、46.5%の市町村が「1者」という状況になっている。

設備整備事業者数別の状況をみると、「1者」が最も多く46.5%、「2者」が26.2%、「3者以上」が24.4%となっており、1者の設備しか整備されていない市町村が約半数を占めている。

地域別の設備競争の状況をみると、北海道・東北においては、約9割の市町村において事業者数が「1者」となっているのに対し、近畿においては、NTT西日本の他にもケイ・オプティコム、地域のCATV事業者等が積極的に設備整備を行っているため、53.5%の市町村が「3者以上」となっている。

【図表II-11】設備整備事業者数別の市区町村シェア（地域ブロック別）



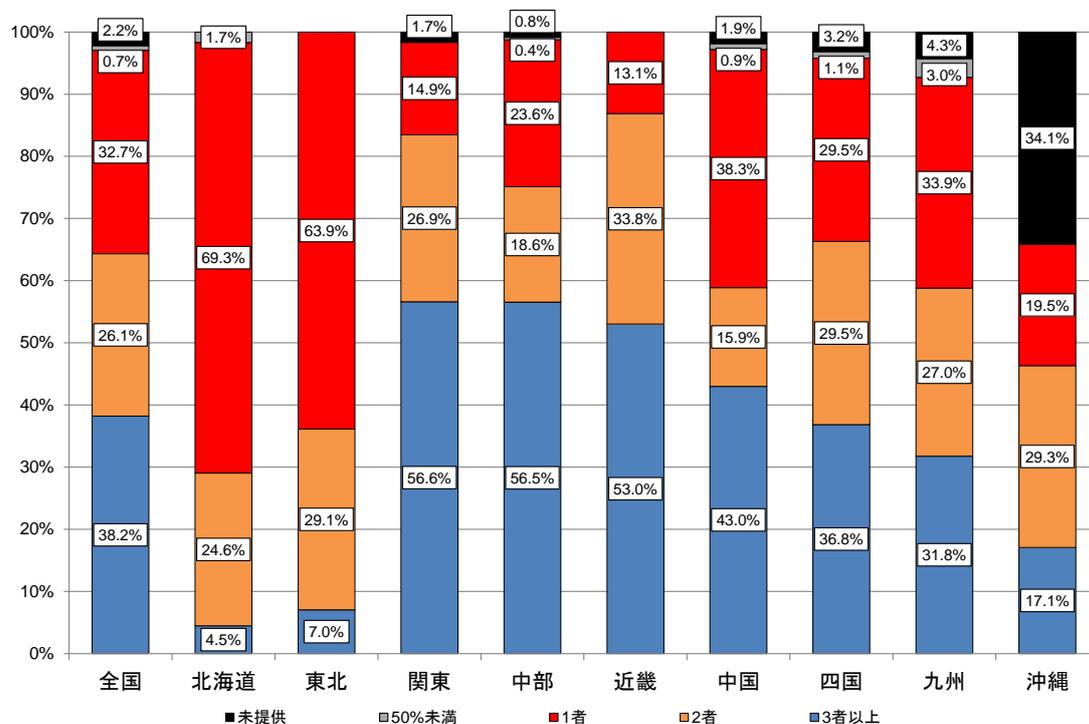
出所：総務省資料

イ サービス競争の状況

サービス提供事業者⁴⁷数別の状況を見ると、38.2%の市町村において「3者以上」、26.1%の市町村において「2者」がとなっており、設備競争の状況と比べて競争が進展している。

地域別のサービス競争の状況を見ると、北海道・東北は低調であること、関東・西日本は活発であることは設備競争の状況と似た傾向であるが、設備競争の状況と比べ、ほぼ全ての地域で「2者」又は「3者以上」の市区町村の割合が増加しており、特に関東では、56.6%の市区町村において「3者以上」となっており、設備競争における同割合から30ポイント以上も上回っている。

【図表II-12】サービス提供事業者数別の市町村シェア（地域ブロック別）



出所：総務省資料

⁴⁷ 卸電気通信役務を利用して固定系超高速ブロードバンドサービスを提供する事業者は含まない。参考3において同じ。

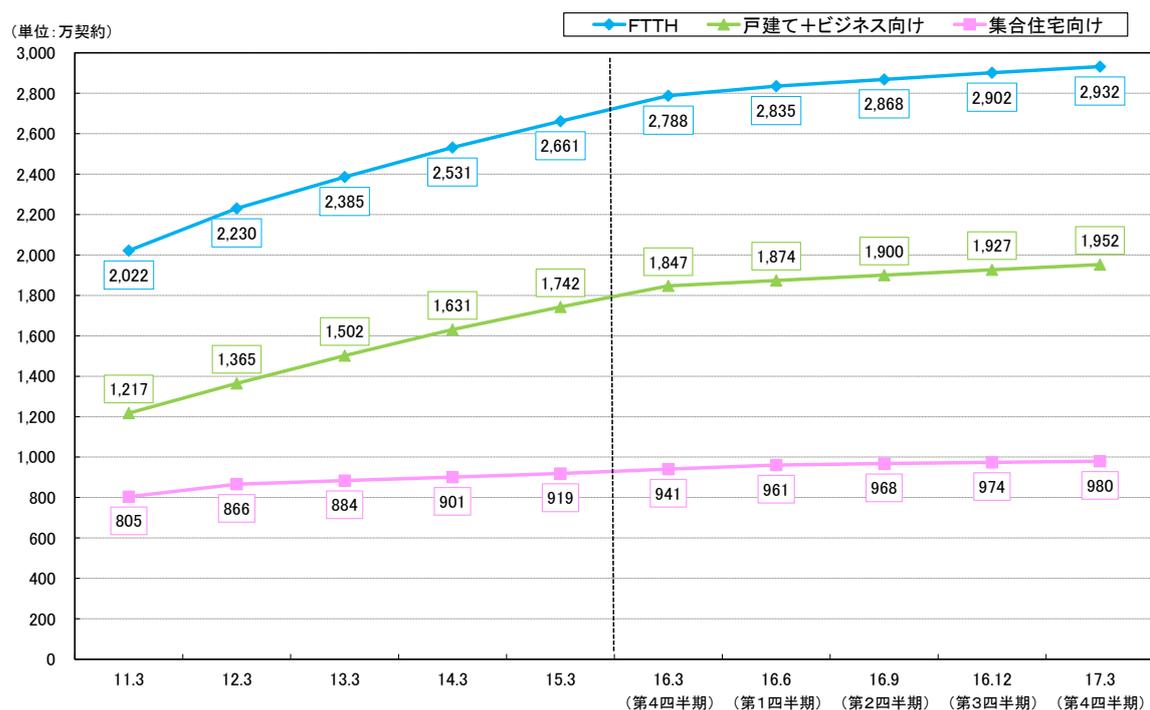
(3) FTTH 市場(小売市場)

① 市場規模(契約数)

ア 契約数

2016 年度末時点における FTTH の契約数は、2,932 万(前期比+1.0%、前年度末比+5.2%)と増加傾向となっている。

【図表Ⅱ-13】FTTHサービスの契約数の推移



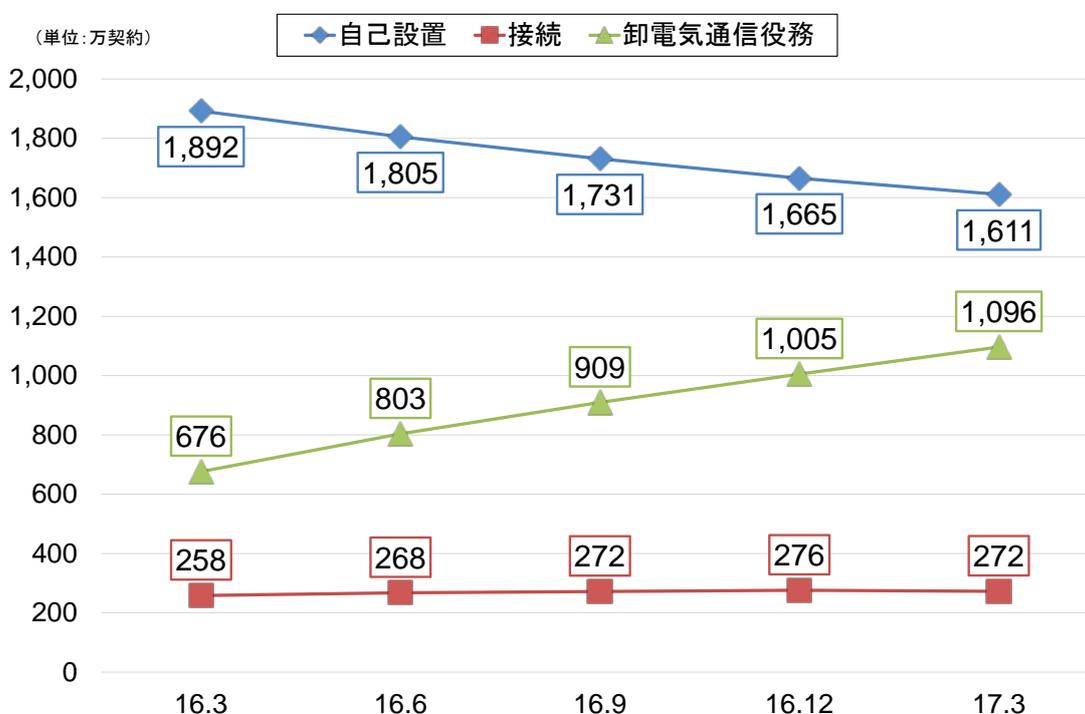
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ 提供形態別契約数

2016年度末時点におけるFTTHの提供形態別⁴⁸の契約数は、「自己設置」型が1,611万（前期比▲54万、前年度末比▲281万）と減少傾向、「接続」型が272万（前期比▲4万、前年度末比+14万）と横ばい、「卸電気通信役務」型が1,096万（前期比+91万、前年度末比+420万）と増加傾向となっている。

「卸電気通信役務」型の増加は「自己設置」型の減少要因となり得るが、「卸電気通信役務」型の純増（91万）ほど「自己設置」型は純減（54万）していない。

【図表Ⅱ－14】FTTHの提供形態別の契約数の推移



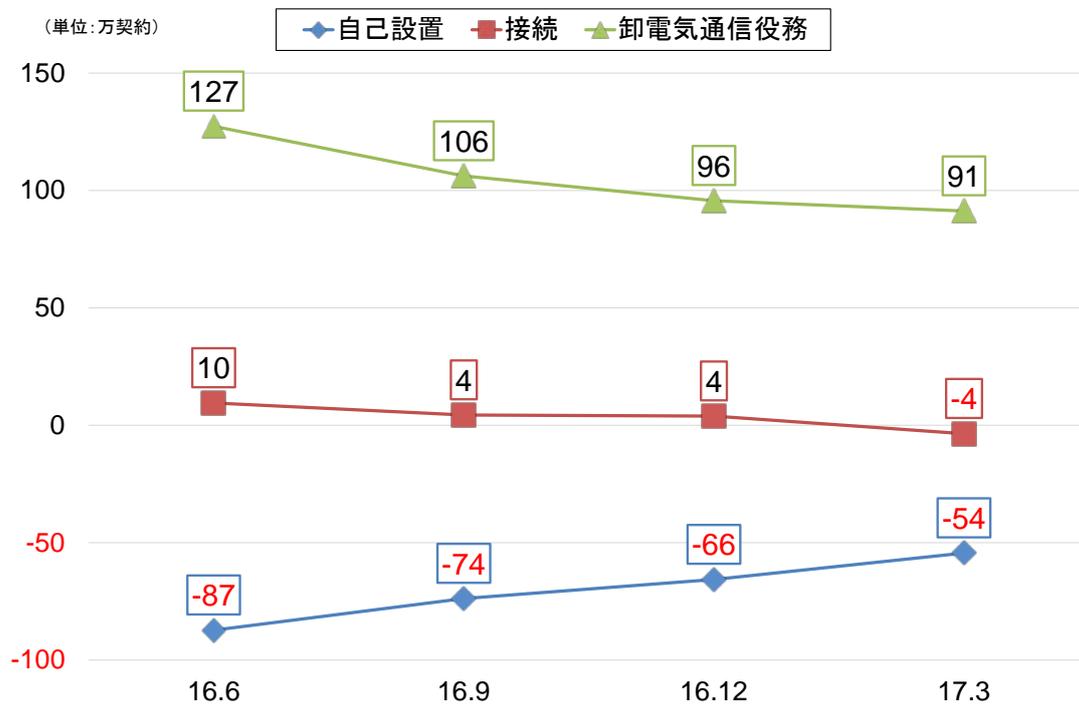
注1：「自己設置」型の契約数にNTT東西のサービス卸等の契約数は含まれない。

注2：「卸電気通信役務」型の契約数の一部については、「自己設置」型、「接続」型の契約数に含まれている。そのため、FTTHの契約数とは合計値が異なる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告及び2016年度事業者アンケート

⁴⁸ 「自己設置」型：電気通信事業者が自ら設備を設置して、利用者にFTTHサービスを提供するもの。
「接続」型：電気通信事業者が接続料を支払って、他の電気通信事業者の加入光ファイバを利用し、利用者にFTTHサービスを提供するもの。
「卸電気通信役務」型：電気通信事業者が他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受け、利用者にFTTHサービスを提供するもの。

【図表Ⅱ－15】FTTHの提供形態別の契約数の純増減数の推移



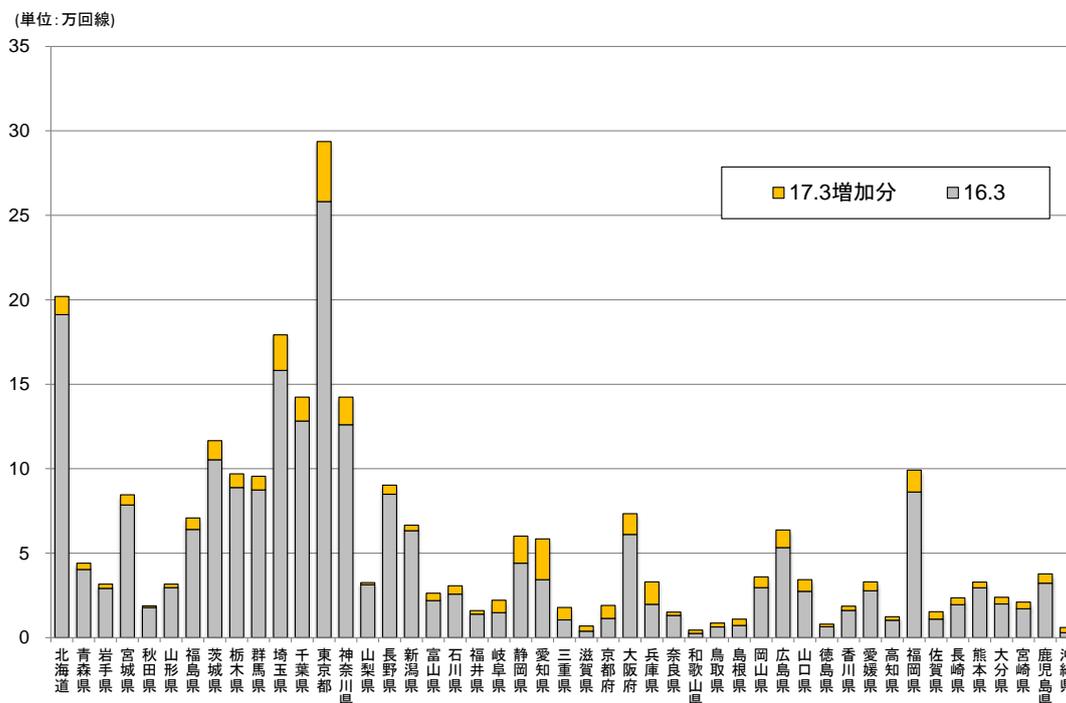
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告及び2016年度事業者アンケート

ウ 貸出回線数

NTT東西の光ファイバ回線については、競争事業者への貸出義務が課されている⁴⁹ところであるが、2016年度の状況をみると以下のとおりである。

- 2016年度末時点におけるNTT東西による光ファイバ回線の貸出し（加入光ファイバの相互接続）の総数は約261万回線。このうち、NTT東日本分は約174万回線（66.7%）、NTT西日本分は約87万回線（33.3%）であり、東高西低の状況となっている。
- NTT東西の光ファイバ回線の貸出回線数が多いのは、東京都（約29万）、北海道（約20万）、埼玉県（約18万）のほか、千葉県及び神奈川県（約14万）、茨城県（約12万）、福岡県、栃木県及び群馬県（約10万）、長野県（約9万）などであり、主に関東地方での貸出回線数が多い。
- NTT東西が保有する光ファイバ回線数（未利用の回線を除く）に占める貸出回線数の割合（2016年度末時点）をみると、当該割合の全都道府県の平均は14.9%（前年度末比+1.3ポイント）であり、引き続き増加傾向にある。

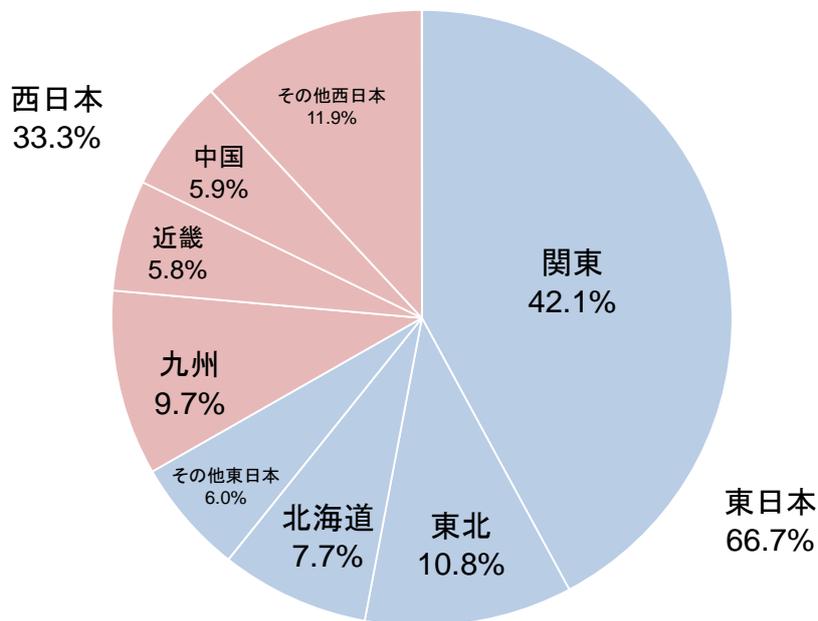
【図表Ⅱ－16】NTT東西による光ファイバ回線の貸出回線数（都道府県別）



出所：2016年度事業者アンケート

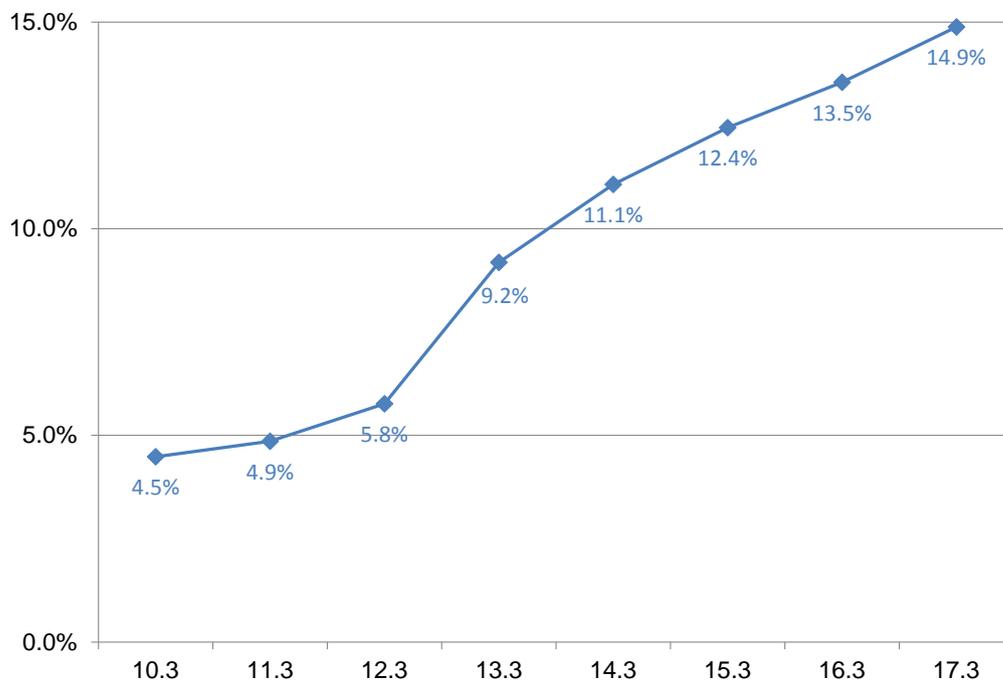
⁴⁹ 電気通信事業法第32条及び第33条

【図表Ⅱ－17】NTT東西による光ファイバ回線の貸出回線数（東西別）



出所：2016年度事業者アンケート

【図表Ⅱ－18】NTT東西が保有する光ファイバ回線（未利用の回線を除く）に占める貸出回線数の割合⁵⁰の推移



出所：2016年度事業者アンケート

⁵⁰ NTT東西による光ファイバの貸出回線数を、NTT東西が保有する光ファイバ回線の総数（未利用の回線を除く）で除したもの。

② 市場シェア

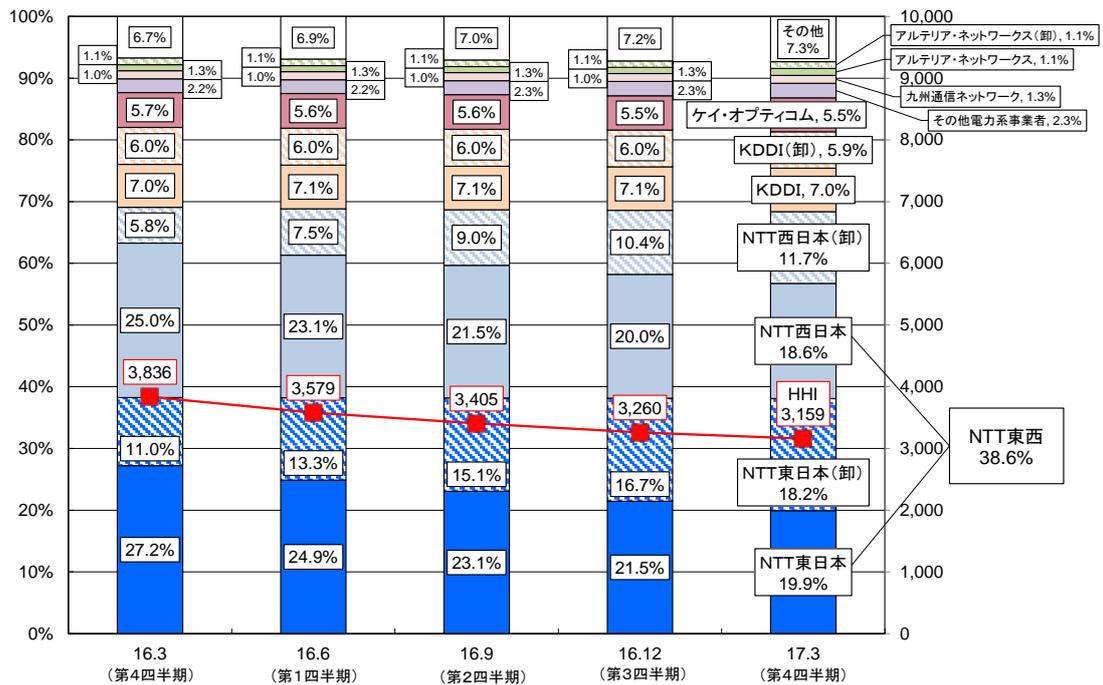
ア 契約数シェア

2016年度末時点におけるFTTH市場（小売市場）の事業者別シェアは、NTT東西が38.6%⁵¹（前期比▲3.0ポイント、前年度末比▲13.7ポイント）、KDDIが7.0%⁵²（前期比±0ポイント、前年度末比+0.1ポイント）、ケイ・オプティコムが5.5%（前期比▲0.1ポイント、前年度末比▲0.2ポイント）となっている。

HHIは、3,159（前期比▲101、前年度末比▲677）であり、NTT東西のサービス卸の増加に伴い減少傾向となっている。

当該事業者別シェアを詳細にみる（卸電気通信役務を利用する事業者のシェアを個社ごとにみる）と、MNO（NTTドコモ及びソフトバンク）のシェアの合計が20.4%（前期比+2.2ポイント、前年度末比+10.0ポイント）と増加傾向となっている。また、ISPのシェアも増加傾向となっている。

【図表Ⅱ－19】 FTTH市場（小売市場）の事業者別シェア及び市場集中度の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

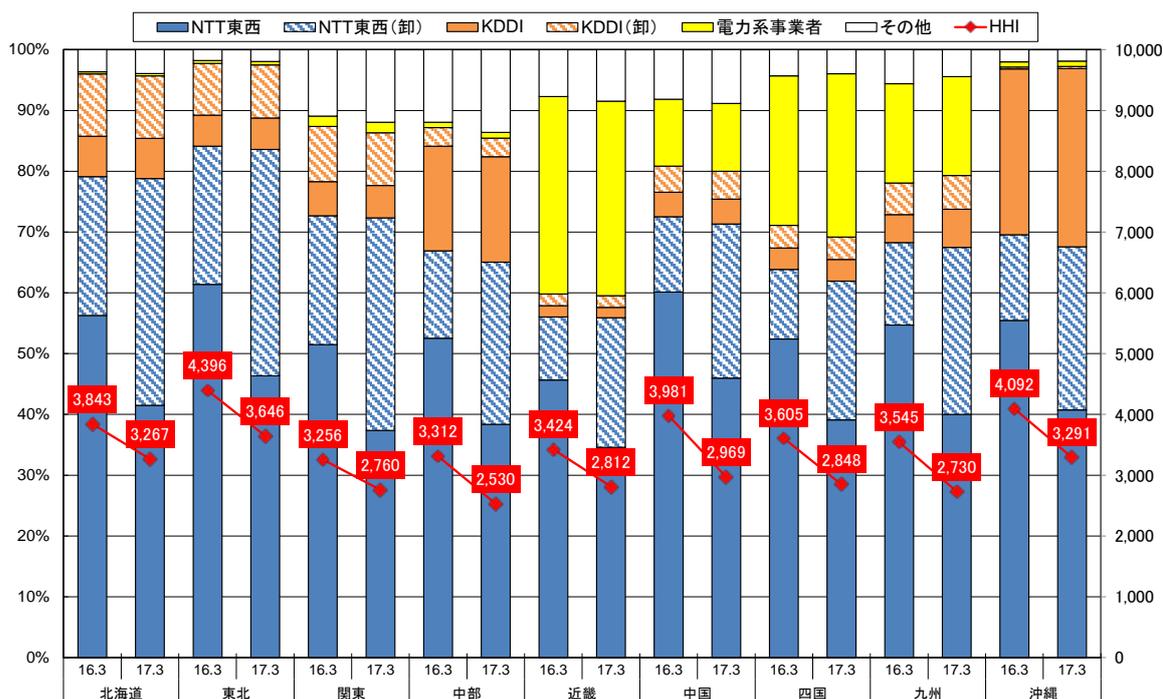
⁵¹ 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると68.4%。

⁵² 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると12.9%。

地域ブロック別の事業者別シェアは、NTT東西のサービス卸の増加に伴い、NTT東西のシェアが全ての地域で減少し、5割⁵³を下回っている。

HHIは、最も高い地域は東北で3,646、最も低い地域は中部で2,530となっている。

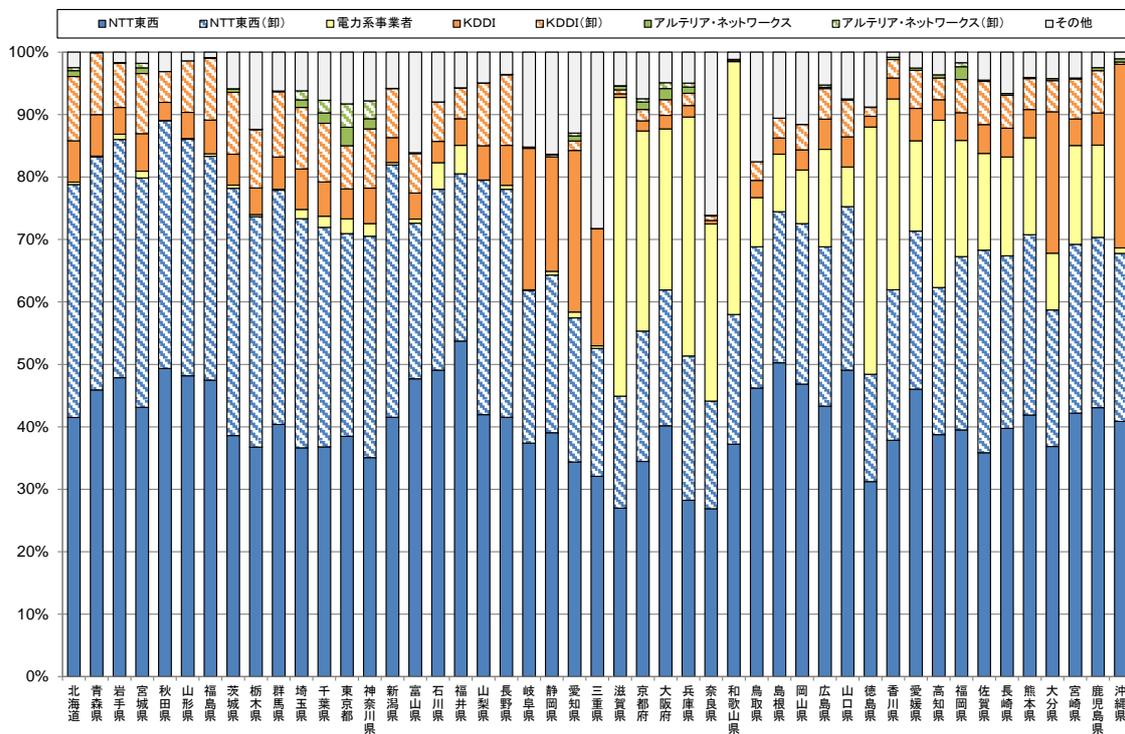
【図表Ⅱ-20】FTTH市場（小売市場）の事業者別シェア及び市場集中度の推移
（地域ブロック別）



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

⁵³ 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。

【参考】FTTH市場（小売市場）の事業者別シェア（都道府県別）



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ 提供形態別契約数シェア

2016年度末時点における「自己設置」型の契約数における事業者別シェアは、NTT東西が70.2%（前期比▲2.1ポイント、前年度末比▲6.8ポイント）と減少傾向である一方、ケイ・オプティコム及び九州通信ネットワークが増加傾向となっている。

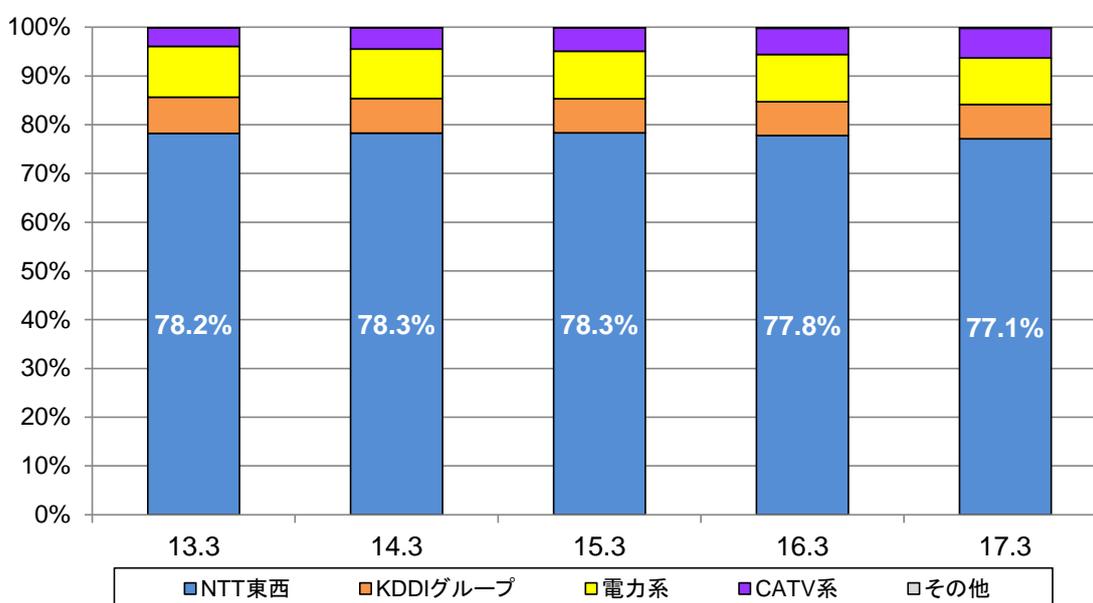
「接続」型の契約数における事業者別シェアは、KDDIが減少傾向である一方、ソニーネットワークコミュニケーションズが増加傾向となっている。

「卸電気通信役務」型の契約数における事業者別シェアは、MNO（NTTドコモ及びソフトバンク）のシェアの合計が過半を占め（54.4%、前期比+2.1ポイント、前年度末比+11.6ポイント）、増加傾向である一方、MNO以外の事業者のシェアは減少傾向となっている。

ウ 設備シェア

設備競争の状況についてみると、全国の光ファイバ回線の総数⁵⁴は、2016年度末において約2,272万回線であり、このうちNTT東西のシェアは77.1%（前年度末比▲0.6ポイント）となっている。

【図表Ⅱ-21】光ファイバ回線の設備シェアの推移（全国）

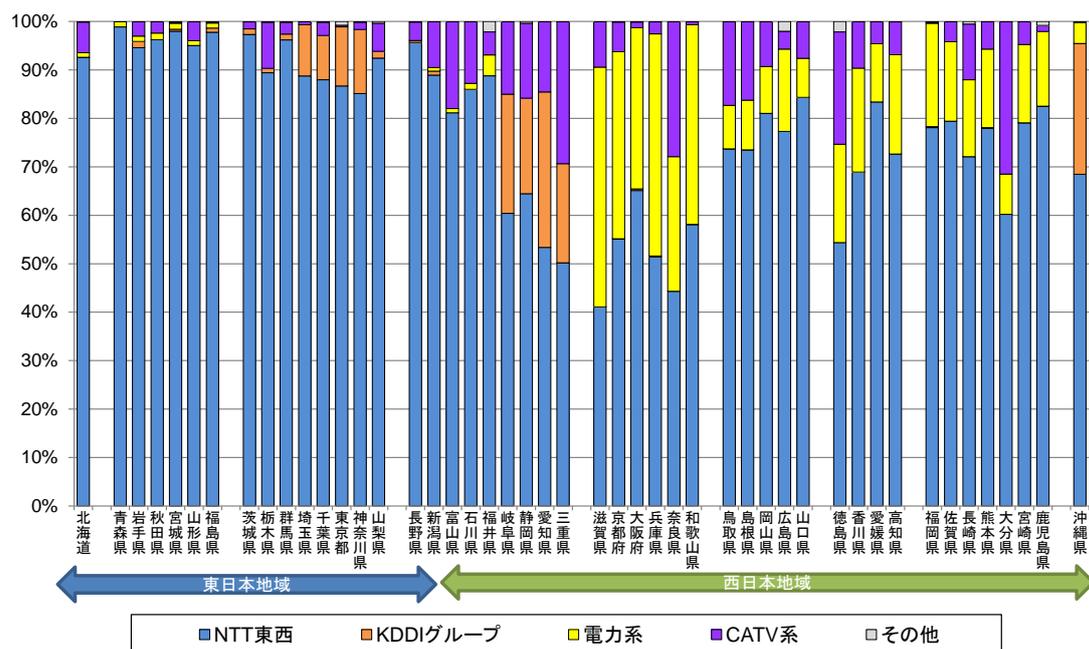


出所：総務省資料

⁵⁴ 「平成28年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」（平成29年7月10日 総務省報道発表）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000426.html

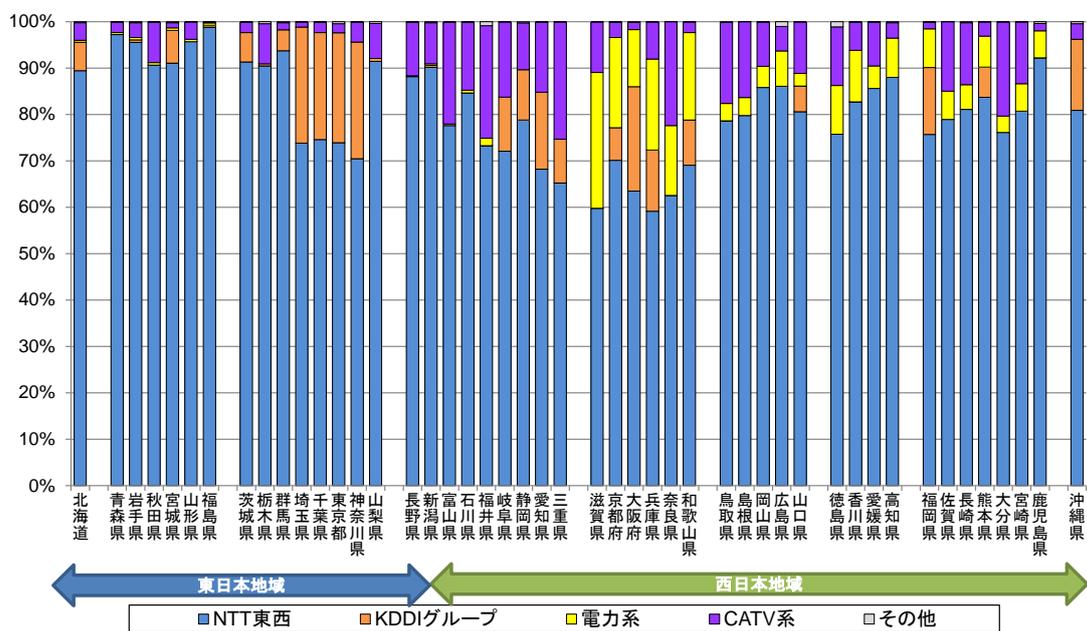
地域別でみた場合、東日本地域に比べ、西日本地域はKDDIグループ、電力系事業者、CATV事業者等との設備競争が活発な傾向にあり、近畿ブロックの各府県に岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、徳島県、香川県、大分県及び沖縄県を加えた14府県では、NTT西日本以外の競争事業者のシェアが30%超となっている。特に滋賀県及び奈良県においては、競争事業者の設備シェアの合計が50%超となっている。

【図表II-22】光ファイバ回線の都道府県別設備シェア(2016年度末)



出所：総務省資料

【参考】加入者回線全体の都道府県別設備シェア（2016年度末）



出所：総務省資料

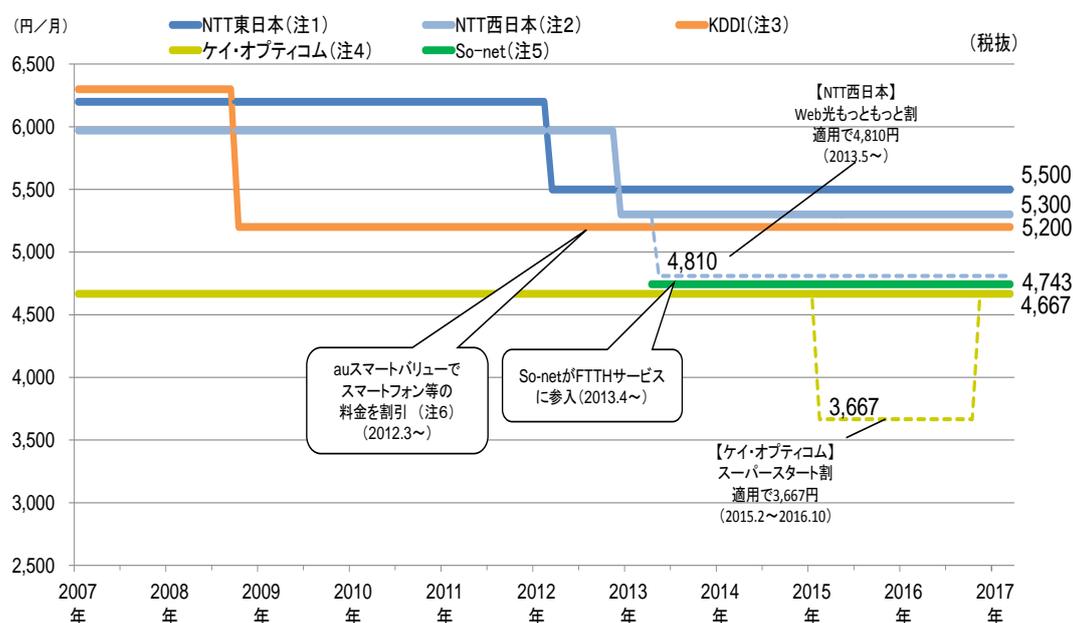
③ FTTHの料金

ア FTTH料金の推移

FTTHの月額料金は、近年、おおむね5,000円/月（戸建向けの場合）で推移しており、値下げの動きはみられない。

【図表Ⅱ-23】FTTHの月額料金の推移

※戸建向け、各種割引適用後の初年度料金。期間限定のキャンペーン料金は参考掲載



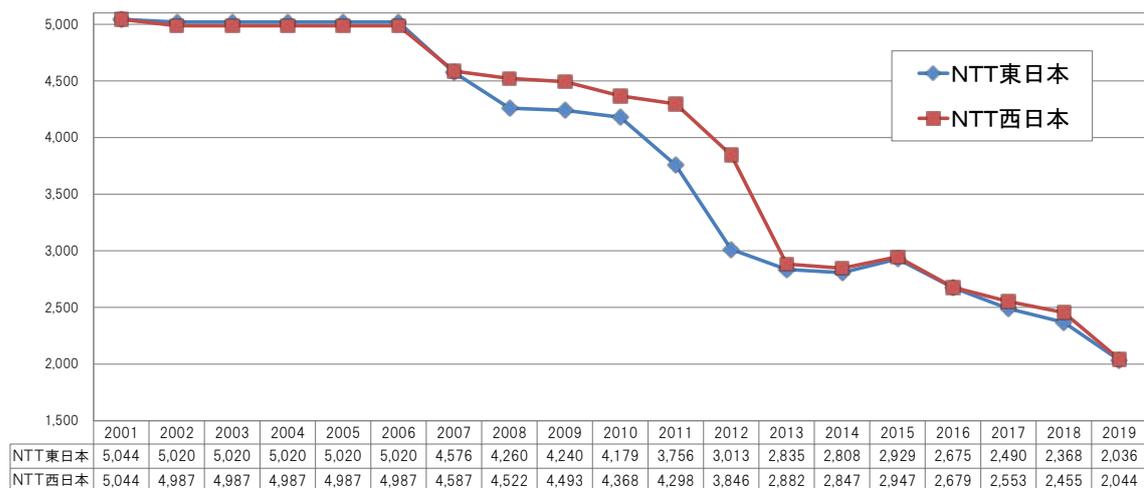
- 注1：【NTT東日本】ISP料金（ぶらら）、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2008年3月まではBフレツ・ハイパーファミリータイプ、2008年3月からフレツ・光ネクストファミリータイプの料金（2012年3月からはにねん割適用料金）。
- 注2：【NTT西日本】ISP料金（ぶらら）、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2005年2月まではBフレツ・ファミリー100タイプ、2005年3月からはフレツ・光プレミアムファミリータイプ、2008年3月からフレツ・光ネクストファミリータイプの料金（2012年11月まではあつと割引適用料金、2012年12月からは光もともと割適用料金）。
- 注3：【KDDI】ISP料金（au one net）、端末設備使用料、モデム使用料を含む。2006年12月までは東京電力のTEPCOひかり・ホームタイプ、2007年1月からKDDIのひかりone、2008年10月からはギガ得プラン（1年目）、2015年3月からはずっとギガ得プラン（1年目）の料金。
- 注4：【ケイ・オプティコム】ISP料金、回線終端装置使用料を含む。eo光ネット（ホームタイプ）100Mコース（2005年7月eoホームファイバーから改称）の料金（即割適用料金）。
- 注5：【So-net】ISP料金（so-net）、端末設備使用料、モデム使用料を含む。NURO光の料金（2年継続契約）。
- 注6：auスマートバリューは、一定の条件を満たすスマートフォン等について、条件により、1台あたり最大月額2,000円引き（最大2年間）。

出所：各社ウェブサイトを基に作成

イ 接続料の推移

2016年7月に認可した加入光ファイバに係る接続料のうち、2019年度のシェアドアクセス方式⁵⁵に係る主端末回線の接続料は、NTT東日本においては2,036円、NTT西日本においては2,044円となっている。

【図表Ⅱ-24】 加入光ファイバ接続料の推移



- 注1：本グラフはシェアドアクセス方式の主端末回線に係る接続料の推移を示したもの。
 注2：接続料は、7年間(2001年度～2007年度)、3年間(2008年度～2010年度)、(2011年度～2013年度)、(2014年度～2016年度)又は4年間(2016年度～2019年度)を算定期間とする将来原価方式により算定。なお、2018年度及び2019年度の接続料は今後乖離額調整を予定。
 注3：上記接続料には、局外スプリッタ料金(2006年度までは将来原価方式、2007年度以降は実績原価方式で算定)を含み、分岐端末回線に係る接続料を含まない。

出所：総務省資料

⁵⁵ 加入光ファイバのうち主端末回線部分を最大8利用者で共用する方式。

④ 通信速度

FTTHの最大通信速度（ベストエフォート）をみると、100Mbps、200Mbps、1 Gbps及び2 Gbpsの速度プランが提供されている。

なお、ADSLにおいては1.0Mbps～50Mbps、CATVインターネットは160Mbps～1Gbpsと、それぞれの範囲内で多岐にわたる速度プランが提供されている。

【図表Ⅱ-25】 主要な固定系ブロードバンドサービスの利用料金と通信速度

回線	区分	事業者	サービス名称	メニュー	最大速度(下り)	月額料金	
FTTH	戸建	NTT東日本	フレッツ光ネクスト	ファミリー・ギガラインタイプ	1Gbps	4,700円※1	
				ファミリー・ハイスピードタイプ	200Mbps	4,500円※1	
		NTT西日本	フレッツ光ネクスト	ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集	1Gbps	4,300円※1	
				ファミリー・ハイスピードタイプ	200Mbps	3,810円※2	
	KDDI	auひかりホームタイプ	ずっとギガ得プラン		1Gbps	5,100円※3	
			ソニーネットワークコミュニケーションズ	NURO光	NURO光G2V	2Gbps	4,743円
	集合	NTT東日本	フレッツ光ネクスト	ギガマンション・スマートタイプ	1Gbps	3,050円～4,050円※1	
				マンション・ハイスピードタイプ	200Mbps	2,750円～3,750円※1	
			フレッツ光ライト	100Mbps	2,000円～4,300円※1		
		NTT西日本	フレッツ光ネクスト	マンション・スーパーハイスピードタイプ集	1Gbps	2,530円～3,420円※1	
				マンション・ハイスピードタイプ	200Mbps		
		KDDI	auひかりマンションタイプ	マンション ギガ		1Gbps	4,050円
				タイプV、都市機構デラックス、E、F		100Mbps	3,800円
				ケイ・オプティコム		eo光ネット	100Mbps
ADSL	NTT東日本	フレッツ・ADSLモアⅢ	※2016.6.30 新規申込受付終了	47Mbps	2,520円～4,545円※1		
			エントリー	※2016.6.30 新規申込受付終了	1.0Mbps	1,600円～2,950円※1	
			モアスペシャル	※2016.7.1 新規申込受付終了	44～47Mbps	2,682円～4,455円※1	
	NTT西日本	1.5Mプラン	※2016.7.1 新規申込受付終了	1.5Mbps	2,430円～4,095円※1		
			ソフトバンク(旧:ソフトバンクBB)	Yahoo! BB ADSL通常タイプ 50M Revo (NTT東日本エリア)	50Mbps	4,228円～5,820円※1	
			Yahoo! BB ADSL通常タイプ 8M (NTT東日本エリア)	8Mbps	3,128円～4,720円※1		
CATV	J:COMグループ	J:COM NET ウルトラ320Mコース(戸建)		320Mbps	6,000円		
		イッツコム		160Mbps	6,000円		
		中部ケーブルネットワーク		1Gコース(戸建)	1Gbps	5,200円	
		TOKAIケーブルネットワーク		ひかりdeネットベーシック(ホーム)(戸建)	300Mbps	5,200円	

※1：ISP料金は含まれない。

※2：「Web光もっともっと割」適用時の1年目の料金。

※3：「ずっとギガ得プラン」(3年契約)適用時の1年目の料金。

注：特段記載がある場合を除き、金額は全て税抜き、長期契約割引適用後、ISP料金込み。2017年5月末現在。

出所：各社ウェブサイトを基に作成

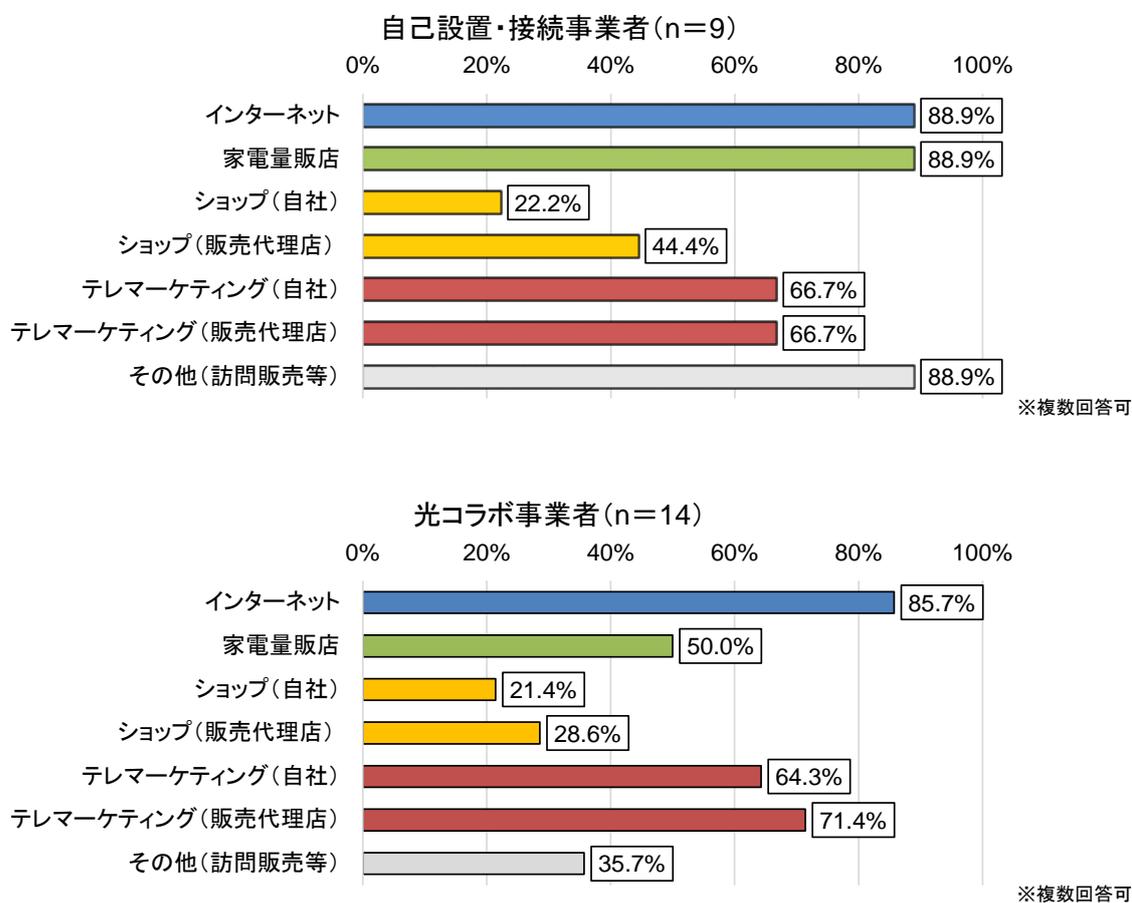
2 利用者の動向等に係る分析

① 利用者の契約場所等

FTTHの販売チャネルをみると、自己設置・接続事業者及び光コラボ事業者（NTT東西のサービス卸を利用したFTTH〔以下「光コラボ」という。〕を提供する事業者）とも「インターネット」（自己設置・接続事業者：88.9%、光コラボ事業者：85.7%）が最も多い。

光コラボ事業者では自己設置・接続事業者と比べて、「家電量販店」「ショップ（販売代理店）」といった販売チャネルを有している割合がやや少ない。

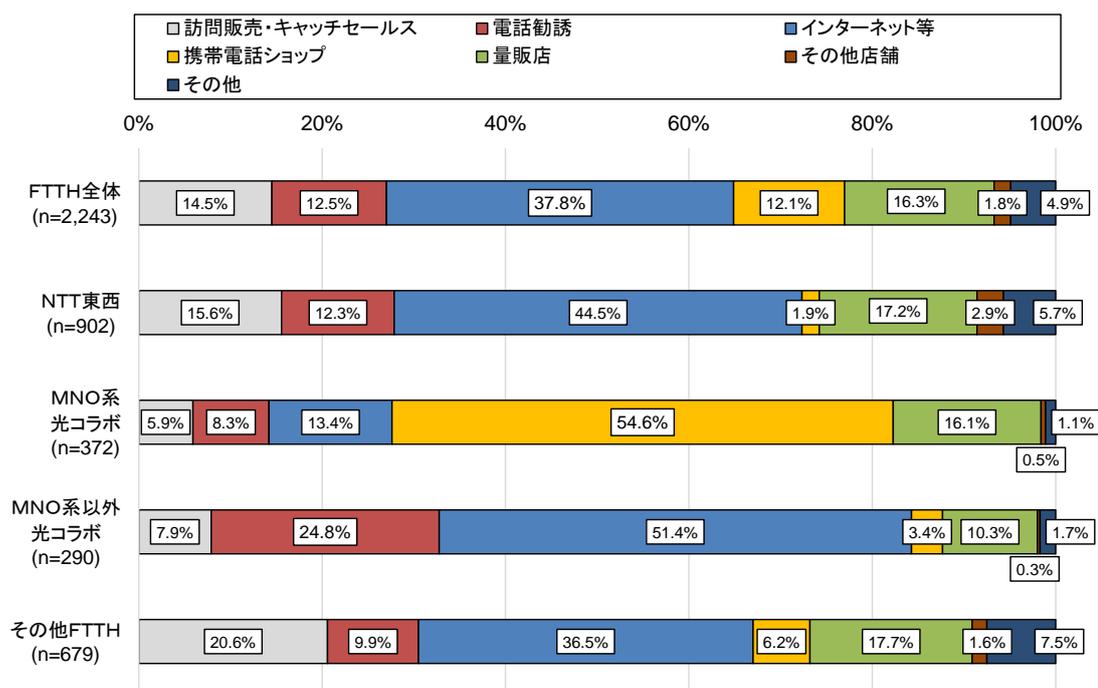
【図表II-26】FTTH事業者の販売チャネル



出所：2016年度事業者アンケート

FTTHの契約場所は、全体では「インターネット等」(37.8%)が最も多いが、MNO系光コラボでは「携帯電話ショップ」(54.6%)が最も多い。また、MNO系以外の光コラボでは「電話勧誘」(24.8%)が他の類型に比べ高い。

【図表II-27】FTTHの契約場所(事業者類型別)



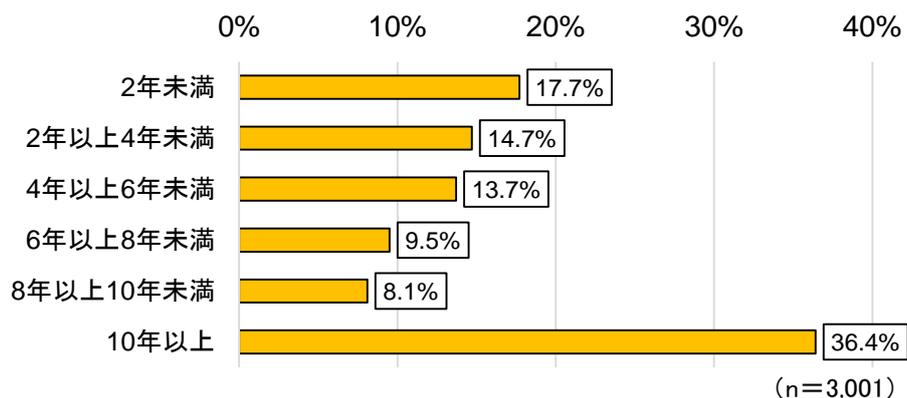
出所：2016年度利用者アンケート

② 事業者の選択・変更状況等

ア 事業者の利用継続年数等

固定系ブロードバンド事業者の利用継続年数は「10年以上」（36.4%）が最も多く、次いで「2年未満」（17.7%）であった。

【図表Ⅱ-28】固定系ブロードバンド事業者の利用継続年数

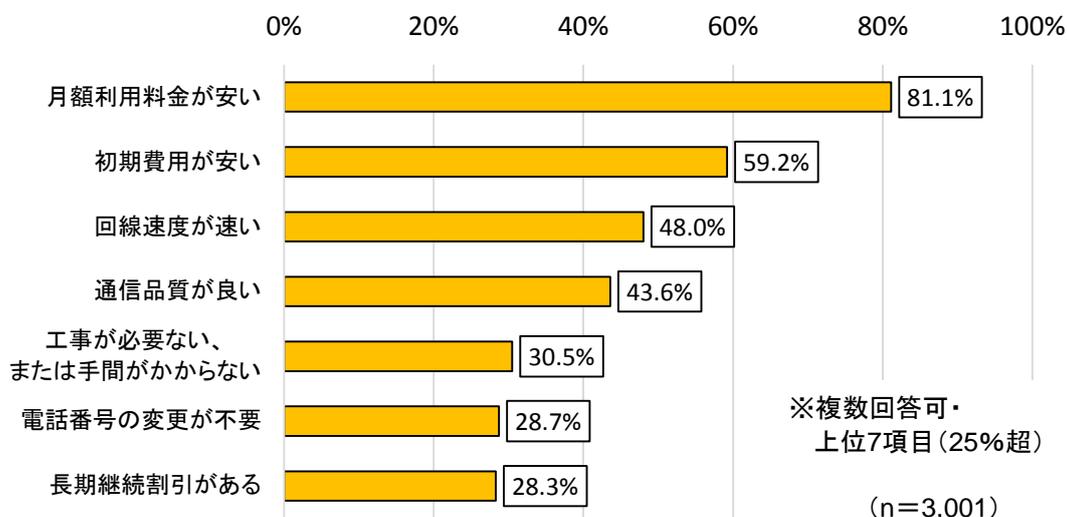


出所：2016年度利用者アンケート

今後事業者を変更する際の事業者選択の決め手については、「月額料金が安い」（81.1%）が最も多く、次いで「初期費用が安い」（59.2%）が多かった。

なお、金銭面に係る項目のうち「キャッシュバックがあること」（14.7%、上位7項目外）と回答した者は少なかった。

【図表Ⅱ-29】今後事業者変更する際の事業者選択の決め手

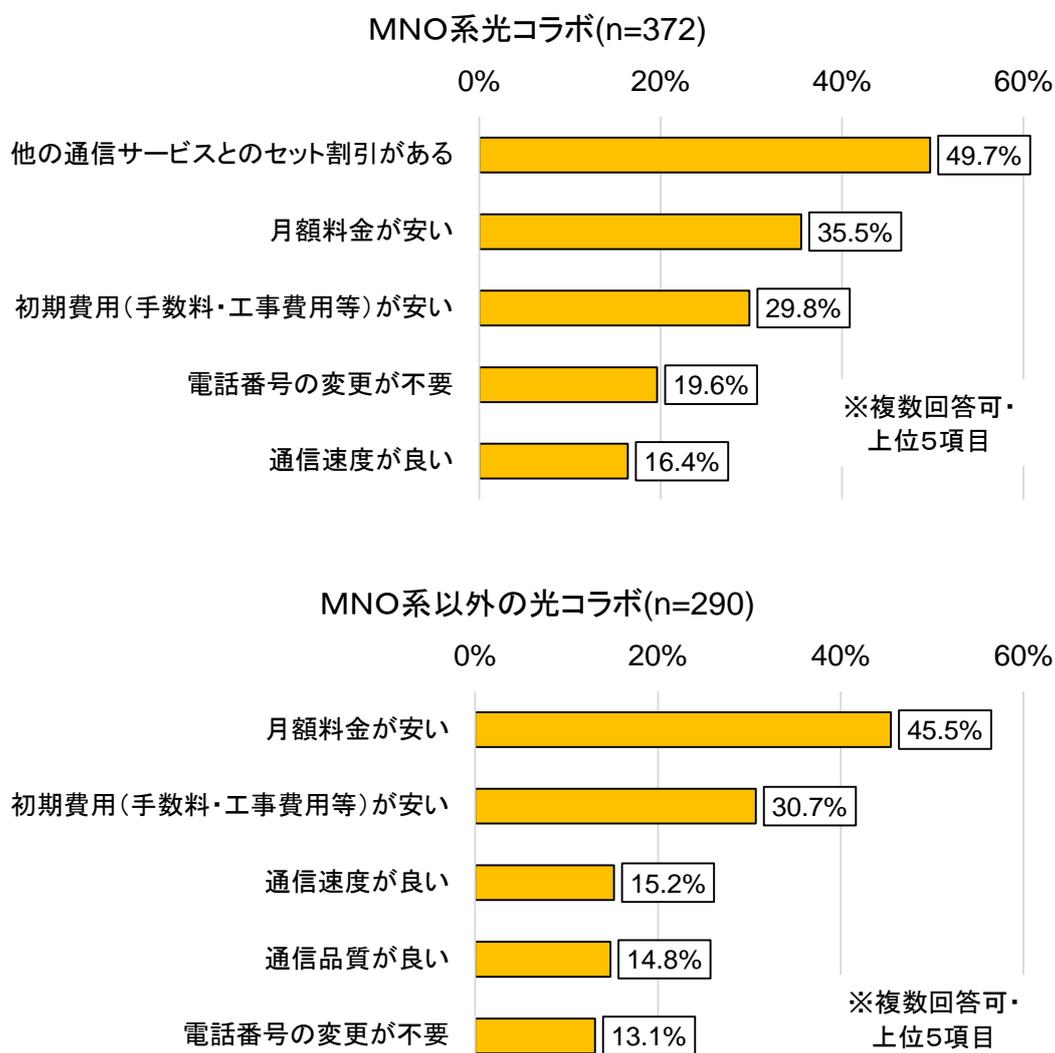


出所：2016年度利用者アンケート

イ 事業者選択理由

光コラボ利用者の事業者選択理由については、MNO系光コラボ及びMNO系以外の光コラボとも「月額料金が安い」(MNO系：35.5%、MNO系以外：45.5%)「初期費用が安い」(MNO系：29.8%、MNO系以外：30.7)といった料金面に関する理由が上位に挙げられる中、特にMNO系光コラボでは、「他の通信サービスとのセット割引がある」(49.7%)が最も多く挙げられている。

【図表Ⅱ-30】光コラボ利用者の事業者選択理由



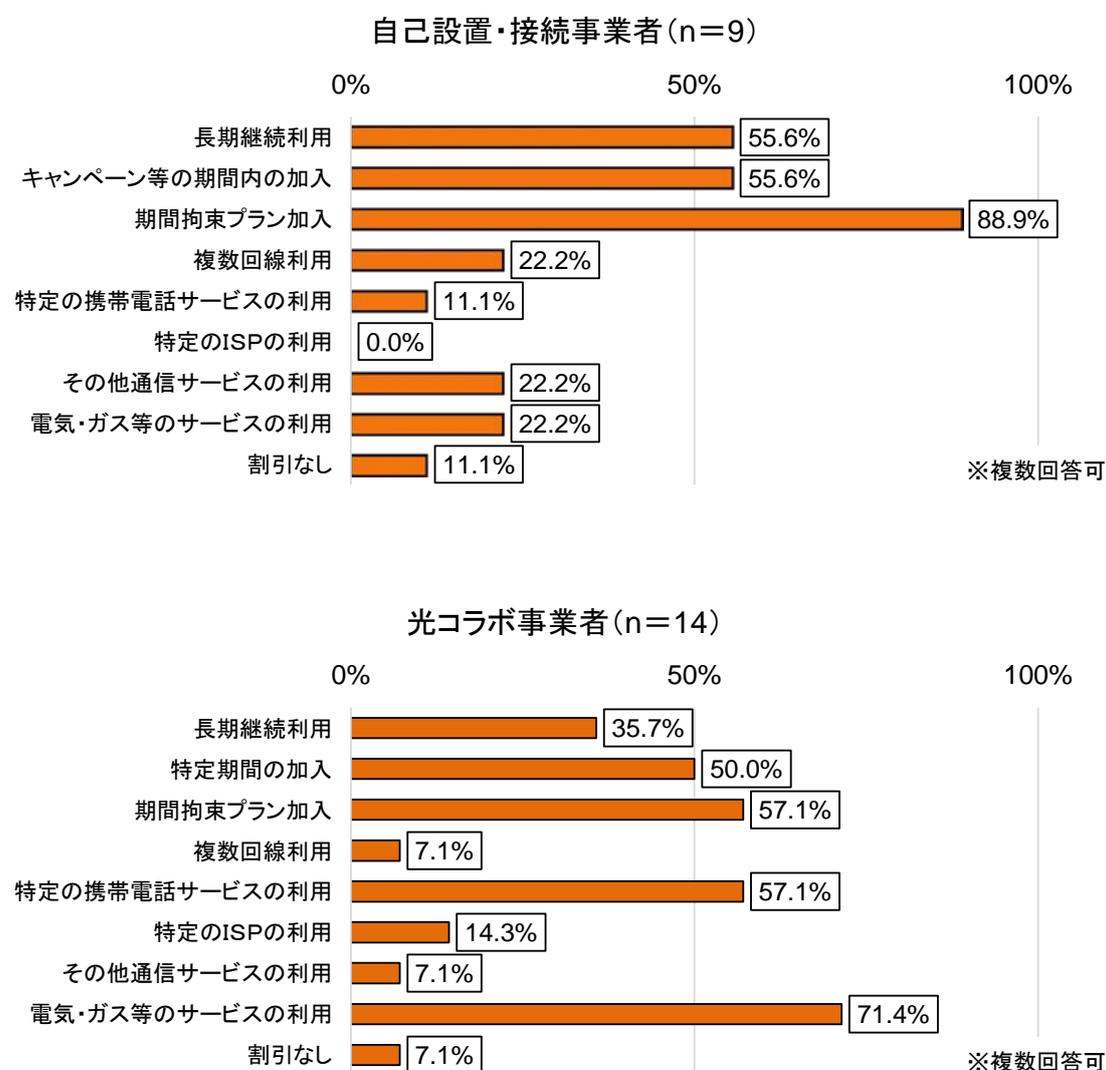
出所：2016年度利用者アンケート

なお、事業者が実施している割引サービスをみると、自己設置・接続事業者及び光コラボ事業者とも「期間拘束プランの加入」、「キャンペーン等の期間内の加入」、「長期継続利用」による割引が多い。

他方、「特定の携帯電話サービスの利用」による割引は、自己設置・接続事業者よりも光コラボ事業者の方が実施している割合が高くなっている（自己設置・接続事業者：11.1%、光コラボ事業者：57.1%）。

同様に、「電気・ガス等のサービスの利用」による割引についても、自己設置・接続事業者よりも光コラボ事業者の方が実施している割合が高くなっている（自己設置・接続事業者：22.2%、光コラボ事業者：71.4%）。

【図表Ⅱ－31】FTTH事業者が実施する割引の適用条件



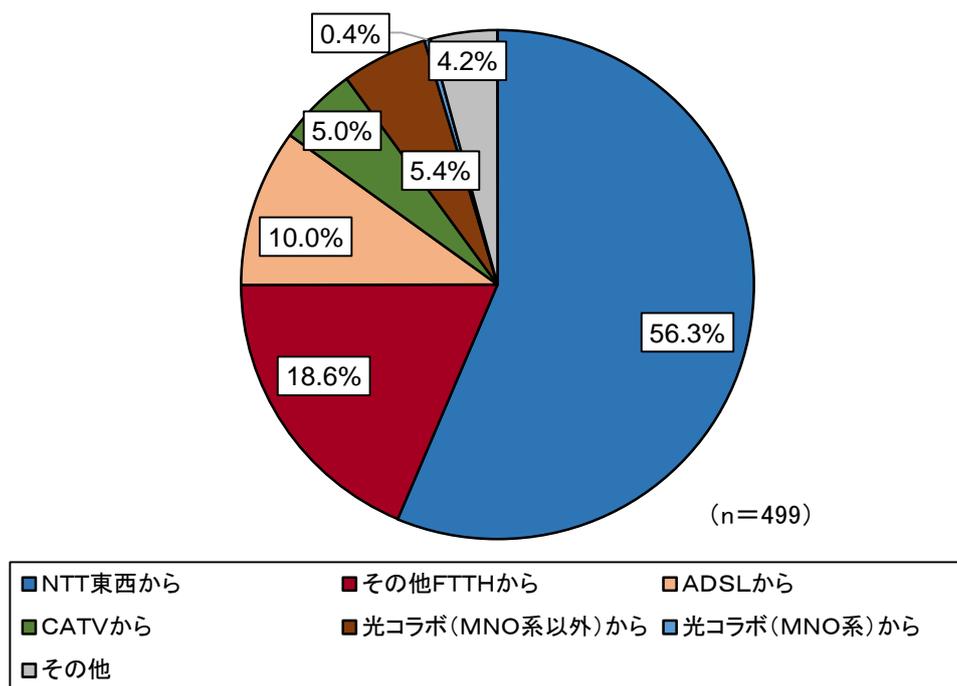
出所：2016年度事業者アンケート

ウ 事業者変更状況

光コラボ利用者の事業者変更状況（光コラボ利用前に契約していた事業者）についてみると、NTT東西（56.3%）が最も多く、次いでその他FTTH事業者（18.6%）、ADSL事業者（10.0%）となっている。

一方、CATV事業者（5.0%）からの変更は、他の類型に比べ少ない。

【図表Ⅱ-32】光コラボ利用者の事業者変更状況



出所：2016年度利用者アンケート

③ キャッシュバックに対する認識等

固定系ブロードバンドサービス事業者におけるキャッシュバックの実施状況をみると、キャッシュバックの還元対象費目では自己設置・接続事業者、光コラボ事業者とも「開通工事費」、「他社設定違約金」等を対象としている。

【図表Ⅱ－33】固定系ブロードバンドサービス事業者におけるキャッシュバックの実施状況

	自己設置・接続事業者	光コラボ事業者
アンケート回答者数	9者	14者
実施事業者数	6者	9者
還元対象費目	<ul style="list-style-type: none"> ・開通工事費(3) ・他社設定違約金(4) ・契約手数料(1) ・端末機器等代金(1) ・その他※(6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・開通工事費(6) ・他社設定違約金(3) ・契約手数料(2) ・端末機器等代金(1) ・その他※(8)
還元方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現金(2) ・商品券(4) ・専用ポイント(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金(6) ・商品券(1) ・専用ポイント(3)

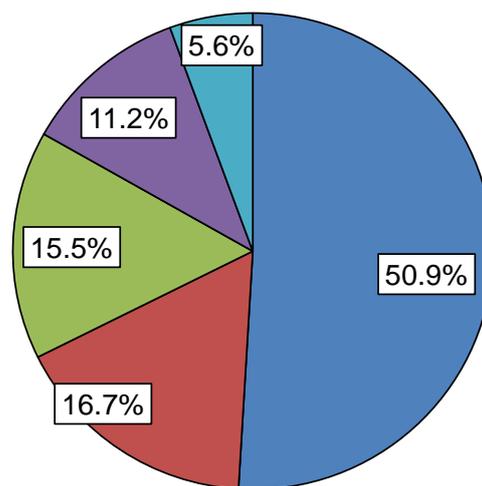
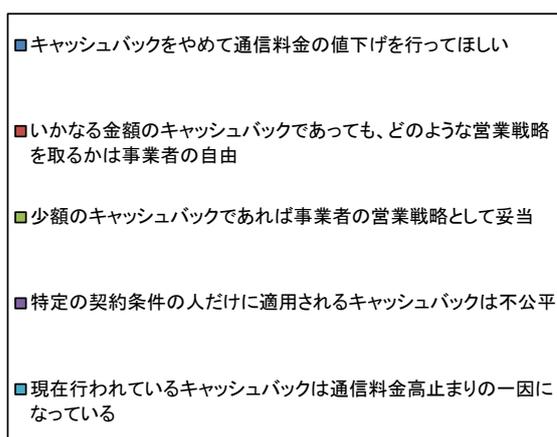
※：対象費目を限定しない場合を含む。

注：（ ）内の数字は実施している事業者の数。複数回答可。

出所：2016年度事業者アンケート

固定系ブロードバンドサービスにおけるキャッシュバックに対する認識については、「キャッシュバックをやめて通信料金の値下げを行ってほしい」(50.9%)が最も多く、過半数を占めている。

【図表Ⅱ-34】固定系ブロードバンドサービスのキャッシュバックに対する認識



(n=4,018)

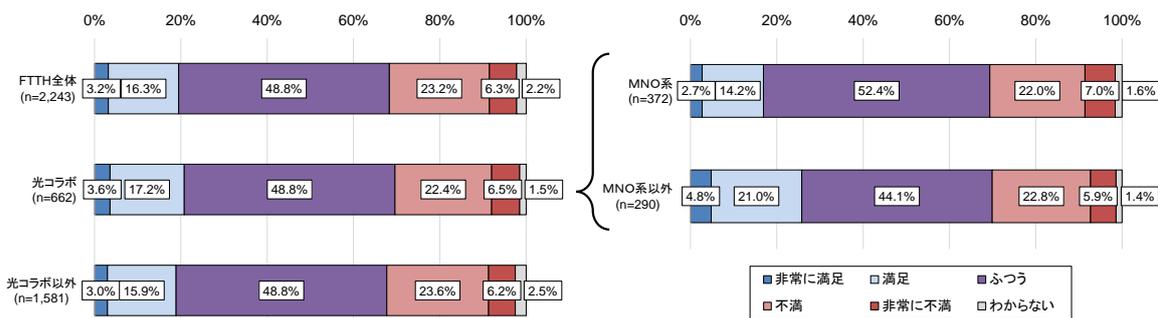
出所：2016年度利用者アンケート

④ 満足度等

FTTHの料金に対する満足度については、光コラボ、光コラボ以外ともに「不満」「非常に不満」の合計（光コラボ：28.9%、光コラボ以外：29.8%）が「非常に満足」「満足」の合計（光コラボ系：20.8%、光コラボ以外18.9%）を上回っている。

MNO系光コラボでは「非常に満足」「満足」の合計（16.9%）がMNO系以外や光コラボ以外と比べて若干低くなっている（MNO系以外：25.8%、光コラボ以外：18.9%）。

【図表Ⅱ－35】FTTHの料金に対する満足度



出所：2016年度利用者アンケート

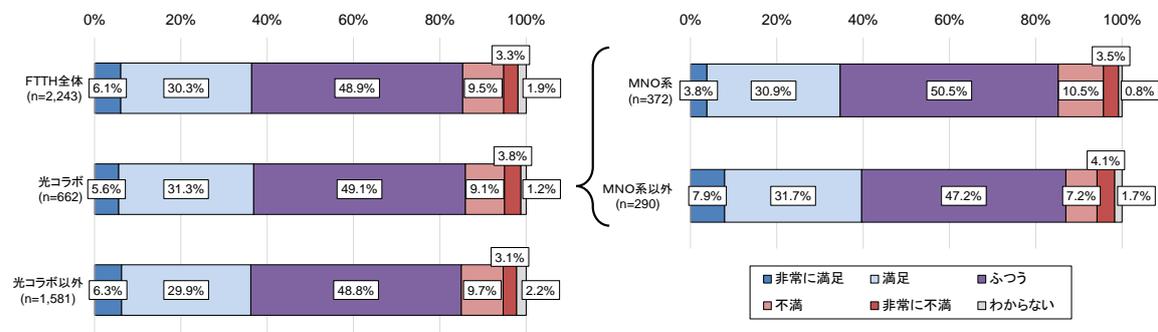
イ 通信速度・品質に対する満足度

通信速度・品質に対する満足度については、光コラボ、光コラボ以外ともに「非常に満足」「満足」の合計（光コラボ：36.9%、光コラボ以外：36.2%）が「不満」「非常に不満」の合計（光コラボ：12.9%、光コラボ以外：12.8%）を上回っている。

また、料金に対する満足度と比較して、通信速度・品質に対する満足度は高くなっている。

全体的に各事業者類型で顕著な傾向の差はないものの、MNO系光コラボでは「非常に満足」「満足」の合計（34.7%）がMNO系以外や光コラボ以外と比べて若干低くなっている（MNO系以外：39.6%、光コラボ以外36.2%）。

【図表Ⅱ－36】FTTHの通信速度・品質に対する満足度

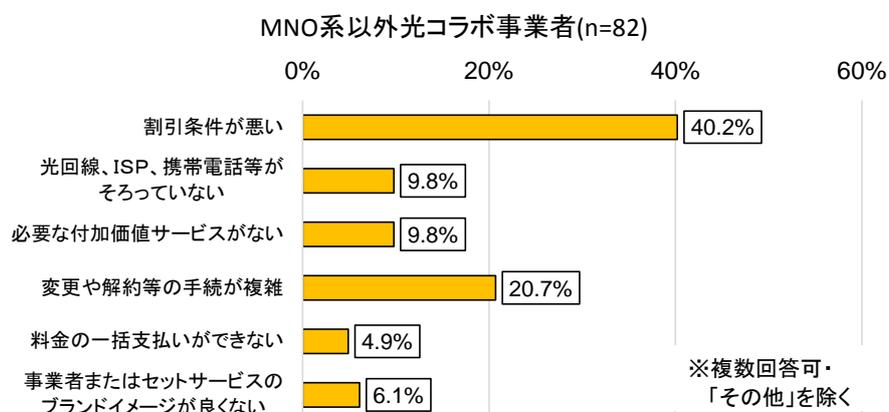
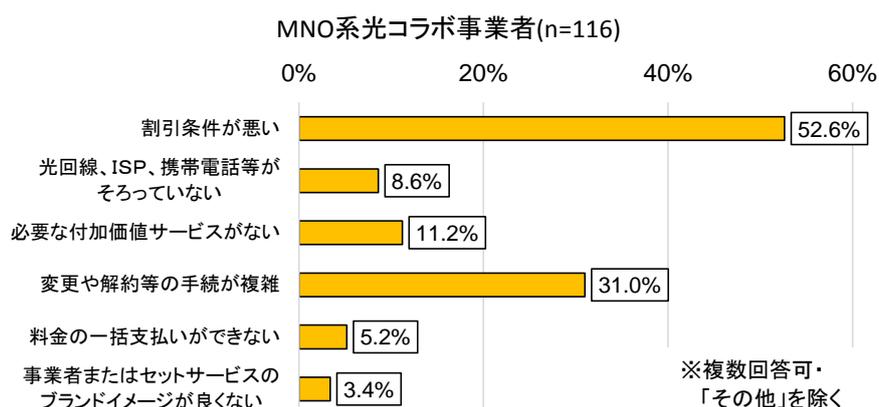
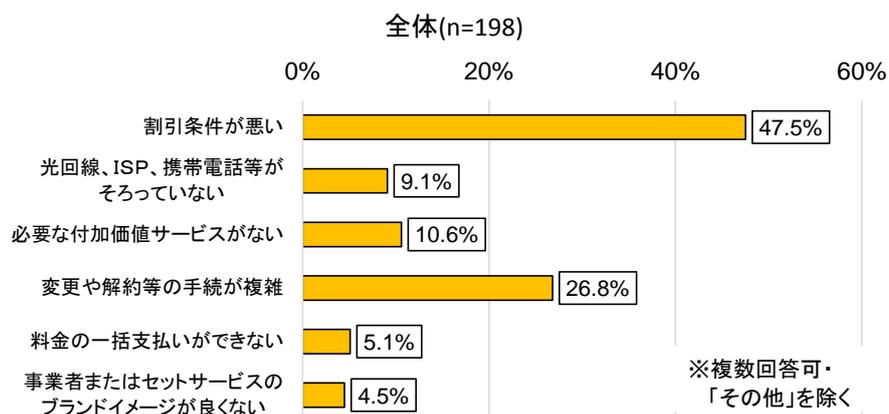


出所：2016年度利用者アンケート

光コラボの不満足な点については、「割引条件が悪い」(47.5%)が最も多く、次いで「変更や解約等の手続きが複雑」(26.8%)が多かった。

なお、MNO系光コラボとそれ以外の光コラボで分けてみても顕著な傾向の差はなかった。

【図表II-37】光コラボの不満足な点



出所：2016年度利用者アンケート

第2節 ISP 市場

1 競争状況等に係る分析

(1) ISP 市場

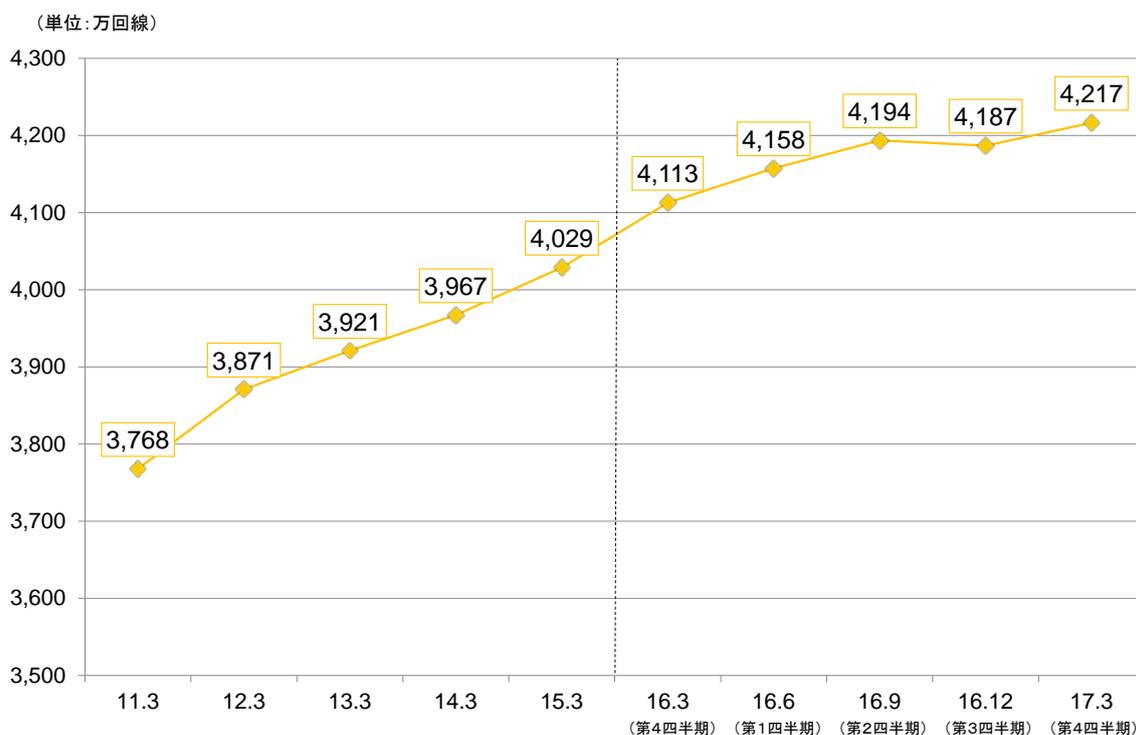
① 市場規模

ア 契約数

2016 年度末時点における ISP（固定系）市場の契約数（契約数 5 万以上の ISP の「固定系インターネット接続サービス」契約数）は、4,217 万（前期比+0.7%、前年度末比+2.5%）となっている。

また、契約数が 5 万契約以上の事業者数は、61 者（前期比±0 者、前年度末比+3 者）となっている。

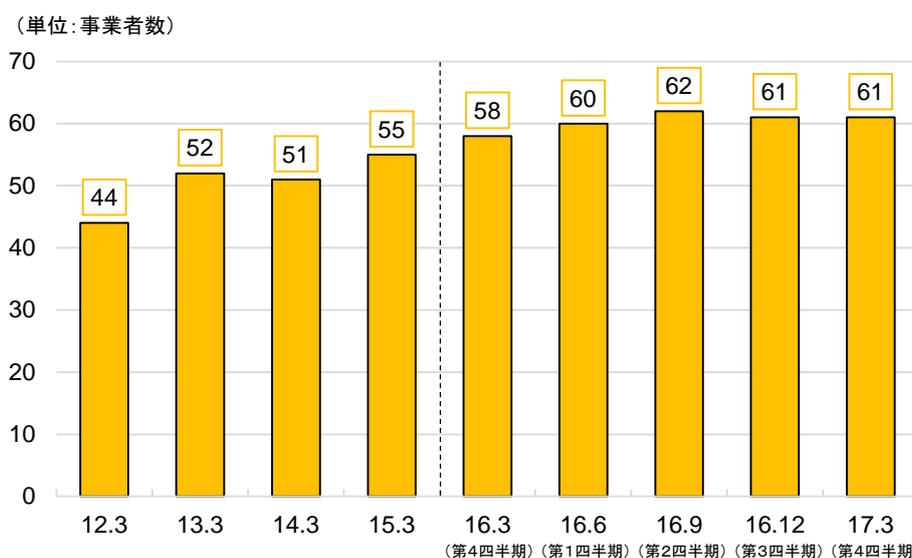
【図表 II - 38】ISP（固定系）市場の契約数の推移



注：契約数が 5 万以上の ISP からの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅱ－39】 契約数が5万以上のISP事業者数の推移

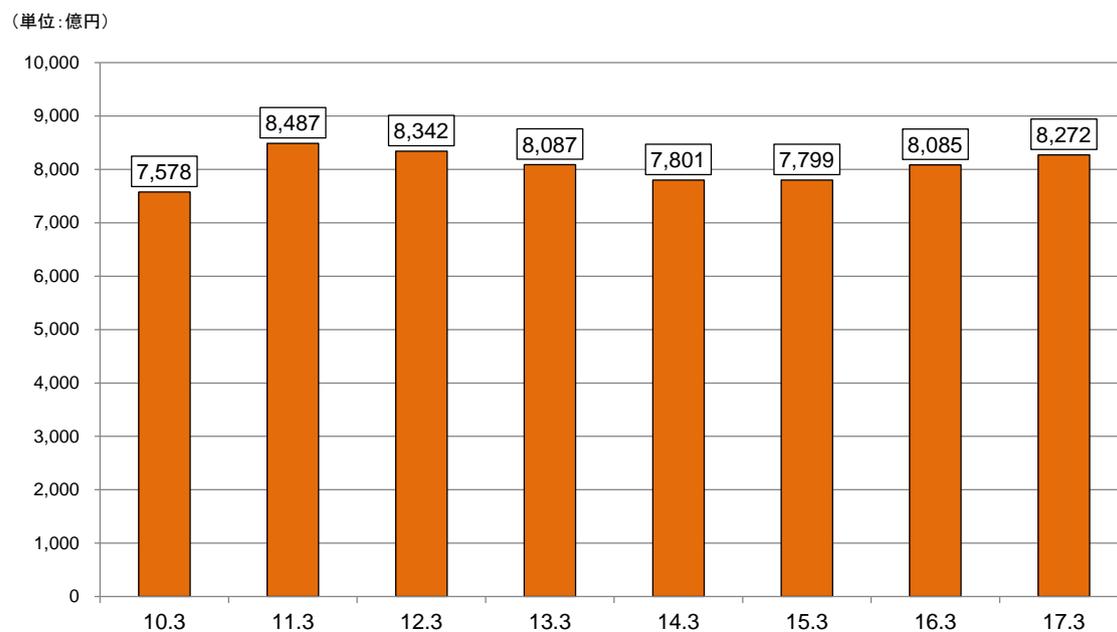


出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ 売上高

ISP市場の売上高（インターネット接続事業等）については、2016年度において8,272億円（前年度末比+2.3%）となっている。

【図表Ⅱ－40】 ISP（固定系）市場の売上高の推移



注；売上高の一部については、公表されている事業者の売上高及び契約数から推計している。

出所：総務省資料

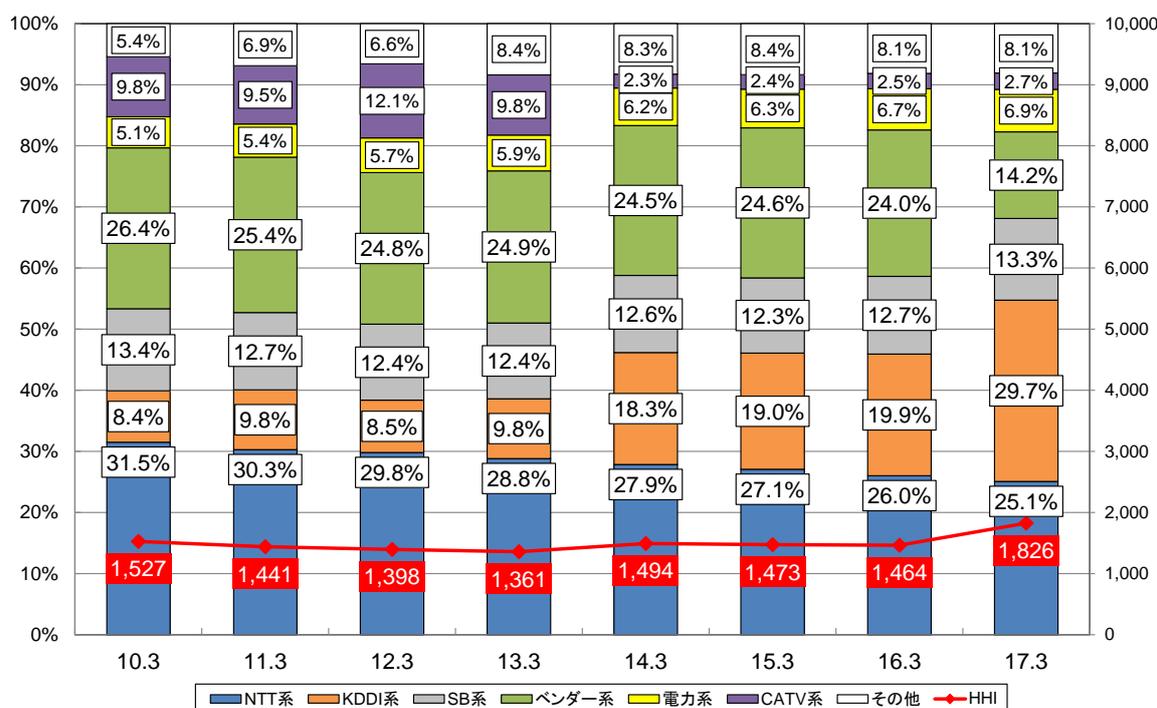
② 市場シェア

2016年度末時点におけるISP市場の事業者別シェアは、NTT系が25.1%（前年度末比▲0.9ポイント）と減少傾向、KDDI系が29.7%（前年度末比+9.8ポイント）、ソフトバンク系が13.3%（前年度末比+0.6ポイント）とともに増加傾向となっている。

2017年1月にKDDIがビッグローブを子会社化したことに伴い、2016年度末よりKDDI系のシェアにビッグローブを含めているため、KDDI系のシェアが大きく増加している一方、従来ビッグローブが含まれていたベンダー系⁵⁶のシェアは14.2%（前年度末比▲9.7ポイント）と大きく減少している。

HHIは近年減少傾向となっていたものの、KDDI系のシェアの増加に伴い、1,826（前年度末比+362）と大きく増加している。

【図表Ⅱ-41】ISP（固定系）市場の契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移



注1：NTT系のシェアには、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、NTTぷらら、NTTドコモ等が含まれる。

注2：KDDI系のシェアには、KDDI、CTC、J:COMグループ（14.3以降）、ビッグローブ（17.3）等が含まれる。

注3：ソフトバンク系のシェアには、旧ソフトバンクBB、旧ワイモバイル等が含まれる。

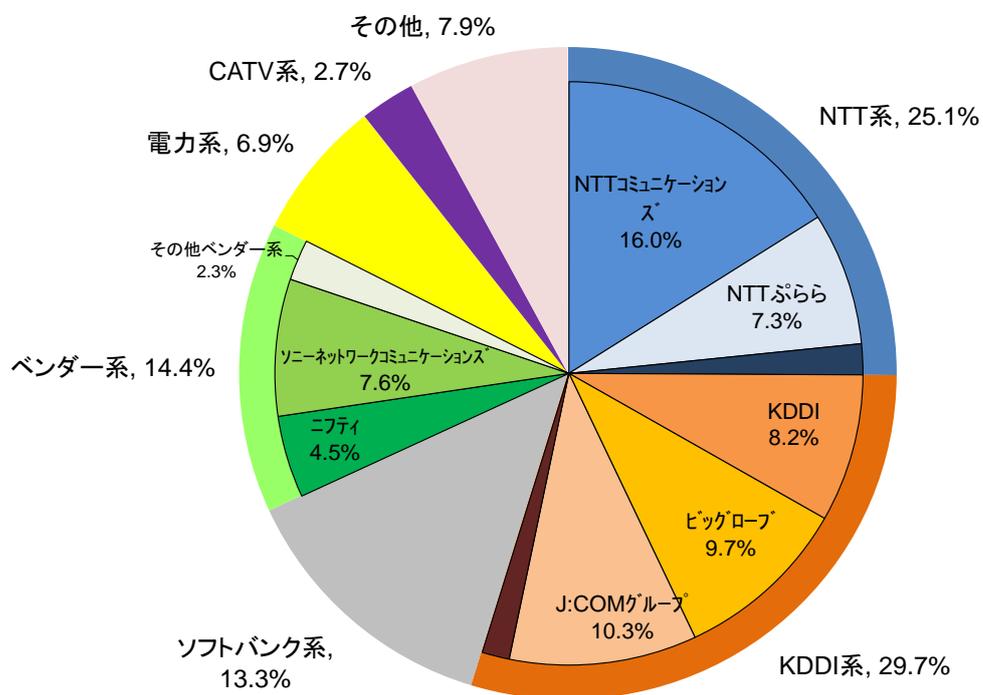
注4：ベンダー系のシェアには、ビッグローブ（16.3まで）、ソニーネットワークコミュニケーションズ、ニフティ等が含まれる。

注5：電力系のシェアには、ケイ・オプティコム、STNet、九州通信ネットワーク等が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

⁵⁶ 電気通信機器の販売・提供等を行う事業者又はその関係会社等（現在は独立した事業者も含む）をいう。

【参考】「事業者別シェア」の個社内訳



注：内訳は一定規模以上の事業者について表示している。

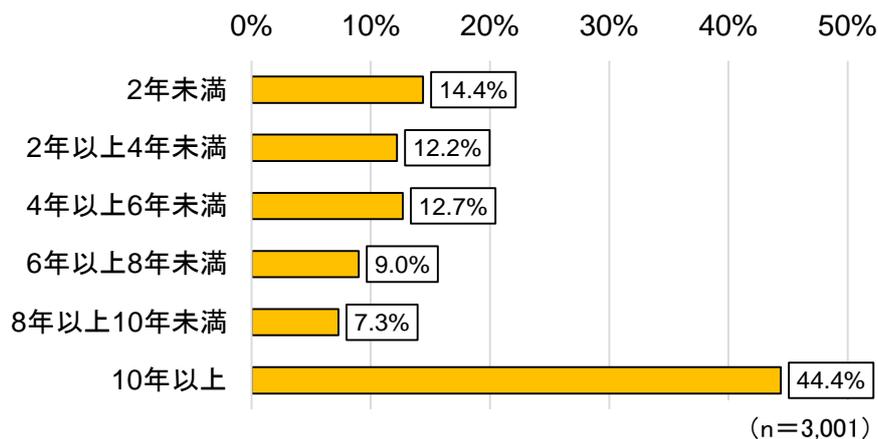
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

2 利用者の動向等に係る分析

ISPの利用継続年数は「10年以上」(44.4%)が最も多い。

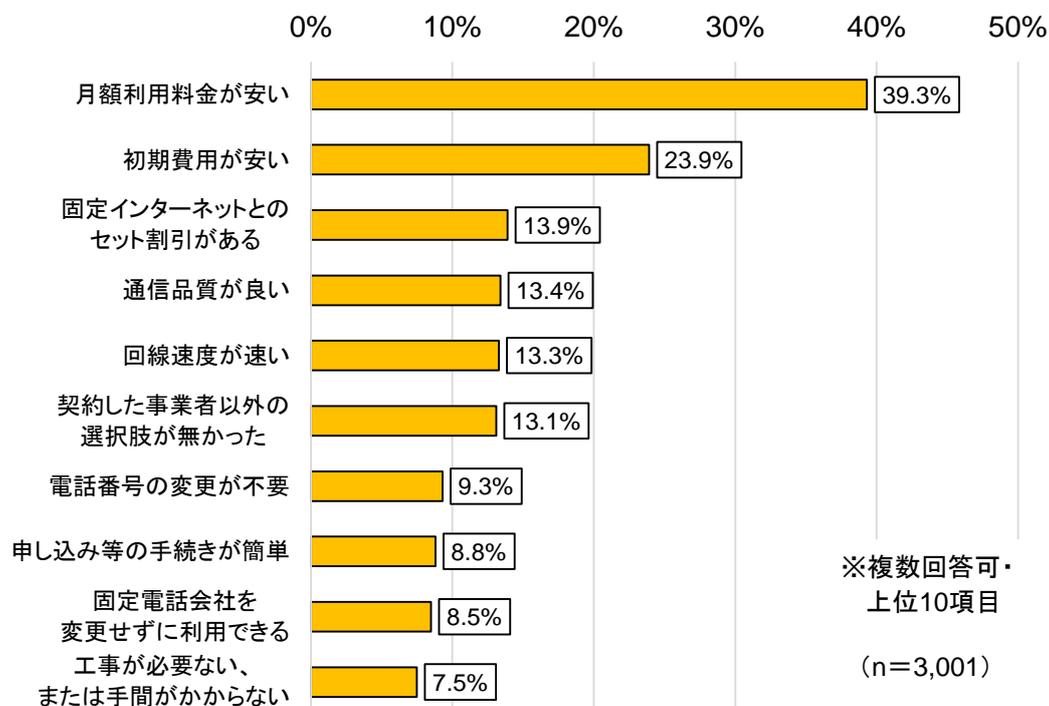
ISPの選択理由については、他の通信サービスと同様に、「月額料金が安い」(39.3%)、「初期費用が安い」(23.9%)が多い。

【図表Ⅱ-42】ISPの利用継続年数



出所：2016年度利用者アンケート

【図表Ⅱ-43】ISPの選択理由



出所：2016年度利用者アンケート

第3節 FTTH 市場(卸売市場)

1 競争状況等に係る分析

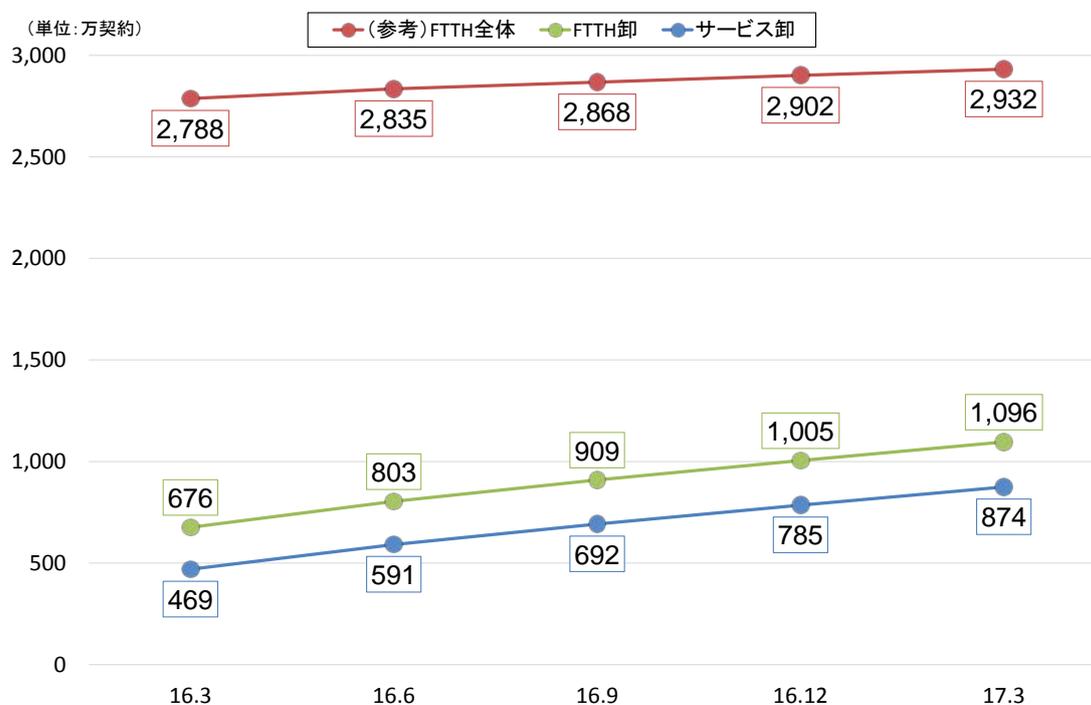
① 市場規模

ア 契約数

2016 年度末時点における FTTH の契約数 (2,932 万) のうち、卸電気通信役務を利用して提供される契約数 (以下「卸契約数」という。) は、1,096 万 (前期比+91 万、前年度末比+420 万) となっている。

このうち、サービス卸の卸契約数⁵⁷は、NTT 東西合計で 874 万 (前期比+89 万、前年度末比+405 万) とともに増加傾向となっている。

【図表 II - 44】 FTTH の卸契約数等の推移

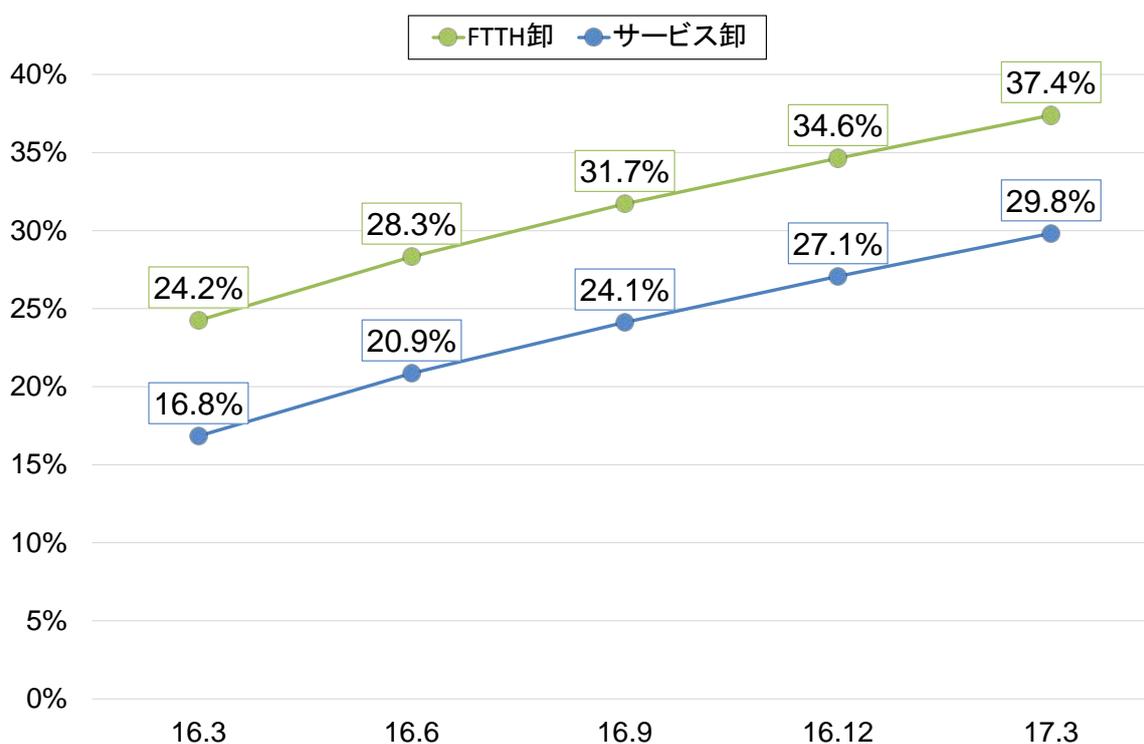


出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

⁵⁷ NTT 東西以外の事業者における卸電気通信役務の提供に係る契約数は含まれない。

FTTHの契約数全体における卸契約数の割合は、37.4%（前期比+2.8ポイント、前年度末比+13.1ポイント）、サービス卸の卸契約数の割合は、NTT東西合計で29.8%（前期比+2.8ポイント、前年度末比+13.0ポイント）とともに増加傾向となっている。

【図表Ⅱ－45】FTTHの契約数における卸契約数等の割合の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

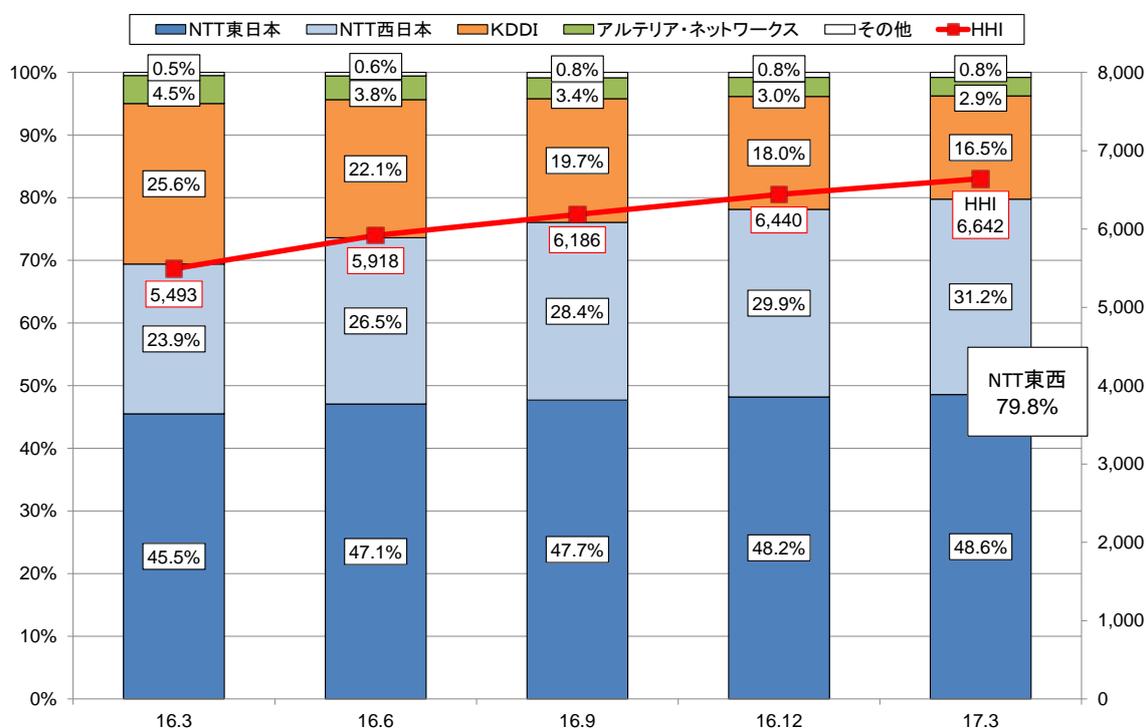
② 市場シェア

2016年度末時点におけるFTTH市場（卸売市場）の事業者別シェアは、NTT東西が79.8%（前期比+1.6ポイント、前年度末比+10.4ポイント）、KDDIが16.5%（前期比▲1.5ポイント、前年度末比▲9.1ポイント）、アルテリア・ネットワークスが2.9%（前期比▲0.1ポイント、前年度末比▲1.5ポイント）となっている。

また、HHIは6,642（前期比+201、前年度末比+1,149）と増加傾向となっている。

NTT東西のサービス卸の増加に伴い、NTT東西のシェア及びHHIが高まっている。

【図表II-46】FTTH市場（卸売市場）の事業者別シェア及び市場集中度の推移



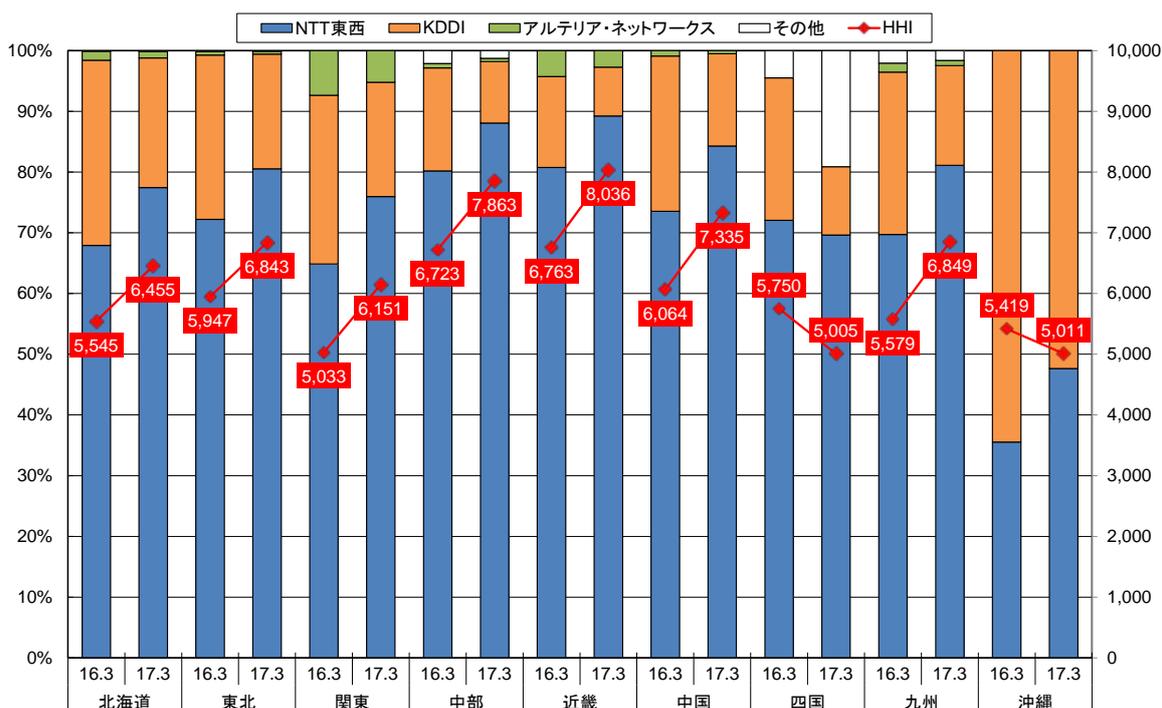
注；設備を設置して提供する事業者及び接続により提供する事業者による卸電気通信役務の提供に係る事業者別シェアであり、当該卸先事業者による再卸先事業者への再卸に係るものは含まない。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

地域ブロック別では、NTT東西のシェアが沖縄を除く全ての地域で6割超となっている。四国以外の地域でNTT東西のシェアが増加し、四国では減少している。

また、HHIは、最も高い地域は近畿で8,036、最も低い地域は四国で5,005となっている。

【図表Ⅱ-47】 FTTH市場（卸売市場）の事業者別シェア及び市場集中度の推移
（地区ブロック別）



注：設備を設置して提供する事業者及び接続により提供する事業者による卸電気通信役務の提供に係る事業者別シェアであり、当該卸先事業者による再卸先事業者への再卸に係るものは含まない。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③ 料金メニュー

NTT東西は、定額料金メニュー（戸建及び集合）と二段階定額料金メニュー（戸建て）⁵⁸を提供している⁵⁹。

⁵⁸ 二段階定額料金メニュー：月額料金が、月間累計情報量が下限値以下の場合は基本料のみ、下限値を超え上限値以下の場合は基本料に情報量に応じた加算料を加えた額、上限値を超える場合は基本料に定額の加算料を加えた額となるメニュー。

⁵⁹ KDDI 及びアルテリア・ネットワークスの料金メニュー等については事業者アンケート未回答のため不明。

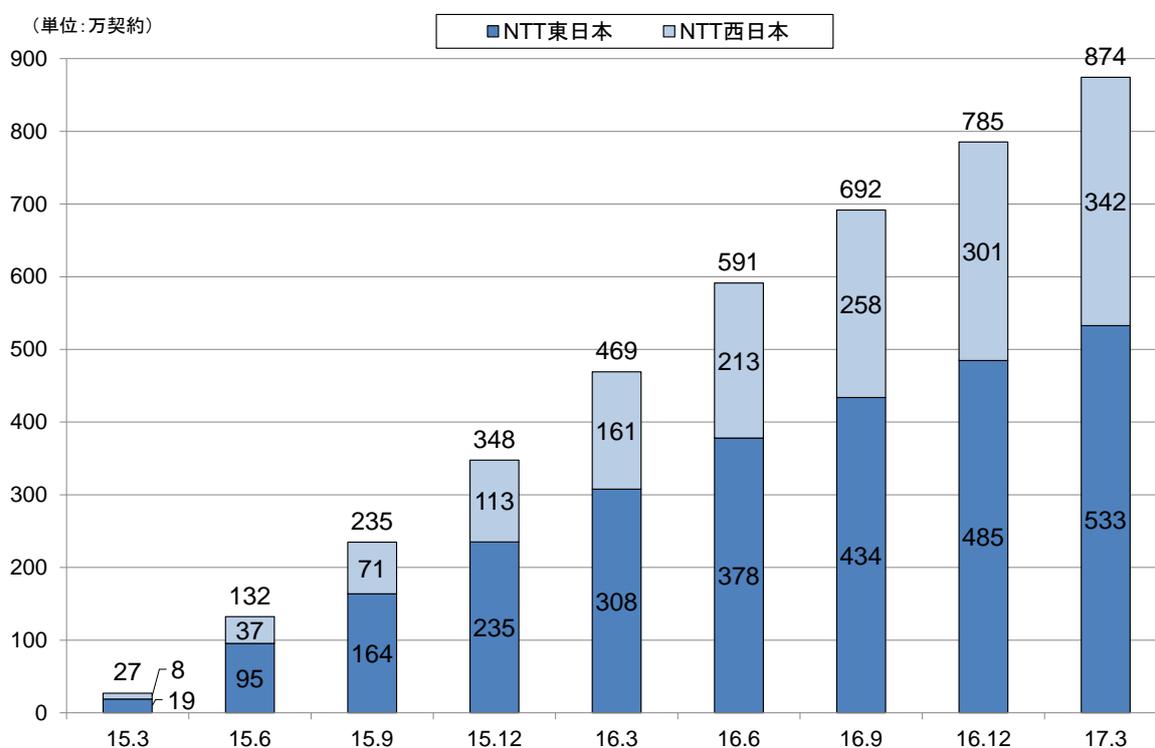
2 NTT東西のサービス卸の提供状況等

① 卸契約数・開通数

2016年度末時点におけるサービス卸の卸契約数は、NTT東西合計で874万（前期比+89万、前年度末比+405万）となっている。

NTT東西別でみると、NTT東日本は533万（前期比+48万、前年度末比+225万）、NTT西日本は342万（前期比+41万、前年度末比+180万）となっている。

【図表II-48】卸契約数（NTT東西合計、NTT東西別）



注1：卸契約数は、累計の卸開通数から累計の卸解約数を引いた数である。

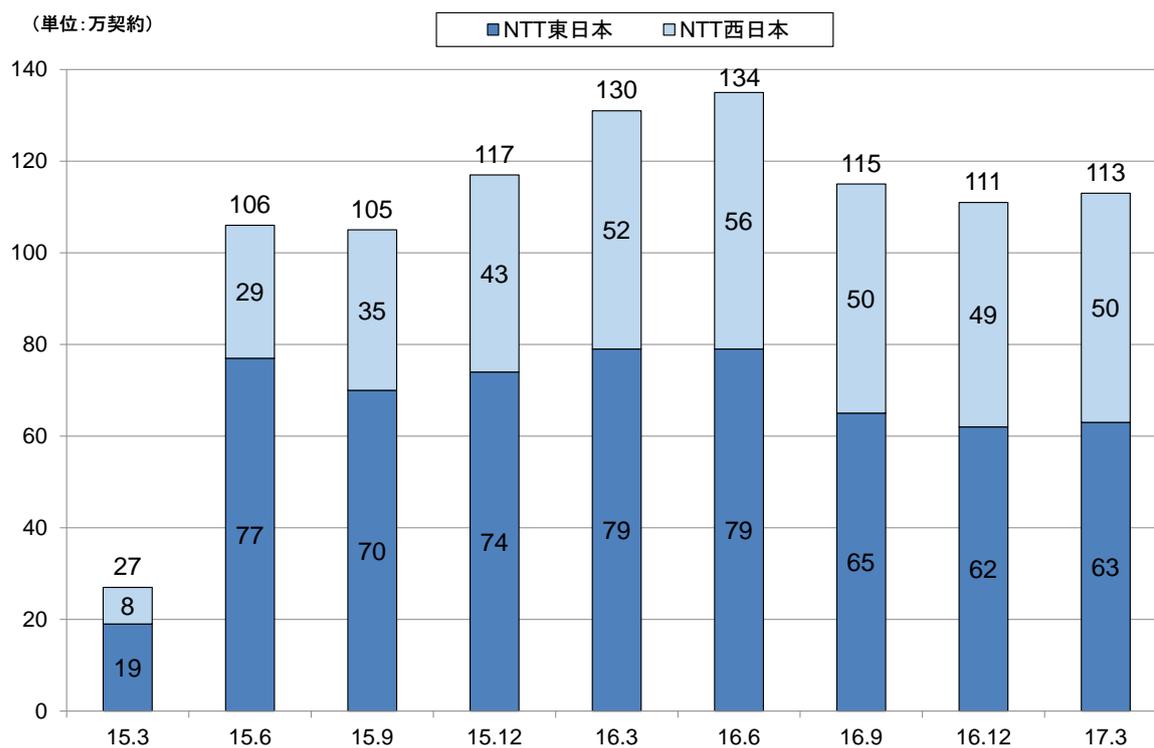
注2：卸契約数は、NTT東西が2016年1月4日から開始した二段階定額料金メニュー（フレッツ光ライトプラス）の卸契約数を含む。

出所：「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について（要請）」（以下「要請」という。）に基づくNTT東西からの報告（15.12まで）、電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告（16.3以降）

直近の四半期（2017年1月～3月）のサービス卸の卸開通数は、NTT東西合計で113万（前期比+2万、前年度末比▲17万）となっている。

NTT東西別で見ると、NTT東日本は63万（前期比+1万、前年度末比▲16万）、NTT西日本は50万（前期比+1万、前年度末比▲2万）となっている。

【図表Ⅱ－49】毎四半期の卸開通数（NTT東西合計、NTT東西別）

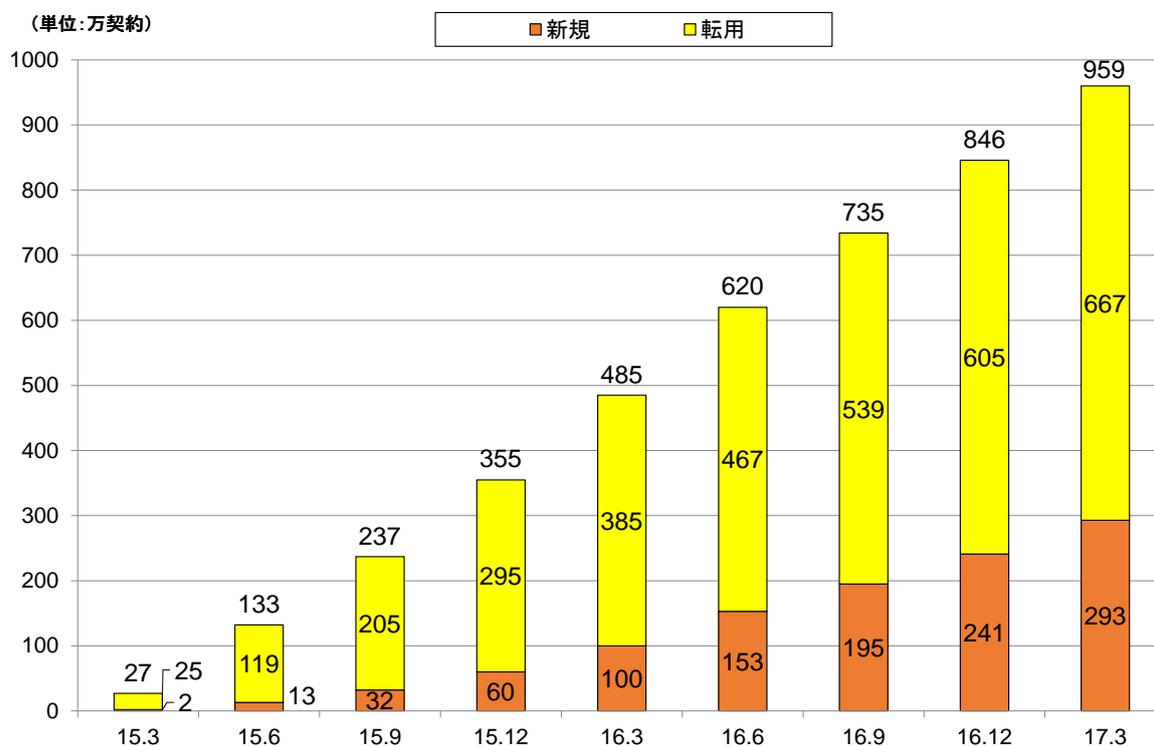


出所：NTT提出資料

NTT 東西合計の累計卸開通数（959 万）のうち、新規は 293 万（30.5%、前期比+2.1 ポイント、前年度末比+9.9 ポイント）、転用⁶⁰は 667 万（69.5%、前期比▲2.1 ポイント、前年度末比▲9.9 ポイント）となっている。

NTT 東西別にみると、NTT 東日本において、新規が 177 万（30.1%）、転用が 411 万（69.9%）、NTT 西日本において、新規が 116 万（31.1%）、転用が 256 万（68.9%）となっている。NTT 東西いずれも新規の割合が 3 割を超えている。

【図表 II-50】 累積開通数（NTT東西合計、新規・転用別）



注：NTT 東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

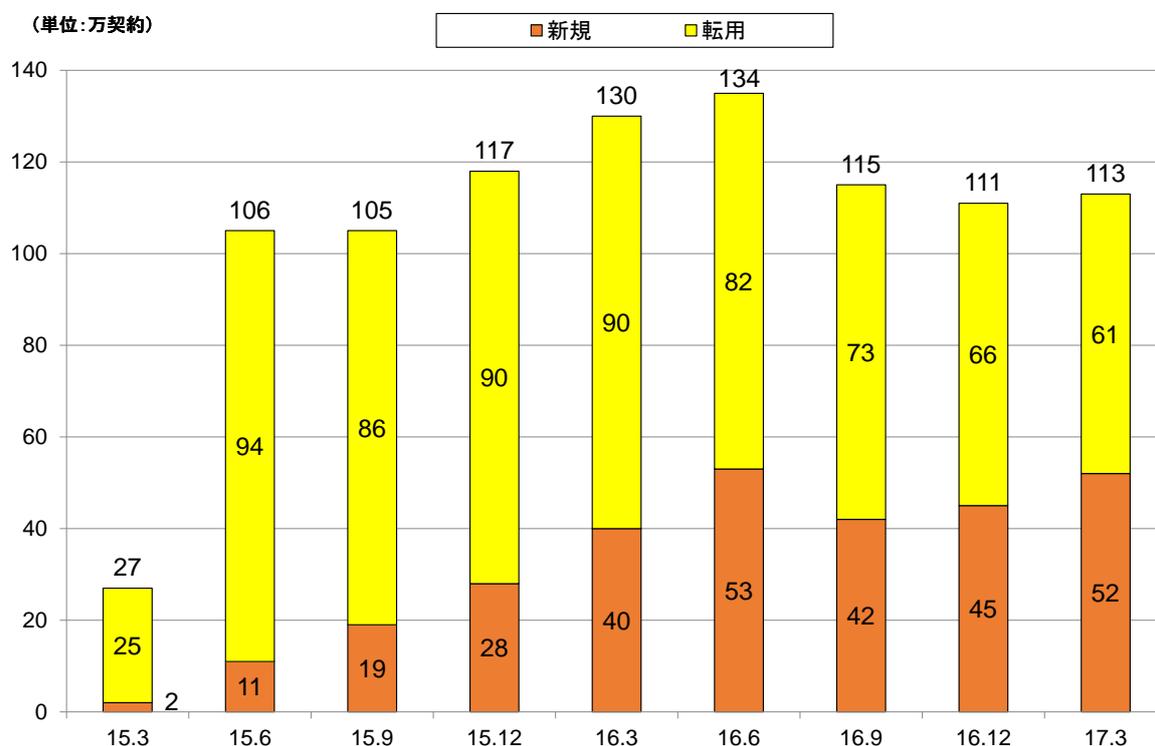
出所：NTT提出資料

⁶⁰ 「フレッツ光」を利用中のユーザが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること。

直近の四半期（2017年1月～3月）のNTT東西合計の卸開通数（113万）のうち、新規は52万（45.9%、前期比+5.4ポイント、前年度末比+15.0ポイント）、転用は61万（54.1%、前期比▲5.4ポイント、前年度末比▲15.0ポイント）となっている。

2015年第4四半期以降の毎四半期で見ると、転用に係る開通数は、引き続き過半を占めているものの継続的に減少している一方、新規に係る開通数は、40万超で推移しており、直近3四半期において増加傾向となっている。

【図表II-51】毎四半期の卸開通数（NTT東西合計、新規・転用別）



注：NTT東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸解約数の新規・転用別の内訳は不明。

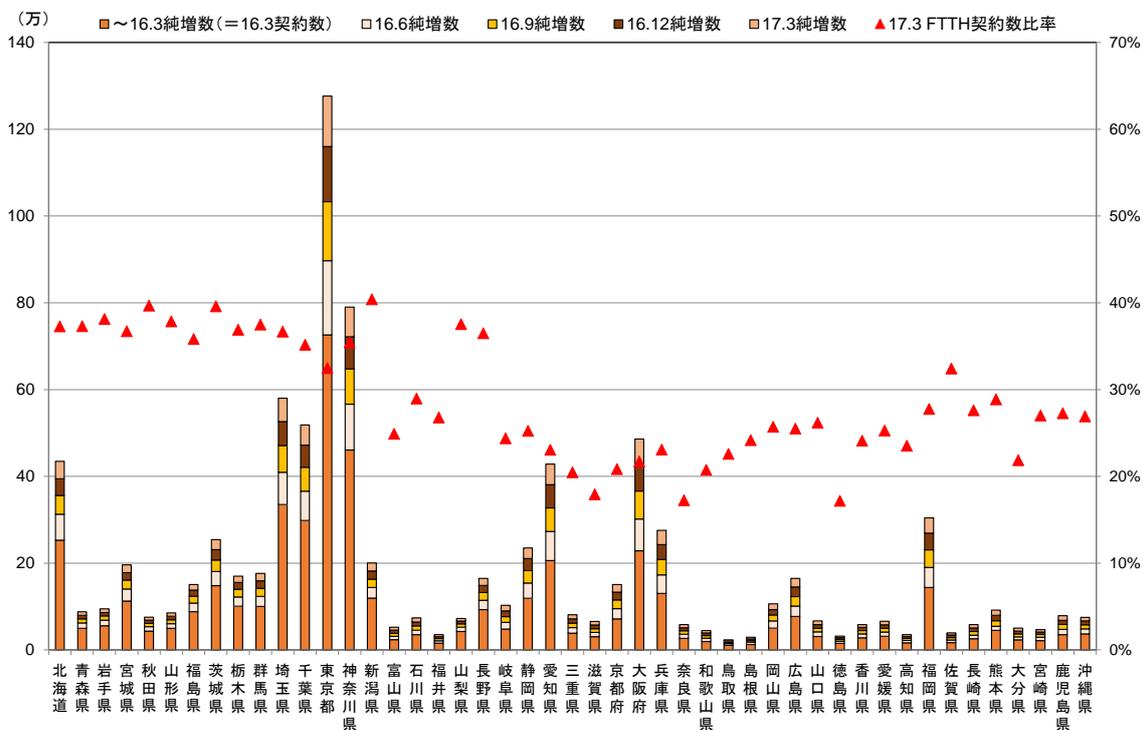
出所：NTT提出資料

2016 年度末時点における都道府県別のサービス卸の卸契約数をみると、東日本地域においては、東京都（128 万、前期比+12 万）、神奈川県（79 万、前期比+7 万）、埼玉県（58 万、前期比+5 万）、千葉県（52 万、前期比+5 万）で 50 万を超え、北海道（43 万、前期比+4 万）では 40 万を超えている。

西日本地域においては、大阪府（49 万、前期比+6 万）で 45 万を超え、愛知県（43 万、前期比+5 万）では 40 万を超えたものの、全体として低い水準となっており、引き続き、「東高西低」の傾向となっている。

都道府県別の FTTH 契約数における卸契約数の割合は、東日本地域においては全ての県で 30%を超えている一方、西日本地域ではおおむね 24%前後となっている。

【図表 II-52】 サービス卸の都道府県別卸契約数等

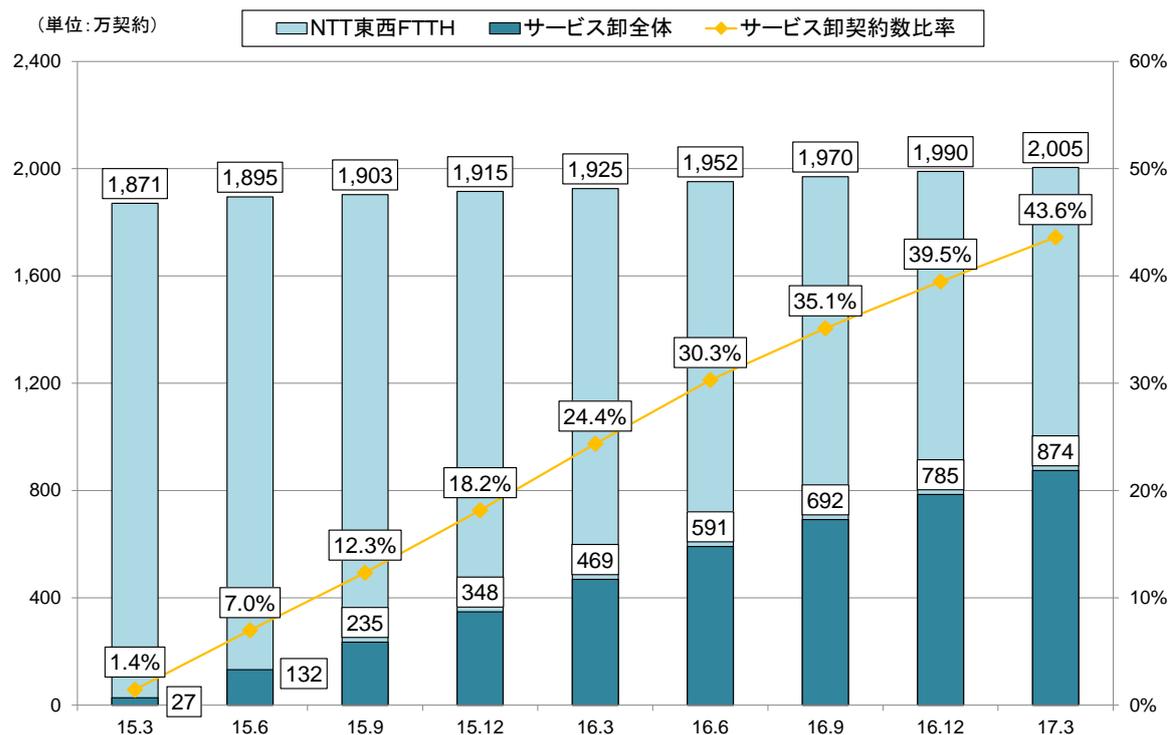


出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告

② NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数の割合

2016年度末時点において、NTT東西のFTTH契約数（2,005万）におけるサービス卸の卸契約数（874万）の割合は、43.6%（前期比+4.1ポイント、前年度末比+19.2ポイント）となっている。

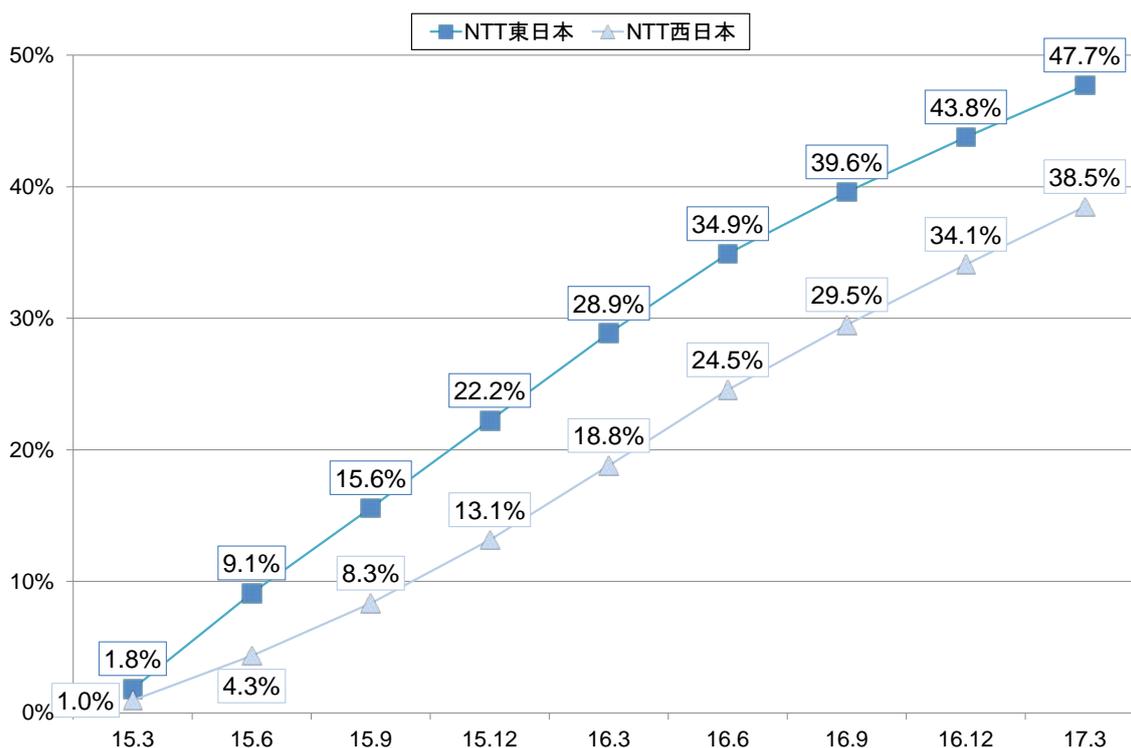
【図表Ⅱ－53】NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数の割合（NTT東西合計）



出所：要請に基づくNTT東西からの報告及び電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告

NTT東西別で見ると、NTT東日本のFTTH契約数（1,117万）におけるサービス卸の卸契約数（533万）の割合は47.7%（前期比+3.9ポイント、前年度末比+18.8ポイント）、NTT西日本のFTTH契約数（888万）におけるサービス卸の卸契約数（342万）の割合は38.5%（前期比+4.4ポイント、前年度末比+19.7ポイント）となっている。

【図表Ⅱ-54】NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数の割合（NTT東西別）

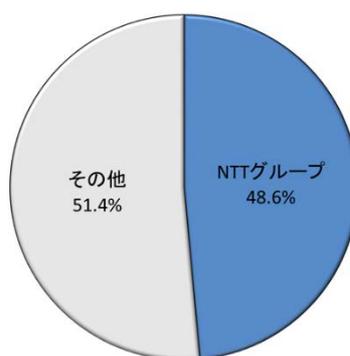


出所：要請に基づくNTT東西からの報告及び電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告

③ NTT東西のサービス卸の卸契約数シェア等

2016年度末時点において、NTT東西のサービス卸の卸契約数全体（874万）におけるNTTグループ⁶¹の卸契約数（425万）の割合は48.6%（前期比+0.7ポイント、前年度末比+3.4ポイント）となっており、2015年度末以降は4割台後半で推移している。

【図表II-55】NTT東西のサービス卸のグループ別卸契約数シェアの推移



(参考) NTTグループのシェアの推移

	2016.3	2016.6	2016.9	2016.12	2017.3
NTTグループ ⁶¹	45.2%	45.4%	47.0%	47.8%	48.6%

注：「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」に該当する事業者は存在する。

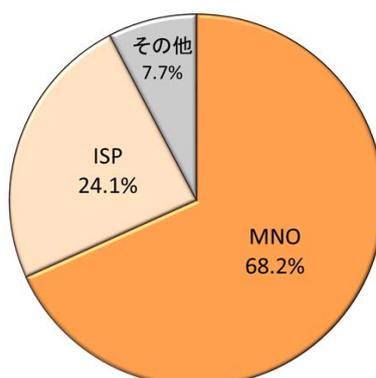
出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告に基づき作成

⁶¹ NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ及びNTTぷらら。

事業者形態別で見ると、MNOの卸契約数（596万）が68.2%（前期比+1.3ポイント、前年度末比+6.5ポイント）、次いでISPの卸契約数（211万）が24.1%（前期比▲0.9ポイント、前年度末比▲6.4ポイント）となっており、MNOの比率が継続的に高まっている。

また、サービス卸の卸契約数が3万以上の卸先事業者（16者）の卸契約数は、サービス卸の卸契約数全体の90%以上を占めている。

【図表II-56】NTT東西のサービス卸の事業者形態別卸契約数シェアの推移



(参考) MNO/ISPのシェアの推移

	2016.3	2016.6	2016.9	2016.12	2017.3
MNO	61.7%	64.1%	65.5%	66.9%	68.2%
ISP	30.5%	27.9%	26.5%	25.0%	24.1%

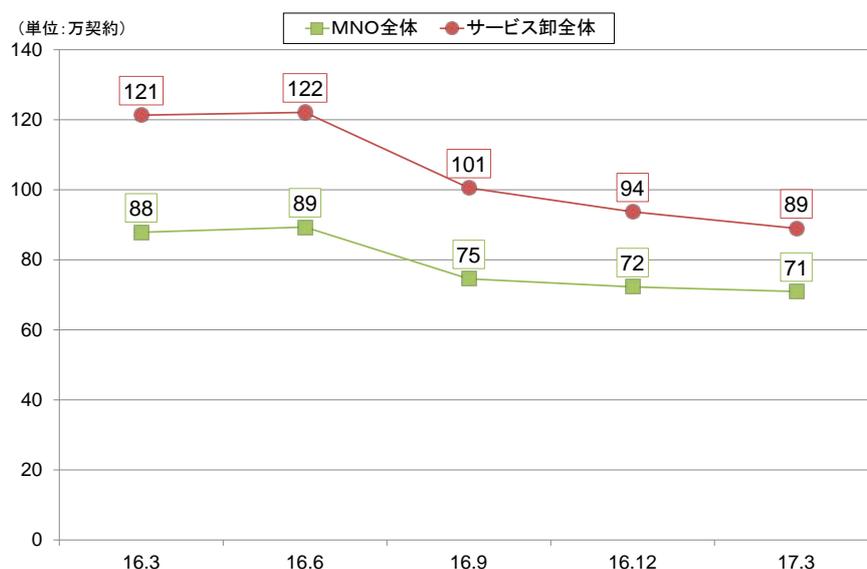
注：「その他」に分類される事業者においても「ISP」に該当する事業者は存在する。

出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告に基づき作成

直近四半期（2017年1月～3月）におけるNTT東西のサービス卸の卸契約数の純増数（89万、前期比▲5万、前年同期比▲32万）のうち、MNOの卸契約数の純増数は71万（前期比▲1万、前年同期比▲17万）となっている。

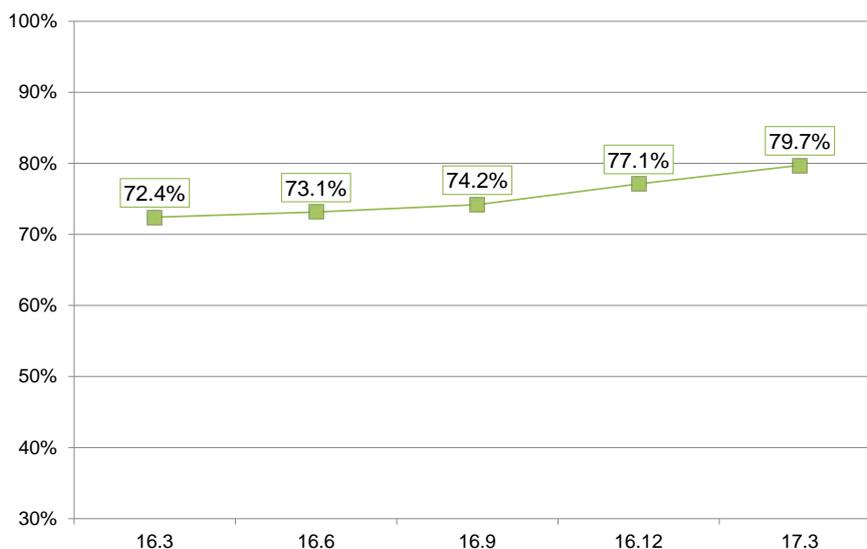
直近四半期（2017年1月～3月）におけるNTT東西のサービス卸の卸契約数の純増数に占めるMNOの卸契約数の純増数の割合は79.7%（前期比+2.6ポイント、前年同期比+7.3ポイント）となっている。

【図表Ⅱ－57】MNO卸契約数の純増数の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告に基づき作成

【図表Ⅱ－58】NTT東西のサービス卸純増数におけるMNO卸契約純増数の割合の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告に基づき作成

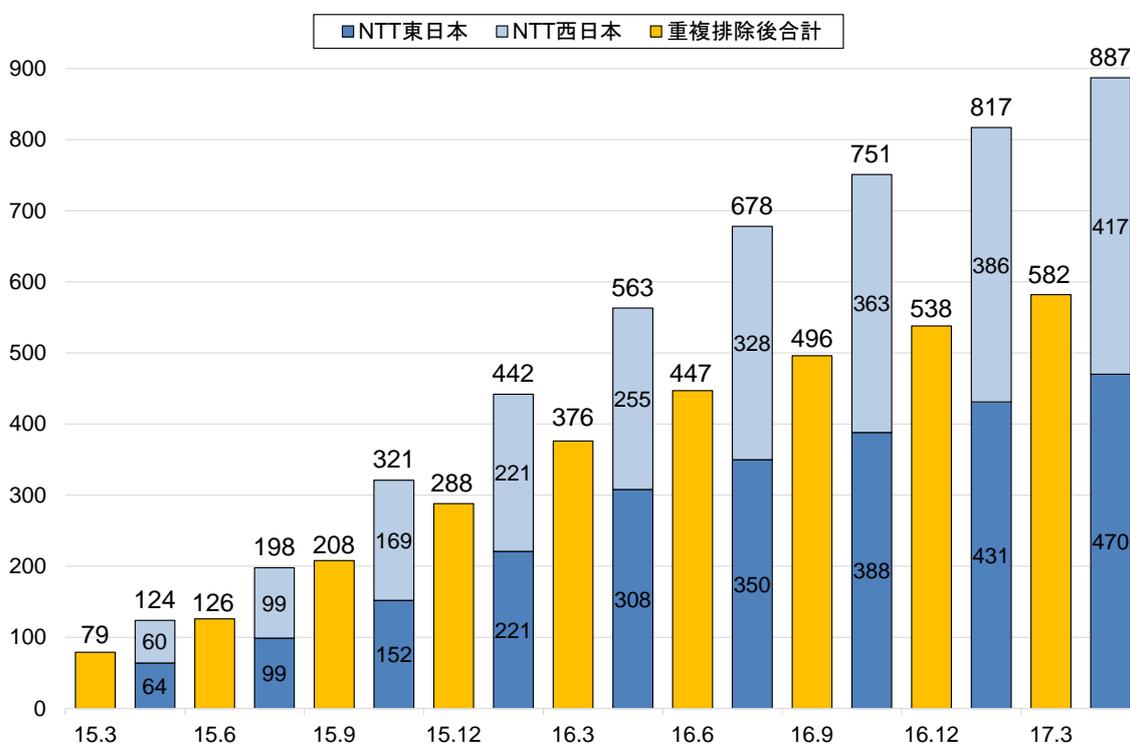
④ 卸先事業者数

2016年度末におけるNTT東西のサービス卸の卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合には582者（前期比+44者、前年度末比+206者）となっている⁶²。

このうち、NTT東西両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者は305者、NTT東日本のみの事業者は165者、NTT西日本のみの事業者は112者となっている。

また、NTT東西のサービス卸の開始以降、新たに電気通信事業の届出を行った事業者数は244者（前期比+32者、前年度末比+137者）となっている。

【図表II-59】NTT東西のサービス卸の卸先事業者数



【事業者の分類】

●MNO	: 2者(前期比±0者)
●CATV事業者	: 70者(前期比+5者)
●ISP・MVNO事業者	: 408者(前期比+29者)
●その他事業者	: 102者(前期比+10者)
合計	: 582者(前期比+44者)

【新規事業者の分類】

✓CATV事業者	: 1者(前期比±0者)
✓ISP・MVNO事業者	: 179者(前期比+24者)
✓その他事業者	: 64者(前期比+8者)
合計	: 244者(前期比+32者)

出所：要請に基づくNTT東西からの報告、電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告及び各社届出情報

⁶² 重複を排除しない単純合算の場合では887者（前期比+70者、前年同期比+324者）。

⑤ NTT東西のサービス卸の卸先事業者による提供サービス例

NTT東西のサービス卸の卸先事業者による提供サービス例は以下のとおりとなっている。

サービス卸の開始以降、不動産、印刷・ITソリューション、生活協同組合、WEBマーケティング、医療・介護・高齢者支援、教育、歯科・医療機器販売、住宅用ガス機器販売、エネルギー事業、プロスポーツクラブ等、様々な分野からの参入も進み、新たなサービスも提供され始めている。

【図表 II - 60】MNO・ISP・CATV事業者による提供サービス例

	事業者名	サービス名	光回線料金		概要	
			5,200円 (ISP料金一体型 (タイプA))	5,400円 (ISP料金一体型 (タイプB))		
MNO	NTTドコモ	ドコモ光			・モバイルと光回線のセット販売 ・ モバイルとのセット で、セット料金を 1家族当たり最大3,200円引き	
	ソフトバンク	SoftBank光	5,200円		・モバイルや電気と光回線のセット販売 ・ モバイルとのセット で、モバイル料金を 最大2,000円引き (1家族当たり最大10回線まで適用可) ・ 電気とのセット で、光回線料金を 最大300円引き	
ISP	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	OCN 光	5,100円		・ISPと光回線のパッケージ販売 ・ MVNOとのセット で、モバイル料金を 200円引き (1家族当たり最大5回線まで適用可)	
	NTTぷらら	ぷらら光	4,800円		・ISPと光回線のパッケージ販売 ・ ひかりTVとのセット で、ひかりTVを 1,600円引き	
	インターネットイニシアティブ (IIJ)	IIJmioひかり	4,960円		・ISPと光回線のパッケージ販売 ・ MVNOとのセット で、光回線料金を 800円引き	
	ソニーネットワークコミュニケーションズ	So-net光 コラボレーション	4,400円		・ISPと光回線のパッケージ販売 ・ auスマホ等とのセット で、光回線料金を 最大1,200円引き	
	TOKAIコミュニケーションズ	@T COMひかり	5,100円		・ISPと光回線のパッケージ販売 ・ MVNOとのセット で、モバイル料金を 最大300円引き	
	ニフティ	@nifty光	4,500円		・ISPと光回線のパッケージ販売 ・ auスマホ等とのセット で、光回線料金を 最大1,200円引き	
	ビッグロープ	ビッグロープ光	4,980円		・ISPと光回線のパッケージ販売 ・ MVNOとのセット で、セット料金を 300円引き 。 ・ auスマホ等とのセット で、光回線料金を 最大1,200円引き ・ 電気とのセット で、光回線料金を 100円引き	
	U-NEXT	U-NEXT 光 コラボレーション	4,200円		・ISPと光回線のパッケージ販売 ・ MVNO2回線とのセット で、セット料金を 1,160円引き (MVNO2回線以上から割引、1家族当たり最大5回線まで適用可。 MVNO回線数に応じて割引額が変動し、5回線で4,100円引き。)	
	CA TV (参考)	飯田ケーブルテレビ	いい-NET光	4,300円		・4,300円＋プロバイダ料金(600円) ・光コラボレーションモデルによるCATV提供エリア全域光化等を実施。
		狭山ケーブルテレビ	さやま光1Gコース	5,500円～		・光コラボレーションモデルによる放送、インターネット、固定電話のトリプルサービスを提供。(プロバイダ料金込み)
NTT東日本		フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ	5,200円～		・4,700円＋プロバイダ料金(500円～)	

注1：特段の記載がない限り、戸建て向け・新規回線・長期契約割引適用の場合における利用開始1年目の月額料金。ただし、モバイル等他サービスへの加入を条件とする割引、学割等の特定の属性のユーザのみを対象とする割引、ポイント付与による実質負担額の割引等は含まない。

注2：割引額は、特段の記載がない限り、1回線当たりの額。

出所：各社ウェブサイトを基に作成

【図表Ⅱ－61】NTT東西のサービス卸を活用した新たなサービス

事業者等	サービス概要
旭化成ホームズ株式会社(不動産)	・自社顧客向けに「HEMS」(Home Energy Management System)による住宅内の家電制御や電気使用量等のエネルギー使用状況を把握ができる光回線サービスとして「へーベル光」を提供。(月額4,780円:ISP料金込み)
株式会社廣済堂 (印刷・ITソリューション、人材ソリューション)	・文化施設や商業施設のインバウンド対策を公衆無線LAN(Wi-Fi)整備等により支援するサービスの一環として「KOSAIDO光サービス」を提供。(月額5,500円:ISP料金込み)
コープ東北サンネット事業連合(生活協同組合) ※東北6県限定で展開	・迷惑電話防止システム端末の無償提供と組み合わせた光回線サービスとして「COOP光」を提供。(月額5,800円+ISP料金300円)
株式会社JACOM(マーケティング) ※提携先:認定NPO乳房健康研究会	・月額料金の一部をNPO等に寄付する寄付連動型の(日本初)光回線サービスとして「ピンクリボンひかり」を提供。(月額4,300円+ISP料金)
株式会社ローカル鉄道ドットコム (WEBマーケティング等企業支援)	・「行かなくても、乗らなくても、買わなくても」全国のローカル鉄道を支援することができる仕組みとして「ローカル線光GO」を提供。(月額6,000円:ISP料金込み、指名された鉄道会社に収益の一部を還元)
一般社団法人なのはなシニアサポート (高齢者支援)	・シニア向けに脳トレアプリ等の利用が可能なタブレット付の光回線サービスとして「なのはな光」を提供。(月額6,000円:ISP料金込み、タブレット代込み)
パーパス株式会社 (住宅用ガス機器・情報ソフトウェア等製造販売)	・ガス事業者向けに光回線サービスとして「パーパスひかり」を提供、HEMSコントローラー、コンテンツ配信、電気をバンドルし、ガス事業者による「ガス&エコジョーズ+通信+電力+コンテンツ」のカルテット販売を支援。
株式会社百戦錬磨 (IoTサービス開発・運営、民泊仲介事業)	・民泊施設オーナー向けに民泊利用者が使える光回線インターネットとして「ステイジャパン光」を提供。光回線、Wi-Fi環境、光電話のセットプランもあり。(月額5,400円+ISP料金)
フィード株式会社(歯科・医療機器等販売)	・歯科医院向けに毎月2,000円のクーポンが付与される「フィード光」を提供。(月額5,980円+ISP料金)
株式会社ミツウロコ(エネルギー事業)	・エキサイト(ISP事業者)と業務提携し、電気・ガスの自社顧客を中心に電気・ガスとのセット割を提供する光回線サービスとして「ミツウロコ光」を提供(回線サービスのみ利用も可)。(月額4,300円+ISP(エキサイトの場合)料金700円)
株式会社みらい町内会 (メディカル・ケア・サービス、介護支援)	・見守りやホームセキュリティ等のサービスと組み合わせることができる光回線サービスとして「みらいコロボ光」を提供
横浜マリノス株式会社(プロスポーツクラブ)	・プロサッカークラブ横浜F・マリノスの独自コンテンツ等の特典もある、プロスポーツ界初の光回線サービスとして「横浜F・マリノス光」を提供。(月額5,050円:ISP料金込み)

注1：サービス概要を公表している事業者について記載。

注2：特段の記載がない限り、月額料金は「戸建て向け(最大速度1Gbps程度/無制限容量)・新規回線・割引適用なし」の場合における料金を記載。

出所：各社ウェブサイトを基に作成

第4節 固定系データ通信市場の分析結果

1 固定系データ通信市場(小売市場)

(1) 競争の状況

① 固定系ブロードバンド市場

2016 年度末時点における固定系ブロードバンド市場の契約数は、3,869 万（前期比▲0.2%、前年度末比+2.3%）と増加傾向であり、当該契約数の増加率は、近年上昇傾向となっている。固定系ブロードバンド契約数の約7割(75.8%)を占めるFTTH契約数も2,932万（前期比+1.0%、前年度末比+5.2%）と増加傾向となっている。

固定系ブロードバンド市場の事業者別シェアは、NTT 東西が 31.6%（前期比▲1.9 ポイント、前年度末比▲9.7 ポイント）、KDDI が 17.6%（前期比+0.1 ポイント、前年度末比+0.4 ポイント）、ソフトバンクが 4.0%（前期比▲0.8 ポイント、前年度末比▲1.5 ポイント）となっている。

また、HHI は 2,416（前期比+19、前年度末比▲266）と減少傾向となっている。

地域ブロック別で見ると、NTT 東西のサービス卸の増加に伴い、NTT 東西が全ての地域で減少し、5割を下回っている。

これにより、全ての地域でHHIが減少しており、固定系ブロードバンド市場の競争が進展しているといえる。

② 固定系超高速ブロードバンド市場

2016 年度末時点における固定系超高速ブロードバンド市場の契約数は 3,301 万（前期比+1.1%、前年度末比+5.5%）、このうち、CATV インターネット（通信速度下り 30Mbps 以上）も 369 万（前期比+1.2%、前年度末比+7.9%）とともに増加傾向となっている。

契約数の増加率は、近年、固定系超高速ブロードバンドサービスが 5%台、FTTH が 5%程度、CATV インターネット（通信速度下り 30Mbps 以上）が 10%程度で推移している。

固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数の増減率を事業者別に見ると、NTT 東西が-6%前後、KDDI、電力系事業者及び J:COM グループが 1%程度で推移している。MNO（ドコモ及びソフトバンク）の増加率は低下してきているものの、10%超を維持している。

固定系超高速ブロードバンド市場の事業者別シェアは、NTT 東西が 34.2%（前期比▲2.6 ポイント、前年度末比▲12.3 ポイント）、J:COM グループが 7.8%（前期比±0 ポイント、前年度末比+0.2 ポイント）、KDDI が 6.3%（前期比、前年度末比ともに±0 ポイント）となっている。

また、HHI は 2,688（前期比▲42、前年度末比▲504）と減少傾向となっている。

地域ブロック別でみると、NTT 東西のサービス卸の増加に伴い、NTT 東西が全ての地域で減少し、5割を下回っている。

これにより、全ての地域で HHI が減少しており、固定系超高速ブロードバンド市場の競争が進展しているといえる。

③ FTTH 市場（小売市場）

FTTH 市場の事業者別シェアを詳細にみると、NTT 東西が減少傾向、MNO 及び ISP のシェアが増加傾向となっており、これにより、HHI が 3,159（前期比▲101、前年度末比▲101）と減少傾向となっている。NTT 東西のサービス卸を契機とした「卸電気通信役務」型による事業者の新規参入の増加を受けて、FTTH の小売市場における競争が進展しており、特に MNO のシェアが顕著に増加している。

地域ブロック別では、NTT 東西のサービス卸の増加に伴い、NTT 東西のシェアが全ての地域で減少し、5割を下回っている。

これにより、全ての地域で HHI が減少しており、FTTH 市場への新規参入の増加によって競争が進展しているといえる。

他方、サービス卸の卸契約数も含めた NTT 東西のシェアは約7割を占め、地域ブロック別でみても、最も高い東北で8割超、最も低い関西で過半を占めており、依然として NTT 東西のサービスが占める割合が高い。

提供形態別の契約数をみると、「自己設置」型が減少傾向、「接続」型が横ばい、「卸電気通信役務」型が増加傾向となっている。

「卸電気通信役務」型の契約数の増加により、「自己設置」型の契約数の減少が見込まれたが、「卸電気通信役務」型の契約数の純増ほど「自己設置」型の契約数は純減していない。

そのような中、「自己設置」型の契約数における事業者別シェアは、NTT 東西が減少傾向である一方、ケイ・オプティコム及び九州通信ネットワークが増加傾向となっている。

また、「接続」型の契約数における事業者別シェアは、KDDI が減少傾向である一方、ソニーネットワークコミュニケーションズが増加傾向となっている。

(2) 料金の状況

2019 年度のシェアドアクセス方式に係る主端末回線の接続料は、NTT 東日本においては 2,036 円、NTT 西日本においては 2,044 円となっており、低廉化の傾向にある。

一方、FTTHの月額料金は、近年はおおむね5,000円/月（戸建向けの場合）で推移しており、値下げの動きはみられない。

現時点で、FTTH市場の競争の進展が、料金水準の低廉化に反映されるまでには至っていない。

「自己設置」型、「接続」型、「卸電気通信役務」型それぞれの提供形態ごとの間で公正競争が確保され、サービス競争や料金競争が促進されているか、引き続き注視していく必要がある。

(3) 利用者の状況

① 事業者・料金プランの選択状況

今後事業者を変更する際の事業者選択の決め手として、「月額料金が安い」や「初期費用が安い」が多く挙げられ、料金面が重視されている。

光コラボ利用者の事業者選択理由においても、MNO系光コラボ及びMNO系以外の光コラボとも「月額料金が安い」や「初期費用が安い」といった料金面に関する理由が上位に挙げられ、また、MNO系光コラボでは、「他の通信サービスとのセット割引がある」が最も多く挙げられている。

なお、光コラボ利用者の事業者変更状況（光コラボ利用前に契約していた事業者）についてみると、NTT東西（56.3%）が最も多く、次いでその他FTTH事業者（18.6%）、ADSL事業者（10.0%）となっている一方、CATV事業者（5.0%）からの変更は、他の類型に比べ少ない。

② サービスに対する満足度の状況

FTTHの満足度をみると、料金については光コラボ、光コラボ以外とも不満を感じている者の割合が満足と感じている者の割合を上回っている。月額料金の低廉化に対する利用者の期待が高いことが窺える。

一方、通信速度・品質については、光コラボ、光コラボ以外とも満足と感じている者の割合が不満を感じている者の割合を上回っている。通信速度や品質に関して、不満を感じていない者の割合は8割を超えており、移動系通信サービスの通信速度や品質に対する満足度と比較しても高い。

固定系ブロードバンドサービスにおけるキャッシュバックに対する認識では、「キャッシュバックをやめて通信料金の値下げを行ってほしい」と感じている者の割合が過半を占めており、また、事業者選択の決め手として「キャッシュバックがあること」を挙げる利用者も少ないことから、キャッシュバックを抑制し通信料金の値下げに反映することにより、満足度が向上することが期待できる。

2 ISP 市場

(1) 競争の状況

2016 年度末時点における ISP 市場の契約数（契約数 5 万以上の ISP の「固定系インターネット接続サービス」契約数）は 4,217 万（前期比+0.7%、前年度末比+2.5%）、契約数が 5 万以上の事業者数は 61 者（前期比±0 者、前年度末比+3 者）となっている。

ISP 市場の事業者別シェアは、NTT 系が 25.1%（前年度末比▲0.9 ポイント）と減少傾向、KDDI 系が 29.7%（前年度末比+9.8 ポイント）、ソフトバンク系が 13.3%（前年度末比+0.6 ポイント）とともに増加傾向、ベンダー系が 14.2%（前年度末比▲9.7 ポイント）と減少傾向となっている。

2017 年 1 月に KDDI がビッグロブを子会社化したことに伴い、2016 年度末より KDDI 系のシェアにビッグロブを含めているため、KDDI 系のシェアが大きく増加している。

HHI は近年減少傾向となっていたものの、KDDI 系のシェアの増加に伴い、1,826（前年度末比+362）と大きく増加している。

ソフトバンクのシェアが若干増加しているものの、NTT 東西のサービス卸の拡大による ISP 市場の競争状況への大きな影響は現時点ではみられない。

(2) 利用者の状況

従来、ISP は自らアクセスサービスの提供は行わず、インターネット接続サービスのみを提供する「ISP・アクセス回線分離型」が主流であったが、NTT 東西のサービス卸をはじめとする卸電気通信役務の拡大等により「ISP・アクセス回線一体型」が主流となりつつある。そのような中、ISP の選択理由としては、固定系ブロードバンドサービスの事業者選択の決め手や光コラボ利用者の事業者選択理由と同様、「月額料金が安い」「初期費用が安い」が多いことから、固定系ブロードバンドサービスとインターネット接続サービスを合わせた固定系データ通信サービス全体の料金の低廉化により、固定系データ通信サービス全体の満足度が向上することが期待できる。

3 FTTH 市場(卸売市場)

(1) 競争の状況

2016 年度末時点における FTTH の契約数 (2,932 万) のうち、卸電気通信役務を利用して提供される契約数は 1,096 万 (前期比+91 万、前年度末比+420 万)、そのうちサービス卸を利用して提供される契約数は NTT 東西合計で 874 万 (前期比+89 万、前年度末比+405 万) とともに増加傾向となっている。

これにより、FTTH の契約数全体における卸契約数の割合が 37.4% (前期比+2.8 ポイント前年度末比+13.1 ポイント)、NTT 東西のサービス卸の卸契約数の割合が 29.8% (前期比+2.8 ポイント、前年度末比+13.0 ポイント) とともに増加傾向となっていることから、FTTH の小売市場における公正な競争の土台となる、卸売市場における公正な取引の確保がますます重要となっている。

FTTH の卸売市場のシェアは、NTT 東西 (サービス卸) が 79.8% (前期比+1.6 ポイント、前年度末比+10.4 ポイント) と増加傾向となっており、これに伴い、HHI も 6,642 (前期比+201、前年度末比+1,149) と増加傾向となっている。

地域ブロック別でみると、NTT 東西のシェアが沖縄を除く全ての地域で 6 割超となっており、四国以外の地域で NTT 東西のシェアが増加している。

また、HHI は、最も高い地域は近畿で 8,036、最も低い地域は四国で 5,005 となっている。

(2) 料金の状況

NTT 東西以外の卸料金は不明であるが、FTTH の卸売市場において NTT 東西のシェアが急速に高まる中、他の自己設置事業者又は接続事業者が積極的に卸電気通信役務の提供を行うことにより、卸売市場における競争が活性化し、卸料金の引き下げ、延いては利用者料金の引き下げにつながる事が期待できる。

(3) その他

NTT 東西のサービス卸については、異業種を含む様々なプレーヤーとの連携を通じた多様な新サービスの創出や、様々な分野における FTTH の利用促進が期待されているところ、サービス卸の卸先事業者数は 582 者 (前期比+44 者、前年度末比+206 者) となっており、このうち、新たに電気通信事業に参入し電気通信事業法に基づく届出を行った事業者数は 244 者 (前期比+32 者、前年度末比+137 者) となっている。

NTT 東西のサービス卸の提供開始以降、様々な分野からの参入も進み、新たなサービスも提供され始めている一方、卸先事業者の形態別に卸契約数をみると、MNO の占める割合

が約7割（68.2%）、ISPの占める割合が約2割（24.1%）、MNO及びISPの占める割合が9割超（92.3%）となっている。また、サービス卸を含めたNTT東西のFTTH契約数は、2,005万と2年間（2014年度末～2016年末）で約134万増加しているが、サービス卸の提供開始前に比べて顕著に増加したとは認められない状況である。

様々な分野の事業者との連携を通じてFTTHの利用促進につながっているか引き続き注視していく必要がある。

4 固定系超高速ブロードバンドに係る設備シェア等

(1) 設備競争の状況

固定系超高速ブロードバンドの設備は全国的におおむね整備されているものの、2.1%の市町村が完全未提供、46.5%の市町村が「1者」という状況になっている。

地域別の設備競争の状況を見ると、北海道・東北においては約9割の市町村において事業者数が「1者」となっているのに対し、近畿においては、NTT西日本の他にもケイ・オプティコム、地域のCATV事業者等も積極的に設備整備を行っているため、53.5%の市町村が「3者以上」となっている。

全国の光ファイバ回線の総数は、2016年度末において約2,272万回線であり、このうちNTT東西のシェアは77.1%（前年度末比▲0.6ポイント）となっている。

地域別でみた場合、東日本地域に比べ、西日本地域はKDDIグループ、電力系事業者、CATV事業者等との設備競争が活発な傾向にあり、近畿ブロックの各府県に岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、徳島県、香川県、大分県及び沖縄県を加えた14府県では、NTT西日本以外の競争事業者のシェアが30%超となっている。特に滋賀県及び奈良県においては、競争事業者の設備シェアの合計が50%超となっている。

(2) サービス競争の状況

サービス提供事業者数別の状況を見ると、38.2%の市町村において「3者以上」、26.1%の市町村において「2者」がとなっており、設備競争の状況と比べて競争が進展している。

地域別のサービス競争の状況を見ると、北海道・東北は低調であること、関東・西日本は活発であることは設備競争の状況と似た傾向であるが、設備競争の状況と比べ、ほぼ全ての地域で「2者」又は「3者以上」の市区町村の割合が増加しており、特に関東では、56.6%の市区町村において「3者以上」となっており、設備競争における同割合から30ポイント以上も上回っている。

第 3 章 固定系音声通信

第3章 固定系音声通信

第1節 固定電話市場

1 競争状況等に係る分析

(1) 固定電話市場

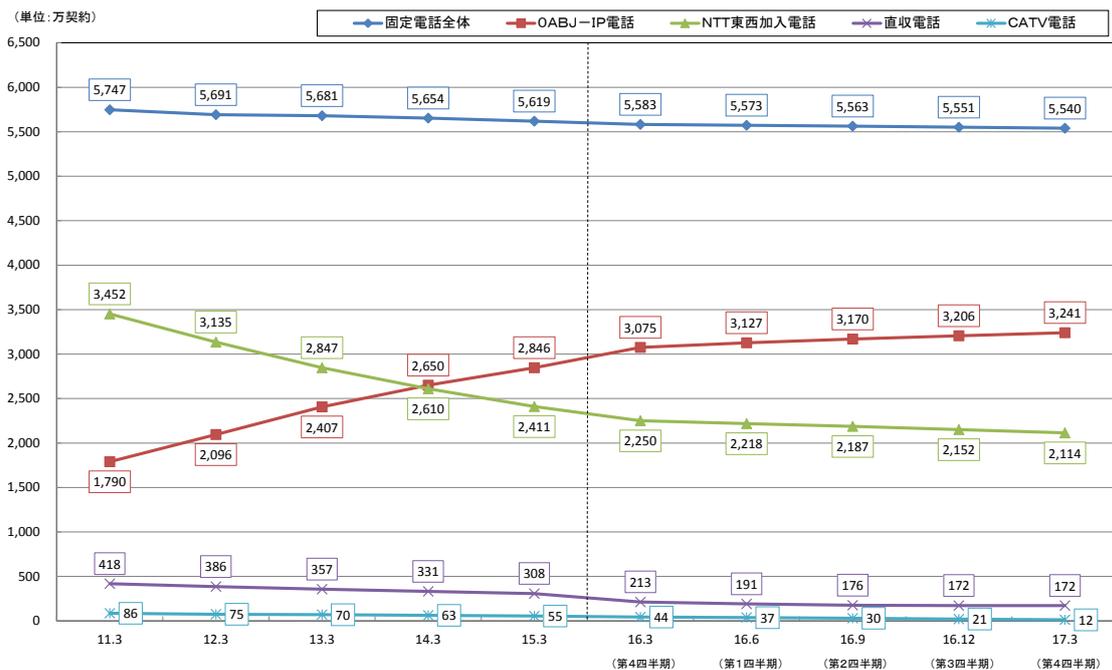
① 市場規模

ア 契約数

2016年度末時点における固定電話⁶³の契約数⁶⁴は、5,540万（前期比▲0.2%、前年度末比▲0.8%）となっている。

このうち、0ABJ-IP電話は3,241万（前期比+1.1%、前年度末比+5.4%）となっている一方、0ABJ-IP電話以外⁶⁵の契約数は2,298万（前期比▲2.0%、前年度末比▲8.4%）、NTT東西加入電話は2,114万（前期比▲1.8%、前年度末比▲6.1%）となっている。

【図表Ⅲ－1】固定電話の契約数の推移



注1：「0ABJ-IP電話」は、利用番号数をもって契約数と見なしている。なお、0ABJ-IP電話はNTT東西加入電話等との代替性が高いため固定電話に加えている。

注2：「CATV電話」は、CATV事業者が提供する固定電話サービスのうちアナログ電話を計上している。なお、CATV事業者が提供するIP電話については「0ABJ-IP電話」に計上している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

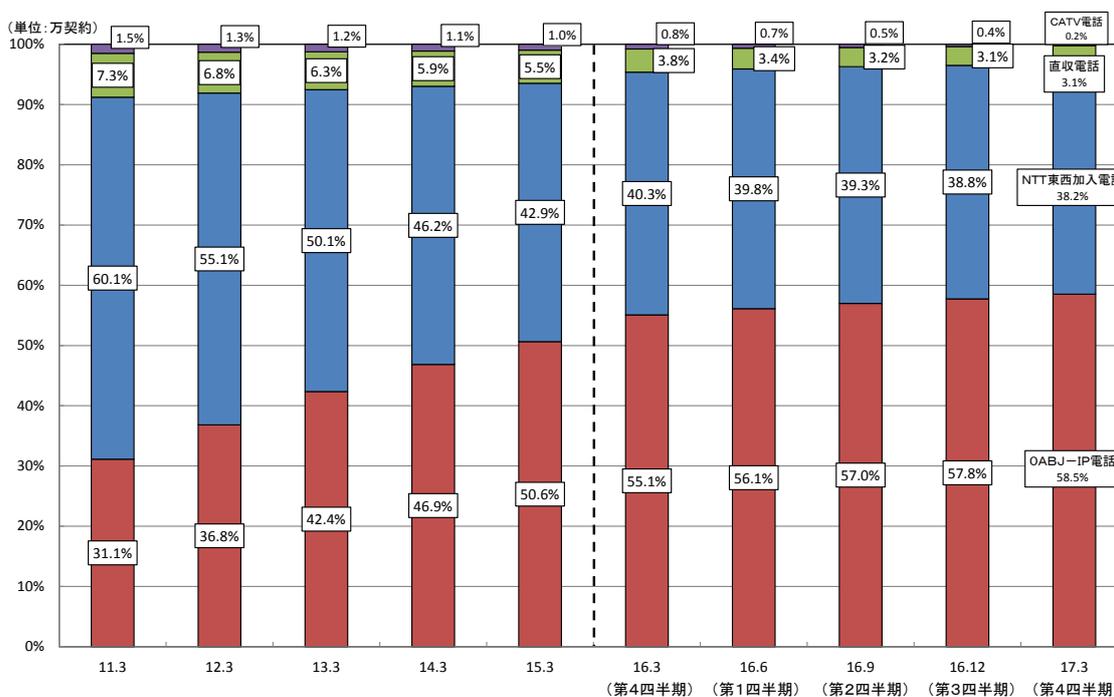
⁶³ NTT東西加入電話（ISDNを含む）、直収電話（直加入、新型直収、直収ISDNの合計）、0ABJ-IP電話及びCATV電話を指す。以下同じ。

⁶⁴ 卸電気通信役務の提供に係るものを含む。以下同じ。

⁶⁵ NTT東西加入電話（ISDNを含む）、直収電話（直加入、新型直収、直収ISDNの合計）及びCATV電話を指す。

固定電話の契約数におけるサービス別内訳をみると、OABJ-IP電話は58.5%（前期比+0.8%、前年度末比+3.4%）であり、NTT東西加入電話は38.2%（前期比▲0.6%、前年度末比▲2.1%）となっている。

【図表Ⅲ－２】固定電話の契約数におけるサービス別内訳の推移

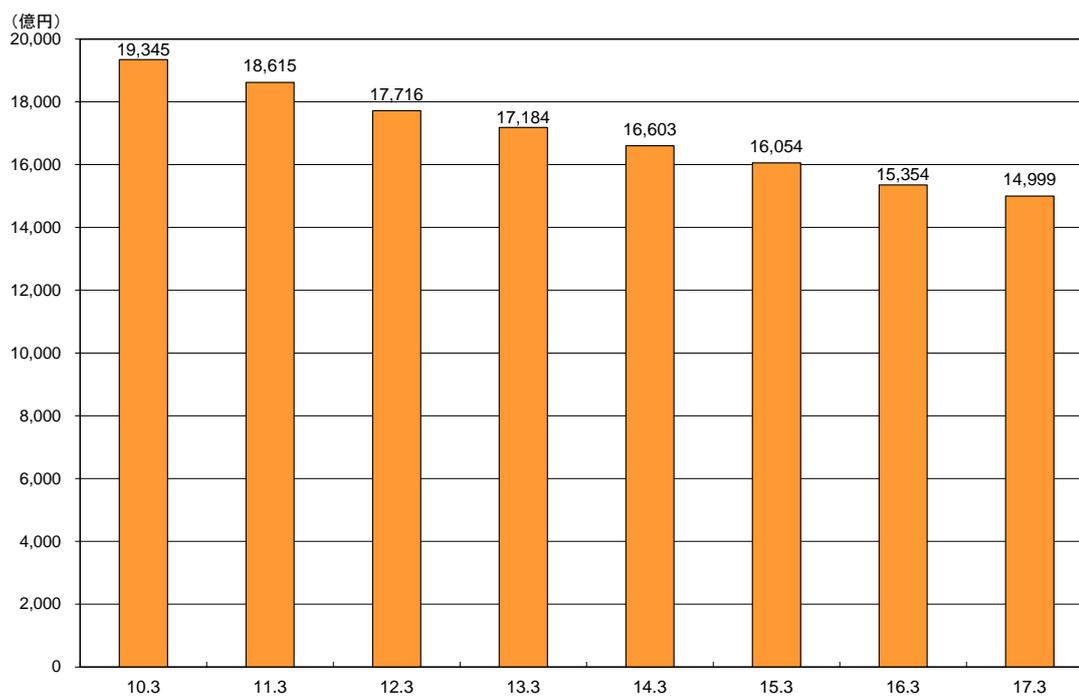


出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ 売上高

固定電話市場における売上高は、2016年度末時点で1兆4,999億円（前年度末比▲2.3%）となっており、年々減少傾向となっている。

【図表Ⅲ－3】固定電話市場の売上高の推移



注：売上高の一部については、公表されている事業者のARPU及び契約数から推計している。

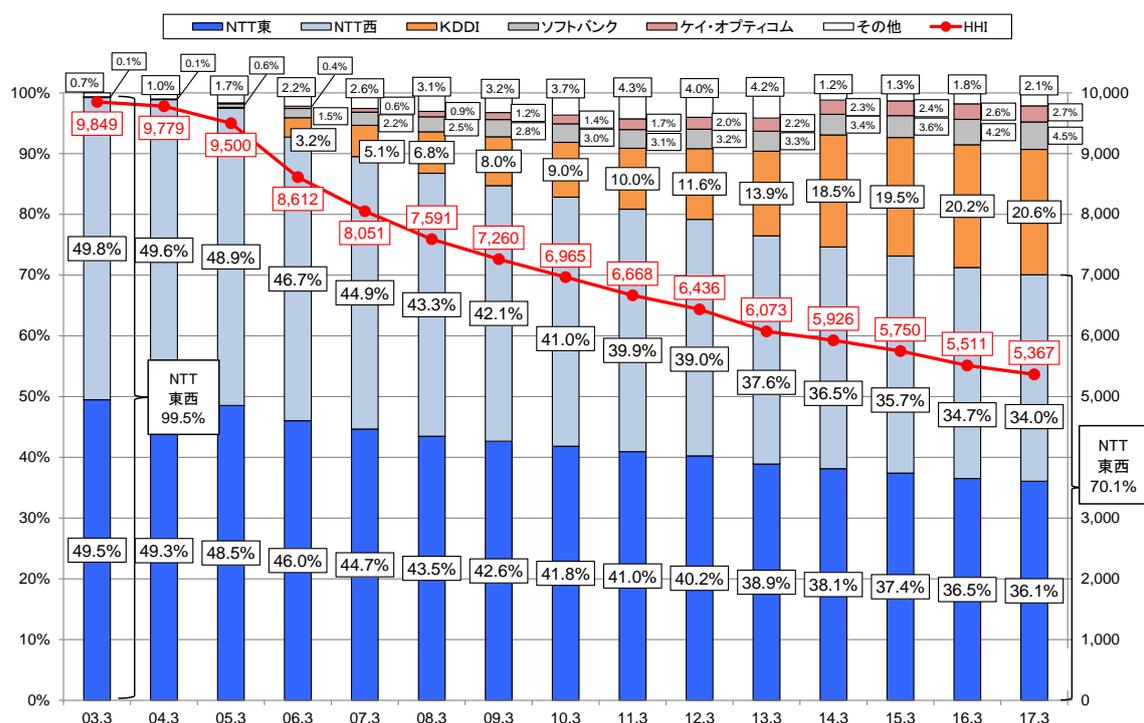
出所：各社決算資料に基づき作成

② 市場シェア

2016年度末時点における固定電話市場の事業者別シェアは、NTT東西が70.1%（前年度末比▲1.2ポイント）、KDDIが20.6%（同+0.4ポイント）、ソフトバンクが4.5%（同+0.4ポイント）となっている。

HHIは5,367（前年度末比▲144）と減少傾向となっている。

【図表Ⅲ－４】固定電話の契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移



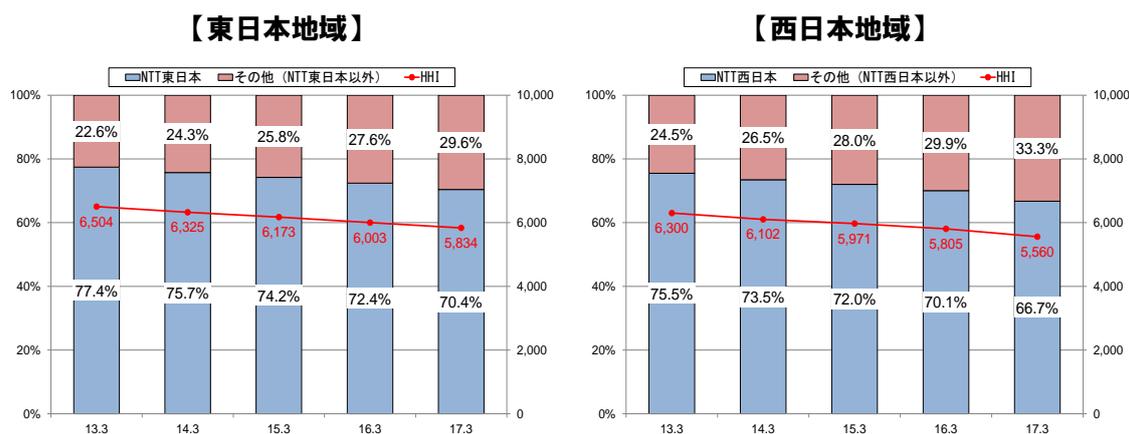
注：KDDIのシェアには、CTC及びJ:COMグループ（14.3以降）が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

東西別では、NTT東西のシェアは、東日本地域で70.4%（前年度末比▲2.0ポイント）、西日本地域で66.7%（同▲3.3ポイント）となっており、東日本地域におけるNTT東日本のシェアが、西日本地域におけるNTT西日本のシェアと比較してやや高い状況となっている。

HHIは、東日本地域は5,834（前年度末比▲168）、西日本地域は5,560（同▲245）となっており、いずれも高い数値であるが、年々減少傾向にある。

【図表Ⅲ－5】事業者別シェアの推移（東西別）

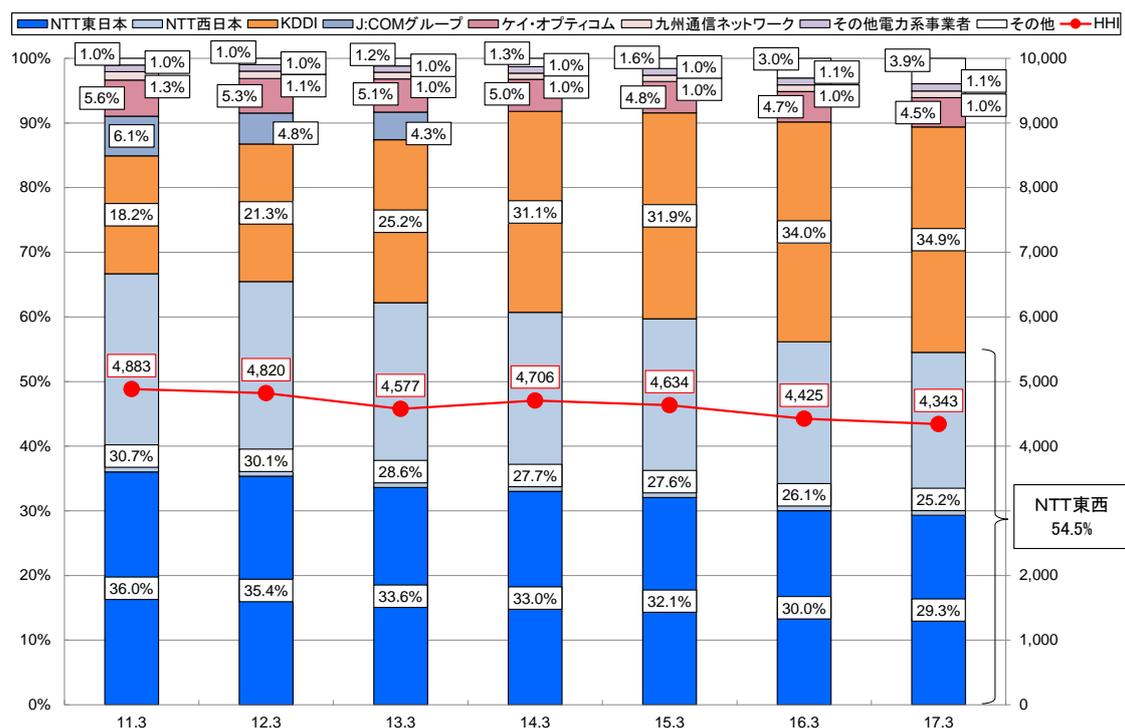


出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

OABJ-IP電話の利用番号数における事業者別シェアは、NTT東西が54.5%（前年度末比▲1.6ポイント）、KDDIが34.9%（同+0.8ポイント）、ケイ・オプティコムが4.5%（同▲0.2ポイント）となっている。

HHIは4,343（前年度末比▲82）と減少傾向となっている。

【図表Ⅲ－6】OABJ-IP電話の利用番号数における事業者別シェア及び市場集中度の推移



注：KDDIのシェアには、CTC及びJ.COMグループ（14.3以降）が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③ 料金等

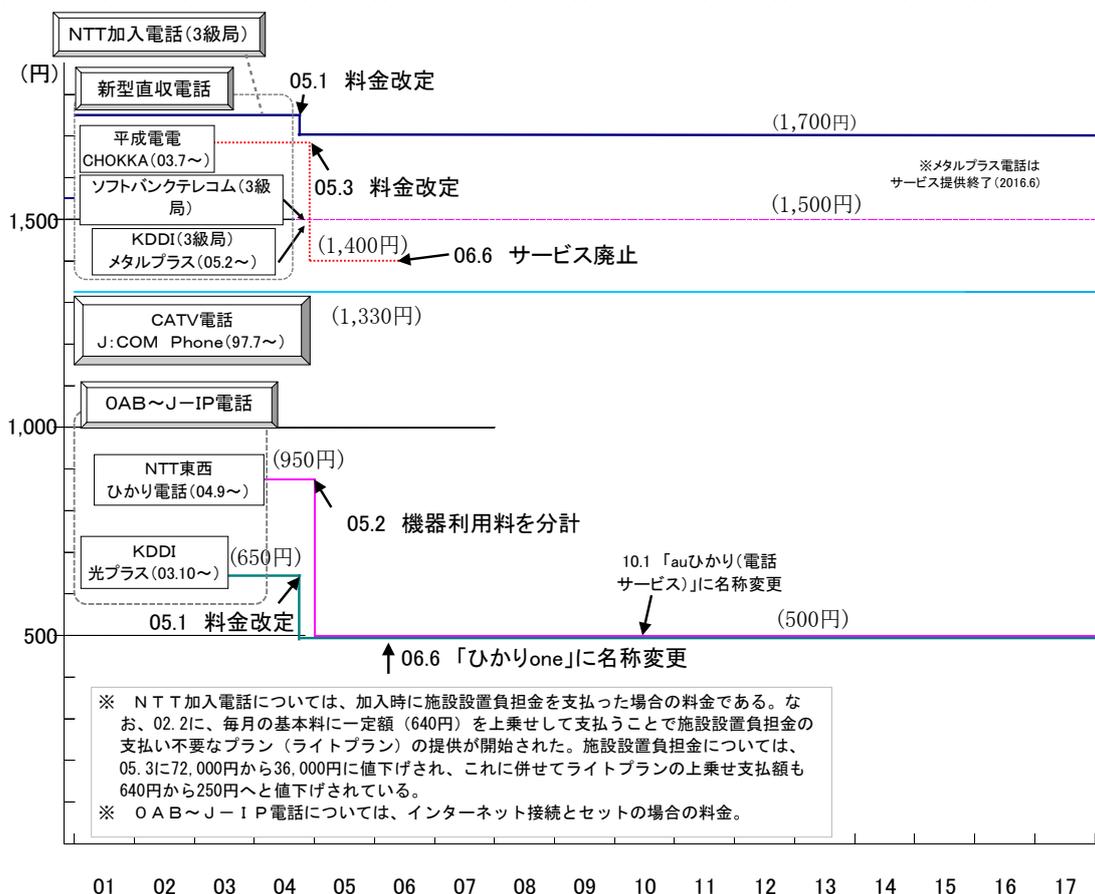
ア 基本料金・通話料金

固定電話サービスの料金体系は、主として通信量にかかわらず定期的（毎月等）に一定額を支払う「基本料」と、通信量に応じて支払う従量制（一部定額制を含む。）の「通話料」の二部料金制となっている。

固定電話サービスの基本料金については、近年大きな変化は見られず、一定の金額で推移している。

また、通話料金についても、事業者間で一部差異がみられるものの、近年大きな変化はみられない。

【図表Ⅲ－７】固定電話サービスの基本料金の推移



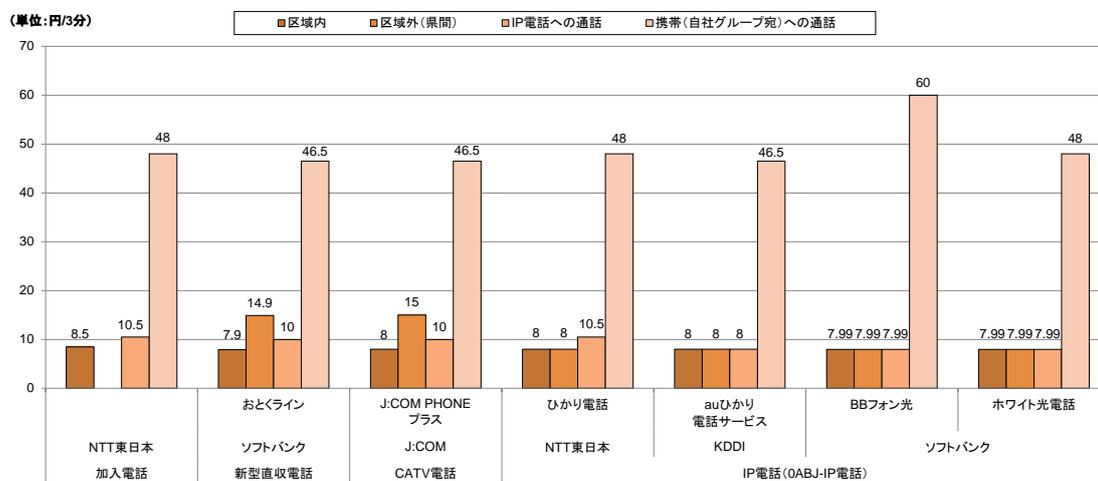
注1：級局については、3級：大規模局、2級：中規模局、1級：小規模局のイメージ。

注2：括弧内はプッシュ回線用の場合の料金。

注3：NTT東西の加入電話の開通工事費については、既存の屋内配線が利用可能な場合の費用。

出所：各社ウェブサイトを基に作成

【図表Ⅲ－８】主な固定電話サービスの通話料



注：表は住宅用の料金、2016年度末時点。

出所：各社ウェブサイトを基に作成

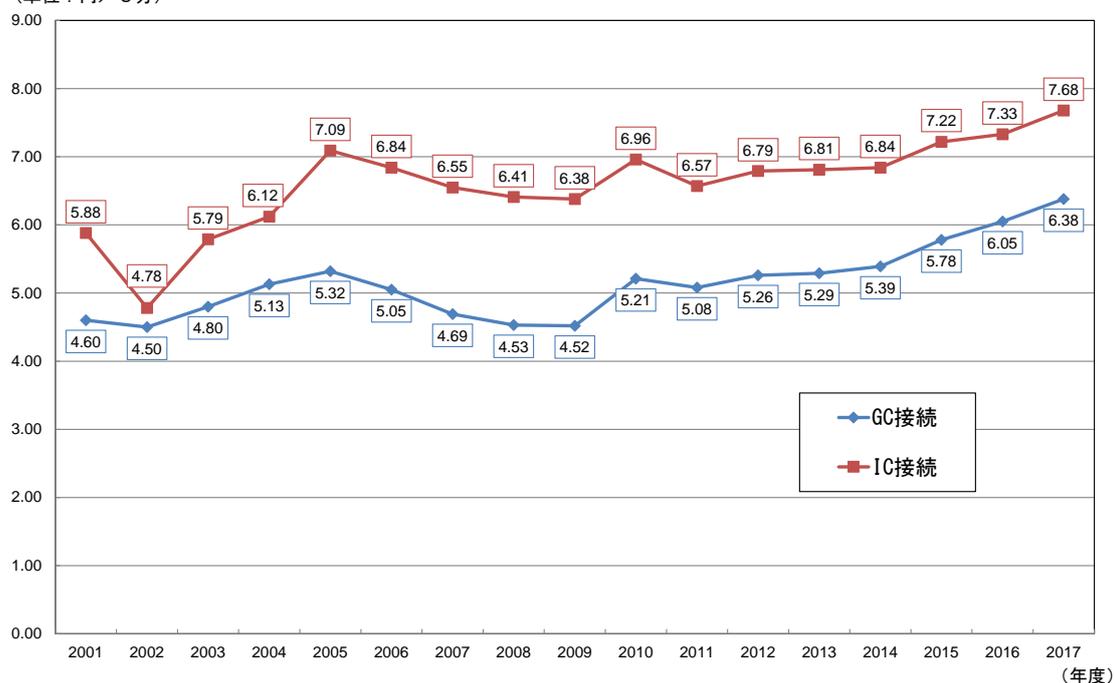
イ 固定電話に係る接続料

NTT東西のGC接続⁶⁶又はIC接続⁶⁷による接続料は、2006年度以降低下傾向にあったが、2012年度以降は上昇傾向となっている。

NTT東西のメタル加入者回線の接続料については、2017年度は前年度から更に上昇している。

【図表Ⅲ－９】GC接続及びIC接続による接続料の推移

(単位：円／3分)

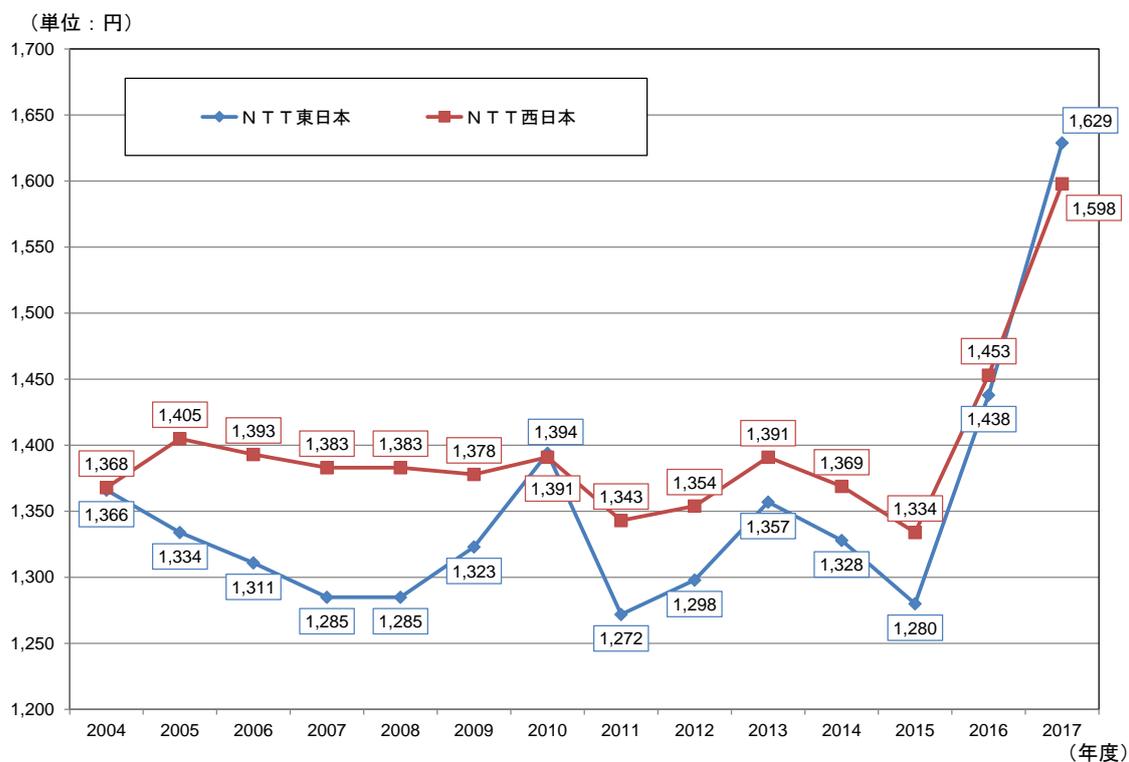


出所：総務省資料

⁶⁶ Group Unit Center (加入者交換局) 接続の略。NTT 東西以外の事業者が、NTT 東西のネットワークと加入者交換局レベルで相互接続することを指す。

⁶⁷ Intra-zone Center (中継交換局) 接続の略。NTT 東西以外の事業者が NTT 東西のネットワークと中継交換局レベルで相互接続すること。中継交換局は、GC から回線を集約し、他局に中継している局のこと。

【図表Ⅲ－10】メタル加入者回線（ドライカップ）の接続料の推移



注：回線管理運営費を含む。

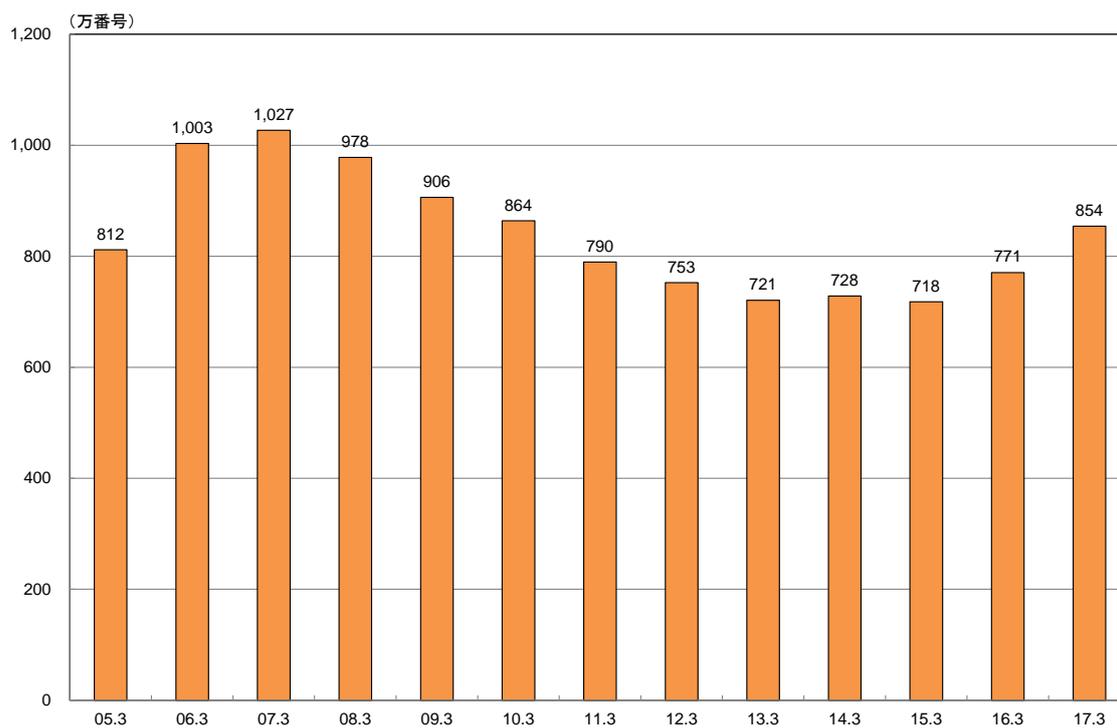
出所：総務省資料

(2) 050-IP 電話

① 市場規模（利用番号数）

2016年度末時点における050-IP電話の利用番号数⁶⁸は、854万（前年度末比+10.8%）と増加傾向となっている。

【図表Ⅲ－11】050-IP電話の利用番号数の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

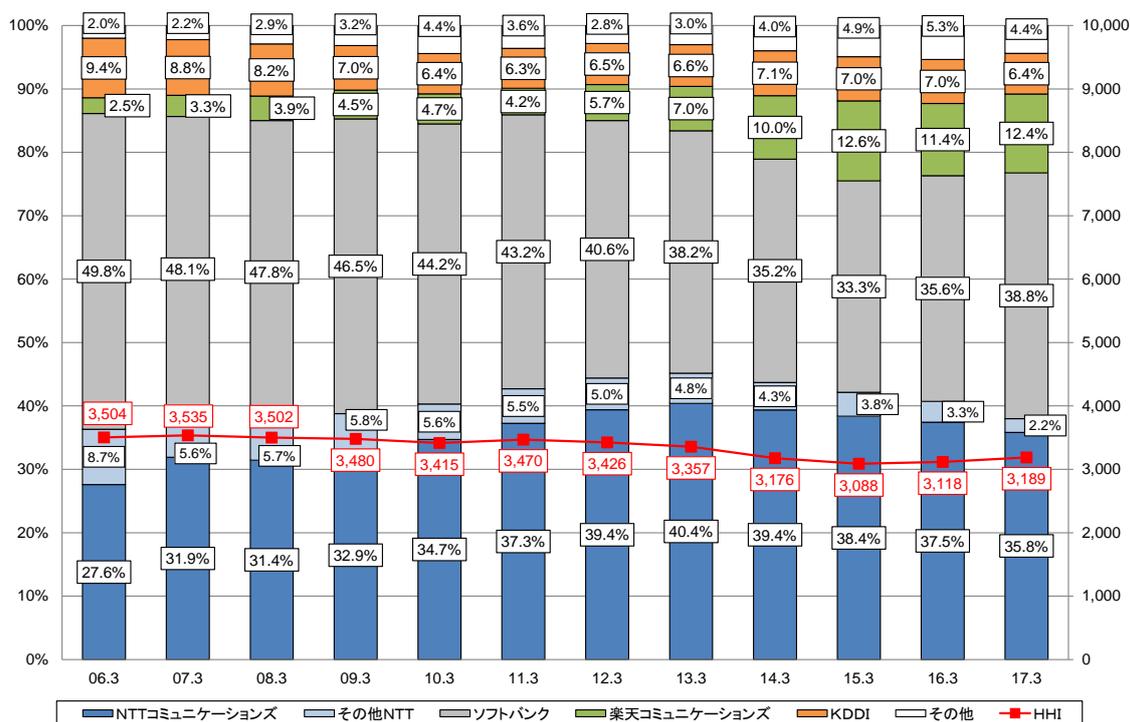
⁶⁸ 卸電気通信役務の提供に係るものを含む。

② 市場シェア

2016年度末における事業者別シェアは、NTTコミュニケーションズが35.8%（前年度末比▲1.6ポイント）、ソフトバンクが38.8%（同+3.2ポイント）、楽天コミュニケーションズが12.4%（同+1.1ポイント）、KDDIが6.4%（同▲0.5ポイント）となっている。

HHIは3,189（前年度末比+71）であり、近年増加傾向となっている。

【図表Ⅲ－12】050-IP電話の利用番号数における事業者別シェア及び市場集中度の推移



注1：その他NTTには、NTTぷらら、NTT-ME、NTTネオメイト、NTTPCコミュニケーションズ、NTTドコモが含まれる。

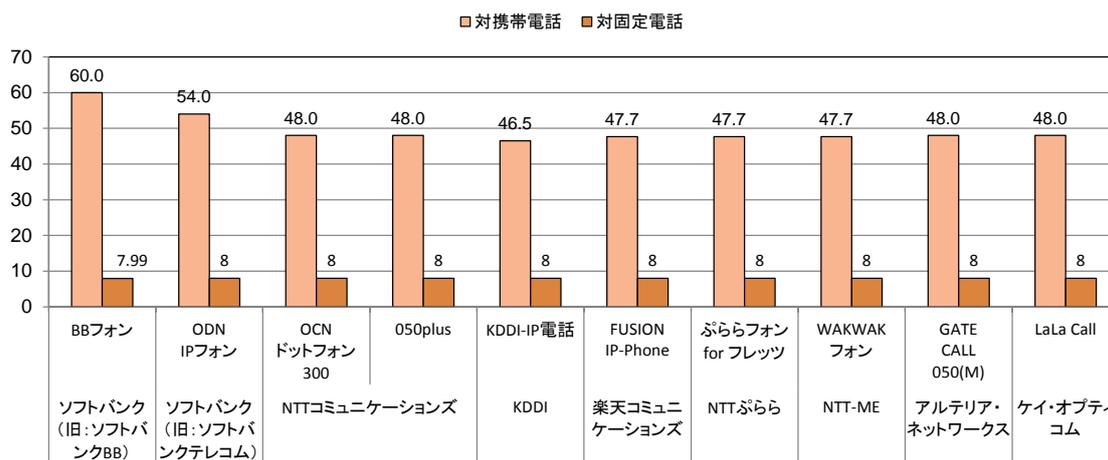
注2：KDDIには、CTCが含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③ 料金等

050-IP電話サービスの通話料金は、各事業者間でほぼ横並びの状況であり、近年では大きな変化はみられない。

【図表Ⅲ－13】050-IP電話サービスの通話料



注1：ケイ・オプティコムは2017年2月に携帯電話向け通話料金の改定を行い、54円/3分から48円/3分への値下げを実施。

注2：自網内通話及びIP-IP接続を行っている050-IP電話事業者が提供するサービスの利用者との通話においては、無料通話が可能。

出所：各社ウェブサイトを基に作成

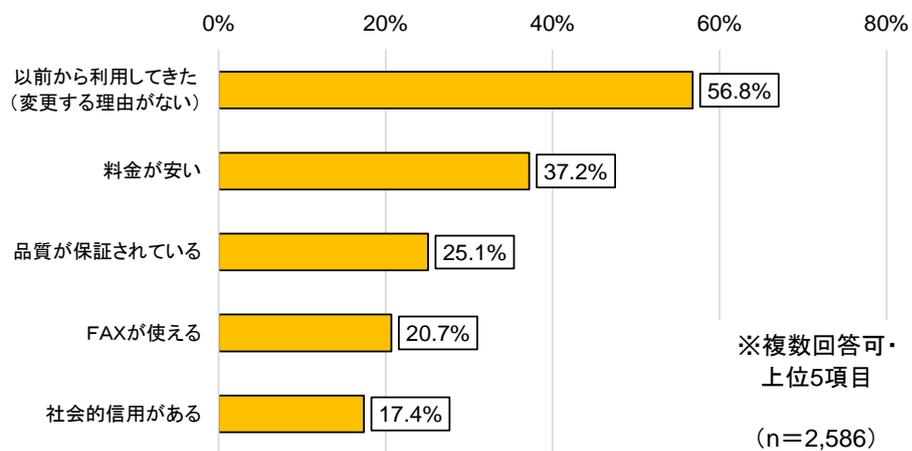
2 利用者の動向等に係る分析

固定電話を利用する理由は、「以前から利用してきた(変更する理由がない)」(56.8%)が最も多い。

また、「品質が保証されている」(25.1%)「FAXが使える」(20.7%)「社会的信用がある」(17.4%)など、固定電話ならではの理由も上位に挙げられている。

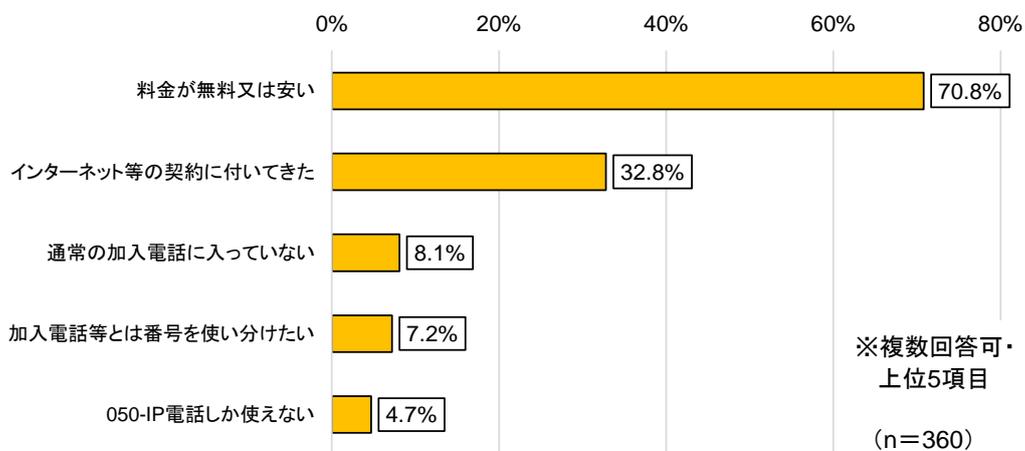
050-IP電話を利用する理由は、「料金が無料又は安い」(70.8%)が最も多く、「通常の加入電話に入っていない」(8.1%)「050-IP電話しか使えない」(4.7%)は多く挙げられていない。

【図表Ⅲ-14】固定電話を利用する理由



出所：2016年度利用者アンケート

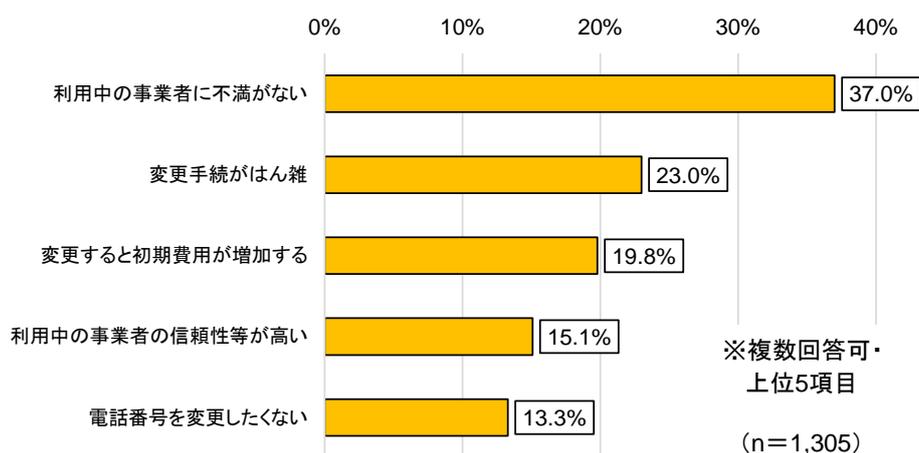
(参考) 050-IP電話等を利用する理由



出所：2016年度利用者アンケート

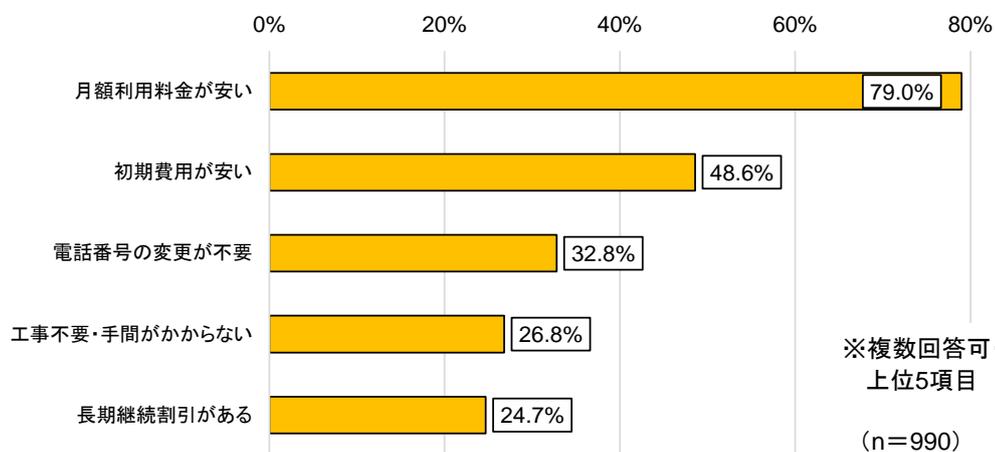
固定電話サービスを変更しない理由では、「利用中の事業者に不満がない」（37.0%）が最も多いものの、変更する際の決め手では、「月額料金が安い」（79.0%）や「初期費用が安い」（48.6%）など、支出額を低く抑えたいという意向が強くみられる。

【図表Ⅲ－15】固定電話サービスを変更しない理由



出所：2016年度利用者アンケート

【図表Ⅲ－16】固定電話サービスを変更する際の決め手



出所：2016年度利用者アンケート

第2節 固定系音声通信市場の分析結果

1 固定電話市場

(1) 競争の状況

2016年度末時点における固定電話の契約数は、5,540万（前期比▲0.2%、前年度末比▲0.8%）と減少傾向にある中、0ABJ-IP電話は、3,241万（前期比+1.1%、前年度末比+5.4%）と増加傾向となっている。

固定電話市場の事業者別シェアは、NTT東西が減少傾向、KDDI及びソフトバンクが増加傾向となっていることから、HHIは5,367（前年度末比▲144）と減少傾向となっている。

東西別では、NTT東西のシェアは、東日本地域で70.4%（前年度末比▲2.0ポイント）、西日本地域で66.7%（同▲3.3ポイント）となっている。HHIは、東日本地域は5,834（前年度末比▲168）、西日本地域は5,560（同▲245）となっており、いずれも高い数値であるが、年々減少傾向にある。

また、0ABJ-IP電話の利用番号数における事業者別シェアにおいても、NTT東西が減少傾向、KDDIが増加傾向となっていることから、HHIは4,343（前年度末比▲82）と傾向となっている。

固定系ブロードバンドサービスの進展に伴って、ユニバーサルサービスとして位置づけられているNTT東西加入電話を中心とする従来の固定電話サービスから、0ABJ-IP電話への代替が進み、固定電話市場の競争は0ABJ-IP電話が中心となりつつあるといえる。

(2) 料金の状況

主な0ABJ-IP電話サービスの基本料金は、過去10年以上にわたって一定の金額で推移し、通話料金についても、事業者間で一部差異がみられるものの近年大きな変化はみられない。

固定電話の利用理由等からも固定電話に係る支出額を抑えたい意向が強くみられるところ、定系ブロードバンドサービスと併せて0ABJ-IP電話サービスの競争がより一層進展することにより、固定電話料金を含む固定系通信料金全体の低廉化が図られることが期待される。

2 050-IP 電話市場

(1) 競争の状況

2016 年度末時点における 050-IP 電話の利用番号数は、854 万（前年度末比+10.8%）と近年増加傾向にある中、ソフトバンクのシェア（38.8%）が NTT コミュニケーションズのシェア（35.8%）を上回り、首位となっているほか、楽天コミュニケーションズ（12.4%）のシェアも増加するなど、シェアの変動がみられる。

HHI は 3,189（前年度末比+71）であり、近年増加傾向となっている。

(2) 料金の状況

050-IP 電話の通話料金は、一部の事業者において値下げの動きがあったものの、各事業者間でほぼ横並びの状況であり、近年大きな変化はみられない。

3 固定電話と 050-IP 電話の代替性

固定電話を利用する理由として「品質が保証されている」（25.1%）「FAX が使える」（20.7%）「社会的信用がある」（17.4%）等固定電話ならではの理由が多く挙げられていることに加え、050-IP 電話を利用する理由として「通常の加入電話に入っていない」（8.1%）「050-IP 電話しか使えない」（4.7%）は多く挙げられていないことから、固定電話と 050-IP 電話の代替性は低いと考えられる。

第4章 法人向けネットワーク

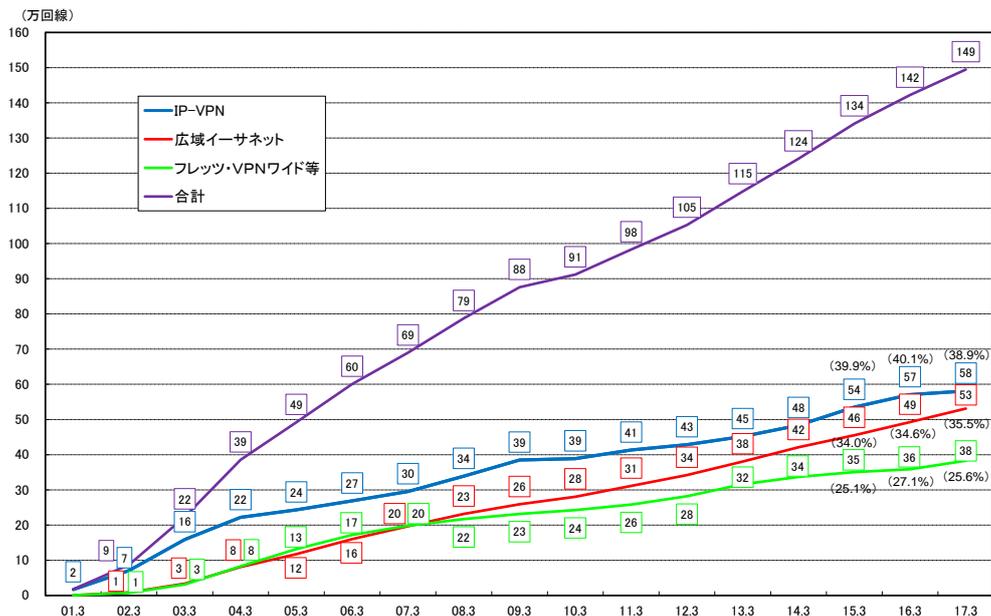
第4章 法人向けネットワーク

第1節 法人向けネットワーク(WAN サービス)市場

① 市場規模

2016年度末時点におけるWANサービス市場（IP-VPN⁶⁹、広域イーサネット⁷⁰、フレッツVPNワイド等⁷¹）の契約数は、149万（前年度末比+5.1%）となっている。サービス別の契約数の推移をみると、全体的に増加傾向が続いている。

【図表Ⅳ－1】WANサービスのサービス別契約数等の推移



注：括弧内は、WANサービス市場の契約数全体に占める割合。

出所：総務省資料及びNTT東西の公表資料等を基に作成

⁶⁹ IP-VPN（Internet Protocol-Virtual Private Network）電気通信事業者のIP網を用いて企業の拠点間通信ネットワークを構築するもの。インターネットを経由しないため、インターネットVPNよりも機密性や信頼性に優れているとされる。

⁷⁰ 企業LANなどで利用されているイーサネット方式を使い、地理的に離れた拠点のLAN同士をつないで企業通信ネットワークを構築するもの。IP以外のプロトコルを利用できる。

⁷¹ NTT東西のフレッツ・VPNワイド等

① フレッツ網を利用した企業内通信サービス

「フレッツ・VPNゲート」、「フレッツ・VPNワイド」及び「フレッツ・VPNプライオ」

「フレッツ・VPNゲート」は、法人のネットワークやサーバー等をNTT東西のIP通信網に接続し、「フレッツ光ネクスト」や「Bフレッツ」等のフレッツ・アクセスサービスの契約者との間でセンター～エンド型の通信を可能とするサービス。「フレッツ・VPNワイド」は、「フレッツ光ネクスト」や「Bフレッツ」等のフレッツ・アクセスサービスを利用し、最大1,000拠点を接続することを可能とするサービス（NTT東西をまたがる拠点間を接続するサービスの提供等も可能）。「フレッツ・VPNプライオ」は、帯域優先型のフレッツ・アクセスサービスである「フレッツ光ネクストプライオ」を利用し、従来の「フレッツ・VPNワイド」より高速で安定したプライベートネットワークの構築を可能とするIP-VPNサービス。2014年8月20日提供開始（NTT東日本のみ）。

② メガデータネット

同一都道府県内における拠点間を1対1接続するもので、1か所のホストを中心としたセンター～エンド型の通信網を構築することができる。ただし、近年の契約数は、フレッツ・オフィス等の契約数の増加に伴い、大きく減少している。なお、NTT東日本においては、フレッツ・オフィス、フレッツ・オフィスワイド及びフレッツ・グループシステムについて、2014年3月31日にサービスの提供を終了。

② 市場シェア

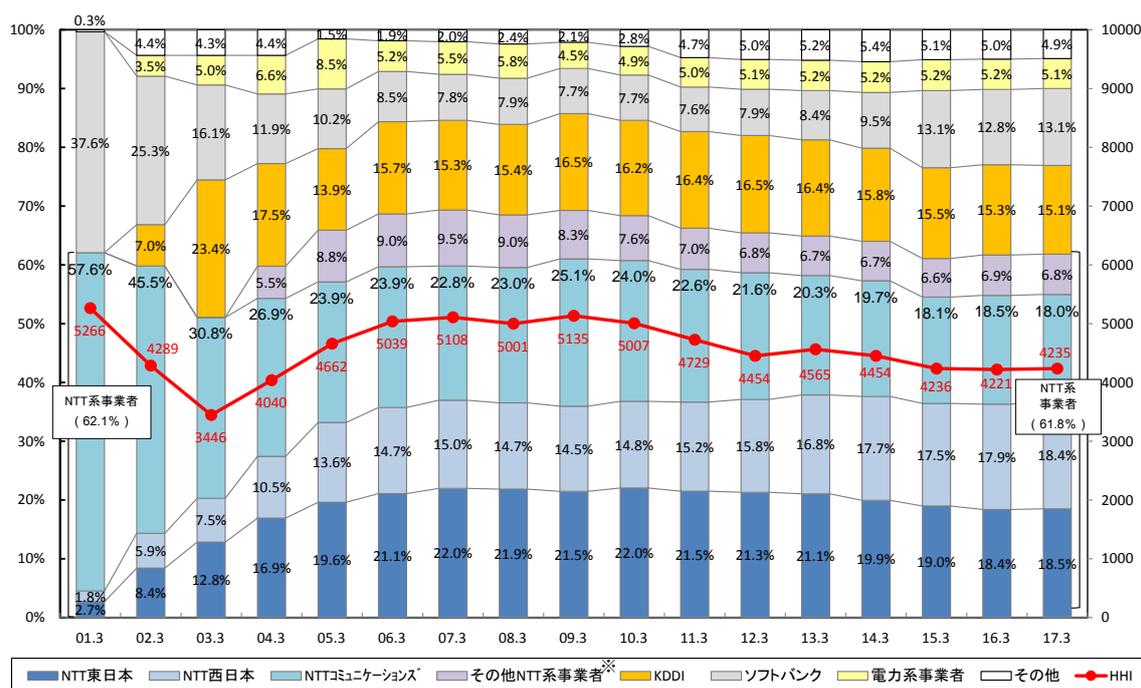
2016 年度末時点における WAN サービス市場の事業者別シェアは、NTT 東西が 36.9% (前年度末比+0.6 ポイント)、NTT コミュニケーションズが 18.0% (同▲0.5 ポイント)、KDDI が 15.1% (同▲0.2 ポイント)、ソフトバンクが 13.1% (同+0.3 ポイント)、電力系事業者が 5.1% (同▲0.1 ポイント) となっている。

また、NTT 系事業者のシェアの合計をみると、61.8% (前年度末比+0.1 ポイント) となっており、近年は減少傾向にあるものの、依然 6 割を超えるシェアを維持している。

3 グループ (NTT 系事業者、KDDI 及びソフトバンク⁷²⁾) のシェアの合計は、90.0% (前年度末比+0.2 ポイント) と前期から微増しているものの、ほぼ横ばいの傾向となっている。

HHI は 4,235 (前年度末比+15) となっている。

【図表Ⅳ-2】WANサービス市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移



※：NTTPC コミュニケーションズ、NTT-ME、NTT ネオメイト等

注：2008 年 4 月、KDDI が中部テレコミュニケーションの株式の一部譲渡を受けたことを踏まえ、2009 年 3 月以降の中部テレコミュニケーションのシェアは電力系事業者から KDDI に移行。

出所：総務省資料及び NTT 東西の公表資料等を基に作成

⁷² 2015 年 4 月 1 日にソフトバンクテレコムはソフトバンクモバイルに吸収合併され、同年 7 月 1 日にソフトバンクに商号変更を行っている。

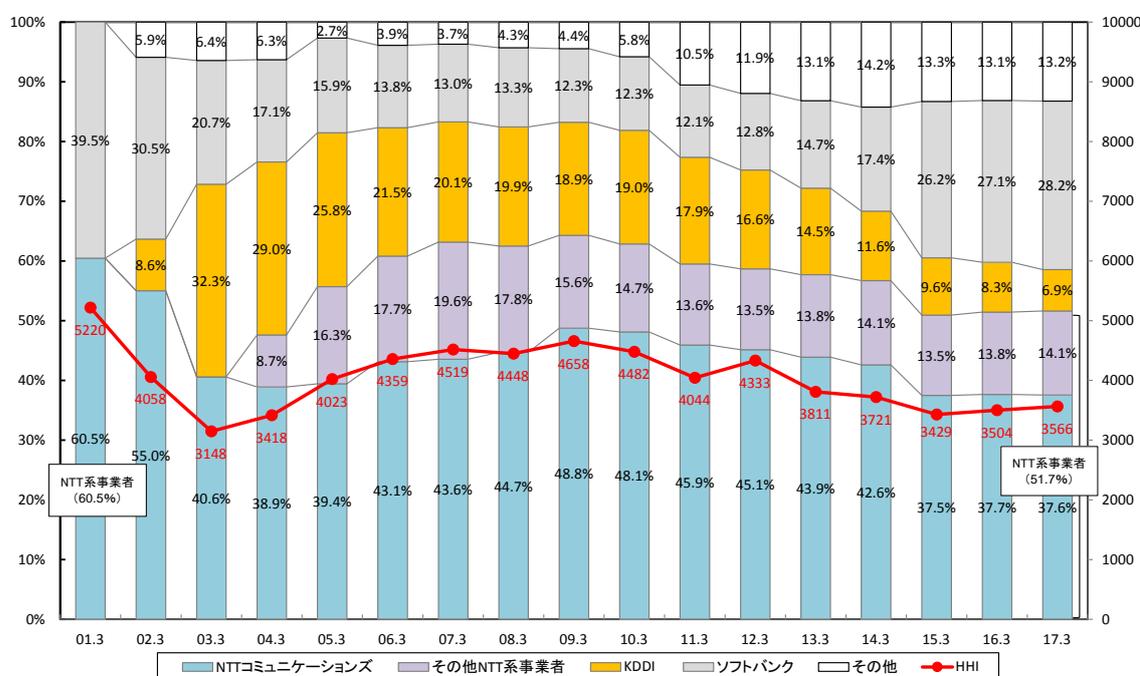
WAN サービスの一つである IP-VPN の事業者別シェアをみると、NTT コミュニケーションズは 2009 年度以降減少傾向にあったが、2015 年度末に微増に転じたものの、2016 年度末時点で 37.6%（前年度末比▲0.1 ポイント）と微減に転じている。

その他、KDDI は 6.9%（前年度末比▲1.4 ポイント）で減少傾向が続いており、ソフトバンクは 28.2%（同+1.1 ポイント）と増加傾向となっている。

また、NTT 系事業者のシェアの合計をみると、51.7%（同+0.2 ポイント）となっている。

HHI は 3,556（前年度末比+62）となっている。

【図表Ⅳ－３】IP-VPNの事業者別シェア及び市場集中度の推移



注：NTT 東西の提供するフレッツ・VPN ワイド等は含まれていない。

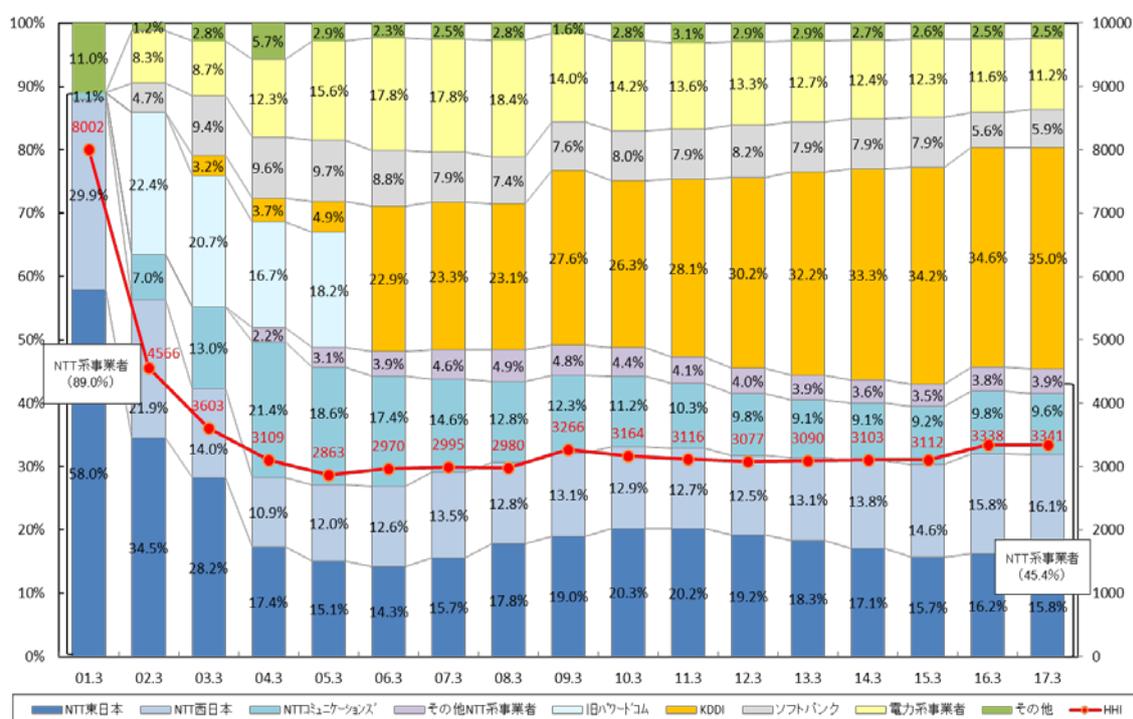
出所：総務省資料

WAN サービスの一つである広域イーサネットの事業者別シェアをみると、KDDI は 2016 年度末時点で 35.0%（前年度末比+0.3 ポイント）となっており、ここ数年間は増加傾向となっている。

NTT 東西は 2009 年度以降減少傾向にあり、2015 年度末で増加に転じたものの、2016 年度末時点では 31.9%（前年度末比▲0.1 ポイント）と減少しており、ソフトバンクは近年ほぼ横ばいの傾向から減少に転じていたが、2016 年度末時点では 5.9%（同+0.4 ポイント）と増加に転じている。また、NTT 系事業者のシェアの合計をみると、45.4%（同▲0.2 ポイント）となっている。

HHI は 3,341（前年度末比+3）となっている。

【図表Ⅳ-4】広域イーサネットの事業者別シェアの推移



注1：2005年10月、旧パワードコムはKDDIと合併。

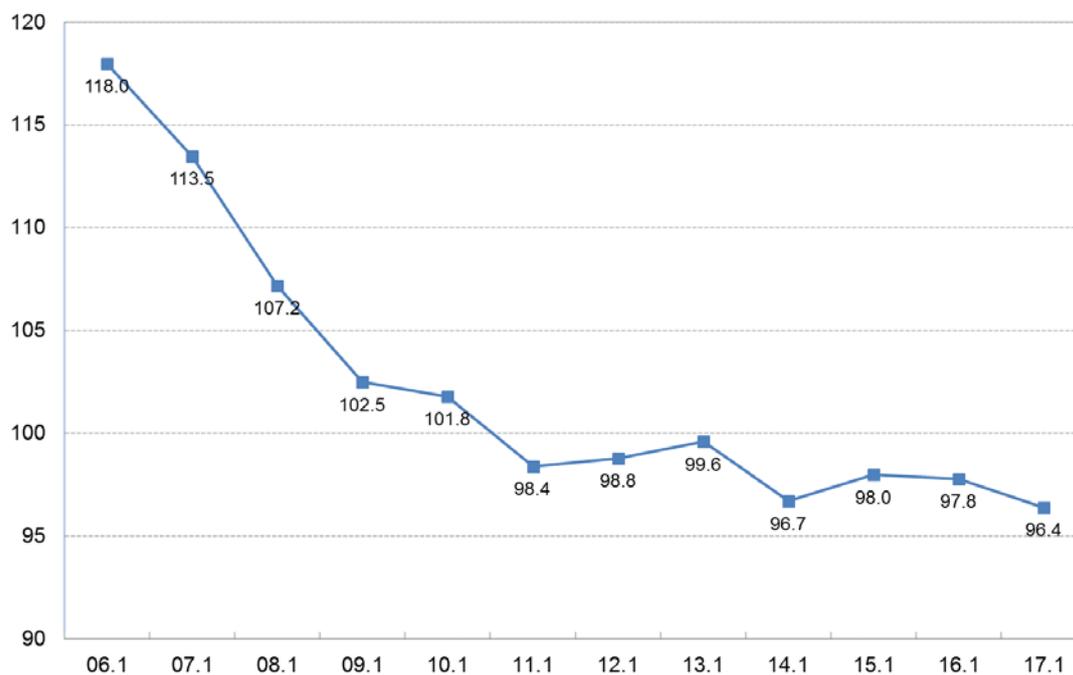
注2：2008年4月、KDDIが中部テレコミュニケーションの株式の一部譲渡を受けたことを踏まえて、2009年3月以降の中部テレコミュニケーションのシェアは電力系事業者からKDDIに移行。

出所：総務省資料

③ 価格指数

WANサービスについては、実際に提供されている料金の推移等を把握することは困難であるが、「2010年基準 企業向けサービス価格指数⁷³」の一部として、日本銀行が公表しているIP-VPNと広域イーサネットを対象とするWANサービスの価格指数をみると、近年は減少傾向となっている。

【図表Ⅳ－5】WANサービスの価格指数の推移



出所：日本銀行「2010年基準 企業向けサービス価格指数」に基づき作成

⁷³ 企業間で取引される「サービス」の価格に焦点を当てた物価指数であり、指数の対象となっているサービスの価格に、各々のサービスの重要度（ウェイト）を掛け合わせ、集計することにより作成した物価指数である。価格は、サービスの代表的な価格を個別に調査することにより入手し、ウェイトは、指数の対象となっている企業間取引額から算出している。指数は、個別に調査したサービスの代表的な価格をそれぞれ指数化し、ウェイトで加重平均することにより作成している。なお、詳細は「企業向けサービス価格指数の解説」（日本銀行）参照。

第2節 法人向けネットワーク(WAN サービス)市場の分析結果

1 競争の状況

WAN サービス市場における総契約数は、2016 年度末時点で 149 万(前年度末比+5.1%)となっている。サービス別の契約数の推移をみると、全体的に増加傾向が続いている。

WAN サービス市場の事業者別シェアは、NTT 東西が 36.9%(前年度末比+0.6 ポイント)、NTT コミュニケーションズが 18.0%(同▲0.5 ポイント)、KDDI が 15.1% (同▲0.2 ポイント)、ソフトバンクが 13.1% (同+0.3 ポイント)、電力系事業者が 5.1% (同▲0.1 ポイント)となっている。

WAN サービス市場全体における市場集中度 (HHI) は、4,235 (前年度末比+15) と引き続き高い水準となっている。

2 料金の状況

WAN サービスについては、実際に提供されている料金の推移等を把握することは困難であるが、「2010 年基準 企業向けサービス価格指数」の一部として、日本銀行が公表している IP-VPN と広域イーサネットを対象とする WAN サービスの価格指数をみると、近年は減少傾向となっている。

第5章 隣接市場間分析

第5章 隣接市場間分析

第1節 隣接市場間分析

1 隣接市場間の影響に係る分析

従来、別々のサービスとして提供・利用されてきた電気通信サービスについて、サービスの高度化、利用者によるニーズの多様化等を背景として、サービス間の垣根が低くなっている。

具体的には、例えば、

- ・固定系ブロードバンドと移動系通信は、持ち運びの可否、料金体系、回線速度等の面で大きな差異が存在したが、移動系通信においてLTE・BWAといった超高速ブロードバンドが主流となり、パケット通信料定額サービスや大容量データ通信プランも登場してきていることから、固定系ブロードバンドに引けを取らない水準のサービスの利用が可能となってきていること、
- ・また、スマートフォンやタブレットを保有する世帯の割合が上昇傾向にある一方、固定電話やパソコンを保有する世帯の割合は近年減少傾向にあること、
- ・さらに、移動系通信、固定系ブロードバンド及び固定系音声通信の各市場に関連するスマートフォンサービスが普及していること

などが挙げられる。

また、卸電気通信役務を活用したFTTHと移動系通信サービス・ISPサービスのセット販売など、固定系通信・移動系通信サービスの連携等が進んできている。

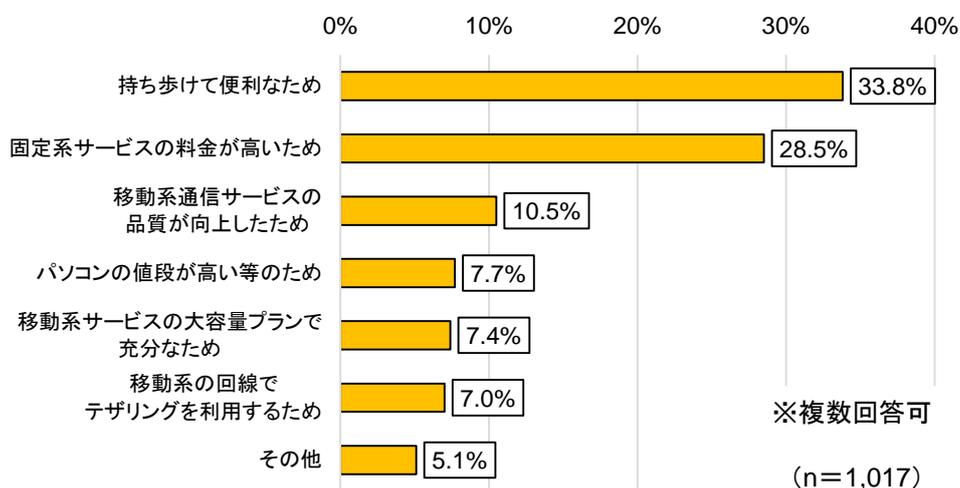
このような電気通信市場における環境変化を踏まえ、電気通信市場の動向を適切に分析するため、隣接市場間における相互の影響についても分析を行った。

2 固定系ブロードバンド市場及び移動系通信市場間の影響に係る分析

移動系通信サービスのみの利用者における固定系ブロードバンドサービスを利用しない理由（解約した理由）は、「持ち歩いて便利のため」（33.8%）が最も多く、次いで「固定系ブロードバンド回線の料金が高いため」（28.5%）が多かった。

移動系通信サービスの料金プランでは月々のデータ通信容量が大容量のプランも提供されているが、「移動系通信サービスの品質が向上したため」（10.5%）「移動系通信サービスの大容量プランで十分なため」（7.4%）「移動系の回線でテザリングを利用するため」（7.0%）を理由とする者は少なかった。

【図表 V-1】 移動系通信サービスに集約する理由

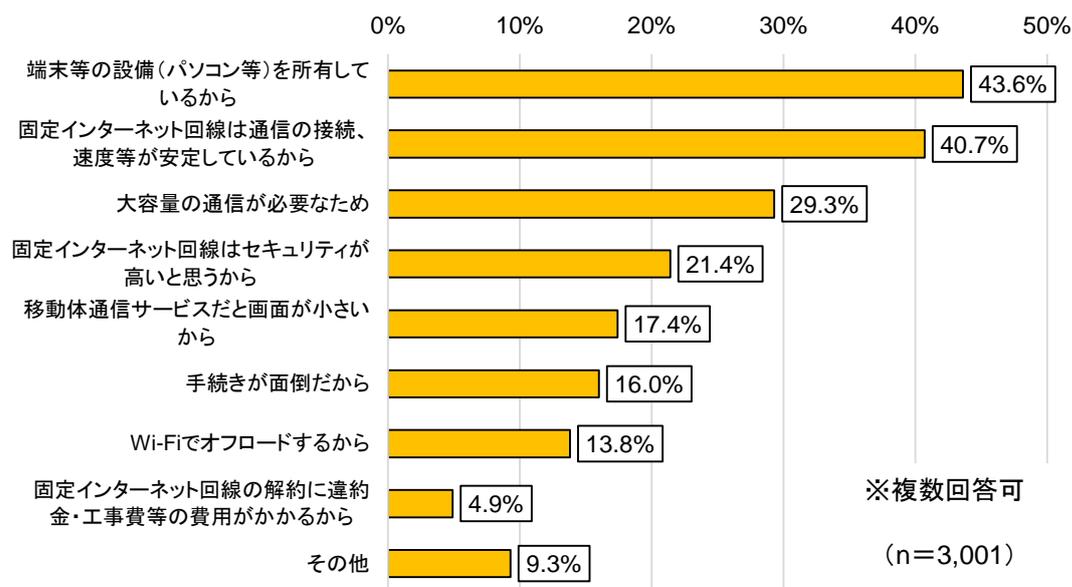


出所：2016年度利用者アンケート

また、固定系ブロードバンドサービス利用者における移動系通信サービスに集約しない理由は、「パソコン等を所有しているため」(43.6%)が最も多く、次いで「回線が安定しているため」(40.7%)「大容量の通信が必要なため」(29.3%)が多かった。

一方、「Wi-Fiでオフロード通信するため」(13.8%)とする者は少なかった。

【図表V-2】移動系通信サービスに集約しない理由



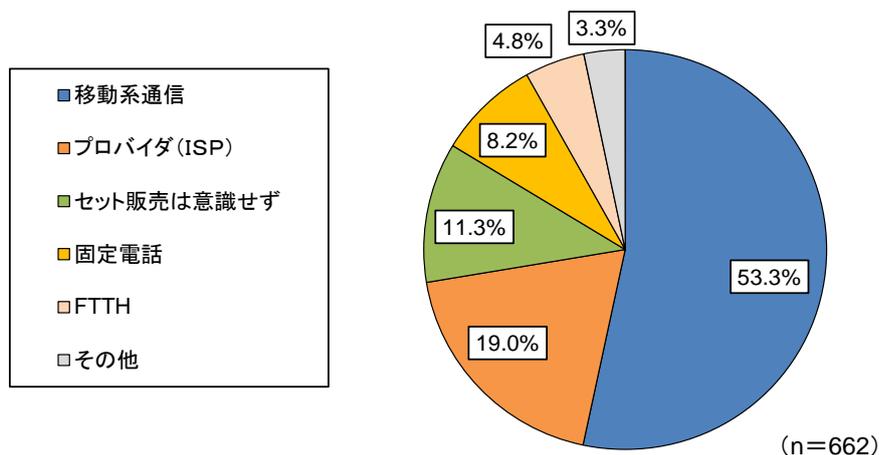
出所：2016年度利用者アンケート

このように、利用者はモビリティや品質・安定性の観点から移動系通信サービスと固定系通信サービスを使い分けており、両サービスは、補完関係にあるが代替関係にあるとは言い難いと考えられる。

3 FTTH 市場及び ISP 市場・移動系通信市場間の影響

光コラボ利用者がセット販売の利用を検討した際の中心に位置づけたサービスは、「移動系通信（携帯電話等）」（53.3%）が最も多く、次いで「ISP」（19.0%）であった。

【図表V-3】セット販売を検討した際の中心的サービス

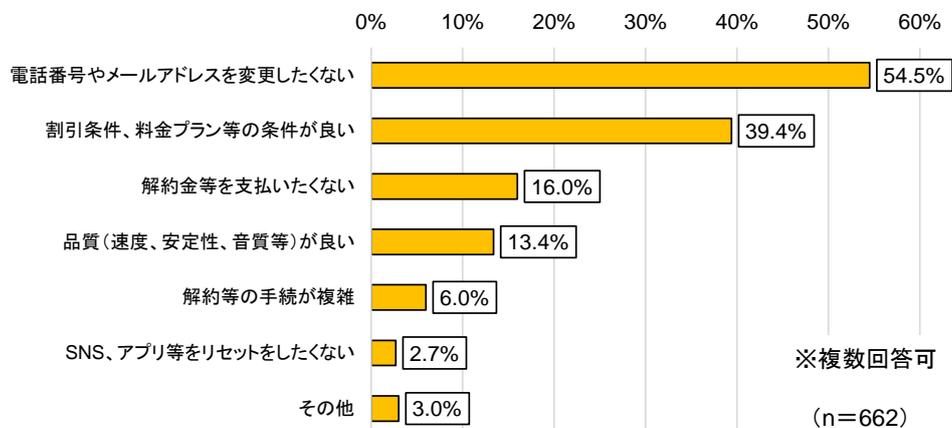


出所：2016年度利用者アンケート

セット販売利用検討時に特定のサービスを検討の中心に位置づけた理由では、「電話番号やメールアドレスを変更したくない」（54.5%）が最も多く、依然として連絡先の変更がスイッチングコストとして強く意識されていることが窺えた。

また、「割引条件、料金プラン等の条件が良い」（39.4%）も多く、セット販売のメリットである通信料金総額の低廉化に期待する意識が強いことも窺える。

【図表V-4】セットの中心に位置づけた理由



出所：2016年度利用者アンケート

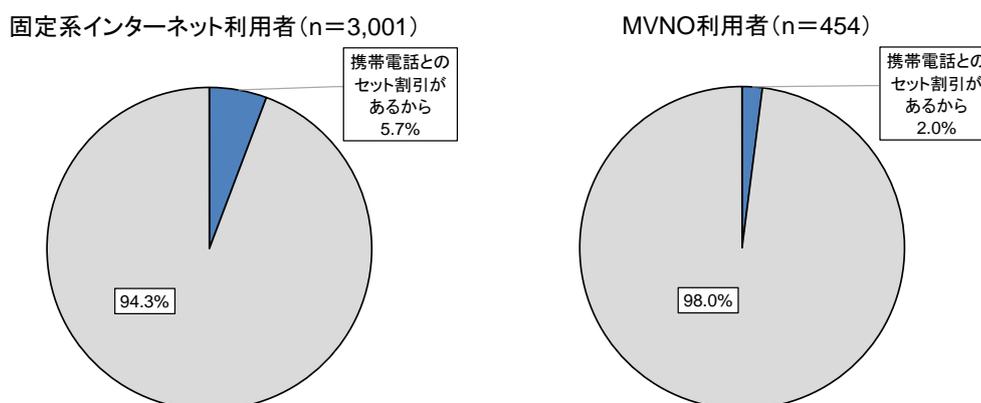
以上を踏まえると、利用者は、特に移動系通信サービス又はISPのスイッチングコストを強く意識し、両サービスをセット販売利用検討時の中心的サービスと位置づけているため、移動系通信市場又はISP市場からFTTH市場に与える影響は、FTTH市場から移動系通信市場及びISP市場に与える影響よりも大きいと考えられる。

4 ISP市場及び移動系通信市場間の影響

ISP選択の際の決め手として、「携帯電話とのセット割引があるから」と回答した者の割合は5.7%に留まっている。これをMVNOサービス利用者に限ってみると、「携帯電話とのセット割引があるから」と回答した者の割合は、2.0%と更に低くなっている。

現時点で、ISP事業者の選択時における携帯電話とのセット販売による誘引効果は小さいといえる。

【図表V-5】ISP選択の際の決め手



出所：2016年度利用者アンケート

5 固定電話市場・移動系通信市場・ソフトフォン間の影響

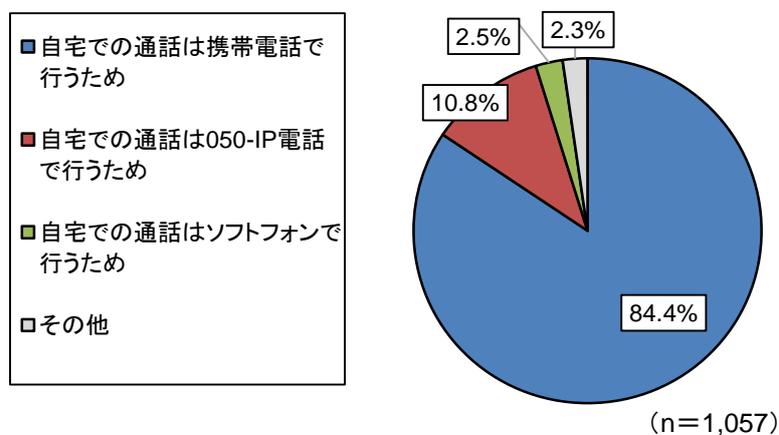
① 通話時間等への影響

固定電話に対する携帯電話の影響についてみると、固定電話を契約しない理由では「自宅での通話は携帯電話で行うため」（84.4%）が最も多かったものの、一週間あたりの平均通話時間の推移では、固定電話、携帯電話ともに減少しており、携帯電話での通話が固定電話での通話を代替しているとはいえない。

固定電話及び携帯電話に対するソフトフォンの影響についてみると、固定電話を契約しない理由では「自宅での通話はソフトフォンで行うため」（2.5%）は僅かであり、ソフトフォンの一週間あたりの利用状況では「利用していない」（63.1%）が過半であった。

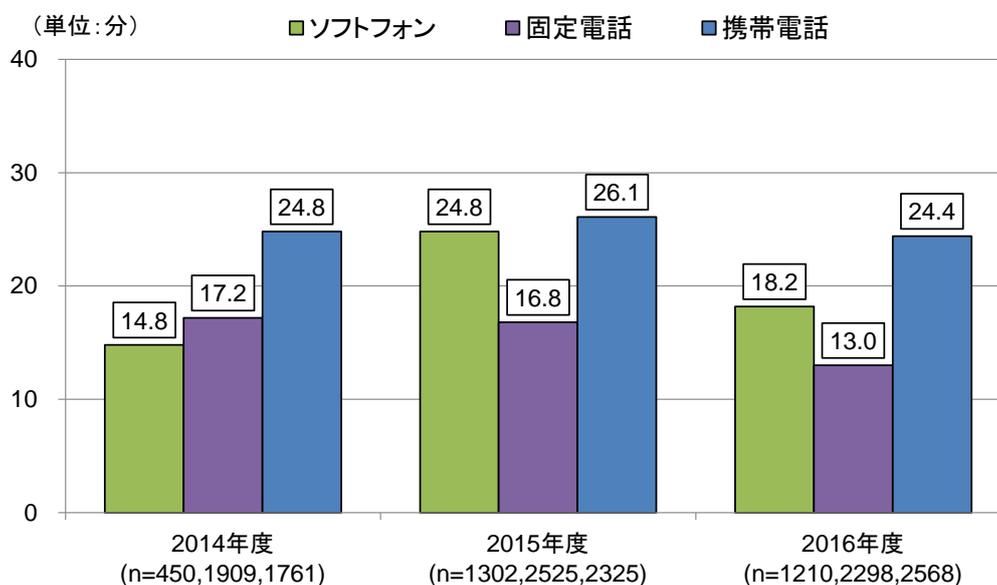
また、一週間あたりの平均通話時間の推移では、特にソフトフォンの減少が顕著（前年度比▲6.6ポイント）であった。このことから、ソフトフォンの利用による固定電話や携帯電話の通話時間への影響は大きくないと考えられる。

【図表V-6】固定電話を契約していない理由



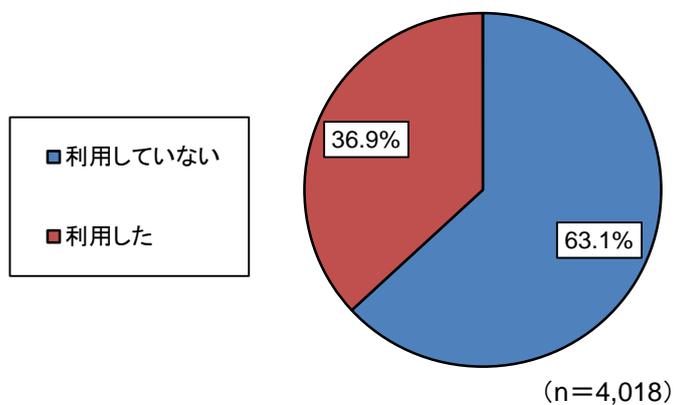
出所：2016年度利用者アンケート

【図表V-7】一週間あたりの平均通話時間の推移



出所：2014～2016年度利用者アンケート

【図表V-8】ソフトフォン利用状況

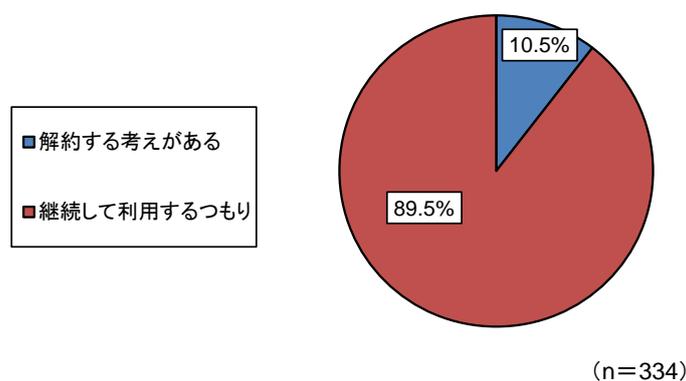


出所：2016年度利用者アンケート

② 固定電話需要への影響

固定電話の今後の利用意向についてみると、固定インターネット回線を契約しておらず、携帯電話とメタル電話を契約している者のうち、メタル電話（NTT東西加入電話、直収電話、ISDN電話）を近日中（例えば1年以内）に解約する考えがある者は全体の約1割（10.5%）であり、ほとんどの利用者は現時点で解約する考えはなく、継続して利用する意向となっている。

【図表V-9】利用中のメタル電話の今後の利用意向

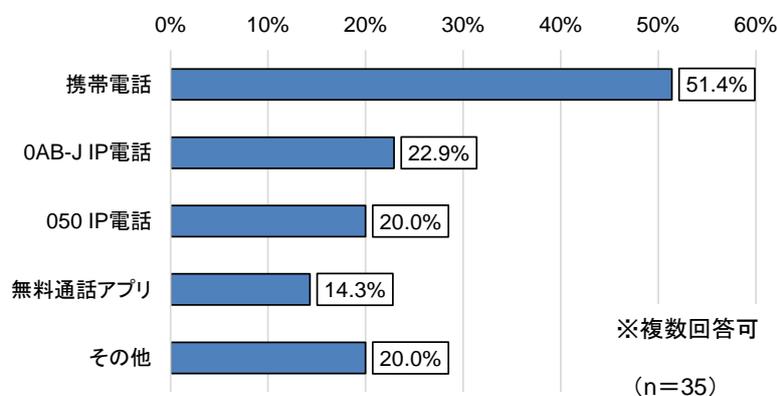


出所：2016年度利用者アンケート

メタル電話を解約する場合に代替りとなる音声サービスとしては、携帯電話が約5割（51.4%）、LINE等の無料通話アプリ（ソフトフォン）が約1割（14.3%）となっており、過半数が主に移動体端末で利用するサービスを選択する意向である一方、0ABJ-IP電話は約2割（22.9%）と低くなっている。

【図表V-10】メタル電話の代替となる音声サービス

（メタル電話を「解約する考えあり」回答者）



出所：2016年度利用者アンケート

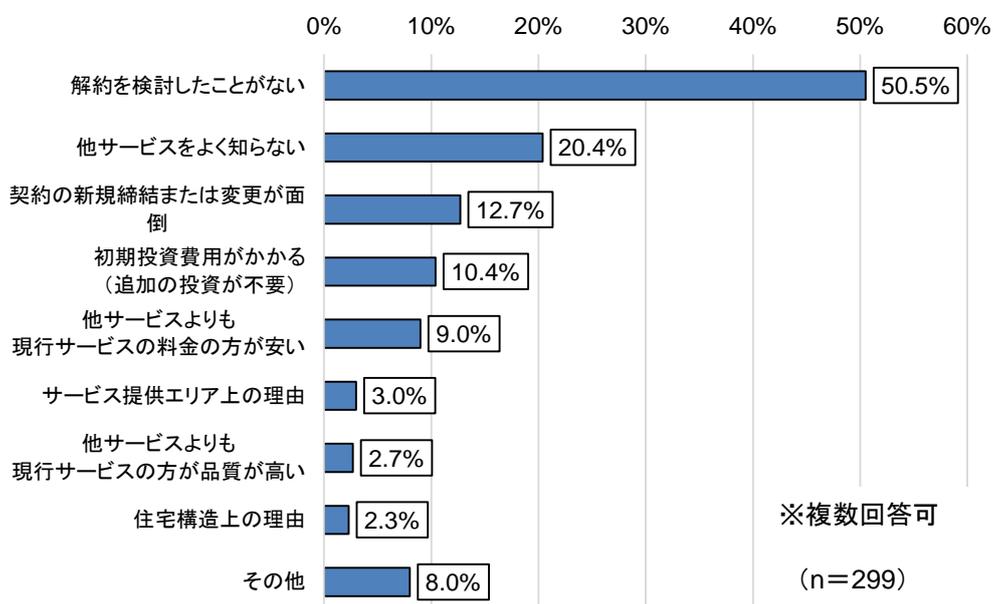
このことから、携帯電話やソフトフォンなどが固定電話利用者の需要に与えている影響は、現時点では小さいと考えられる。

なお、メタル電話を「解約する考えはない」という理由としては、「検討したことがない」「他サービスをよく知らない」の合計が約7割（70.9%）を占めており、品質・費用面等、他サービスと比較したメタル電話の長所を理由とする者は少ない。

また、仮にメタル電話が提供終了となった場合の固定電話サービスの利用意向については、「他の固定電話サービスの利用を検討する」（51.4%）と「固定電話サービスを止める」（48.6%）で半数程度となっている。

他サービスと比較したメタル電話の長所を理由とする者は少ないことやメタル電話の提供終了時に固定電話サービスを止める意向の者が多いことから、メタル電話の提供終了に伴い、携帯電話などの音声通話サービスによる固定電話の需要への影響が一定程度生じるものと考えられる。

【図表V-11】メタル電話を継続して利用する理由（他のサービスを利用しない理由）
（メタル電話を「解約する考えはない」と回答した者）



出所：2016年度利用者アンケート

(参考) 異業種連携サービスの影響

① 通信以外のサービス（電力等）との連携

電力と通信サービスのセット割引の認知度（80.7%）は、昨年度（83.1%）から若干低下している。利用意向についても、「利用中」「利用を予定している」の合計（23.3%）が昨年度（30.1%）から低下している。

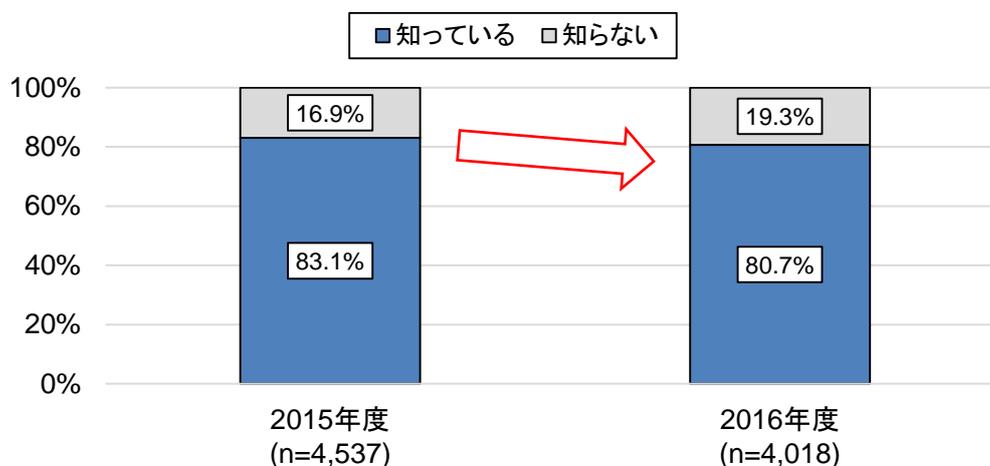
電力等の通信以外のサービスと通信サービスのセット割引は、通信サービス同士のセット割引に比べ、料金的なメリットの訴求力が小さいことが窺える。

【図表V-12】 通信以外のサービスとのセット割（携帯電話事業者3社）

	NTTドコモ	KDDI (au)	ソフトバンク
電気事業者名	東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力	KDDI (関西電力・中国電力エリア以外。当該エリアは、それぞれ関電・中電が小売電気事業者。)	東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力
提携役務等	dカード	au WALLET	携帯電話・固定通信サービス
サービス概要	電気料金の支払いにdカードを利用可能(支払いによって付与されたポイントは通信料金の支払いへ充当が可能)	電気料金に応じて、最大5%相当分をキャッシュバック	電気サービスの加入プランに応じた通信料金の割引等 東京電力:200~300円/月 中部電力、関西電力:100円/月 北陸電力:50~300Tポイント/月
提携エリア	各電力エリア	沖縄・一部離島を除く全国	東京電力エリア、中部電力エリア、北陸電力エリア、関西電力エリア
提供開始日	2015年12月から順次提供開始	2016年4月	東京電力:2016年4月 中部電力、関西電力:2017年2月 北陸電力:2016年8月
その他	-	キャッシュバックの適用には、au携帯電話及びau WALLETプリペイドカードの契約が必要	自社通信契約が必須

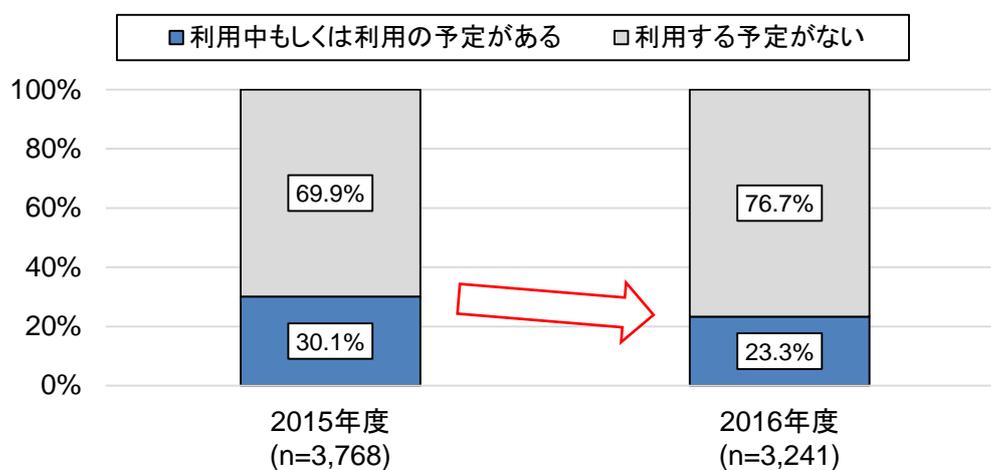
出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

【図表V-13】 電力等と通信サービスのセット割引の認知度



出所：2015、2016年度利用者アンケート

【図表V-14】電力等と通信サービスのセット割引の利用意向



出所：2015、2016年度利用者アンケート

② ポイントサービスとの連携

MNO 各社は、ポイントサービスとの連携を強めており、ポイントを付与する提携事業者・店舗を拡大している。

一方、MNO が提供する移動系通信サービスの利用者及び MNO が提供する FTTH の利用者のうち、事業者選択に当たり「利用に応じてポイントが付与される」ことを重視した者の割合は僅か（移動系通信サービス利用者：6.6%、FTTH 利用者：1.1%）であることから、利用者に対するポイントサービスの誘引効果は小さいといえる。

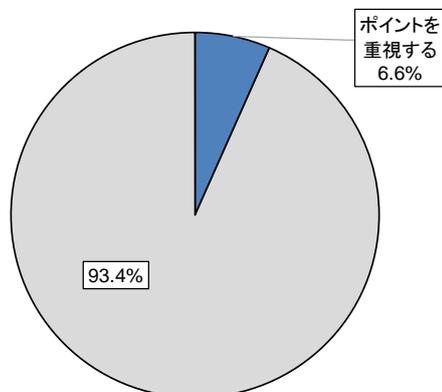
【図表 V-15】電気通信役務とポイントサービスとの連携例（携帯電話事業者 3 社）

			
提供主体	NTTドコモ	KDDI及び沖縄セルラー	Tポイント・ジャパン (ソフトバンクは、ポイントプログラム参加企業)
サービス開始時期	2015年12月 (「ドコモプレミアクラブ」からの改定)	2014年5月	2014年7月 (「ソフトバンクポイント」からの改定)
サービス概要	NTTドコモ携帯電話及びドコモ光の利用料金、dマーケットの利用、dポイント加盟店での買物において、dポイントを貯めることができる。 貯まったdポイントは、NTTドコモ商品の購入や、携帯電話利用料金への充当、データ量の追加、dマーケットでの支払、dポイント加盟店での買物などでの利用が可能。	au WALLET プリペイドカード・クレジットカードの利用、au携帯電話及びひかり固定通信サービスの利用料金、アプリ、会員登録などにおいて、WALLETポイントを貯めることができる。 貯まったWALLETポイントは、提携サービスへのポイント変換のほか、au WALLET プリペイドカード・クレジットカードでの利用などが可能。	ソフトバンクの携帯電話利用料金、ソフトバンクカードの利用、ゲーム挑戦、Tポイント提携先での利用・提示などにおいて、Tポイントを貯めることができる。 貯まったTポイントは、ソフトバンクの携帯電話購入、携帯電話のオプション品購入での利用、Tポイント提携先での利用などが可能。
キャリアフリー対応	他のキャリアの利用者も、dアカウントを発行することにより、dポイントクラブに入会可能。	au携帯電話、タブレット、データ専用端末、auひかり等の契約にて登録された「au ID」が必要。	他のキャリアの利用者もTポイントの利用可能。

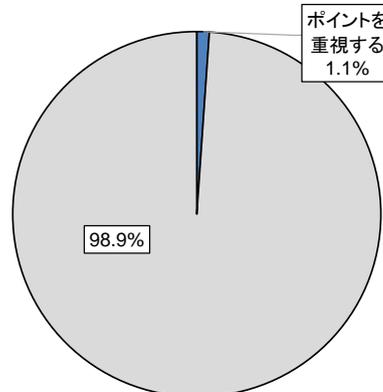
出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

【図表 V-16】事業者選択理由（ポイントを重視した者の割合）

MNOが提供する移動系通信サービスの利用者
(n=3,804)



MNOが提供するFTTHアクセスサービスの利用者
(n=535)



出所：2016年度利用者アンケート

第2節 隣接市場間の影響に係る分析結果

1 概要

電気通信市場における環境変化を踏まえ、隣接市場間における相互の影響について分析を行った。

とりわけ、利用者は、特に移動系通信サービス及びISPのスイッチングコストを強く意識し、両サービスをセット販売利用検討時の中心的サービスと位置づけていることから、移動系通信市場及びISP市場からFTTH市場に与える影響は、FTTH市場から移動系通信市場及びISP市場に与える影響よりも大きいと考えられる。

その他の隣接市場間の影響については、現時点では、特定の市場の動向等が隣接市場の動向等に大きな影響を与えていることは確認されなかった。

電気通信市場における環境変化を踏まえ、競争状況を的確に把握・分析するためには、隣接市場間における相互の影響について注視し分析する必要があることから、当該分析に必要となる分析手法等について引き続き研究を行うこととする。

2 固定系ブロードバンド市場及び移動系通信市場間の影響

固定系ブロードバンドサービスを利用しない理由及び移動系通信サービスに集約しない理由をみると、利用者は、モビリティや品質・安定性の観点から、移動系通信サービスと固定系ブロードバンドサービスを使い分けていることから、両サービスは補完関係にあるが代替関係にあるとは言い難い。

3 FTTH 市場及び ISP 市場・移動系通信市場間の影響

光コラボ利用者におけるセット販売の利用を検討した際の中心に位置づけたサービス及び中心に位置づけた理由をみると、利用者は、特に移動系通信サービス及びISPのスイッチングコストを強く意識し、両サービスをセット販売利用検討時の中心的サービスと位置づけていることから、移動系通信市場及びISP市場からFTTH市場に与える影響は、FTTH市場から移動系通信市場及びISP市場に与える影響よりも大きいと考えられる。

4 ISP 市場及び移動系通信市場間の影響

ISPの選択の際の決め手についてみると、「携帯電話とのセット割引があること」と回答した者の割合は僅かである(MVNO利用者に限ってみるとさらに小さい)ことから、現時点で、ISP事業者の選択時における携帯電話とのセット販売による誘引効果は小さいといえる。

5 固定電話市場、移動系通信市場及びソフトフォン間の影響

固定電話に対する携帯電話の影響について、一週間あたりの平均通話時間の推移では、固定電話が減少しているものの、携帯電話サービスも減少していることから、固定電話利用者において、携帯電話での通話が固定電話での通話を代替しているとはいえない。

また、固定電話及び携帯電話に対するソフトフォンの影響について、固定電話を契約しない理由として「自宅での通話はソフトフォンで行う」を挙げた者は2.5%と僅かであること、ソフトフォンの一週間あたりの利用状況では、「利用していない」が63.1%であること、一週間あたりの平均通話時間の推移では、いずれの音声サービスも減少している中、特にソフトフォンの減少が顕著であることから、固定電話や携帯電話の通話時間にソフトフォンの利用は大きく影響していないと考えられる。

さらに、固定インターネット回線を契約しておらず、携帯電話とメタル電話を契約している者のうち、メタル電話を近日中に解約する予定がある者は約1割であり、ほとんどの利用者は現時点で解約する考えはなく、継続して利用する意向であることから、携帯電話やソフトフォンなどが固定電話利用者の需要に与えている影響は、現時点では小さいといえる。

第2編 電気通信事業者の業務の 適正性等の確認

第2編 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

1 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

事後規制の実効性を確保するためには、総務省が、定期的・継続的に情報の収集を行い、電気通信事業者の事業運営を絶えず確認し、電気通信事業者の業務の状況等に係る問題を早期に発見するとともに、必要な監督上の措置を講じ、問題が深刻化する前に改善のための取組を推進していくことが重要である。

このことから、総務省は、電気通信事業者の業務の適正性等を確保するため、これまで随時実施してきたヒアリング等を充実させ、重点事項及び検証プロセスをあらかじめ明らかにするとともに、重点事項を中心に定期的・継続的にヒアリング等を行うこととしている。

本年度年次計画において、電気通信事業者の業務の状況等の確認に関する実施方針を示し、当該実施方針に基づき確認を行ったところ、確認結果は以下第1章から第4章までに示すとおりである。

2 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果の構成

- 第1章 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果
- 第2章 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果
- 第3章 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認結果
- 第4章 NTT東西に係る公正競争要件の確認結果

第1章 固定系通信に関する電気通信事業者の 業務の状況等の確認結果

第1章 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

第1節 NTT 東西におけるサービス卸の提供状況等の確認結果

1 NTT 東西におけるサービス卸の提供状況等の確認

NTT 東西が提供するサービス卸について、改正電気通信事業法に基づく届出⁷⁴内容及び NTT 東西が卸先事業者に対して設定する料金その他の提供条件に関する公平性を確認するとともに、NTT 東西における「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成 28 年 5 月 20 日改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。)を踏まえた対応状況等について確認を行った。

確認内容	確認方法
届出対象事業者間の契約内容の公平性	NTT 東西から個別事項の届出を受けている卸先事業者 ⁷⁵ (以下「届出対象事業者」という。)との契約における料金その他の提供条件の確認 > 届出対象事業者との契約における不当な差別的取扱いの有無等を確認
届出対象事業者以外の卸先事業者との契約内容の公平性	届出対象事業者以外の卸先事業者による、届出対象事業者の料金その他の提供条件の確認 > NTT 東西と届出対象事業者以外の卸先事業者との契約における不当な差別的取扱いの有無等を確認
NTT 東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応の適正性等	サービス卸ガイドラインの対応状況等の確認 > 同ガイドラインに規定された電気通信事業法上問題となり得る以下の行為の有無等を確認。 【確認項目】 ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑥ 競争阻害的な情報収集 ⑦ 情報の目的外利用 ⑧ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 > 同ガイドラインに規定された消費者保護の充実等の観点から望ましい行為についての対応状況を確認。

⁷⁴ 電気通信事業法第 38 条の 2 の規定に基づき、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定設備設置事業者」という。)又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定設備設置事業者」という。)は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務について総務大臣に届出を行うこととされている。また、同法第 39 条の 2 の規定に基づき、二種指定設備事業者が提供する卸電気通信役務について、上記届出の内容を総務大臣が整理・公表することとされているところ、総務省ホームページにおいて以下のとおり公表している。

- ・ 第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務に関する情報：
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/dai1syudai2syu/108254-04.html
- ・ 第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務に関する情報：
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/dai1syudai2syu/108254-06.html

⁷⁵ 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 25 条の 7 に規定する以下のいずれかの基準に該当する卸先事業者。

- ① NTT 東西の特定関係法人であって、NTT 東西から提供を受ける FTTH アクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が 5 万以上の電気通信事業者
- ② NTT 東西から提供を受ける FTTH アクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が 50 万以上の電気通信事業者
- ③ その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者(移動通信事業者)

2 届出対象事業者との契約における料金その他の提供条件の確認結果

NTT 東西と届出対象事業者（4 事業者）との個別契約内容の確認を行ったところ、料金その他の提供条件について、届出対象事業者の間で金額面や条件面での相違は確認されなかった。

3 届出対象事業者以外の卸先事業者に対する料金その他の提供条件の確認結果

総務省において、NTT 東西から届出を受けている届出対象事業者との契約における料金その他の提供条件に係る概要資料を作成し、当該資料の閲覧を希望する卸先事業者の閲覧に供することにより、卸先事業者による契約内容の確認を実施した。

【閲覧の概要】

対象者	NTT 東西と NDA（秘密保持契約）を締結し、現にサービス卸を活用したサービスを提供している事業者
選定方法	NTT 東西のホームページにおいて「コラボレーション事業者」として公表されている卸先事業者に対して総務省から個別に案内（約 390 社）
閲覧者数	52 事業者

閲覧に参加した卸先事業者からは、総務省が NTT 東西から届出を受けている料金その他の提供条件と比較して、相違があるとする意見はなかった。

また、閲覧に参加した卸先事業者からは主に以下のような観点からの意見や要望があったが、卸先事業者から明確に電気通信事業法上問題となる行為が行われているとの指摘はなかった。

- － 関連システムの操作性や利便性
- － 契約手続における利便性や効率性
- － サービス卸の提供料金の水準
- － NTT 東西における光回線サービスの小売やサービス卸の開通までの期間
- － NTT 東西における光回線サービスの小売や大手卸先事業者のサービスとの競争環境

4 NTT 東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認結果等(概要)

NTT 東西より、「競争阻害的な料金の設定等」や「提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い」等のサービス卸ガイドラインに規定する電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実はない旨報告があった。

また、NTT 等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保や卸先事業者に対するサービス卸ガイドラインの周知等についても、行政指導⁷⁶に反する行為に該当する事実はない旨報告があった。

さらに、総務省において NTT 東西からの報告内容等を確認するとともに、閲覧に参加した卸先事業者からサービス卸提供の状況を聴取したところ、当該閲覧の時点においては、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為は直ちに確認されなかった。

(確認結果等の詳細については、[参考 4](#) 参照。)

⁷⁶ 平成 27 年 2 月、総務省は、サービス卸ガイドラインの策定と併せて、サービス卸の提供に関して対応及び報告すべき事項について要請。当該要請においては、NTT 等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保(下記①～③)を踏まえた対応とともに、全ての卸先事業者に対して、サービス卸ガイドラインに定める電気通信事業法上問題となり得る行為及び消費者保護の充実等の観点から望ましい行為(特に「卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること」の部分)を参照すべきことを明示して、周知することを求めている。

- ① 公正有効競争条件(平成 4 年 4 月郵政省・日本電信電話株式会社公表) 抜粋
:「NTT から新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする」
- ② 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成 9 年郵政省告示第 664 号) 抜粋
:「地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」
- ③ 情報通信審議会答申(平成 26 年 12 月 18 日情通審第 47 号) 抜粋
:「利用者利益を確保する観点から、サービス卸を提供する場合でも、利用者からの求めがある場合には、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスや IP 電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される」

第2節 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果

1 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認

NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況について確認を行うとともに、サービス提供に当たっての課題等について聴取するため、ヒアリング調査を実施した。

【ヒアリング調査の概要】

対象事業者	① 支配的な電気通信事業者（NTT ドコモ） ② 卸契約数上位の卸先事業者 11 社（NTT ドコモは除く） ③ 再卸事業者 2 社（再卸先の数が上位の事業者 2 社）
確認方法	あらかじめ確認事項を送付し、回答書面に基づきヒアリング
確認項目	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 排他的な割引サービス（支配的な電気通信事業者に限る。） ③ 関係事業者と一体となって行う排他的な業務（支配的な電気通信事業者に限る。） ④ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⑤ サービス提供に当たっての課題等

2 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果等(概要)

MNO を除く各卸先事業者（再卸事業者を含む。）における「競争阻害的な料金の設定等」への対応及び支配的な電気通信事業者（NTT ドコモ）における「排他的な割引サービス」及び「関係事業者と一体となって行う排他的な業務」への対応について、サービス卸ガイドラインに規定する電気通信事業法上問題となり得る行為は直ちに確認されなかった。

また、「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」への対応について、各卸先事業者において、一定の取組を行っていることを確認した。

さらに、「サービス提供に当たっての課題等」について、一部の卸先事業者から、NTT 東西における開通工事の日程調整等に関する意見があったが、当該意見に関して、電気通信事業法上問題となり得る行為は直ちに確認されなかった。

一方、以下のとおり更なる確認・対応を要すると考えられる事項が明らかになった。

- (1) MNO が提供する携帯電話と FTTH のセット割引（MNO の「競争阻害的な料金設定等」への対応）
- (2) MNO が行う他社サービスの違約金等を負担するキャッシュバックサービス（MNO の「競争阻害的な料金設定等」への対応）
- (3) NTT 東西のサービス卸の提供料金及び NTT 西日本の利用者料金（「サービス提供に当たっての課題等」）
- (4) 利用者が事業者変更する際に IP 電話番号の継続使用を可能とする手法を用いた営業活動（「サービス提供に当たっての課題等」）

上記（１）～（４）の事項に係る確認結果及び対応方針は、以下のとおり。

（確認結果等の詳細については、[参考5](#)参照。）

【確認結果及び対応方針・対応状況】

確認結果	対応方針・対応状況
<p>(1) MNO が提供する携帯電話と FTTH のセット割引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MNO 以外の事業者から、MNO が提供する携帯電話と FTTH のセット割引は割引額が大きく、同じ土俵で競争することは困難との指摘があった。 ・ この点、MNO が、自社の携帯電話の利用者に対し、FTTH のセット提供を行うに当たり、携帯電話料金又はセット料金の割引サービスを行っているが、当該セット割引の額を考慮した実質的な FTTH の料金をみると、適正なコストを下回り、他の FTTH の提供事業者を排除又は弱体化させる競争阻害的な料金設定となっている可能性がある。 <p>➤ MNO が提供している携帯電話と FTTH のセット割引の適用例 NTT ドコモ：ウルトラシェアパック 100+ドコモ光（戸建て）の組合せで▲3,200 円/月（1 家族当たり） ソフトバンク：データ定額 30GB+ソフトバンク光（戸建て）の組合せで▲2,000 円/月（1 回線当たり※1） ※1 1 家族当たり最大 10 回線まで適用可</p>	<p>○MNO が提供している携帯電話とのセット割引については、サービス卸ガイドラインに規定する「競争阻害的な料金の設定等」に該当する可能性があることから、携帯電話と FTTH 事業の収支の状況や割引額の設定方法等について、調査を行う。</p>
<p>(2) MNO が行う他社サービスの違約金等を負担するキャッシュバックサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MNO が実施する他社サービスからの乗り換えの際の違約金及び撤去工事費を還元するキャッシュバックサービスについて、自社サービスに乗り換える利用者に対し、他社サービスの解約により生じる違約金や撤去工事費をほぼ全額負担するようなサービスは、移動系通信サービスによる利益を原資として、MNO だからこそ実施できるものであり、MNO 以外の事業者は、他社からの乗り換え費用を負担できる状況にはなく、追従できないとの指摘があった。 <p>➤ ヒアリング対象とした 14 社のうち、同様のキャッシュバックサービス※2を行っている事業者は、ISP 1 社のみであった（他社 ISP から乗り換える際の違約金負担）。</p> <p>※2 他社違約金の請求書等の送付を適用条件として、違約金、撤去工事費又はその両方に相当する額の一部又は全部を還元するキャッシュバックサービス。 還元額は、NTT ドコモが最大 3 万円、ソフトバンクが最大 10 万円となっている（平成 29 年 3 月末時点、各社ウェブサイト情報）。</p>	<p>○違約金等を還元するキャッシュバックサービスについては、利用者がサービスを乗り換える際のスイッチングコストを低下させる側面もあり、また、必ずしも他社が対抗できない営業手法とは認められない※3ことから、直ちに問題がある営業手法とまでは言うことができないと考えられる。</p> <p>※3 MNO 以外の卸先事業者においても、1,000 円～40,000 円程度のキャッシュバックサービス（事業者や時期（商戦期等）によって変動。ギフトカードやポイント等で提供する場合を含む。）を実施していることを確認。</p> <p>○しかしながら、過度なキャッシュバック等により、サービス卸ガイドラインに規定する「競争阻害的な料金の設定等」に該当する場合は、電気通信事業法上問題となり得ることから、引き続き、料金の適正性等が実質的に損なわれ、公正な競争環境が歪められていないか、注視していく。</p>

<p>(3) NTT 東西のサービス卸の提供料金及び NTT 西日本の利用者料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西のサービス卸の提供料金（卸料金）が高いため、利益を確保して事業を運営することが難しいとの指摘があった。 ・また、割引適用後の NTT 西日本の FTTH の利用者料金（小売料金）が低いため、競争が困難との指摘が多数の事業者からあった。 <p>➤ NTT 西日本が提供している割引サービスの例</p> <p>「光もっと²割」（平成 24 年 12 月提供開始）</p> <p>：5,400 円の利用料金が利用期間に応じて割り引かれ、利用期間が長期になるほど割引額が大きくなるサービス。8 年目以降の利用料金は 3,610 円となる。</p> <p>「Web 光もっと²割」（平成 25 年 5 月提供開始（期間限定割引））</p> <p>：NTT 西日本の公式 Web サイトから申し込みをした利用者を対象に、利用開始当初から、5,400 円の利用料金を「光もっと²割」における 6 年目の利用料金水準と同額の 3,810 円まで割引くサービス。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○NTT 東西のサービス卸の提供料金（卸料金）については、サービス卸ガイドラインに規定する「利用者に対する料金よりも高い料金」とはなっていない。 ○しかしながら、NTT 西日本が提供する割引サービスを適用した場合の利用者料金（小売料金）は、利用期間に応じて低廉となることから、卸料金の水準に鑑みて、特に NTT 西日本からサービス卸の提供を受けてサービスを提供する事業者の事業運営に影響を及ぼしている可能性も考えられる。このため、NTT 西日本における割引プランごとの契約状況や割引額の設定方法等について、調査を行う。
<p>(4) 利用者が事業者変更する際に IP 電話番号の継続利用を可能とする手法を用いた営業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の MNO が、他の卸先事業者のサービスから自社サービスに移行しようとする利用者の IP 電話番号の継続利用を可能とする手法^{※4}を用いた営業活動を行っているところ、当該手法は複雑な手続を経る必要があり、利用者に負担を生じさせているとの指摘や、利用者が他の卸先事業者のサービスに変更する際の IP 電話^{※5}番号の継続利用が可能となることが望ましいとの指摘があった。 <p>※4 現在、他の卸先事業者のサービスに変更する際の IP 電話番号の継続利用は実現されていない（FTTH 事業者を変更した場合には、新規契約となり、IP 電話の電話番号や顧客 ID は変更となる）が、FTTH 事業者を変更する際に、利用者の電話番号が NTT 東西の加入電話による発番である場合は、一旦、電話契約を NTT 東西の加入電話に戻した上で FTTH 事業者を変更することにより、現状では実現されていない IP 電話番号の継続利用が可能となる。</p> <p>※5 卸先事業者が NTT 東西から卸電気通信役務の提供を受けて FTTH と併せて提供するひかり電話（光 IP 電話）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○上記の手法により自社サービスへの移行を促す営業活動については、FTTH 事業者の変更を希望する利用者において、自分の電話番号を継続利用したいというニーズに応えるものであり、当該手法自体が直ちに問題となるものではないと考えられる。 ○一方、卸先事業者が行う上記の手法は複雑な手続を経る必要があり、利用者に負担を生じさせるものであること、また、IP 電話番号の継続利用が可能となることで利用者利便の向上並びに卸先事業者間の競争の促進に資することから、総務省は、平成 29 年 6 月 20 日、NTT 東西も参加する業界団体の委員会に対し、他の卸先事業者のサービスに変更する際の IP 電話番号の継続利用の実現に向けた検討が行われるよう要請をしたところである。 ○総務省において、当該要請を受けた検討状況を注視していく。

第2章 移動系通信に関する電気通信事業者の 業務の状況等の確認結果

第2章 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

1 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

二種指定設備設置事業者及びその特定関係法人たる電気通信事業者⁷⁷が特定移動端末設備⁷⁸向けに提供する卸電気通信役務について、改正電気通信事業法に基づく届出⁷⁹内容を確認するとともに、MNO 及び MVNO に対し、改正電気通信事業法及び「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成 28 年 5 月 20 日改定⁸⁰。以下「MVNO ガイドライン」という。）により充実が図られた第二種指定電気通信設備に関する接続制度の運用状況や卸電気通信役務の提供状況等について確認を行い、サービス提供に当たっての課題等について聴取するため、ヒアリング調査を実施した。

【ヒアリング調査の概要】

対象事業者	MNO：NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、 UQ コミュニケーションズ、Wireless City Planning MVNO：31 社
確認方法	MVNO：書面調査を実施し、希望する事業者には追加でヒアリングを実施 MNO：MVNO への調査結果を基にあらかじめ確認事項を送付し、回答書面に基づきヒアリング
確認項目	① 接続条件の内容等 ②-1 接続を円滑に行うために必要な約款記載事項 ②-2 接続を円滑に行うために必要な情報の開示 ③ 卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等 ④ その他協議関係等

2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果等(概要)

MNO 及び MVNO に対する書面調査及びヒアリング調査により得られた接続制度及び卸電気通信役務の提供状況等に関する意見を整理し、当該意見の内容について確認するとともに、必要な対応について検討を行った結果等の概要は、以下のとおり。

(確認結果等の詳細については、[参考 6](#)参照。)

⁷⁷ 平成 29 年 3 月末現在では、UQ コミュニケーションズ及び Wireless City Planning が該当。

⁷⁸ 電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ニに規定。

⁷⁹ 脚注 73 参照。

⁸⁰ 平成 29 年 2 月 15 日最終改定。

【確認結果及び対応方針・対応状況】

① 接続条件の内容等

確認結果	対応方針・対応状況
<ul style="list-style-type: none"> 二種接続料規則において、「接続料の急激な変動があると認められる場合」に、当年度精算※¹が行われるがこの基準が不明 等との指摘があった。 <p>※¹ 接続会計の適用年度(約2年前)に遡って精算すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○総務省は、接続料の低廉化の動向も踏まえ、今後、当年度精算の在り方を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 現状、接続料の届出時期※²が、3月下旬となっており、当年度精算の接続料の確定が遅く、事業の予見性、企業会計の観点から問題との指摘があった。 <p>※² 施行規則に基づき、接続約款を変更する時はその実施日の7日前までに総務省に届出を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○二種指定設備設置事業者が、接続料の算定を可能な限り早期に行ったり、確定が早い需要などのデータについて早期に提示することなどにより、MVNOの予見可能性を高めることが望まれる。 ○総務省は、MVNOの予見可能性を高めるため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。

②-1 接続を円滑に行うために必要な約款記載事項

確認結果	対応方針・対応状況
<ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者が接続約款に記載しているデータ伝送交換機能の利用に不可欠な回線管理機能の料金の算定方法が不明確であり高額、公正妥当な金額か疑問等との指摘があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○データ伝送交換機能の利用において回線管理機能が不可欠であり、データ伝送交換機能の一部と考えられることから、その料金の公正妥当性確保が重要と考えられる。 ○総務省は、回線管理機能の料金の適正性・公平性を向上させるため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。
<ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者が接続約款に記載しているSIM※の貸与料金に割高感がある、算定方法が不明との指摘があった。 <p>※ SIMカードは、一般的に携帯電話などの通信端末に挿入して、移動通信ネットワークでの利用者認証などに用いられる情報が記録された装置であり、通信を行うために必要な設備。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○データ伝送交換機能の利用においてSIMの利用が不可欠であることから、SIMの種類等を明らかにし、貸与料金について公正妥当性を確保することが重要であると考えられる。 ○総務省は、SIMの貸与料金等の適正性・公平性を確保するため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。
<ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者が施行規則に基づき接続約款に記載している網改造料、工事費、手続費の妥当性が疑問 等との指摘があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○網改造料のうちデータ伝送交換機能の提供に係るものは、当該機能の提供を受けるのにあたり、支払いが不可欠であるのにも関わらず、現状、その金額の提示のあり方は二種指定設備設置事業者により異なっており、MVNOにとって予見性の課題となりうる。

	<p>○総務省は、網改造料について、MVNOの予見性を向上させるため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。</p> <p>○また、一定の実績がある代表的な工事については、接続約款に実績に基づいた工事ごとの工事費を明示することが適当であると考えられるため、総務省は、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。</p>
--	--

②-2 接続を円滑に行うために必要な情報の開示

確認結果	対応方針・対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・接続料の算定根拠の開示について、一種指定設備設置事業者と同等に義務づけてほしい 等との指摘があった。 	<p>○総務省は、接続料の算定根拠が透明性及び予見性の向上に資することを踏まえ、接続料の算定根拠の透明性を向上するため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・回線管理システム*に関する契約条件が公表されておらず公平性が担保されない、回線管理システムの料金の妥当性が不明 等との指摘があった。 <p><small>* 電気通信回線の登録及び変更並びにその他電気通信回線に関する情報の管理等を行うシステム。6月24日に開始の意見募集では、「役務利用管理システム」と記載。</small></p>	<p>○回線管理システムのうち、SIMの発行等や回線の管理等に関する機能は、現状、データ伝送交換機能を用いるMVNOは原則提供を受ける必要があるものである。</p> <p>○総務省は、これら機能の重要性に鑑み、その料金等を接続約款記載事項とするため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・二種情報開示告示において、請求に応じて情報を開示すべき旨定めているSIMや回線管理システムを含め、一般的に、機能追加等に係る+情報開示が、質問をしないとされない、積極的な情報開示を希望 等との指摘があった。 	<p>○必要性の高い機能追加に係る情報開示がなく、またはMVNO間で著しい差が生じる場合、二種指定設備設置事業者とMVNO間、またはMVNO間のイコールフットリングが確保されず、MVNOが競争上不利な状態におかれる可能性がある。</p> <p>○総務省は、SIMや回線管理システム等、MVNOの業務に与える影響が大きいものについて、機能追加の情報が適切に開示されるため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・二種情報開示告示において、請求に応じて情報を開示すべき旨定めている「ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報」について、ネットワーク設備に関する障害情報が遅い、情報が不完全 等との指摘があった。 	<p>○総務省は、昭和62年郵政省告示第73号を踏まえ、ネットワーク設備に関する障害情報を接続事業者迅速に通知する責任を、接続約款においても明確にするため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・端末接続試験の実施について、二種指定設備設置事業者の接続約款に記載があるが、費用は記載されておらず、MVNO が申し入れた端末接続試験について、費用が二種指定設備設置事業者と端末ベンダとの間で秘密になっており、MVNO に開示されない 等との指摘があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○MVNO が当該試験の費用の開示を受けられない場合、MVNO が端末の調達に係る費用を予見できず、二種指定設備設置事業者に対し競争上不利な状態に置かれる可能性がある。 ○総務省は、当該費用が適切に開示されるよう、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。
---	--

③ 卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等

確認結果	対応方針・対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・回線管理システムのAPIに関する契約条件が公表されておらず MVNO 間で差異があるか分からない、回線管理システムのAPIの料金の妥当性が不明 等の指摘があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○API等の回線管理システムの付加機能についても、MVNOの回線管理システムとして回線の登録、変更等を行うための重要な機能であることに鑑み、総務省は、不当な差別的取扱いがないか等の確認を行うため、付加的機能を含めた回線管理システムの契約について届出の対象とするため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。
<ul style="list-style-type: none"> ・MNO が再卸に制限を設けるおそれがある 等との指摘があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○再卸の制限は、電気通信事業法第29条第1項第7号及び同項第10号に該当する場合には、業務改善命令の対象となる。MNOで現に再卸に制限を設けている場合は、この点に留意し、その制限が、不当なものに当たらないか、当該事業者において確認することが必要であり、総務省は、その状況を注視する。
<ul style="list-style-type: none"> ・二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOの提供するサービスについて、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 他のMVNOには提供されていないテザリングが提供されている ➢ 当該二種指定設備設置事業者との販売連携がある 等の差異があり、競争上優位。当該二種指定設備設置事業者による優遇があるのではないか。との指摘があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOが提供を受けている卸電気通信役務に係る契約条件によれば、接続約款と同等の単価が設定されていることが確認できた。 ○一部のMVNOは当該二種指定設備設置事業者との間で販売支援を受ける契約を結んでいることが確認できた。この点、当該二種指定設備設置事業者からは、他のMVNOに対しても、当該販売支援の提供については協議に応じるとの説明があった。 ○二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOが当該二種指定設備設置事業者から提供を受けているSIMではテザリングが利用可能となっているが、他のMVNOに提供しているSIMで

	<p>はテザリングが利用できないケースがある。</p> <p>○ヒアリングの結果、当該二種指定設備設置事業者からは、他の MVNO に対しても、要望に応じてテザリングの提供を可能にするとの説明があったため、総務省は、これに関する事業者間協議の状況を注視する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部の MVNO の提供するサービスについて、他の MVNO では実現できないような料金設定及びプロモーションがなされ、競争上優位。当該二種指定設備設置事業者による優遇があるのではないか。 • 一部の二種指定設備設置事業者によるサブブランド展開について、MVNO に対する競争条件の公平性の観点で懸念。競争政策の在り方について見直しをはかって頂きたい等の指摘があった。 	<p>○電気通信事業者が不当に安価な料金設定等を行った場合には、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 5 号の業務改善命令の対象となる可能性がある。</p> <p>○総務省としては、電気通信事業者の料金等が、不当な競争を引き起こすものとならないか等、引き続き注視していく。</p>

④ その他協議関係等

確認結果	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> • 一部端末で、テザリングが MVNO で利用できない、SIM ロックフリーを含めた一部の端末で、動作が二種指定設備設置事業者と端末ベンダの間で決まっており、MVNO でのテザリング等の動作に制限がある 等との指摘があった。 	<p>○例えば、MNO が行うネットワーク上の制限などにより MVNO のテザリング等のサービス提供に支障が生じている場合や、MNO と端末ベンダとの協議で定められた、MVNO にも適用される端末上の設定などが原因となり、MVNO のテザリング等のサービス提供に支障が生じているにも関わらず、当該二種指定設備設置事業者が改善に向けて取り組まない場合において、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 7 号又は同項第 12 号に該当すると、業務改善命令の対象となる。</p> <p>○これらの趣旨を踏まえ、総務省は、二種指定設備設置事業者の取組の状況を注視しつつ、必要に応じ、電気通信事業法の考え方を明確化することを検討する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 安価な SIM の提供や MVNO 独自 SIM の発行、SIM 開通期間等の運用の柔軟化、音声定額プランの卸提供、音声卸での現状より大きなボリュームディスカウントや現状よりも細かい秒単位での課金が 	<p>○接続の実現や卸役務の提供は、円滑な事業者間協議により行われることが望ましい。</p> <p>○MNO を含む、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その設置する電気</p>

<p>できるようにしてほしい、協議において、技術仕様を MVNO に一切開示しないため、協議が長期化している 等との指摘があった。</p>	<p>通信回線設備への接続請求を受けた場合、応諾義務があり、事業者間協議による解決が難しい場合においては、MVNO は、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続や、電気通信事業法第 35 条及び第 39 条に基づく、総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理手続を利用することが可能である。</p>
---	---

第3章 市場支配的な電気通信事業者に対する 非対称規制に関する業務の状況等の確認結果

第3章 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認結果

第1節 一種指定設備設置事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認

1 一種指定設備設置事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認

一種指定設備設置事業者（NTT 東西）に対し、電気通信事業法及び「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成 28 年 5 月 20 日改定。以下「共同ガイドライン」という。）により、非対称規制⁸¹の遵守状況等について確認を行うとともに、競争事業者の意見を聴取するため、ヒアリング調査を実施した。

【ヒアリング調査の概要】

対象事業者	① NTT 東西 ② 競争事業者（FTTH を提供する 3 社）
確認方法	あらかじめ確認事項を送付し、回答書面に基づきヒアリング
確認項目	① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供 ② 特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与 ③ 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉 ④ 特定の業務において、特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に対する不利な取扱い ⑤ 業務を委託する子会社等に対する必要かつ適切な監督 ⑥ 設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備等

2 一種指定設備設置事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認結果等(概要)

総務省において、NTT 東西からの禁止行為規定遵守措置等報告書⁸²及び NTT 東西へのヒアリングによって、非対称規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況を確認した結果、一定の措置が講じられていることを確認した。

また、競争事業者からのヒアリングにおいても、非対称規制に違反する行為が明確に行われているとの指摘はなかった。

(確認結果等の詳細については、[参考 7](#)参照。)

⁸¹ 電気通信事業法においては、一種指定設備設置事業者及び二種指定設備設置事業者で営業収益において大きな市場占有率を占めること等により指定された者を、市場支配力を有する電気通信事業者（以下「禁止行為規制適用事業者」という。）とした上で、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある禁止行為規制適用事業者の行為を類型化し、あらかじめ禁止している（電気通信事業法第 30 条第 3 項及び第 4 項）。

また、一種指定設備設置事業者に対しては、特定の業務において、特定関係事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ）に比べて他の電気通信事業者に対し不利な取扱いを行うことを原則禁止するとともに、電気通信業務等を子会社等に委託する場合は、当該委託に係る業務に関し反競争的行為が行われないよう、当該子会社等に対して適切な監督を行うとともに、接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理等を行うための体制の整備等を義務付けている（電気通信事業法第 31 条第 3 項及び第 5 項）。

⁸² NTT 東西は、毎年、上記④～⑥の遵守のために講じた措置及びその実施状況を総務大臣に報告（「禁止行為規定遵守措置等報告書」）。総務省は同報告を確認するとともに、報告内容を公表している。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/competition05_03.html

第2節 二種指定設備設置事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認結果

1 二種指定設備設置事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認

第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者（NTT ドコモ）に対し、電気通信事業法及び共同ガイドラインにより、非対称規制の遵守状況等について確認を行うため、ヒアリング調査を実施した。また、移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認（第2章参照）の一環として、MVNO に対し、接続関連情報の目的外利用・提供や、卸電気通信役務の契約に係る不当に差別的な取扱い等についても聴取した。

【ヒアリング調査の概要】

対象事業者	NTT ドコモ
確認方法	あらかじめ確認事項を送付し、回答書面に基づきヒアリング
確認項目	① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供 ② 特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣から指定を受けたもの ⁸³ に対する不当に優先的な取扱い・利益付与

2 二種指定設備設置事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認結果等(概要)

総務省において、NTT ドコモへのヒアリングによって、非対称規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況を確認した結果、一定の措置が講じられていることを確認した。

また、MVNO からのヒアリングにおいても、接続関連情報の目的外利用・提供や、卸電気通信役務の提供に当たっての不当に差別的な取扱いが明確に行われているとの指摘はなかった。

(確認結果等の詳細については、[参考8](#)参照。)

⁸³ 平成 29 年 3 月末現在では、NTT 東西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム、エヌ・ティ・ティエムイー、NTT ぷらら、エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライが該当。

第4章 NTT東西に係る公正競争要件 の確認結果

第4章 NTT 東西に係る公正競争要件の確認結果

1 NTT 東西に係る公正競争要件の確認

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号。以下「NTT 法」という。）に基づき NTT 東西が提供する活用業務⁸⁴について、NTT 東西からの届出内容とともに、「NTT 東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方」（平成 23 年 11 月 30 日策定。以下「NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」という。）に基づき、NTT 法に規定する地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれているかについて確認を行うとともに、競争事業者の意見を聴取するため、ヒアリング調査を実施した。

【ヒアリング調査の概要】

対象事業者	① NTT 東西 ② 競争事業者（FTTH を提供する 3 社）
確認方法	あらかじめ確認事項を送付し、回答書面に基づきヒアリング
確認項目	① ネットワークのオープン化 ② ネットワーク情報の開示 ③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保 ④ 営業面でのファイアーウォール ⑤ 不当な内部相互補助の防止 ⑥ 関連事業者の公平な取扱い

2 NTT 東西に係る公正競争要件の確認結果等(概要)

NTT 東西は、電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的措置を活用業務の届出書に記載しているところ、総務省は、届出時点において、当該具体的措置によって、電気通信事業の公正な競争の確保に直ちに支障が生じないことを確認した。

また、総務省において、活用業務実施状況報告書⁸⁵及び NTT 東西へのヒアリングによって、NTT 東西が講ずることとした措置の実施状況を確認した結果、不十分と認められる点は直ちに確認されなかった。

さらに、競争事業者からのヒアリングにおいて、NTT 東西が講ずることとした措置が明確に実施されていないとの指摘はなかった。

なお、NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドラインにおいては、届出後の社会的経済的事業の変化により、届出書において講ずることとした措置のみでは公正な競争の確

⁸⁴ NTT 法第 2 条第 5 項に規定。

⁸⁵ NTT 東西は、活用業務実施状況報告書をウェブサイトで公表。なお、同報告書では、NTT 東西が講ずることとした措置の実施状況のほか、活用業務の収支状況や契約数等も報告されている。

保のために十分でない認められる場合には、所要の措置を講ずるとされているところであり、引き続き、活用業務に関する環境の変化を踏まえた上で、公正な競争を確保するために十分な措置がとられているか注視していく（特に、NGNについては、「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申⁸⁶において、PSTN から IP 網への移行に伴い、NGN の重要性・基幹的役割が今後一層強まると考えられるとの認識の下、NGN の接続ルールの整備等が求められており、同答申を受けた検討状況も踏まえながら、公正な競争の確保のために十分な措置がとられているか注視していく必要がある。）。

（確認結果等の詳細については、[参考9](#)参照。）

⁸⁶ 平成 29 年 3 月 28 日情報通信審議会

第3編 電気通信市場の検証

第3編 電気通信市場の検証

第1編「電気通信市場の分析」及び第2編「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」の結果を踏まえ、公正競争の推進及び利用者利便の確保の観点から、電気通信市場の検証を行った結果は、以下に示すとおりである。

1 固定系通信に関する市場の検証

(1) 公正競争環境に関する検証

① 「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間で公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか。

ア 「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間で公正競争が確保されているか

FTTHの小売市場の事業者別シェアを詳細にみると、NTT東西が減少傾向、NTTドコモ及びソフトバンク並びにISPのシェアが増加傾向となっており、これにより、HHIは減少傾向となっている。

NTT東西のサービス卸を契機とした「卸電気通信役務」型による新規参入事業者の増加を受けて、FTTHの小売市場における競争が進展しており、特にNTTドコモ及びソフトバンクのシェアが顕著に増加している。

また、FTTHの提供形態別の契約数をみると、「自己設置」型が減少傾向、「接続」型が横ばい、「卸電気通信役務」型が増加傾向となっている。

ただし、FTTHにおける「卸電気通信役務」型の契約数の増加により、「自己設置」型の契約数の減少が見込まれたが、「卸電気通信役務」型の契約数の純増ほど「自己設置」型の契約数は純減していない。

そのような中、FTTHの「自己設置」型の契約数における事業者別シェアは、NTT東西が減少傾向である一方、ケイ・オプティコム及び九州通信ネットワークが増加傾向となっている。

また、「接続」型の契約数における事業者別シェアは、KDDIが減少傾向である一方、ソニーネットワークコミュニケーションズが増加傾向となっている。

「卸電気通信役務」型においては、NTT東西のサービス卸の卸先事業者数が500者を超え、NTT東西のサービス卸を利用して提供されるFTTHの契約数も増加しているものの、事業者別シェアについては、NTTドコモ及びソフトバンクへの偏りがみられるため、引き続き競争状況を注視していく必要がある。

とりわけNTT東西のサービス卸においては、NTT東西が卸先事業者に対して設定する料金その他の提供条件に関する公平性及びNTT東西におけるサービス卸ガイドラインを踏

まえた対応の適正性等について確認したところ、卸先事業者間で料金その他の提供条件についての相違は確認されず、また、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応の適正性等についても、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為は直ちに確認されなかった。

また、NTT ドコモ及びソフトバンクを除く各卸先事業者における「競争阻害的な料金の設定等」への対応や支配的な電気通信事業者（NTT ドコモ）における「排他的な割引サービス」及び「関係事業者と一体となって行う排他的な業務」への対応については、サービス卸ガイドラインに規定する電気通信事業法上問題となり得る行為は直ちに確認されなかった。

一方、NTT 東西の卸先事業者に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況やサービス提供に当たっての課題等について確認したところ、NTT ドコモ及びソフトバンク以外の卸先事業者から「MNO（NTT ドコモ及びソフトバンク）が提供する携帯電話と FTTH のセット割引は割引額が大きく、同じ土俵で競争することは困難」との指摘があった。

この点、NTT ドコモ及びソフトバンクが、自社の携帯電話の利用者に対し、FTTH のセット販売を行うに当たり、携帯電話料金又はセット料金の割引サービスを行っているが、割引の額を考慮した実質的な FTTH の料金をみると、適正なコストを下回り、他の FTTH の提供事業者を排除又は弱体化させる競争阻害的な料金設定となっている可能性がある。

このため、総務省は NTT ドコモ及びソフトバンクが提供しているセット割引に関して、携帯電話事業と FTTH 事業の収支の状況や割引額の設定方法等について、調査を行うこととした。

また、「NTT 東西のサービス卸の提供料金（卸料金）が高いため、利益を確保して事業を運営することが難しい」との指摘や「割引適用後の NTT 西日本の FTTH の利用者料金（小売料金）が低いため、競争が困難」との指摘があった。

この点、NTT 東西のサービス卸の提供料金（卸料金）については、サービス卸ガイドラインに規定する「利用者に対する料金よりも高い料金」とはなっていない。

しかしながら、NTT 西日本が提供する割引サービスを適用した場合の利用者料金（小売料金）は、利用期間に応じて低廉となることから、卸料金の水準に鑑み、特に NTT 西日本から NTT 東西のサービス卸の提供を受けてサービスを提供する事業者の事業運営に影響を及ぼしている可能性も考えられる。

このため、総務省は NTT 西日本における割引プランごとの契約状況や割引額の設定方法等について、調査を行うこととした。

イ 料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか

NTT 東西のサービス卸については、異業種を含む様々なプレーヤーとの連携を通じた多様な新サービスの創出や、様々な分野における FTTH の利用促進が期待されているところ、NTT 東西のサービス卸の卸先事業者数は 582 者となっており、このうち、新たに電気通信事業に参入し電気通信事業法に基づく届出を行った事業者数は 244 者となっている。

NTT 東西のサービス卸の提供開始により、教育、医療・介護・高齢者支援等の様々な分野からの参入が進み、新たなサービスも提供され始めている一方、NTT 東西のサービス卸の卸先事業者の形態別のシェアをみると、NTT ドコモ及びソフトバンク並びに ISP の占める割合が NTT 東西のサービス卸の開始当初から 9 割超の状況が続いている。

FTTH のシェアに関しては、サービス卸の卸契約数も含めた NTT 東西の全国におけるシェアは約 7 割、地域ブロック別におけるシェアは、最も高い東北で 8 割超、最も低い近畿でも過半を占めており、依然として NTT 東西が占める割合が高い状況となっている。

FTTH の料金に関しては、シェアドアクセス方式に係る主端末回線の接続料は低廉化の傾向にあるものの、FTTH の利用者料金は、近年はおおむね 5,000 円/月（戸建向けの場合）で推移しており、値下げの動きはみられない。

現時点で、FTTH の小売市場において、新規参入の増加による競争の進展が利用者料金の低廉化に反映されるまでには至っていない。

この点、「卸電気通信役務」型による小売市場への参入の進展が利用者料金の低廉化につながらない要因の一つとして、FTTH の卸売市場において、NTT 東西以外の自己設置事業者又は接続事業者の卸契約数は増加しているものの、全国規模で設備を有しスケールメリットが期待でき、かつ、一律の卸料金を設定している NTT 東西のサービス卸の卸契約数のシェアが約 8 割と高く、卸料金の値下げインセンティブが働きにくい点が考えられる。

このため、NTT 東西のサービス卸の卸先事業者が設定する利用者料金についても低廉化が期待できない状況となっており、多くの卸先事業者が FTTH 以外の通信サービス等から割引原資を捻出し、これらとのセット割引を行うことにより利用者料金の差別化を図っていると考えられる。

このような中、普及率の高い携帯電話を提供する NTT ドコモ及びソフトバンクにおいて大きな割引原資を捻出しやすい状況となっており、そのシェアからも競争力の高さが窺える⁸⁷。

このため、FTTH の卸売市場におけるシェアや卸料金の水準等について、引き続き注視していく必要がある。

⁸⁷ FTTH と携帯電話のセット割引については、携帯電話の普及率の高さだけでなく消費者とのタッチポイントの多さ、テザリングやオフロードに代表される利用形態の相互補完性等から、他のサービスと比べ、利用者に選択され易い傾向にあると考えられる。

② 医療・教育分野や製造業・農業・サービス業等の様々な分野・産業において FTTH の利用が促進されているか。

NTT 東西のサービス卸を含めた NTT 東西の FTTH 契約数 (2,005 万) は、2 年間 (2014 年度末～2016 年末) で約 134 万増加しているが、NTT 東西のサービス卸の提供開始前に比べて顕著に増加したとは認められない状況である。

NTT 東西のサービス卸を利用して教育、医療・介護・高齢者支援等の様々な分野からの参入が進んでいるものの、NTT 東西のサービス卸の卸先事業者の形態別に卸契約数をみると、NTT ドコモ及びソフトバンク並びに ISP の占める割合が 9 割超となっており、電気通信事業以外の分野から参入した大多数の事業者の提供するサービスが、必ずしも多くの利用者を獲得していない状況である。

これらのことから、現時点で、NTT 東西のサービス卸を契機として、様々な分野・産業において FTTH の利用が促進されているとはいえない。

(2) 利用者利便に関する検証

① 新サービスの創出等により、利用者のサービス選択の幅が拡大され、利用者の満足度が向上しているか。

NTT 東西のサービス卸の提供開始により、教育、医療・介護・高齢者支援等の様々な分野等の様々な分野からの参入が進み、これらの事業者による新たなサービスも提供され始めており、利用者のサービス選択の幅が徐々に拡大しつつあるが、電気通信事業以外の分野から参入した大多数の事業者が提供するサービスが、必ずしも多くの利用者を獲得していない状況である。

また、FTTH の利用者においては「月額料金の安さ」をサービス選択の際の決め手と考えているが、FTTH の利用者料金の満足度では、不満を感じている者の割合が満足と感じている者の割合を上回っている状況である。

固定系ブロードバンドサービスにおけるキャッシュバックに対する認識では、「キャッシュバックをやめて通信料金の値下げを行ってほしい」と感じている者の割合が過半を占めており、また、事業者選択の決め手として「キャッシュバックがあること」を挙げる利用者も少ないことから、キャッシュバックを抑制し通信料金の低廉化やサービスの拡充に反映することにより、満足度が向上することが期待できる。

② FTTH を提供する事業者が増加することで競争が進み、FTTH の料金水準の低廉化が促進されているか。

NTT 東西のサービス卸を契機として、FTTH の小売市場において、「卸電気通信役務」型

の事業者の参入は進んでいるが、「自己設置」型・「接続」型による事業者の参入は進展していない。

また、FTTHの卸売市場において、NTT東西と他の自己設置事業者又は接続事業者による競争が活発に行われている状況にはなく、同市場におけるNTT東西のシェアは継続的に高まっており、約8割となっている。

FTTHの利用者料金は、おおむね5,000円/月（戸建向けの場合）で推移しており、値下げの動きはみられない。

とりわけ、NTT東西のサービス卸の卸先事業者においては、セット割引をはじめとする割引サービスが活発に行われているものの、FTTH自体の利用者料金の低廉化が進展しているとはいえない。

この点、NTT東西のサービス卸の卸先事業者に対するヒアリングにおいて、「NTT東西のサービス卸の提供料金（卸料金）が高いため、利益を確保して事業を運営することが困難」との指摘もあり、NTT東西のサービス卸の卸先事業者においてFTTHの利用者料金の低廉化は困難であると考えられる。

FTTHの利用率向上と利用者料金の低廉化の観点からは、NTT東西の卸料金が公正な競争環境の中で適正な水準であることが重要と考えられる。

また、NTT東西の加入光ファイバの接続料については、情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月）において、NTT東西は、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行、「コスト把握の精緻化」といった措置を平成28年度から反映すべく接続約款の変更認可申請を行うことが適当とされた。

これを受けて、平成28年7月に認可を受けたNTT東西の加入光ファイバの接続料は、平成28年度から平成31年度にかけて低減し、平成31年度の主端末回線の接続料は1芯線当たり月額2,000円程度まで低廉化することとなった。

そのため、今後、平成31年度までの接続料の低廉化傾向を踏まえ、「接続」型による事業者の参入動向について注視する必要がある。

③ FTTHの選択において、利用者がニーズに応じた合理的な選択ができているか。

NTT東西及び各卸先事業者に対して、サービス卸ガイドラインに規定する「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」への対応状況について確認を行ったところ、一定の取組が行われていることが確認できたものの、卸先事業者が提供するFTTHに関する苦情相談件数は依然として高い水準である。

誤案内や説明不足等の不適切な営業手法により、利用者の合理的な選択が阻害されている場合があり、現時点で、自らのニーズに合致したサービス・事業者を合理的に選択することが十分にできているとまではいえない。

このため、消費者保護に関する取組状況について、引き続き注視していく必要がある。

(3) 今後取組むべき課題等

現状、FTTH の卸売市場においては、NTT 東西が設定するサービス卸の卸料金に対する値下げインセンティブが働かず、当該卸料金の低廉化が期待できない状況である。

電気通信事業法第 38 条の 2 に基づき、NTT 東西が総務省に届出た卸料金は、サービス卸ガイドラインに規定する適正なコスト⁸⁸を下回る料金設定とはなっていないこと、また、利用者に対する料金よりも高い料金設定とはなっていないことを確認しているものの、今後、当該卸料金の水準の適正性を精緻に検証していくためには、総務省においてその検証の在り方について検討を進めることが重要である。

また、NTT 東西のサービス卸の提供開始以来、NTT 東西及び各卸先事業者において消費者保護の観点から一定の取り組みが行われているものの、苦情相談件数が依然として高い水準であること踏まえ、引き続き各社の取組みを注視していく必要がある。

⁸⁸ 一利用者あたりの接続料相当額を基本とする額。

2 移動系通信に関する市場の検証

(1) 公正競争環境に関する検証

① MNO 間、MNO と MVNO との間及び MVNO 間の公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか。

ア MNO 間、MNO と MVNO との間及び MVNO 間の公正競争が確保されているか

MNO サービス市場における MNO 各社のシェア及び HHI に大きな変化はみられない。

MNO 3 グループと MVNO のシェアをみると、MVNO が増加傾向となっており、それに伴い HHI も減少傾向となっていること、MVNO サービスの認知度・利用率等が上昇し、2015 年 6 月末期以降(2016 年 9 月末期を除く)における MVNO サービスの純増数は、MNO の純増数を上回っていることから、移動系通信市場においては MVNO も含めた競争が進展しているといえる。

MVNO サービス市場においては、事業者数が増加するとともに、主に通信モジュールを提供する事業者は契約数で上位を占めているもののシェアは減少傾向であり、主に SIM カード型を提供する事業者のシェアが増加傾向となっている。

特に、SIM カード型を提供する事業者(契約数が 3 万以上の MVNO)の数が増加し、SIM カード型に限定して算出した HHI は減少傾向であることから、SIM カード型を提供する事業者間の競争が進展しているといえる。

他方、MVNO に関する接続制度の運用状況や卸電気通信役務の提供等について、MNO 及び MVNO にヒアリング調査等を行った結果、接続料の算定、接続を円滑に行うために必要な約款記載事項、卸電気通信役務に係る契約条件等についての課題が確認された。

このため、総務省は、当該確認結果を踏まえ、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保し、移動電気通信市場における公正競争環境を向上させるための制度整備について、平成 29 年 6 月 24 日に意見募集を開始している。

イ 料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか

2016 度末時点における MNO 各社の料金プランについては基本料や複数のデータ通信料金で同一の金額が採用されているなど、横並びの状況といえる。

一方で、ライトユーザ向けの新料金プランの導入(2016 年 3 月又は 4 月)や、大容量データ通信向けの新料金プランの提供を開始(2016 年 9 月)など、料金・サービスの多様化、低廉化については一定の進展がみられた。

MVNO においても、データ通信サービスについて、従来プランに加えて、2016 年 10 月

以降、大容量プラン（20GB 以上を目安）が順次導入されるとともに、音声通話サービスについて、2015 年 1 月以降、定額制プランが順次導入・拡大されるなど、MVNO サービスにおけるデータ通信・音声通信に係るプランがともに多様化し、選択肢の幅が広がっている。

② MN0 間で料金・サービスを中心とした競争が進展しているか。

MNO サービスについては、料金・サービスの多様化、低廉化について一定の進展がみられるほか、2017 年度に入ってから、NTT ドコモが新たな料金プラン・割引サービスの提供を開始するなど、料金・サービスを中心とした競争を展開する動きもみられるが、今後も、MVNO を含めた競争の加速などを通じ、更なる料金・サービスの多様化、低廉化を促していく必要がある。

(2) 利用者利便に関する検証

① ライトユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等により、利用者利便の向上・利用者の満足度の向上につながっているか。

移動系通信サービスの利用者料金の満足度をみると、MNO においては約半数の利用者が不満を感じているのに対し、MVNO においては 7 割超が満足しており、ほとんどの利用者が不満を感じていない。

また、通信速度・品質面での満足度では MVNO において不満を感じている者の割合が MNO やサブブランドよりもやや高いが、MVNO 利用者の通信速度・品質面の満足度は、MNO やサブブランド利用者よりも高い。

MNO における音声のライトユーザ向けプランや期間拘束に係る新たなプランについては、一定程度普及が進んでいるものの、MNO における音声のライトユーザ向けプランについては「説明されたことや利用を勧められたことはない」者が多いこと、また、「自分が契約している期間拘束に係るプランが分からない」とする者も多いことから、利用者が契約の内容を十分に理解しないままサービスを利用している可能性が高いことが窺えた。

今後、MNO において、サービス内容等の周知を適切かつ積極的に行うことにより、利用者が自らのニーズに応じたサービスを選択するようになり、利用者の満足度が向上することが期待できる。

また、MVNO サービスの認知度・利用率等が上昇するとともに、MVNO サービスにおけるデータ通信・音声通信に係るプランがともに多様化し、選択肢の幅が広がっている一方で、MVNO サービスを利用しない理由として「MVNO サービスの内容をよく知らない」等が多く

挙げられており、サービス内容が十分に浸透していないことが窺えた⁸⁹。

今後、MVNO において、月額料金の安さを強みにしつつ、サービス内容等の周知を適切かつ積極的に進めることにより、MVNO の利用率の向上と移動系通信サービス全体の満足度の向上が期待できる。

さらに、移動系通信サービスにおけるキャッシュバックに対する認識として、「キャッシュバックをやめて通信料金の値下げを行ってほしい」と感じている者の割合が過半を占めていることから、キャッシュバックを抑制し通信料金の低廉化やサービスの拡充に反映することにより、満足度が向上することが期待できる。

これらのことから、料金・サービスの多様化は進展しているものの、幅広い利用者が納得感をもって自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択しているとまではいえない状況である。

② MVNO や MVNE の普及・活発な事業展開により、利用者のサービス選択の幅が拡大しているか。

移動系通信サービスにおいては、特に、SIM カード型を提供する MVNO 間の競争が進展し、データ通信・音声通信に係るプランがともに多様化していることにより、利用者のサービス選択の幅が拡大している。

事業者アンケートの対象とした MVNO のうち、約 4 割が MVNO 事業の開始に当たり MVNE による支援を受けたと回答しており、MVNE が「代理人として MNO と交渉」や「MVNO 事業に対するコンサルティング」等を行うなど、MVNO 事業の展開に当たり一定の役割を果たしている。

また、「移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認」の一環として MVNO に対して行ったアンケート調査によれば、再卸事業者の中には、MNO が提供していない付加サービスの提供を行っている例や、課金・請求業務、コールセンター業務といった通信以外のサービスを MVNO に提供している例もみられた。

このことから、再卸事業者（MVNO）をはじめとする MVNE の積極的な事業展開により、MVNO サービス市場がより活性化することが期待できる。

⁸⁹ 総務省は平成 29 年 4 月、MVNO 一社に対して、広告表示が適切に行われていないため、利用者自らの適切なサービス選択に関し、利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあったとして行政指導を行っている。

③ SIM ロック解除の進展等により、利用者が事業者変更・サービス変更をする際のスイッチングコストが低廉化しているか。

2016 年度において発売された端末の種別数のほぼ全てが SIM ロック解除可能な端末及び SIM フリー端末となっている。

また、SIM ロック解除の利用件が 2016 年度第 1 四半期以降大きく増加しているとともに、SIM ロック解除の利用意向についても、「既に活用した」「今後活用してみたい」とする者の割合が増加している。

このことから、SIM ロックに起因するスイッチングコストは低下しているといえる。

総務省は、平成 29 年 1 月、SIM ロック解除が可能となるまでの期間の短縮などによって利用者の利便性を向上させるため、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を策定したところ、同指針の内容について順次適用が開始されており、スイッチングコストの更なる低下が期待できる。

(3) 今後取組むべき課題等

MVNOを含めた競争の加速などを通じ、幅広い利用者にとって納得感のある料金・サービスを実現し、利用者が、より多様で、より低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択できる環境となるよう、引き続き公正競争環境の確保及び利用者利便の向上に取り組む必要がある。

また、MVNOを含めた市場の競争の促進には、一部のMNOであるMVNOやMNOのサブブランドによる事業展開も寄与していると考えられる一方、サブブランドについては契約数など詳細な動向を把握できていないことに鑑み、今後、競争状況をより適切に分析するために、その動向の把握に努める必要がある。

**第4編 消費者保護ルールに関する取組状況
の分析・検証**

第4編 消費者保護ルールに関する取組状況の分析・検証

1 消費者保護ルールに関する取組状況の分析・検証について

改正電気通信事業法においては、利用者保護の観点から、「説明義務の充実」、「書面の交付義務の導入」、「初期契約解除制度の導入」、「勧誘行為の禁止・不実告知等の禁止」及び「代理店指導措置の導入」を行い、利用者保護に係る制度の充実を図ったところである。

総務省は、これらの消費者保護ルールに関する取組状況については、基本方針及び本年度年次計画において、検証期間の1年目から継続して重点事項とすることとし、「電気通信事業者の利用者保護規律に関する監督の基本方針」（平成28年5月20日公表。以下「監督基本方針」という。）⁹⁰に基づき、関係の専門家が参加する別の会合の場を中心として実務的な検討・作業を行い、当該分析・検証等の結果又は進捗状況等について市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りながら、適切に検証プロセス全体を運用していくこととしている。

2 「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」の開催状況

監督基本方針に基づき、電気通信事業法及び関係法令等に基づく消費者保護ルールについて、法執行の適切な実施及び制度の実効性の確保のため、専門的な観点から情報を共有し、検討及び評価することを目的として、「ICTサービス安心・安全研究会」（座長：新美育文明治大学法学部教授）の下で、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」（主査：新美育文明治大学法学部教授。以下「消費者保護モニタリング会合」という。）を開催している。同会合の開催状況は以下のとおり。

【消費者保護モニタリング会合の開催状況】

	開催日	議題
第1回	平成28年9月15日	・開催の趣旨、評価実施の枠組み等について ・定期調査及び苦情等傾向分析の実施方法について
第2回	平成29年2月3日	・苦情等の分析について ・書面等調査の主な結果について
第3回	平成29年6月22日	・中間報告指摘のフォローアップ等 ・苦情分析の結果等 ・実施調査の主な結果 ・平成28年度の評価・総括

⁹⁰ http://www.soumu.go.jp/main_content/000429603.pdf

平成 29 年 6 月 22 日に開催された消費者保護モニタリング会合において、平成 28 年度の評価・総括について検討が行われ、取りまとめられた⁹¹ところ、総務省は、平成 29 年 6 月 30 日に開催された第 5 回市場検証会議において、当該評価・総括の内容についての報告を行った。

総務省は、平成 29 年度以降も引き続き消費者保護モニタリング会合を開催し、消費者保護ルールに関する取組状況について、監督基本方針に基づき分析・検証を行い、当該分析・検証等の結果又は進捗状況等について市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りながら、適切に検証プロセス全体を運用していく。

⁹¹ http://www.soumu.go.jp/main_content/000492651.pdf

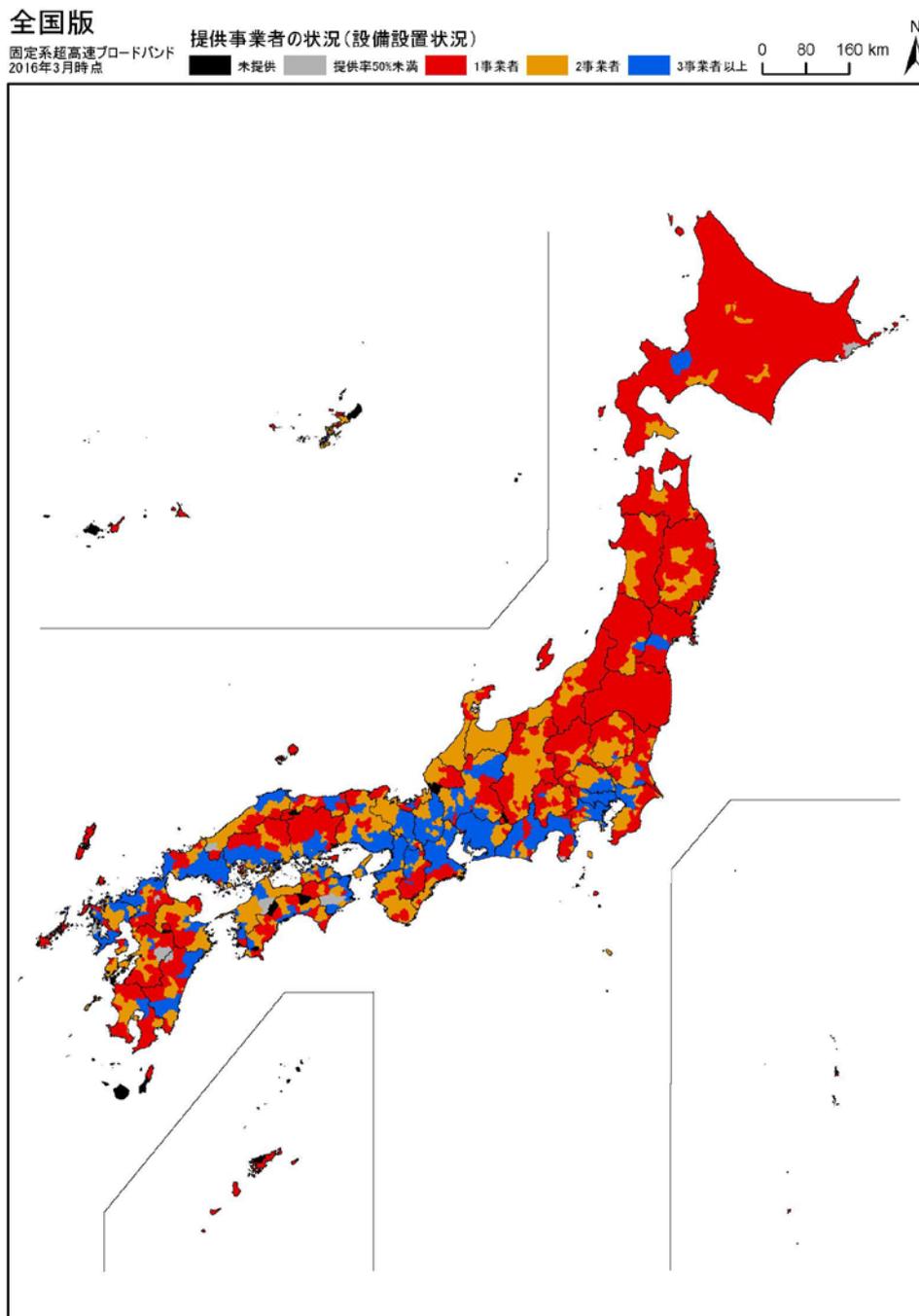
參考資料

市場検証会議構成員一覧

(五十音順、敬称略)

	あおき 青木	じゅんいち 淳一	慶應義塾大学法学部准教授
	あさかわ 浅川	ひでゆき 秀之	株式会社日本総合研究所通信メディア・ハイテク戦略 クラスター長・上席主任研究員
	いけだ 池田	ちづる 千鶴	神戸大学大学院法学研究科教授
	おおき 大木	りょうこ 良子	法政大学経営学部准教授
(座長)	おおはし 大橋	ひろし 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
	さとう 佐藤	えいじ 英司	福島大学経済経営学類准教授
	なかお 中尾	あきひろ 彰宏	東京大学大学院情報学環教授
	にしむら 西村	のぶふみ 暢史	中央大学法学部教授
(座長代理)	はやし 林	しゅうや 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科教授
	もり 森	りょうじ 亮二	弁護士

設備競争のマッピング（全国）



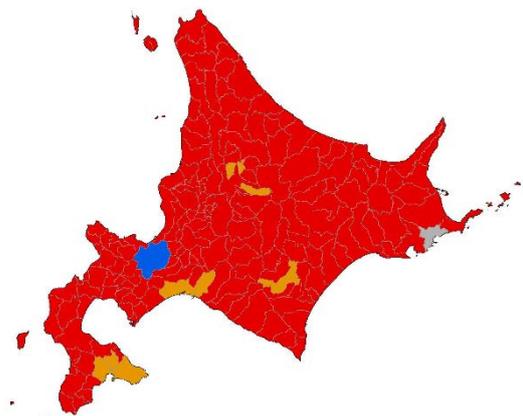
- 注1 :ある事業者の設備整備エリアに含まれる、固定系超高速ブロードバンドサービスが利用可能な世帯が、市区町村内全世帯のうち50%以上である場合、当該事業者はその市町村において設備整備済であるとし、着色する。
- 注2 :設備を整備している事業者はいるものの、50%以上の世帯をカバーする範囲で整備している事業者がない場合、「提供率50%未満」としている。なお、提供率50%未満の事業者が複数いる場合であっても合計はしない。
- 注3 : 1事業者によりFTTH及び通信速度30Mbps以上のCATVインターネットの両方のサービスが提供されている場合は、1事業者としてカウント。

出所：総務省資料

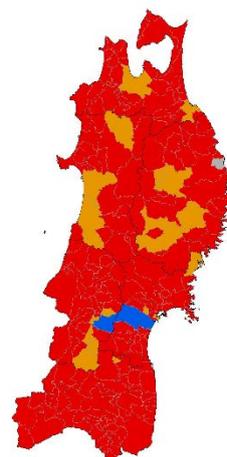
設備競争のマッピング（地域ブロック別）



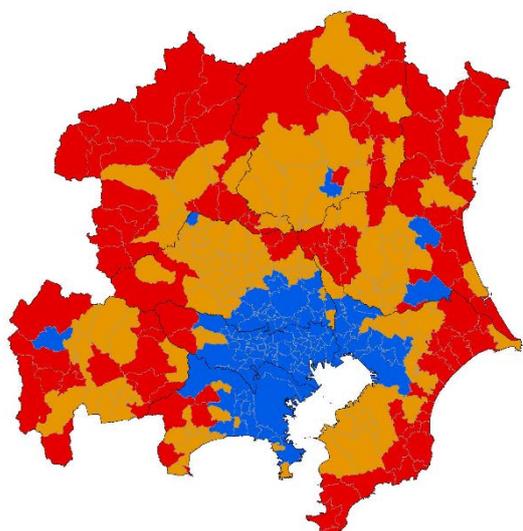
<北海道>



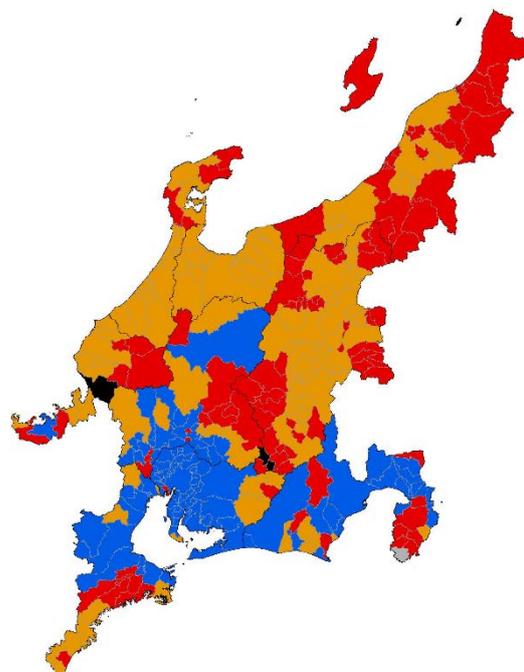
<東北>



<関東>



<中部>

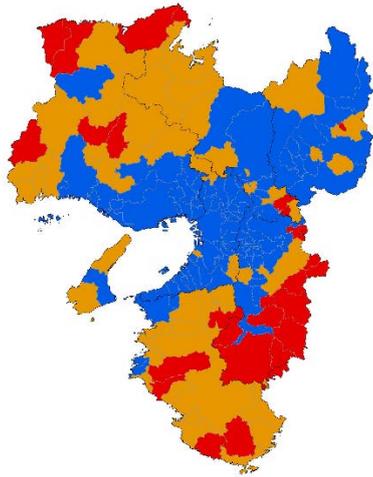


※東京都島嶼部は非表示

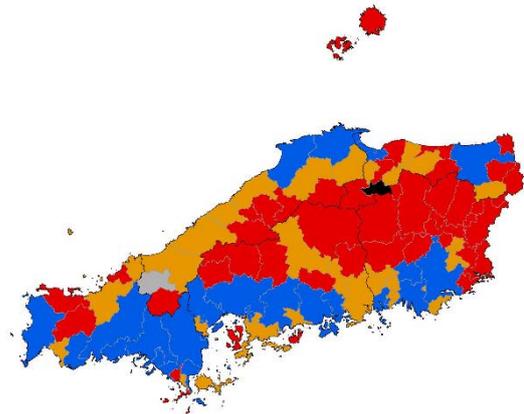
出所：総務省資料



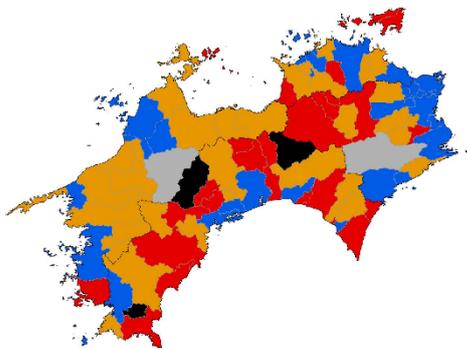
<近畿>



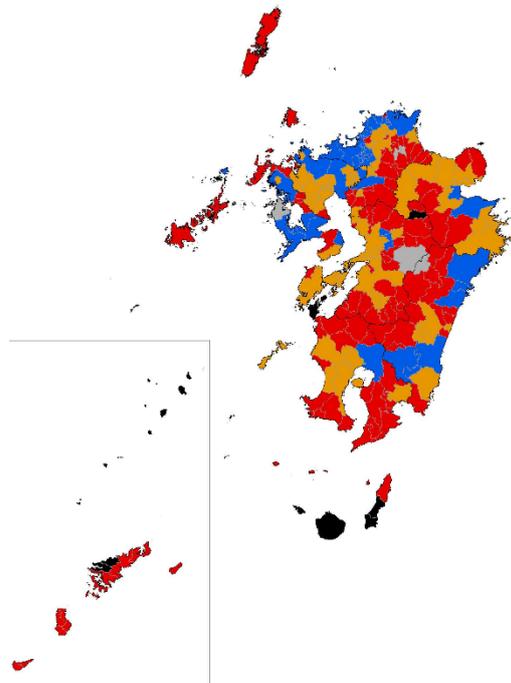
<中国>



<四国>



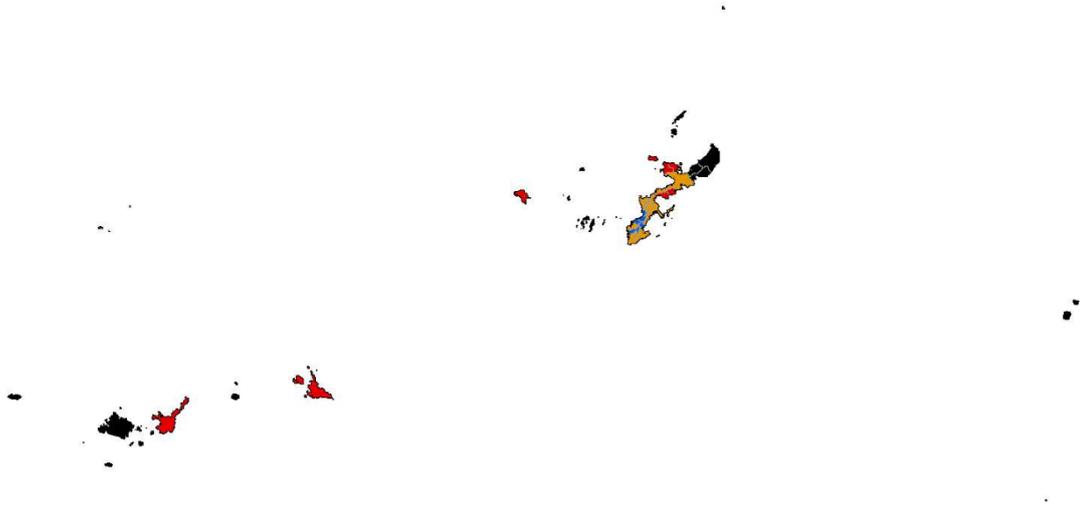
<九州>



出所：総務省資料

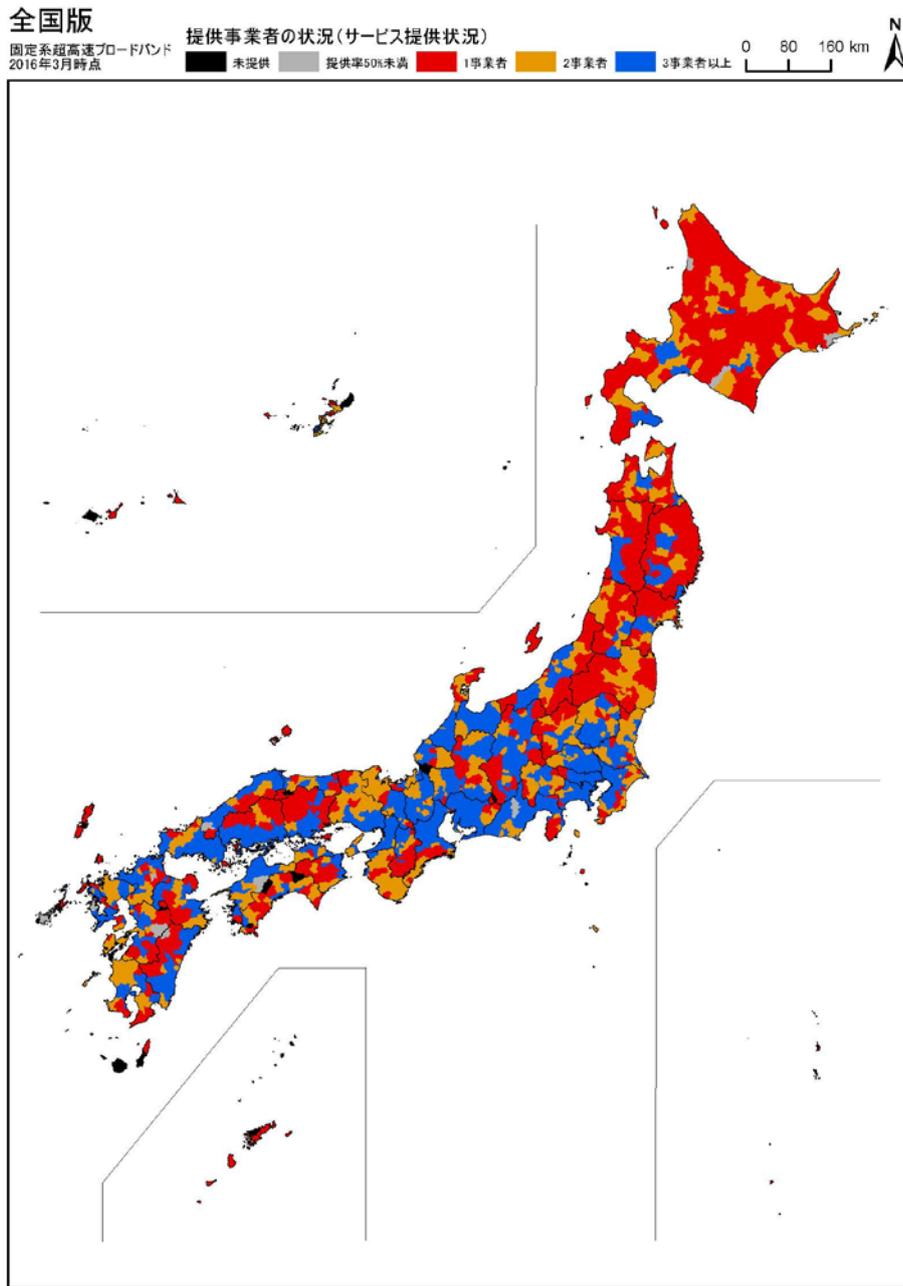


<沖縄>



出所：総務省資料

サービス競争のマッピング（全国）



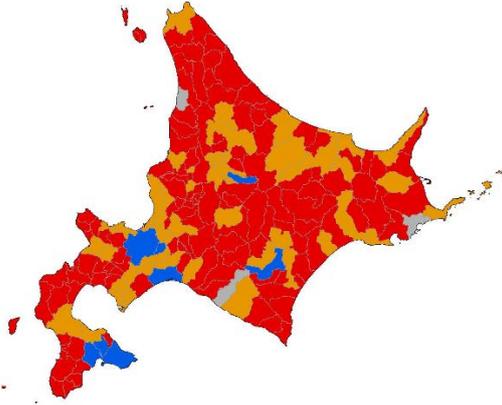
- 注1：ある事業者のサービス提供エリアに含まれる、固定系超高速ブロードバンドサービスが利用可能な世帯が、市区町村内全世帯のうち50%以上である場合、当該事業者はその市町村においてサービス提供済であるとし、着色する。
- 注2：サービスを提供している事業者はいるものの、50%以上の世帯をカバーする範囲で提供している事業者がない場合、「提供率50%未満」としている。なお、提供率50%未満の事業者が複数いる場合であっても合計はしない。
- 注3：1事業者によりFTTH及び通信速度30Mbps以上のCATVインターネットの両方のサービスが提供されている場合は、1事業者としてカウント。

出所：総務省資料

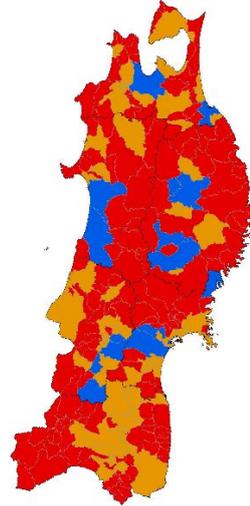
サービス競争のマッピング（地域ブロック別）



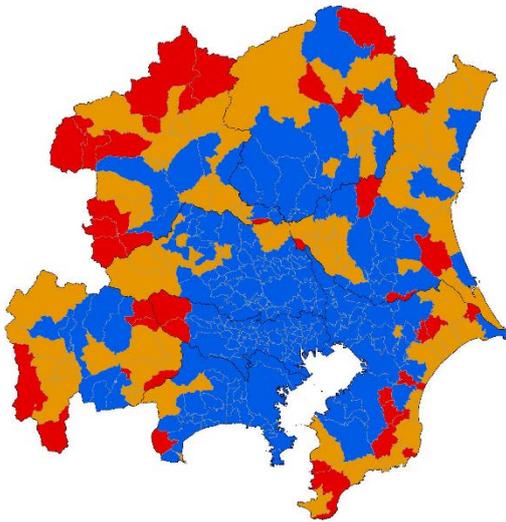
<北海道>



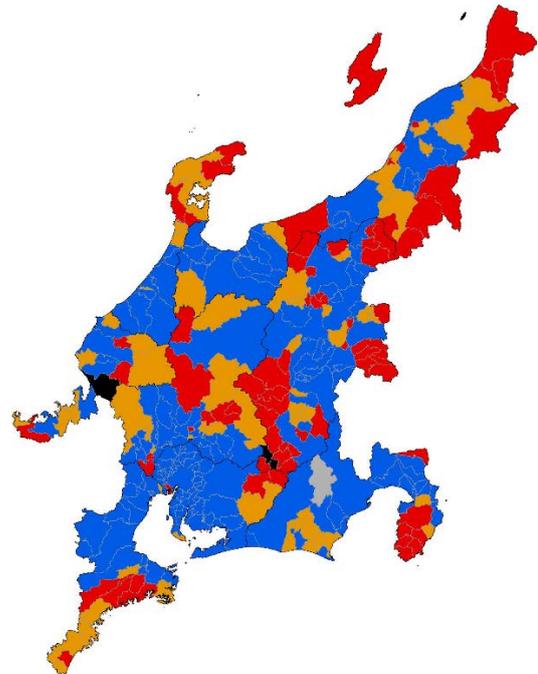
<東北>



<関東>



<中部>

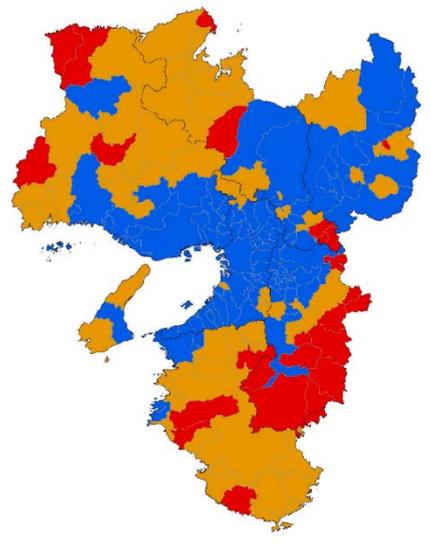


※東京都島嶼部は非表示

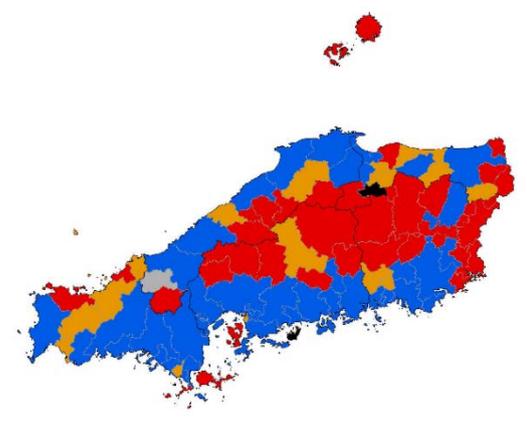
出所：総務省資料



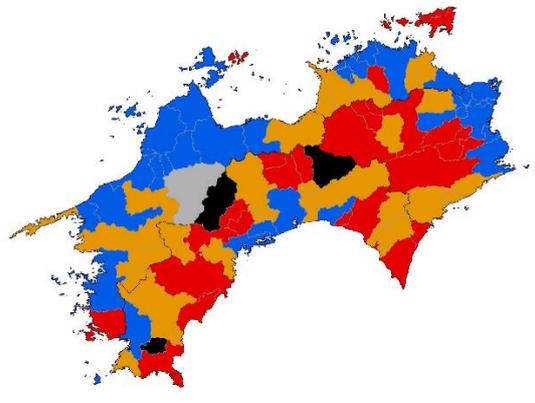
<近畿>



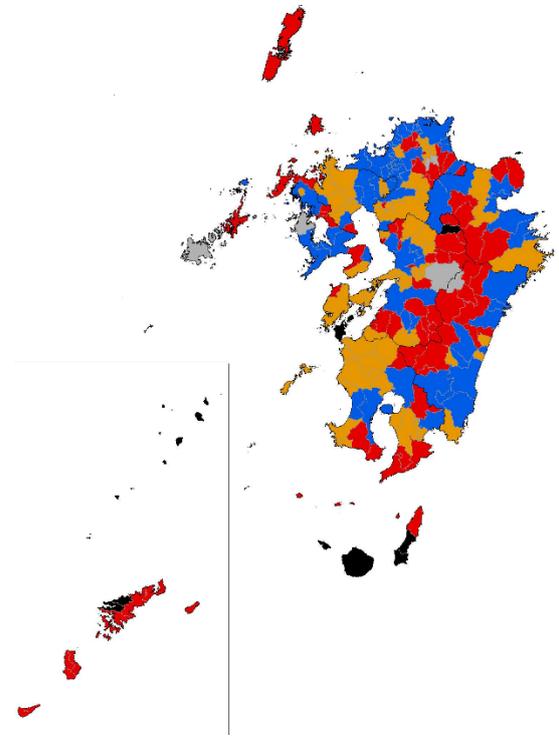
<中国>



<四国>



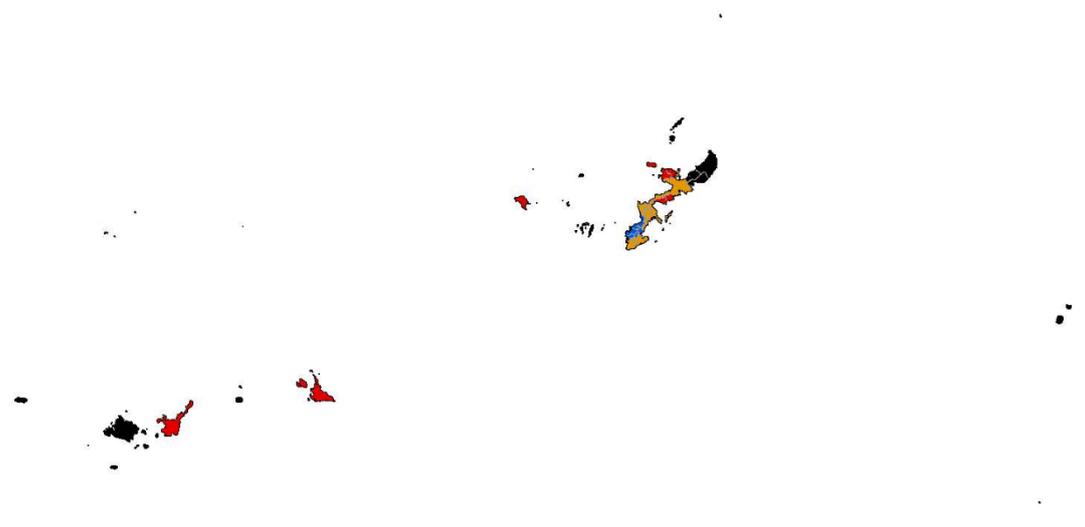
<九州>



出所：総務省資料



<沖縄>



出所：総務省資料

○ NTT 東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認結果等（詳細）

① 競争阻害的な料金の設定等

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p>＜特定の卸先事業者に対する不当な優遇＞ 自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を設定するなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱う場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書等に、同一の提供料金（工事費、手数料等を含む。）、提供条件等が規定されていることを確認するとともに、閲覧手続（本資料6頁）においても相違がないことを確認。 ・ 契約書等に、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱う規定がないことを確認。また、閲覧手続において、サービス卸ガイドラインの規定に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の卸先事業者に対する不当な優遇が行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の料金等（工事費、手数料等を含む。）について自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を適用することや、問合せ等に対して自己の関係事業者のサービスのみを紹介することなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。</p>
<p>＜特定の卸先事業者に適用が限定される割引＞ 実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されるような大口割引を行う場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書等に、同一の割引料金、奨励金が適用されていることを確認するとともに、閲覧手続において相違がないことを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されるような大口割引が行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の料金等（工事費、手数料等を含む。）について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかかなような大口割引⁹²を行うこと。</p>
<p>＜他の電気通信役務とのバンドル提供に係る条件＞ 特定卸役務と他の電気通信役務をバンドル提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定する、又は当該他の電気通信役務とのバンドル提供を受ける者にのみ特定卸役務を提供する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書等に、特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に双方の役務の料金を区分せずに設定すること及び当該他の役務の提供を受ける者のみに特定卸役務を提供することを認める規定がないことを確認。また、閲覧手続において、サービス卸ガイドラインの規定に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の電気通信役務とのバンドル提供に係る料金設定等が適正に行われているか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定し、又は当該他の電気通信役務の提供を受ける者のみに当該特定卸役務を提供（いわゆるバンドル提供）すること。</p>

230

⁹² 卸提供事業者が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッション」といった名称によらず、当該卸提供事業者による特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかかなような販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題となることがある。

<p><適正なコストを下回る卸料金の設定> 競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを下回る卸料金を設定する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定額メニュー及びNTT 東日本の二段階定額メニューに係る特定卸役務の料金は、適正なコスト（一利用者当たりの接続料相当額）を下回る料金が設定されていないことを確認（いずれも平成 27 年度時点）。 NTT 西日本の二段階定額メニューに係る特定卸役務の料金については、平成 27 年度の回線当たり卸料金の平均額が接続料相当額を下回る料金が設定されていないことを確認（いずれも平成 27 年度時点）。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正なコストを下回る卸料金の設定が行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の料金について、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコスト⁹³を下回る料金⁹⁴を設定すること。</p>
<p><利用者料金を上回る卸料金の設定> 利用者料金を上回る卸料金を設定する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定卸役務の料金は利用者に対する料金よりも高い料金が設定されていないことを確認（いずれも平成 27 年度時点）。 契約書等に、利用者に対する料金よりも高い提供料金（工事費、手続費等を含む。）が設定されていないことを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者料金を上回る卸料金の設定が行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の料金等（工事費、手続費等を含む。）について、利用者に対する料金よりも高い料金⁹⁵を設定すること。</p>

② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p><提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い> 自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定卸役務の提供手続については「光コラボレーションモデルの提供条件等について」に規定・公表（平成 26 年 10 月 NTT 東西）されていることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>

⁹³ サービス卸の料金が利用者単位で設定される場合の「適正なコスト」とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。

⁹⁴ ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。

⁹⁵ 脚注 92 に同じ。

<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に、契約の開始・解除に係る規定について異なる条件等が設けられていないことを確認。また、閲覧手続において、サービス卸ガイドラインの規定に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 ・NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、提供手続・期間に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。 		
---	--	--

③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p><技術的条件に係る不当な差別的取扱い> 技術的条件について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務に係る技術的条件については「IP 通信網サービス契約約款及び技術的参考資料 (IP 通信網サービスのインターフェース - フレッツシリーズ -)」に規定・公表されていることを確認。 ・卸先事業者に対して、同一のシステムによる特定卸役務の申込、同一のシステムによる故障申告を認めていることを確認。 ・契約書等に、特定卸役務に係る技術的条件について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられていないことを確認。また、閲覧手続において、サービス卸ガイドラインの規定に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 ・NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、技術的条件に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的条件に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務に係る技術的条件 (設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的仕様等)について、合理的理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>

④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p>＜サービス仕様に係る不当な差別的取扱い＞ サービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書等に、同一の禁止事項や商標利用に係る条件等が規定されていることを確認。また、閲覧手続において、サービス卸ガイドラインの規定に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 ・ NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、サービス仕様に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス仕様に係る不当な差別取扱いが行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務のサービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>

⑤ 競争阻害的な情報収集

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p>＜競争阻害的な情報収集＞ 卸先事業者の事業計画等の内容を合理的な理由なく聴取する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書等に、NTT 東西が必要と認める場合及び卸先事業者の契約の履行状況に疑義が生じた場合に限り、資料提出や卸先事業者の事業所等の調査を行うなど、情報収集に一定の条件を設けていることを確認。また、閲覧手続において、サービス卸ガイドラインの規定に該当する行為が行われていないことを確認。 ・ NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、競争阻害的な情報収集に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争阻害的な情報収集が行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等（利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど）の内容を合理的な理由なく聴取すること。</p>

⑥ 情報の目的外利用

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p><情報の目的外利用> 卸先事業者の情報を合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、特定卸役務の用に供する目的以外の目的で利用・提供する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書等に、営業上・技術上の機密情報を相手方の事前承諾なしに第三者に提供しないこと、契約の履行の目的以外には利用しないことが規定されていることを確認。また、閲覧手続において、サービス卸ガイドラインの規定に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 ・ NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、情報の目的外利用に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の目的外利用が行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。</p>

⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p><情報提供に係る不当な差別的取扱い> 情報提供の内容及び質、提供時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸先事業者への情報提供について、一斉メールによる周知や卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおける情報、FAQ 等の公開を行っていることを確認。 ・ NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、情報提供に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 自己又は自己の関係者を通じて提供される特定卸役務に係る情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>

⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p>＜卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉＞</p> <p>卸先事業者が接続を利用して提供する役務へと利用者に移転させることを不当に制限する、又は他の役務提供をさせないなど、合理的な理由なく卸先事業者のサービス提供を制限する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書等に、卸先事業者の業務へ合理的な理由なく規律・干渉することを認める規定・条件が設けられていないことを確認。また、閲覧手続において、サービス卸ガイドラインの規定に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 ・ 卸先事業者の事業活動のうち契約書に定める禁止事項に該当しないものの事例について、卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおいて掲載されていることを確認。 ・ NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、卸先事業者の業務に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉が行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者に対して、特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者に移転させることを不当に制限すること、又は合理的な理由なく特定卸役務を利用しない他の役務提供の取扱いをさせないことなど、合理的な理由なく、卸先事業者のサービス提供を制限すること。</p>

⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p>＜業務の受託に係る不当な差別的取扱い＞</p> <p>料金請求・回収代行業務等の受託に関して、自己の関係事業者に対する手数料に比べて他の電気通信事業者に対する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金請求・回収代行等の受託に関しては、受託する業務の内容・業務量が同様である場合は、同一の提供条件で提供していることを確認。また、閲覧手続において、サービス卸ガイドラインの規定に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の受託に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関して、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、自己の関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由な</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、業務の受託に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。 		<p>く、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすること。</p>
---	--	--

⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p><消費者保護の充実等の観点から望ましい行為></p> <p>サービス卸ガイドラインでは、消費者保護の充実を図る観点から、卸提供事業者においては、契約関係のある全ての卸先事業者に対し、同ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じることが適当とされている。</p> <p>特に、卸先事業者における法令違反の事実が明らかになった場合には、再発防止など、適切な措置を講じることが適当とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸提供の申し込みがあった卸先事業者に対し、本契約の前までに、サービス卸ガイドラインを提供し、卸先事業者が特に留意すべき点を明示の上、同ガイドラインの内容を周知していることを確認。 ・また、契約締結後においても、卸先事業者向けのポータルサイトにおいて、卸先事業者が特に留意すべき点等を明示し、常時確認ができるようにするとともに、法令・ガイドラインの改正時には内容を更新し、その旨卸先事業者にもメール等で周知していることを確認。 ・さらに、卸先事業者向けのオンライン研修の提供に向けた取組を行っていることを確認。 ・卸先事業者のサービスの利用者から NTT 東西に苦情等が寄せられた場合、卸先事業者に対し、適切な対応を実施するよう依頼するとともに、問合せや調査依頼を行い、調査結果・改善結果の報告を受けていることを確認。 ・また、卸先事業者の不適切な営業活動等が明らかになった場合、サービス卸ガイドライン等を遵守した適正な営業活動を行うよう申し入れを実施し、是正されない場合には、受付停止・契約解除等の措置を講じていることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西において一定の取組を行っていることが確認できたものの、卸先事業者のサービスに関する苦情相談件数が依然として高い水準にあることに鑑み、「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」への対応状況について、引き続き注視。 	<p>§ 卸提供事業者においては契約関係のある全ての卸先事業者に対し、卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者及び再卸先である卸先事業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること。特に、本ガイドラインが遵守を求める法令に卸先事業者が違反していた事実が明らかとなった場合には、再発防止及び利用者利益の保護を図るための適切な措置を講じること。</p>

○ サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果等（詳細）

① 競争阻害的な料金の設定等

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) ガイドライン該当箇所等
<p><料金設定の適正性> 卸先事業者が、競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを著しく下回るような料金設定をする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸先事業者（MNO を除く。）における料金設定について、割引等を考慮しても、適正なコストを著しく下回るような利用者料金の設定とはなっていないことを確認。 少なくとも、「NTT 東西からの FTTH の仕入原価+ISP の提供原価」を上回る料金設定となっており、キャッシュバックサービス、代理店に対する販売奨励金等の販売費を含めると、上記コストを下回る料金設定となる場合も見られたが、そのような場合であっても、利用者に長期利用してもらうことを前提に、当該コストを概ね2～4年後までに回収し黒字化するような設計となっていることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 卸先事業者において適正な料金設定が行われているか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に、特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回るような料金⁹⁶を設定すること。</p> <p>➤ 移动通信市場については、固定通信市場の隣接市場であること及び協調的寡占の色彩が強い市場であると指摘されていることから、利用者料金等の設定が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられる。このため、移动通信事業者（MNO）が卸先事業者になり、特定卸役務の提供を受けて提供する電気通信役務と自社の移动通信の役務とを組み合わせる料金設定を行って提供する場合（いわゆるセット割引）において、料金設定について懸念が生じたときには、それぞれの役務の料金について合理的な説明を行うことが求められる。</p>
<p><MNO が行うセット割引に係る料金設定の適正性> MNO の利用者料金等の設定が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられるため、セット割引の料金設定について懸念が生じたときには、それぞれの役務の料金について合理的な説明を行うことが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> MNO 以外の事業者から、MNO が提供する携帯電話と FTTH のセット割引は割引額が大きく、同じ土俵で競争することは困難との指摘があった。 この点、MNO が、自社の携帯電話の利用者に対し、FTTH のセット提供を行うに当たり、携帯電話料金又はセット料金の割引サービスを行っているが、当該セット割引の額を考慮した実質的な FTTH の料金をみると、適正なコストを下回り、他の FTTH の提供事業者を排除又は弱体化させる競争阻害的な料金設定となっている可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> MNO が提供している携帯電話とのセット割引については、サービス卸ガイドラインに規定する「競争阻害的な料金の設定等」に該当する可能性があることから、携帯電話と FTTH 事業の収支の状況や割引額の設定方法等について、調査を行う。 	
<p><キャッシュバックの適正性></p>	<ul style="list-style-type: none"> 違約金等を還元するキャッシュバックサービスについては、利用者がサービスを乗り換える際 	<p>§ 特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に（特定卸</p>

⁹⁶ ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。

<p>過度なキャッシュバックなどの行為により、電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせる場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査時点でキャッシュバックサービスを実施していないと回答した卸先事業者が14社中6社であった。 また、キャッシュバックサービスを実施している又は過去に実施していた卸先事業者においては、事業者や時期（商戦期等）によって変動するものの、1,000円～40,000円程度（ギフトカードやポイント等で提供する場合を含む。）の設定となっており、いずれの場合でも、利用者に長期利用してもらうことを前提に、当該キャッシュバックサービスに要するコストを概ね2～4年後までには回収する設計となっていることを確認。 このほか、開通に伴う工事費用を無料とするサービスを実施している又はしていた卸先事業者もいるが、上記同様、概ね2～4年後までにコストを回収する設計となっていることを確認。 一方、MNOが実施する他社サービスからの乗り換えの際の違約金及び撤去工事費を還元するキャッシュバックサービスについて、自社サービスに乗り換える利用者に対し、他社サービスの解約により生じる違約金や撤去工事費をほぼ全額負担するようなサービスは、移動系通信サービスによる利益を原資として、MNOだからこそ実施できるものであり、MNO以外の事業者は、他社からの乗り換え費用を負担できる状況にはなく、追従できないとの指摘があった。（なお、MNO以外では、ISP1社が、ISPから乗り換える費用を負担するサービスを実施している。）。 	<p>のスイッチングコストを低下させる側面もあり、また、必ずしも他社が対抗できない営業手法とは認められない※ことから、直ちに問題がある営業手法とまでは言うことができないと考えられる。</p> <p>※ 左記のとおり、MNO以外の卸先事業者においても、1,000円～40,000円程度のキャッシュバックサービスを実施していることを確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> しかしながら、過度なキャッシュバック等により、サービス卸ガイドラインに規定する「競争阻害的な料金の設定等」に該当する場合は、電気通信事業法上問題となり得ることから、引き続き、料金の適正性等が実質的に損なわれ、公正な競争環境が歪められていないか、注視していく。 	<p>役務の提供を受けて提供するサービスとセットで移動通信サービス等を提供する場合を含む。）、競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること。</p>
<p>< 自己の関係事業者の不当な優遇（支配的な電気通信事業者に限る。） ></p> <p>支配的な電気通信事業者が、卸電気通信役務を利用してFTTHを提供する際に、自己の関係事業者を合理的な理由なく有利に取り扱う場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> NTTドコモにおいて、「ドコモ光」の提供に当たり、ISP料金一体型のメニューを提供しており、選択可能なISPによってタイプA（5,200円/月）・タイプB（5,400円/月）とメニューが分かれているが、タイプA間、タイプB間でそれぞれISPからの提供条件に差はなく、同一タイプ間では同一の利用者料金となっていることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 支配的な電気通信事業者において自己の関係事業者の不当な優遇が行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の提供を受けて、自己のサービスを提供する際（卸先契約代理業者等への委託等による場合を含む。）に、自己の関係事業者（当該市場支配的な電気通信事業者の特定関係法人であって総務大臣が指定したものに限る。）のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。</p>

・また、自己の関係事業者に対しドコモ光を提供する場合、他の事業者に対する提供条件と同一となることを確認。

② 排他的な割引サービス及び関係事業者と一体となって行う排他的な業務

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) ガイドライン該当箇所等
<p><排他的な割引サービス及び関係事業者と一体となって行う排他的な業務(支配的な電気通信事業者に限る。)> 支配的な電気通信事業者が、合理的な理由なく、 (1) 排他的に自己が提供する他のサービスと組み合わせて、割引サービスを提供する場合、 (2) 排他的に自己のサービスと自己の関係事業者のサービスを組み合わせて割引サービスを提供する場合、 (3) 自己の関係事業者と一体となって排他的な業務を行う場合、 電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT ドコモにおいて、ドコモ光の提供に当たり、ISP 料金一体型のメニューを提供しているが、ISP については、自社サービス (ドコモ net) 及び関係事業者のサービス (OCN、ぷらら、WAKWAK) に加え多数の他社サービスからも選択可能となっており、自社サービス又は関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供は行っていないことを確認。 ・また、今後、提携 CATV 事業者からの要望に応じて、当該 CATV 事業者のサービス提供エリアにおいて、タイプ A・タイプ B の選択可能 ISP として当該 CATV 事業者を追加する予定であることを公表している。なお、平成 28 年 12 月から、提携 CATV 事業者から FTTH の卸提供を受け、ドコモ光タイプ C の提供も開始している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支配的な電気通信事業者において、合理的な理由なく、排他的な割引サービスを行っていないか、また、関係事業者と一体となって排他的な業務を行っていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、排他的に自己が提供する他のサービスと組み合わせて、割引サービスを提供すること。</p> <p>§ 特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、排他的に自己のサービスと自己の関係事業者のサービスを組み合わせて、割引サービスを提供すること。</p> <p>§ 特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、自己の関係事業者と一体となって排他的な業務を行うこと(電気通信役務の提供以外の業務(例:料金明細書への商品案内の同封、課金・認証等のプラットフォーム機能の管理・運営)については、当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係しており、その態様が合理的な理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争にただちに弊害を及ぼす場合に限る)。</p>

③ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) ガイドライン該当箇所等
<p>＜消費者保護の充実等の観点から望ましい行為＞</p> <p>サービス卸ガイドラインでは、消費者保護の充実を図る観点から、卸先事業者において、全ての契約代理業者及び再卸先事業者に対し、同ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じることが適当とされている。</p> <p>また、卸先事業者において、同ガイドラインの内容を踏まえ、契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、その遵守を担保する体制を整備することが適当とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸先事業者において、サービス卸ガイドラインの内容について、消費者保護に関する規律を中心として、販売マニュアルの反映、集合研修・勉強会、e-Learning、代理店との定期会合等を通じて定期的に周知していることを確認。 また、多くの事業者において、日々のモニタリングや定期的な監査により、消費者保護に関する規律が遵守されているかをチェックし、問題がある場合には、随時代理店に対し指導を行っていることを確認。契約において、不適切な販売を行う場合、契約解除や手数料の返還を求める旨定められている例もあった。 なお、適切な勧誘方法については、電気通信サービス向上推進協議会において、平成28年1月に「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準」を改定し、サービス卸に関する内容を追加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 各卸先事業者において一定の取組を行っていることが確認できたものの、卸先事業者のサービスに関する苦情相談件数が依然として高い水準にあることに鑑み、「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」への対応状況について、引き続き注視。 	<p>§ 卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者及び再卸先である卸先事業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること。</p> <p>§ 卸先事業者においては、本ガイドラインの内容を踏まえ、卸先契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、その遵守を担保する体制を整えること。</p>

④ サービス提供に当たっての課題等

確認内容及び確認結果	対応方針・対応状況
<p>＜サービス提供に当たっての課題等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT東西のサービス卸の提供料金（卸料金）が高いため、利益を確保して事業を運営することが難しいとの指摘があった。 また、割引適用後のNTT西日本のFTTHの利用者料金（小売料金）が低いため、競争が困難との指摘が多数の事業者からあった。 	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西のサービス卸の提供料金（卸料金）については、サービス卸ガイドラインに規定する「利用者に対する料金よりも高い料金」とはなっていない。 しかしながら、NTT西日本が提供する割引サービスを適用した場合の利用者料金（小売料金）は、利用期間に応じて低廉とな

	<p>ることから、卸料金の水準に鑑みて、特にNTT西日本からサービス卸の提供を受けてサービスを提供する事業者の事業運営に影響を及ぼしている可能性も考えられる。このため、NTT西日本における割引プランごとの契約状況や割引額の設定方法等について、調査を行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 一部のMNOが、他の卸先事業者のサービスから自社サービスに移行しようとする利用者のIP電話番号の継続使用を可能とする手法を用いた営業活動を行っているところ、当該手法は複雑な手続を経る必要があり、利用者に負担を生じさせているとの指摘や、利用者が他の卸先事業者のサービスに変更する際のIP電話※番号の継続利用が可能となることが望ましいとの指摘があった。 <p>※ 卸先事業者がNTT東西から卸電気通信役務の提供を受けてFTTHと併せて提供するひかり電話（光IP電話）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記の手法により自社サービスへの移行を促す営業活動については、FTTH事業者の変更を希望する利用者において、自分の電話番号を継続利用したいというニーズに応えるものであり、当該手法自体が直ちに問題となるものではない。 しかしながら、卸先事業者が行う左記の手法は複雑な手続を経る必要があり、利用者に負担を生じさせるものであること、また、IP電話番号の継続利用が可能となることで利用者利便の向上並びに卸先事業者間の競争の促進に資することから、総務省は、平成29年6月20日、NTT東西も参加する業界団体の委員会に対し、他の卸先事業者のサービスに変更する際のIP電話番号の継続利用の実現に向けた検討が行われるよう要請をしたところである。 総務省において、当該要請を受けた検討状況を注視していく。
<ul style="list-style-type: none"> 開通工事の日程について、NTT東西の対応が柔軟ではないとの意見や、卸先事業者の利用者の工事よりも、NTT東西の利用者の工事が優先されているのではないかと、NTT東西の営業担当者が工事の日程を調整しているのではないかと意見が複数あった。 この点、NTT東西において恣意的な工事日程の設定は行っていないこと、また、NTT西日本においては、工事日程の差異はデータベースの構造に起因するものであったところ、改善に向けた取組を行っていることが確認できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 卸先事業者の業務の適正な実施に支障が生じていないか等、引き続き注視。
<ul style="list-style-type: none"> サービス卸の関連システムの使い勝手が悪く、オペレーションコストが積み重なっているとの意見があった一方、関連システムの使い勝手は徐々に改善されていると評価する意見もあった。 	
<ul style="list-style-type: none"> ダークファイバー利用によるFTTH事業への参入を断念したところ、サービス卸により参入が可能となり良かったとの意見があった。 	

○ 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果等（詳細）

① 接続条件の内容等

確認内容及び確認結果	対応方針・対応状況	(参考) 関係法令等
<p><論点 1-1> MVNO が第二種指定設備設置事業者に支払う接続料の精算方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 16 条に定められている。同規定中「接続料の急激な変動があると認められる場合」に、接続会計の適用年度である約 2 年前に遡って精算（当年度精算）するとされており、現状、データ伝送交換機能の接続料について実施されている。</p> <p>【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当年度精算が行われる「接続料の急激な変動」の基準が不明。 ・「接続料の急激な変動」の有無は事業者ではなく総務省が判断すべき。 ・年度によって遡及期間が異なり不透明。 ・事後精算ではなく固定的な価格にしてほしい。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当年度精算が行われる「接続料の急激な変動」の明確な基準を設けてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ伝送交換機能の接続料に係る当年度精算は、従来の接続料算定期間の翌年度まで遡及精算する方法では、接続料が毎年低下する状況において、当年度の低い需要当たりの原価を視野においた事業展開が可能な MNO と比較して MVNO が競争上不利な状態に置かれている可能性があることから、MVNO の競争環境の整備の観点から導入された制度。 ・現状、二種接続料規則においては、前年度の実績に基づく接続料の精算が原則となっているが、「接続料の急激な変動があると認められる場合」に当年度精算を行うこととしており、データ伝送交換機能の接続料については当年度精算が行われている。 ・しかしながら、二種指定設備設置事業者及び MVNO の双方から意見があるとおり、現状、当年度精算の条件である「急激な変動」には具体的な基準がないため、当年度精算が行われるか否かについて、判断基準の明確性の観点から課題があると考えられる。 ・総務省は、接続料の低廉化の動向も踏まえ、当年度精算の在り方を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種指定電気通信設備接続料規則第 16 条
<p><論点 1-2> 第二種指定電気通信設備を設置する事業者が接続約款を変更する時は、その実施の日の 7 日前までに総務省に届出を行うこととされている。現状、当該事業者は、新たな接続会計に基づき接続料を算定し接続約款を変更するときは、当該約款を 3 月下旬に届け出ている。</p> <p>【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当年度精算の接続料の確定が遅く、事業の予見性、企業会計の観点から問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二種指定設備設置事業者は、接続料の算定スケジュールを大幅に早めることは実務的に困難としている。 ・他方、二種指定設備設置事業者からは、MVNO からの要望も踏まえ、接続料の算定を可能な限り早期に行いたいとのことであった。 ・この点、二種指定設備設置事業者は、接続料の算定を可能な限り早期に行ったり、確定が早い需要などのデータについて早期に提示することなどにより、MVNO の予見可能性を高めることが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法第 34 条 ・電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 3 ・第二種指定電気通信設備接続料規則第 6 条、第 16 条

<p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続料の算定スケジュールを大幅に早めるのは困難。 ・接続料の算定を可能な限り早期に行いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・また、二種指定設備設置事業者は、MVNOの検討に資するため、接続料算定のプロセス等について、MVNOに説明することが望まれる。 ・総務省は、MVNOの予見可能性を高めるため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。 	
<p><論点 1-3> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の二種指定設備設置事業者に比べて他の二種指定設備設置事業者の接続料が高く、格差を是正する取組が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続料は二種接続料規則等に基づき、各社の適正原価に適正利潤を加えたものを需要で除して算定することとしており、二種指定設備設置事業者ごとに金額は異なっている。 ・二種指定設備設置事業者間の算定方法の違いに起因する接続料格差については、総務省において、利潤の算定方法を具体的に定める省令改正（平成29年2月）を行い、算定方法に起因する接続料の格差は縮小した。また、当該算定方法については3年後を目処に見直しを行うこととしており、引き続き、接続料の算定の適正性・検証可能性・公平性の確保について取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種指定電気通信設備接続料規則第11条

②-1 接続を円滑に行うために必要な約款記載事項

確認内容及び確認結果	対応方針・対応状況	(参考) 関係法令等
<p><論点 2-1> 回線管理機能^{*1}の接続料金は、二種指定設備設置事業者の接続約款に記載されている。</p> <p><small>*1 特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証等を行う機能。</small></p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回線管理機能の料金の算定方法が不明確であり高額、公正妥当な金額か疑問。 ・回線管理機能をアンバンドル機能とし、二種接続料規則の適用を希望。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回線管理機能の料金については、問い合わせに応じて算定の考え方を説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・回線管理機能の料金については、施行規則により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な」金額を接続約款に記載すべき旨規定しており、二種指定設備設置事業者各社とも、当該料金は、原価に利潤を加えたものを需要で除す算定を行っている。 ・回線管理機能は、MNOが提供するHLR/HSS等の利用に係る機能であり、現状、データ送交換機能の利用に際し、MVNOは必ず利用する必要のある機能であるが、現状、料金の算定方法の詳細が定められているわけではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法施行規則第23条の9の5第1項第4号 ・第二種指定電気通信設備接続料規則第4条 ・MVNOガイドライン2(2)2)ア(オ)

	<ul style="list-style-type: none"> データ伝送交換機能の利用において回線管理機能が不可欠であり、データ伝送交換機能の一部と考えられることから、その料金の公正妥当性の確保が重要と考えられる。 また、現状、MVNO ガイドラインに、接続料について「水準が争点となった場合には（中略）可能な限り情報開示することが適当」と記載されていることを踏まえて、二種指定設備設置事業者は MVNO に回線管理機能の費用の算定根拠について可能な限り情報開示することが望まれる。 総務省は、回線管理機能の料金等の適正性・公平性を向上させるため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。 	
<p><論点 2-2> 現状、二種指定設置事業者各社は、SIM カード^{※2}の貸与料金を接続約款に記載している。</p> <p>※2 SIM カードは、一般的に携帯電話などの通信端末に挿入して、移動通信ネットワークでの利用者認証などに用いられる情報が記録された装置であり、通信を行うために必要な設備。</p> <p>【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> SIM の貸与料金に割高感がある、算定方法が不明。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> SIM の提供料金については算定の考え方を説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、二種指定設備設置事業者各社とも接続約款に SIM の貸与料金を記載している。二種指定設備設置事業者によれば、当該料金は、調達費用に管理費、資本調達コスト等を加算したものから算定しているとのことであった。また、MVNO に対しては、算定の考え方は伝えているとのことだった。 SIM は、現状、データ伝送交換機能を用いる MVNO は提供を受ける必要があり、当該機能の提供に当たって不可欠であるが、SIM の提供料金の算定方法は定められていない。また、現状、その種類等は接続約款記載事項とされていない。 データ伝送交換機能の利用において SIM の利用が不可欠であることから、SIM の種類等を明らかにし、貸与料金について公正妥当性を確保することが重要であると考えられる。 総務省は、SIM の貸与料金等の適正性・公平性を確保するため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法施行規則 23 条の 9 の 5 第 1 項第 3 号 平成 28 年総務省告示第 107 号第 2 条第 3 号

<論点 2-3>

網改造料、工事費、手続費については、二種指定設備設置事業者は施行規則に基づき各社とも接続約款に記載している。

【MVNO の意見】

- ・ 網改造料、工事費、手続費の妥当性が疑問。
- ・ 網改造料等、約款記載されない部分で二種指定設備設置事業者の裁量が大きい。
- ・ 網改造料の費用案分の考え方は整理が必要。
- ・ 工事費が実稼働ベースであり事前に費用の見積もりが正しくできない。

【二種指定設備設置事業者等の意見】

- ・ 算定の考え方や費用の概算額を説明している。等

- ・ 網改造料、工事費、手続費については、施行規則において、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な」金額を接続約款に記載すべき旨を規定している。
- ・ 現状、二種指定設備設置事業者各社は、工事費、手続費については接続約款に単価を記載したり、「実費」である旨の記載をしたりしている。また、網改造料については算定式を接続約款に記載しており、金額の記載は無いが、この点、二種指定設備設置事業者からは、利用事業者数の増減等により、金額が変動することから、接続約款への記載が困難である旨の説明があった。
- ・ 網改造料については、MVNO ガイドラインに「金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当」と記載されていることを踏まえて、二種指定設備設置事業者は MVNO に可能な限りその内訳について説明することが望まれる。
- ・ 網改造料のうちデータ伝送交換機能の提供に係るものは、当該機能の提供を受けるにあたり、支払いが不可欠であるにも関わらず、現状、その金額の提示のあり方は二種指定設備設置事業者により異なっており、MVNO にとって予見性の課題となりうる。
- ・ 総務省は、MVNO の予見性を向上させるため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。
- ・ 工事費については、作業単金に作業時間を乗じたものとされ、作業単金は示されているが、作業時間等の見通しがつきにくいことで支払額の予見性が必ずしも十分ではない。
- ・ この点、少なくとも一定の実績がある代表的な工事については、接続約款に実績に基づいた工事ごとの工事費を明示することが適当であると考えられるため、総務省は、

- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5 第 1 項第 4 号
- ・ MVNO ガイドライン 2(2)2)ア(オ)

	<p>必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、一種指定設備設置事業者の接続約款では工事ごとの工事費が示されている。 	
--	--	--

②-2 接続を円滑に行うために必要な情報の開示

確認内容及び確認結果	対応方針・対応状況	(参考) 関係法令等
<p><論点 2-4> 二種指定設備設置事業者の接続料の算定根拠の情報開示については、MVNOガイドラインで、可能な限り情報開示することが適当としている。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一種指定設備設置事業者と同等の算定根拠の開示を義務づけてほしい。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続料は二種接続料規則等に基づき算定している旨をMVNOに説明している。 ・接続料の算定に用いられるデータは秘匿性の高い経営情報を含むものであり、その開示は必要最低限であるべき。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、MVNOガイドラインに「接続料の水準が争点となった場合には(中略)例えば、接続料の算出の根拠に関する説明を記載する書類その他必要な書類を用いるなどにより、可能な限り情報開示することが適当」と記載されている。 ・総務省は、接続料の算定根拠が透明性及び予見性の向上に資することを踏まえ、接続料の算定根拠の透明性を向上するため、総務省は、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している ・なお、一種指定設備設置事業者については、一種指定設備との接続が他の電気通信事業者にとって基本的に不可欠であり、公共の利益に資すると考えられることから、事業者間協議が容易・迅速化されることを期待し、一種情報開示告示において、算定根拠の開示が義務づけられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOガイドライン 2(2)2ア(エ)
<p><論点 2-5> 回線管理システム^{※3}に係る情報を請求に応じて開示すべき旨二種情報開示告示で定めている。</p> <p>※3 電気通信回線の登録及び変更並びにその他電気通信回線に関する情報の管理等を行うシステム。6月24日に開始の意見募集では、「役務利用管理システム」と記載。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回線管理システムに関する契約条件が公表されておらず公平性が担保されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、二種情報開示告示において、回線管理システムに係る情報を請求に応じて開示すべき旨を定めている。 ・この回線管理システムのうち、SIMの発行や回線の管理等に関する機能は、現状、データ伝送交換機能を用いるMVNOは原則提供を受ける必要があるものであるが、現状、その料金等の接続約款への記載義務は定められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年総務省告示第107号 ・MVNOガイドライン 2(2)2イ(カ)

<ul style="list-style-type: none"> ・回線管理システムの料金の妥当性が不明。 【二種指定設備設置事業者等の意見】 ・必要な情報は契約書や協議において提示している。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省は、これらの機能の重要性に鑑みその料金等を接続約款記載事項とするため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。 	
<p>＜論点 2-6＞ 二種情報開示告示において、SIM や回線管理システムに係る情報を請求に応じて開示すべき旨定めている。</p> <p>【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SIM や回線管理システムを含め、一般的に、機能追加等に係る情報開示が、質問をしないとされない。積極的な情報開示を希望。 ・二種情報開示告示の実効性の担保が必要。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能追加に関してはガイドラインに則って事前に通知を行っている。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、二種情報開示告示において、SIM や回線管理システムに係る情報を開示すべき旨定めているが、当該情報は、「開示の請求があった者に限り開示する」と定められている。 ・また、電気通信事業法第34条第7項による情報開示努力義務の具体例として、MVNO ガイドラインにおいて、「第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報」及び「回線管理システム等、接続を円滑に行うために必要なものに関する機能追加等の情報」を記載している。 ・二種指定設備設置事業者は、機能追加等があれば、現状も事前通知を行っているとのことであった。 ・MVNO ガイドライン等の記載を踏まえ、二種指定設備設置事業者は機能追加に当たっては情報開示することが望まれる。 ・必要性の高い機能追加に係る情報開示がなく、またはMVNO 間で著しい差が生じる場合、二種指定設備設置事業者とMVNO 間、またはMVNO 間のイコールフットイングが確保されず、MVNO が競争上不利な状態におかれる可能性がある。 ・総務省は、SIM や回線管理システム等、MVNO の業務に与える影響が大きいものについて、機能の追加及び変更に関する情報が適切に開示されるため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年総務省告示第107号第2条第3号 ・MVNO ガイドライン 2(2)2イ(カ)
<p>＜論点 2-7＞ 「ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報」を請求に応じて開示すべき旨二種指定告示で定めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、二種情報開示告示において、「ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報」を開示すべき旨定めているが、当該情報は、「開示の請求があった者に限り開示する」と定められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年総務省告示第107号第2条第3号 ・昭和62年郵政省告示第73号

<p>【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワーク設備に関する障害情報が遅い、情報が不完全。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等については、ユーザ向けと同じタイミングで、HP で公表したり、MVNO にはメールで直接通知している。等 	<ul style="list-style-type: none"> また、昭和 62 年郵政省告示第 73 号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）では、「仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。」と記載している。 MVNO のサービスの利用者への説明等のため、ネットワーク設備に係る障害情報は迅速に MVNO に通知されることが必要である。現状、二種指定設備設置事業者は、ネットワーク設備に関する障害情報について、HP での公表やメール等を用いて MVNO に情報提供はしているものの、この MVNO への情報提供については、接続約款において、別途定めることになっている。 このため、総務省は、昭和 62 年郵政省告示第 73 号を踏まえ、ネットワーク設備に関する障害情報を接続事業者に迅速に通知する責任を、接続約款においても明確にするため、必要な制度整備について、6 月 24 日に意見募集を開始している。 また、MVNO が他の MVNO に役務を提供している場合にも、当該役務を提供している MVNO は同様に情報提供することが望まれるため、その旨 MVNO ガイドラインに明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> MVNO ガイドライン 2(2)4ウ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5 第 1 項第 5 号
<p><論点 2-8></p> <p>【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回線管理システムや MNP に関する障害について、24 時間 365 日、直接情報がほしい。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回線管理システムの障害については直接通知している。等 	<ul style="list-style-type: none"> 回線管理システム等の、二種指定設備設置事業者が MVNO に提供する業務系システムに障害が生じた場合、MVNO の販売や各種手続に支障が生ずることから、MVNO の業務の適正な実施のためには、二種指定設備設置事業者は、回線管理システム等の障害情報について、MVNO との連絡のあり方を協議することが望まれる。 また、MVNO も、他の MVNO に同様の業務系システムを提供している場合は、同様に迅速に情報提供することが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年総務省告示第 107 号第 2 条第 3 号
<p><論点 2-9></p>	<ul style="list-style-type: none"> 端末接続試験の費用について、MVNO ガイドラインに「① MNO 及び MVNO 間で事前確認試験等が行われる場合には、 	<ul style="list-style-type: none"> MVNO ガイドライン 2(2)4エ

<p>端末接続試験の実施について、各事業者とも接続約款に記載があるが、費用は記載されていない。</p> <p>【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> • MVNO が申し入れた端末接続試験について、費用が二種指定設備設置事業者と端末ベンダとの間で秘密になっており、MVNO に開示されない。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 端末試験方法や内容については、ネットワーク構築や端末開発に係るノウハウを含んでいる。 • 詳細な費用は可能な範囲で MVNO に開示している。等 	<p>MVNO に対しその算定根拠、②MNO 及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNO に対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい」と記載されており、二種指定設備設置事業者は、ガイドラインを踏まえて MVNO に説明を行うことが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • MVNO が当該試験の費用の開示を受けられない場合、MVNO が端末の調達に係る費用を予見できず、二種指定設備設置事業者に対し競争上不利な状態に置かれる可能性がある。 • 総務省は、当該費用が適切に開示されるよう、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。 	
<p><論点 2-10></p> <p>接続料の精算が翌年度又は翌々年度となっており、接続料が急激に変動している場合には精算額が多額となる可能性があるため、MVNO ガイドラインに暫定的な支払方法を設けることが望ましい旨、記載している。</p> <p>【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 接続料の支払猶予率の基準が不透明。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 支払猶予率については MVNO ガイドラインの記載を踏まえ設定、MVNO との協議で決定。等 	<ul style="list-style-type: none"> • 支払猶予率については、MVNO ガイドラインに「その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者十分に説明を行うことが望ましい」と記載されており、二種指定設備設置事業者は、ガイドラインを踏まえて MVNO に説明を行うことが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> • MVNO ガイドライン 2(2)2イ(ウ)イ)
<p><論点 2-11></p> <p>【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一部の二種指定設備設置事業者が支払猶予制度を提供していない。 • 支払猶予率の設定に接続料予測を用いている。(という誤解) • (実際には支払猶予制度を提供している)一部の二種指定設備設置事業者が支払猶予制度を提供していない。(という誤解) 	<ul style="list-style-type: none"> • 支払猶予率については、MVNO ガイドラインに「合理的に設定した暫定値として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。」と記載されている。 • 支払猶予を受けることを希望する MVNO の要望に応じ、二種指定設備設置事業者は支払猶予を行うことが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> • MVNO ガイドライン 2(2)2イ(ウ)イ)

<p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（支払猶予制度を提供していない一部の二種指定設備設置事業者）MVNOからの要望がない。 ・（支払猶予制度を提供している一部の二種指定設備設置事業者）MVNOに説明済み、HPに掲載済み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・また、二種指定設備設置事業者はMVNOに対して、改めて支払猶予制度の存在や支払猶予率の基準を説明することが望まれる。 	
<p><論点 2-12></p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の二種指定設備設置事業者に比べて他の二種指定設備設置事業者は情報開示や説明が不足するなどの問題があり、格差を是正する取組が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二種指定設備設置事業者は、二種接続料告示やMVNOガイドライン等を踏まえて、MVNOに対して十分な情報開示や説明を行うことが求められる。 	

③ 卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等

確認内容及び確認結果	対応方針・対応状況	(参考) 関係法令等
<p><論点 3-1></p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回線管理システムのAPIに関する契約条件が公表されておらずMVNO間で差異があるか分からない。 ・回線管理システムのAPIの料金の妥当性が不明。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回線管理システムの料金については算定の考え方を説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省は、一部の二種指定設備設置事業者から、標準的な回線管理システムに係る契約の届出を受けている。契約が届出対象となる一定規模以上の卸先事業者について、使用する設備が同種の場合、金額は同一となっている。 ・現状、一部の二種指定設備設置事業者は、回線管理システムのうち付加的な機能として、MVNOの顧客システム等と回線管理システムの連携を容易にするAPIを提供している。 ・しかしながら、現状、API等の付加的な機能の契約は届出に含まれておらず、この内容の不当な差別的取扱いがないか等の確認は行っていない。 ・API等の回線管理システムの付加機能についても、MVNOに提供する回線管理システムとして回線の登録、変更等を行うための重要な機能であることに鑑み、総務省は、不当な差別的取扱いがないか等の確認を行うため、付加的機能を含めた回線管理システムの契約について、届出の対象とするため、必要な制度整備について、6月24日に意見募集を開始している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年総務省告示第107号 ・電気通信事業法施行規則第25条の7第4号ル

	<ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者は、回線管理システムの付加的な機能についても、料金の算定の考え方等について、MVNOに可能な限り情報開示することが望まれる。 	
<p><論点 3-2> 【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> MNO が再卸に制限を設けるおそれがある。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> (一部の二種指定設備設置事業者等) ビジネスベースで個別合意した場合やユーザからの誤った問い合わせを防ぐために制限を設けているケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に、卸電気通信役務では電気通信事業者間の合意に基づき契約を締結することができる。 再卸の制限は、 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 電気通信事業法第 29 条第 1 項第 7 号に掲げる「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき」 ➤ 電気通信事業法第 29 条第 1 項第 10 号に掲げる「電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務（略）の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行つていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき」に該当する場合には、業務改善命令の対象となる。 MNO は、現に再卸に制限を設けている場合、この点に留意し、その制限が不当なものに当たらないか確認することが必要であり、総務省は、その状況を注視する。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法第 29 条第 1 項第 7 号、第 10 号
<p><論点 3-3> 【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部の MVNO の提供するサービスについて、 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 他の MVNO には提供されていないテザリングが提供されている ➤ 当該二種指定設備設置事業者との販売連携がある等の差異があり、競争上優位。当該二種指定設備設置事業者による優遇があるのではないか。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部の MVNO が当該二種指定設備設置事業者から提供を受けている卸電気通信役務に係る提供条件は、届出を受けた契約条件によれば、接続約款と同等の単価が設定されていることが確認できた。 また、当該一部の MVNO は当該二種指定設備設置事業者との間で販売支援を受ける契約を結んでいることが確認できた。この点、当該二種指定設備設置事業者からは、他の MVNO に対しても、当該販売支援の提供については協議に応じるとの説明があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法施行規則第 25 条の 7 第 1 項 電気通信事業報告規則第 4 条の 5 第 1 項

<ul style="list-style-type: none"> ・(当該二種指定設備設置事業者) 卸契約はビジネススペースの協議。MVNO から要望があれば個別に協議。販売支援については、他の MVNO から要望があり、利害が合致すれば支援可能。 ・(当該一部の MVNO) 販売支援等には対価を支払っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部の MVNO が当該二種指定設備設置事業者から提供を受けている SIM ではテザリングが利用可能となっているが、他の MVNO に提供している SIM ではテザリングが利用できないケースがある。 ・ヒアリングの結果、当該二種指定設備設置事業者からは、他の MVNO に対しても、要望に応じてテザリングの提供を可能にするとの説明があったため、総務省は、これに関する事業者間協議の状況を注視する。 ・この他、テザリングの提供に関する考え方については、論点 4-2 を参照。 	
<p><論点 3-4> 【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部の MVNO の提供するサービスについて、他の MVNO では実現できないような料金設定及びプロモーションがなされ、競争上優位。当該二種指定設備設置事業者による優遇があるのではないか。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(当該一部の MVNO) 将来の収益性も踏まえて価格設定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者が不当に安価な料金設定等を行った場合には、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 5 号に掲げる「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」の業務改善命令の対象となる可能性がある。 ・総務省としては、電気通信事業者の料金等が、不当な競争を引き起こすものとならないか等、引き続き注視していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法第 29 条第 1 項第 5 号
<p><論点 3-5> 【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の二種指定設備設置事業者によるサブブランド展開は、MVNO に対する競争条件の公平性の観点で懸念。競争政策の在り方について見直しをはかって頂きたい。 		
<p><論点 3-6> 【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二種指定設備設置事業者によるグループ企業以外の MVNO への流出阻害がある。 ・グループ内優遇や移動系以外への影響行使に懸念。禁止行為規制の拡大が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングの結果、二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部の MVNO に対する販売支援の一環で、当該二種指定設備設置事業者のユーザの解約時等に、当該一部の MVNO を案内する行為が行われているとの説明があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法第 29 条第 1 項第 5 号

	<ul style="list-style-type: none"> ・この点、例えば、MNO が解約者に対し、グループ企業である MVNO への移行に限り優遇措置を行うなどの場合には、電気通信事業法第 29 条第 1 項における不当な差別的取扱い等業務改善命令の対象となる可能性がある。 ・なお、禁止行為規制の適用対象の拡大については、今後も、移動通信市場の環境変化を注視し、禁止行為規制の制度趣旨を踏まえた上で、NTT ドコモ以外の者への適用の必要性について判断していく 	
--	---	--

④ その他協議関係等

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p><論点 4-1> 網改造について、MVNO ガイドラインに、接続に必要なシステム開発等は、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべき旨を記載している。</p> <p>【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網改造が必要な範囲内か判断できない。 ・MNO の提供条件に応じることしかできず、要望しても、開発の名目と金額が示されるだけで、網改造の内容や方法についての一切の説明を拒否された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・網改造については、MVNO ガイドラインに「接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。(略) 接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。(略) 事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。」と記載されていることを踏まえて、MNO は MVNO に可能な限り説明し、MVNO との円滑な協議の下で網改造内容等を決定することが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5 第 1 項第 4 号 ・MVNO ガイドライン 2 (2) 2) ア (オ)
<p><論点 4-2> 【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部端末で、テザリングが MVNO で利用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、MNO が行うネットワーク上の制限などにより MVNO のテザリング等のサービス提供に支障が生じている場合や、MNO と端末ベンダとの協議で定められた、MVNO にも適用される端末上の設定などが原因となり、MVNO のテザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNO ガイドライン 2 (2) 4) エ ・電気通信事業法第 29 条第 1 項第 1 号 第 7 号、第 12 号

<ul style="list-style-type: none"> ・SIM ロックフリーを含めた一部の端末で、動作が二種指定設備設置事業者と端末ベンダの間で決まっており、MVNO でのテザリング等の動作に制限がある。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一部の二種指定設備設置事業者) 現在 MVNO でテザリングが利用できない端末について、テザリングの提供に向けて検討している。 ・動作改善について具体的な要望を受けてから検討する。 ・端末動作に支障がある場合は改善に向けて検討する。ベンダと協議を行っており可能な範囲で対応している。 ・SIM ロックフリー端末については、二種指定設備設置事業者と端末ベンダの間で動作を決めているものはない。等 	<p>リング等のサービス提供に支障が生じているにも関わらず、当該 MNO が改善に向けて取り組まない場合において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 電気通信事業法第 29 条第 1 項第 7 号に掲げる「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき」や ➤ 同項第 12 号に掲げる「電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき」 <p>に該当すると、業務改善命令の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの趣旨を踏まえ、総務省は、二種指定設備設置事業者の取組の状況を注視しつつ、必要に応じ、電気通信事業法の考え方を明確化することを検討する。 ・このほか、MVNO が端末ベンダと協議をする場合においては、MVNO ガイドラインに「MVNO が端末の調達・開発、動作改善等のため端末ベンダと協議を行う際に、MNO のネットワークに係る情報が必要となる場合など、MVNO のみでは端末ベンダとの協議が成立しない場合には、MNO が MVNO と端末ベンダとの協議に可能な範囲で協力することが望ましい」と記載されていることを踏まえて、MNO は協力をを行うことが望まれる。 ・なお、MNO が販売する端末で通信が可能となる SIM の提供については、平成 29 年 1 月の電気通信紛争処理委員会答申において、「当該 SIM カードの提供を求める行為は、接続の請求の一環をなす」とされているとおり、電気通信事業法第 32 条による接続応諾義務の射程に入ることがある。したがって、このような場合、MNO は、接続協議において MVNO から特定の端末での通信を可能とする SIM の提供を求められた場合、これに応じていく必要がある。 	
<p><論点 4-3> 【MVNO の意見】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングの結果、MVNO が要望している事項について、二種指定設備設置事業者が定める手続による要望がなさ 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法第 35 条、第 39 条

<ul style="list-style-type: none"> ・安価な SIM の提供や MVNO 独自 SIM の発行、SIM 開通期間等の運用の柔軟化、音声定額プランの卸提供、音声卸での現状より大きなボリュームディスカウントや現状よりも細かい秒単位での課金ができるようにしてほしい。 ・協議において、技術仕様を MVNO に一切開示しないため、協議が長期化している。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声定額については、リスクの見積もりなどを含めた具体的な要望を受けていない。 ・接続約款等に定める「事前調査申込」を受けたもののみを「要望」として認識しており、その旨は MVNO にも説明している。 ・具体的な要望を受けてから検討する。 等 	<p>れていない等により当該二種指定設備設置事業者が要望として認識していない事例や、MVNO の要望が具体的でないと認識しているため検討に至っていない事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役務提供や接続の請求は、MNO からの情報開示を受けて行われる側面もあり、協議当事者間で十分なやりとりが円滑に行われ、役務提供や接続の請求が速やかに行われることが重要である。 ・接続の実現や卸役務の提供は、円滑な事業者間協議により行われることが望ましい。 ・MNO を含む、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その設置する電気通信回線設備への接続請求を受けた場合、応諾義務があり、事業者間協議による解決が難しい場合においては、MVNO は、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続や、電気通信事業法第 35 条及び第 39 条に基づく、総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理手続を利用することが可能である。 	
<p><論点 4-4></p> <p>【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「開放を促進すべき機能」に強制力が無い。 ・MNO から過大な費用負担の提示を受けるため協議が進まない。 ・MNO は協議に応じれば形式上の義務を果たしたととらえている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNO ガイドラインにおける「開放を促進すべき機能」は、いずれかの事業者に他の事業者からの要望がある、必要性・重要性の高いサービスに係る機能であり、接続又は卸電気通信役務での提供が望ましいため、必要な条件の具体化に向けて事業者間協議の更なる促進を図るものとして定めている。 ・MNO を含む、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その設置する電気通信回線設備への接続請求を受けた場合、応諾義務があり、事業者間協議による解決が難しい場合においては、MVNO は、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続や、電気通信事業法第 35 条及び第 39 条に基づく、総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理手続を利用することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法第 35 条、第 39 条 ・MVNO ガイドライン 2(2)2イ(ア)

<p><論点 4-5> 【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「HLR/HSS 連携機能」は、開放が促進されていない。 ・既にアンバンドル要件を満たしており、接続約款への記載の義務化を希望。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「HLR/HSS 連携機能」については、一部の二種指定設備設置事業者と MVNO との間で、実現に向けて合意したものの、現時点では提供に至っておらず、また、複数の MVNO が協議を行っている状況。 ・総務省は、必要な条件の具体化に向けた事業者間協議を注視していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNO ガイドライン 2(2)2イ(ア)
<p><論点 4-6> MVNO ガイドラインに、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」として、「携帯電話の E メール転送機能」などを記載している。 【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「開放を促進すべき機能」には MVNO として利用する可能性が低い機能が記載されており、見直しが必要。 ・「携帯電話の E メール転送機能」は市場の要請が少なく、「開放を促進すべき機能」から除外するのが望ましい。 ・キャリアメールを MVNO 移行後にも継続して使用できるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNO ガイドラインにおいて、「総務省は、「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする」としている。 ・「携帯電話の E メール転送機能」など、現状「開放を促進すべき機能」に挙げている機能は、MVNO の要望があることから引き続き位置づけているが、総務省は、MVNO のニーズや協議状況を踏まえながら、引き続き、「開放を促進すべき機能」に該当する機能の追加・削除を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNO ガイドライン 2(2)2イ(ア)
<p><論点 4-7> 【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の二種指定設備設置事業者について、MVNO への番号ポータビリティを用いた回線開通を OTA（利用者の端末を用いて遠隔で SIM を書き換える仕組み）で行おうとし、失敗した際の取り消しが、日中昼間の MNO 窓口が開いている時にしか行えない。改善を要望しているが対応が進展していないため、「開放を促進すべき機能」に挙げてほしい。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続約款等に定める「事前調査申込」を受けたもののみを「要望」として認識しており、その旨は MVNO にも説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNO ガイドラインにおいて、「店頭で MVNO への番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、MNO は、MVNO が SIM を書き換える装置を設置しなくてもよいように、例えば、利用者の端末を用いて遠隔で SIM を書き換える仕組みなど、必要な機能を MVNO へ提供することが望ましい。」としている。 ・MVNO が OTA を利用しやすくなるよう、MNO は対応していくことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNO ガイドライン 2(2)4オ(イ)
<p><論点 4-8> 【MVNO の意見】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアメールのフィルタリングに関する要望については、MVNO の利便性向上につながるものであるため、利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNO ガイドライン 2(2)2イ(ア)

<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアメールのフィルタリングで MVNO のアドレスがフィルタされてしまう。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリングは、迷惑メールからユーザを保護することを目的としており、慎重な検討が必要。等 	<p>者保護の観点も踏まえて、事業者間協議により円滑に実現していくことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者間協議による解決が難しい場合においては、MVNO は、電気通信事業法第 157 条に基づく、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続を利用することが可能である。 	
<p><論点 4-9></p> <p>【MVNO の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後規制であるから、協議の状況について市場監視や評価を行いやすい仕組みにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者間協議におけるトラブルや、電気通信事業法の適用関係等の疑問がある場合は、総務省 MVNO 支援相談センター（料金サービス課内）や、電気通信紛争処理委員会の事業者等相談窓口にて御相談頂きたい。 ・MNO を含む、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その設置する電気通信回線設備への接続請求を受けた場合、応諾義務があり、事業者間協議による解決が難しい場合においては、MVNO は、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続や、電気通信事業法第 35 条及び第 39 条に基づく、総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理手続を利用することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法第 35 条、第 39 条

○ 一種指定設備設置事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認結果等（詳細）

① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供

確認内容及び確認結果	対応方針
<p>他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報（以下「接続関連情報」という。）を、本来の利用目的を超えて、社内の他部門又は自己の関係事業者に提供するような行為は、電気通信事業法上問題となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続関連情報を適正に管理するための体制整備（設備部門と設備部門以外の部門の隔離等）及び接続業務の実施状況を適正に管理するための体制整備※（監視部門の設置等）が行われていることを確認。 <p>※ 体制整備の概要は、下記「⑥ 設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備等」を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争事業者からのヒアリングにおいて、接続関連情報の目的外利用・提供が明確に行われているとの指摘はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き注視。

② 特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益供与又は不当に不利な取扱い・不利益供与

確認内容及び確認結果	対応方針
<p>例えば、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供、自己の関係事業者と一体となった排他的な業務、自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い、自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い等は電気通信事業法上問題となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の電気通信事業者のサービスを組み合わせた割引サービスや、他の電気通信事業者のサービスと一体となった業務が行われていないこと、研修において特定の電気通信事業者を不当に優遇しないよう指導していること、そのような契約が締結されないように契約内容をチェックする仕組みが採られていること、当該チェックの結果を監査部門が監査して問題がなかったことを確認していることを確認。 競争事業者からのヒアリングにおいて、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益供与又は不当に不利な取扱い・不利益供与が明確に行われているとの指摘はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益供与又は不当に不利な取扱い・不利益供与が行われていないか、引き続き注視。

③ 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

確認内容及び確認結果	対応方針
<p>例えば、他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限、端末設備の製造業者に対して特定機種の端末を合理的な理由なく他の電気通信事業者に提供させないこと、端末設備の販売業者に対して他の電気通信事業者の端末設備を合理的な理由なく取り扱わせないこと、端末設備の販売業者に対して社会通念を超える販売数量ノルマを課すこと等は電気通信事業法上問題となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不

<ul style="list-style-type: none"> ・研修において他の電気通信事業者等に対して不当な規律・干渉を行わないように指導していること、そのような契約が締結されないように契約内容をチェックする仕組みが採られていること、当該チェックの結果を監査部門が監査して問題がなかったことを確認していることを確認。 ・競争事業者からのヒアリングにおいて、他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律な規律・干渉が明確に行われているとの指摘はなかった。 	<p>当な規律・干渉が行われていないか、引き続き注視。</p>
---	---------------------------------

④ 特定の業務において、特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に対する不利な取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針
<p><接続に必要な設備の設置・保守、土地・建物の利用、情報の提供についての不公平な取扱い> 第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供や、装置等の設置・保守工事、コロケーション、電柱・管路等の貸与に関して、特定関係事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ）と比して不公平な取扱いを行うことは、電気通信事業法上問題となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続に必要な電気通信設備の設置又は保守に関する条件、コロケーションスペース、電柱、管路・とう道についての条件、接続に必要な情報の提供に関する条件を接続約款等に規定すること等により公表していることを確認。また、公表した条件によらずに実施したものはないとしていることを確認。 ・上記で公表された条件によって実施した事項の実施状況等を確認。その結果、実施件数が特定関係事業者に不自然に偏っているといった状況は確認されなかった。 ・競争事業者からのヒアリングにおいて、接続に必要な設備の設置・保守、土地・建物の利用、情報の提供についての不公平な取扱いが明確に行われているとの指摘はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続に必要な設備の設置・保守、土地・建物の利用、情報の提供についての不公平な取扱いがなされていないか、引き続き注視。
<p><他の電気通信事業者からの業務の受託についての不公平な取扱い> 例えば、料金回収業務等に係る手数料に関して、特定関係事業者と比して不公平な設定を行うことは、電気通信事業法上問題となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用契約締結の手続費、他社商品の販売・取次等に係る条件、債権譲受・料金請求回収代行に係る条件、他社商品の料金回収代行の条件を接続約款等に規定すること等により公表していることを確認。また、公表した条件によらずに実施したものはないとしていることを確認。 ・上記で公表された条件によって実施した事項の実施状況等を確認。その結果、実施件数が特定関係事業者に不自然に偏っているといった状況は確認されなかった。 ・競争事業者からのヒアリングにおいて、他の電気通信事業者からの業務の受託についての不公平な取扱いが明確に行われているとの指摘はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の電気通信事業者からの業務の受託について不公平な取扱いがなされていないか、引き続き注視。

⑤ 業務を委託する子会社等に対する必要かつ適切な監督

確認内容及び確認結果	対応方針
<p>NTT 東西の業務を受託した子会社等が、「接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供」、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益供与又は不当に不利な取扱い・不利益供与」、「他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉」、「特定の業務における特手関係事業者に比した不利な取扱い」（以下「禁止行為等相当行為」という。）を行った場合には、子会社等に対して必要かつ適切な監督が行われていないとして、電気通信事業法上問題となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督対象子会社の名称、委託業務の内容及び委託額、再委託の有無、NTT 東西から監督対象子会社への出資比率、NTT 東西と監督対象子会社の役員の兼任状況を確認。 ・ 監督対象子会社による禁止行為等相当行為を防止するための監督方法及び実施状況を確認。また、実施状況について監査部門が監査した結果を、被監査部門又は監査部門とは別の部署が確認し、禁止行為等相当行為がなかったとしていることを確認。 <p>< 監督方法の概要 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 合意書又は覚書の締結 <ul style="list-style-type: none"> NTT 東西と監督対象子会社との間で委託業務に関し、禁止行為規制を遵守する旨の合意書又は覚書を締結し、禁止行為等相当行為の防止、規程の整備、報告等を義務付け。 ➤ 規程等の制定 <ul style="list-style-type: none"> 監督対象子会社において、禁止行為等相当行為の防止に係る規程（禁止行為等相当行為防止の責任者の配置等）、公正競争マニュアル（禁止される事項の解説等）の制定を義務付け。 ➤ 管理体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 監督対象子会社において、禁止行為等相当行為防止の責任者（代表取締役社長等）を配置。 ➤ 教育研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> 監督対象子会社において、全ての社員等に対し、公正競争確保、禁止行為等相当行為の防止のための基礎的知識、遵守事項、具体的事例等につき研修（対面、オンライン）を実施。 ➤ 再委託先管理 <ul style="list-style-type: none"> 再委託契約の締結・変更に際し、委託元の承認を義務付け。監督対象子会社から再委託先に対して、禁止行為等相当行為を行わないことについて依頼又は指導・監督を実施。再委託先がグループ会社である場合には、監督対象子会社において、NTT 東西と同様の監督を実施。 ➤ 点検・検査 <ul style="list-style-type: none"> 監督対象子会社において点検を実施し、NTT 東西の監査部門が監査。 <p>・ 競争事業者からのヒアリングにおいて、子会社等において禁止行為等相当行為が明確に行われているとの指摘はなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西の業務を受託する子会社等において禁止行為等相当行為が行われないようにするための監督が十分に行われているか、また、禁止行為等相当行為が行われていないか、引き続き注視。

⑥ 設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備等

確認内容及び確認結果	対応方針
<p>電気通信事業法及び同法施行規則の規定により、以下の体制整備等が求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第一種指定電気通信設備の設置、管理及び運営並びにこれらに附随する業務を行う専任の部門（以下「設備部門」という。）を置き、その長に役員を充てること <ul style="list-style-type: none"> ・組織規程において設備部門としての部門を規定し、その長に役員を充てていることを確認。 2) 設備部門に接続関連情報の管理責任者（以下「情報管理責任者」という。）を置き、設備部門の長をこれに充てること <ul style="list-style-type: none"> ・設備部門の長を情報管理責任者としていることを確認。 3) 接続の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を設備部門とは別に置くこと <ul style="list-style-type: none"> ・組織規程において、監視部門としての部門を設備部門から独立した組織として規定していることを確認。 4) 設備部門の職員と設備部門以外の部門の職員の兼職禁止（支店その他の事業所については例外あり）。 <ul style="list-style-type: none"> ・下記7)の規程において、設備部門とそれ以外の部門の間での職員の兼務を禁止していることを確認。 5) 設備部門とそれ以外の部門の居室の分離 <ul style="list-style-type: none"> ・設備部門の居室において、電子的認証装置や監視カメラ等を設置し入退室を管理していることを確認。 6) 設備部門に、接続関連情報を管理するシステムとして、以下の要件を満たすものを構築 <ul style="list-style-type: none"> － 接続関連情報を目的外に取り扱うことができないものであること － 特定された者のみが接続関連情報を入手できるものであること － 接続関連情報を入手した者、入手した接続関連情報の内容、入手した日時を記録・保存するものであること ・システムを利用する業務（注文受付、設備設計・設備管理等）ごとに利用権限を付与していることを確認。 ・接続関連情報をやむを得ず設備部門の外に持ち出す場合は、情報内容、利用目的、持出し方法について情報管理の責任者の承認を義務付けていることを確認。 ・接続関連情報へのアクセスの際、アクセス者の識別情報、日時、情報内容を記録し、5年間（NTT 東日本においてはアクセスのあった事業年度の末日から4年間）保存していることを確認。 7) 接続関連情報の取扱いを適正なものとするために設備部門の職員が遵守すべき規程を作成すること <ul style="list-style-type: none"> ・以下の内容を含む規程を策定していることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> － 設備部門の範囲 － 設備部門の職員における接続関連情報の目的外利用の禁止 － 設備部門と設備部門以外の部門の兼職禁止 － 情報管理体制（情報管理責任者等の設置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続関連情報の適正な管理及び接続業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備が十分にとられているか、引き続き注視。

- 情報管理責任者の責務等（接続関連情報のアクセスに関する情報等の記録・保存、承認のない接続関連情報の抽出・持出し禁止、監視部門への協力）
 - 同等性の確保
 - 規程違反時の監視部門への報告
- 8) 上記7)の規程を遵守させるための研修の実施
- ・設備部門の全社員等に対し、機能分離を導入した際の電気通信事業法改正の概要、社内規程等に関する研修（対面、オンライン）を実施していることを確認。
- 9) 上記7)の規程が設備部門の職員によって遵守されるよう、情報管理責任者に接続関連情報の取扱いを管理させること
- ・情報管理責任者が以下の項目について管理を実施していることを確認。
 - 設備部門の体制
 - システム利用権限の管理
 - 設備部門と設備部門以外の部門との間での兼務の禁止
 - 接続関連情報の持出し管理
 - 設備部門と設備部門以外の部門の居室の分離
 - 委託先管理
 - 研修の実施
- 10) 第一種指定電気通信設備との接続のために、設備部門と他事業者間で実施した認可接続約款等又は認可接続協定に基づく手続の実施の経緯及び当該手続に係る第一種指定電気通信設備との接続の条件を、設備部門に記録・保存させること
- ・設備部門が上記の手続の実施の経緯、当該手続に係る接続の条件を記録・保存していることを確認。記録・保存された情報から算出された、報告対象年度に完了した手続の件数及び当該手続に要した平均日数（申込日～回答日、申込日～提供可能日、申込日～工事完了日）を確認。
- 11) 第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務の提供のために、設備部門と設備部門以外の部門の間で実施した手続の実施の経緯及び第一種指定電気通信設備の利用の条件を、設備部門に記録・保存させること
- ・設備部門が上記の手続の実施の経緯、第一種指定電気通信設備の利用の条件を記録・保存していることを確認。記録・保存された情報から算出された、報告対象年度に完了した手続の件数及び手続に要した平均日数（申込日～回答日、申込日～提供可能日、申込日～工事完了日）を確認。
- 12) 監視部門に以下を監視させること
- 上記10)で記録・保存された手続の実施の経緯及び接続の条件が、認可接続約款等又は認可接続協定の規定によるものであるか。
 - 上記11)で記録・保存された手続の実施の経緯及び条件が、認可接続約款等又は認可接続協定の規定に準ずるものであるか。
 - ・監視部門において、設備部門が記録・保存した内容により以下を確認していることを確認。

- | | |
|--|--|
| <p>① 設備部門が他の電気通信事業者との間で実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続条件が、認可接続約款等又は認可接続協定の規定によるものであること</p> <p>② 設備部門が設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る条件が、認可接続約款等又は認可接続協定の規定に準ずるものであること</p> <ul style="list-style-type: none">・ 報告対象年度に完了した手続について、当該手続に要した平均日数を、認可接続約款等又は認可接続協定に規定する納期の遵守率により検証していること並びに一定の同等性が確保されていることを確認。・ 監視部門において、設備部門から提示された手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件の概要が虚偽でないことを確認するため、根拠となる記録方法、保存方法及び抽出方法について、設備部門に説明を求め、その内容を確認していることを確認。 <p>13) 監視部門に設備部門における接続関連情報の取扱いが適正であるか監視させること</p> <ul style="list-style-type: none">・ 監視部門が、上記9)の管理項目ごとの遵守状況について、書面による確認、設備部門が実施した四半期点検の結果の確認、設備部門を訪問しての実地での確認（電子的認証装置、監視カメラの視認等を含む。）の結果、問題がなかったとしていることを確認。・ 上記の措置に加えて、接続関連情報の取扱いがある監督対象子会社において、NTT 東西と同様の機能分離、体制の構築等の措置を実施していることを確認。・ 競争事業者からのヒアリングにおいて、接続関連情報の適正な管理及び接続業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備等に、明確に不備な点があるとの指摘はなかった。 | |
|--|--|

○ 二種指定設備設置事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認結果等（詳細）

① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供

確認内容及び確認結果	対応方針
<p>他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報（接続関連情報）を、本来の利用目的を超えて、社内の他部門又は自己の関係事業者に提供するような行為は、電気通信事業法上問題となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> － 組織規定により相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置し、当該渉外業務は、当該部署において一元的に対応。当該部署においては、所属する社員が他組織の業務を兼務しない、居室を他組織と隔離し入退室管理を行うといった対応を実施。 － 接続関連情報を専用に取り扱うシステムを構築し、利用する業務ごとに組織・社員を限定した上で利用権限を付与。 － 禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 － 以上の措置について、相互接続に関する渉外業務を所掌する部署において点検を実施。 － 業務委託先に接続情報を取り扱わせる場合には、業務委託先に対して、情報管理遵守に関する確認書面の提出、社員への情報管理研修の実施、社員からの情報管理に関する誓約書の取得を義務付け。また、接続関連情報を専用に取り扱うシステムにおける利用権限の管理は、業務委託先に接続情報を取り扱わせる場合には、当該業務委託先の社員も対象としている。 ・MVNOからのヒアリングにおいて、接続情報の目的外利用・提供が明確に行われているとの指摘はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き注視。

② 特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣から指定を受けたものに対する不当に優先的な取扱い・利益供与

確認内容及び確認結果	対応方針
<p>例えば、特定関係法人（総務大臣が指定するものに限る。以下同じ。）のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供、特定関係法人と一体となった排他的な業務、特定関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い、特定関係法人に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い等は電気通信事業法上問題となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定関係法人に対する不当に優先的な取扱い・利益供与を行わないようにするため、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> － 禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 － 新規サービス等を検討する場合に公正競争確保に係るポイントが遵守されているか、一元的にチェックする体制を整備。 ・MVNOからのヒアリングにおいて、卸電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いが明確に行われているとの指摘はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不当に優先的な取扱い・利益供与がなされていないか、引き続き注視。

○ NTT 東西に係る公正競争要件の確認結果等（詳細）

① ネットワークのオープン化

確認内容及び確認結果	対応方針
<p>活用業務を営むために構築する新たなネットワーク設備又は機能について、当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されている場合においては接続ルールに従ったオープン化を行うこと</p> <p>接続ルールでカバーされていない場合であっても、競争事業者が同様の業務を営むために当該設備又は機能が必要不可欠であると認められる場合には、接続等の迅速性、公平性を確保すること</p> <p>県間伝送路を自ら構築するときは、競争事業者からの要望内容を踏まえ、当該設備の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表すること</p> <p>県間のネットワーク設備等を他の電気通信事業者から調達する場合においては、接続事業者の選定を含む当該調達手続の透明性・公平性を確保すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の機能（県間区間の伝送機能を含む。）の提供条件を接続約款等に規定し、公表していることを確認 ・県間伝送路の調達やインターネット接続回線の提供事業者の選定において公募を実施していることを確認 	<p>・ネットワークのオープン化措置が適切に講じられているか、活用業務に関する環境の変化を踏まえた上で、引き続き注視。</p>

② ネットワーク情報の開示

確認内容及び確認結果	対応方針
<p>同様の業務を営もうとする競争事業者にとって必要不可欠なハード又はソフトについて、技術的インタフェース等のネットワークに関する情報を迅速かつ合理的な価格（又は無償）で提供すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続に必要なインタフェース条件を接続約款（技術的条件集）や技術参考資料に規定し、公表していることを確認。 	<p>・接続に必要なインタフェース条件など、同種の業務を営もうとする競争事業者にとって必要不可欠なネットワーク情報が適切に開示されているか、活用業務に関する環境の変化を踏まえた上で、引き続き注視。</p>

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

確認内容及び確認結果	対応方針
<p>同様の業務を営もうとする競争事業者が顧客からの申込み等に対応するために必要不可欠な情報を、NTT 東西が活用業務を営む場合と同等の条件で迅速かつ合理的な価格により利用することを可能とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠な情報へのアクセスについて、他事業者から新たな要望がなかったとしていることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 他事業者にとって必要不可欠な情報が新たに生じていないかを含め、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性が確保されているか、活用業務に関する環境の変化を踏まえた上で、引き続き注視。

④ 営業面でのファイアーウォール

確認内容及び確認結果	対応方針
<p>競争事業者が NTT 東西の活用業務と同様の業務を営もうとする際に、NTT 東西が、独占的業務を通じて獲得した顧客情報や、接続の業務に関して知り得た情報を用いて、競争事業者の業務を妨害する営業活動を行うことがないよう、営業面でのファイアーウォールを確保すること</p> <p>活用業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールが確保されることを実効的に担保すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続の業務を通じて知り得た情報の目的外利用を防止するための措置（組織の分離や社員への研修等）を講じていることを確認。 電話の業務で取得した顧客情報に関しては、他事業者と競合する業務に関して不適切に流用しないこと、出力した情報を使用後に廃棄処理すること、ID 管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること等について研修等により指導を実施していることを確認。 営業活動を子会社等に委託する場合には、NTT 東西自らが営業活動を行う場合と同様にファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導していることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 営業面でのファイアーウォールが確保されているか、引き続き注視。

○ 電気通信事業分野における事業環境整備・公正な競争環境の確保に向けた総務省の取組
 総務省所管法令等の整備・見直し（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日）

① 省令改正

省令名等	分類	内容（概要）	公布日	施行日
電気通信事業法施行規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部を改正する省令 （平成 28 年総務省令第 57 号）	禁止行為 関連及び 利用者保護 関連	平成 27 年 5 月 22 日公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、登録の更新等関連規定の整備を行うため改正。	平成 28 年 5 月 19 日	平成 28 年 5 月 21 日
基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）の一部を改正する省令 （平成 28 年総務省令第 57 号）	改正事業法 関連	平成 27 年 5 月 22 日公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、整備が必要な関係箇所について改正。	平成 28 年 5 月 19 日	平成 28 年 5 月 21 日
総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）の一部を改正する省令 （平成 28 年総務省令第 57 号）	改正事業法 関連	平成 27 年 5 月 22 日公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、整備が必要な関係箇所について改正。	平成 28 年 5 月 19 日	平成 28 年 5 月 21 日
電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 30 号）の一部を改正する省令 （平成 28 年総務省令第 57 号）	報告規則 関連	平成 27 年 5 月 22 日公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、整備が必要な関係箇所について改正。	平成 28 年 5 月 19 日	平成 28 年 5 月 21 日

省令名等	分類	内容（概要）	公布日	施行日
第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令 （平成 28 年総務省令第 58 号）	接続料 関連	アンバンドル機能のうち、①手動交換機能、②基地局設備用端末回線伝送機能、③呼関連データベース機能について、NTT 東西、接続事業者ともに、既に当該機能を利用したサービス提供を終了し、サービス利用者がいないことから、各機能を削除するため改正。	平成 28 年 5 月 23 日	平成 28 年 5 月 23 日
電気通信事業法報告規則の一部を改正する省令 （平成 28 年総務省令第 59 号）	利用者保護 関連	平成 27 年 5 月 22 日公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」の施行により強化された消費者保護ルールに係る利用者保護に関する報告を追加整備する改正。	平成 28 年 5 月 25 日	平成 28 年 5 月 25 日
基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）の一部を改正する省令 （平成 28 年総務省令第 78 号）	ユニバーサルサービス 関連	ユニバーサルサービス制度における交付金及び負担金の額の算定には長期増分費用方式（LRIC）を用いており、現行の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）は LRIC モデルの第 6 次モデルに対応した規定のところ、平成 29 年度以降の交付金算定に第 7 次モデルを適用するため、算定規則の別表第 4 第 5 及び第 6 を改正。	平成 28 年 8 月 4 日	平成 29 年 4 月 1 日
電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）の一部を改正する省令 （平成 28 年総務省令第 94 号）	番号 関連	情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」（平成 27 年 12 月 17 日情通審第 83 号）を踏まえ、M2M 等専用番号として新たに「020」から始まる番号帯を創設するための改正。	平成 28 年 12 月 9 日	平成 29 年 1 月 1 日
電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）一部を改正する省令 （平成 28 年総務省令第 94 号）	報告手続 関連	新たに創設された M2M 等専用番号に関する報告様式を整備するための改正。	平成 28 年 12 月 9 日	平成 29 年 1 月 1 日

省令名等	分類	内容（概要）	公布日	施行日
基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）の一部を改正する省令（平成28年総務省令第94号）	ユニバーサルサービス関連	新たに創設されたM2M等専用番号について、ユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とするための改正。	平成28年 12月9日	平成29年 1月1日
第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第97号）	接続料関連	NTT東西以外の電気通信事業者がNGNを利用した独自の品質保証型の0ABJ-IP電話サービス等多様なサービスを提供する環境を確保することを目的に、NGNの優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能をアンバンドルするため改正。	平成28年 12月16日	平成28年 12月16日
第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第1号）	接続料関連	長期増分費用方式に基づく平成29年度の接続料の算定における正味固定資産価額算定に用いる数値及び費用算定に用いる数値を定めるため、第一種指定電気通信設備接続料規則別表第2の2及び同表第4の3を改正。	平成29年 1月4日	平成29年 4月1日 (一部規定は公布日から施行)
第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第5号）	接続料関連	モバイル接続料の自己資本利益率の算定に用いられる β について、移動通信事業者の事業多角化等に伴い、 β の算定方法等が課題となりつつあるため、「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム報告書」（平成28年11月10日）を踏まえて、第二種指定電気通信設備接続料規則を改正するとともに、接続料算定の実態に合わせた算定根拠を修正。	平成29年 2月15日	平成29年 2月15日

② 告示改正

件名等	分類	内容（概要）	公布日	施行日
電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号ロ及びハ並びに第 6 項の規定に基づき告示する件 (平成 28 年総務省告示第 152 号)	利用者保護 関連	電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号ロ及びハ並びに第 6 項の規定に基づき、関連契約、電気通信事業者が基準を定める条件及び申請の様式その他確認措置に関し必要な事項を告示。	平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 9 第 2 号及び第 3 号の規定に基づき告示する件 (平成 28 年総務省告示第 153 号)	利用者保護 関連	電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 9 第 2 号及び第 3 号の規定に基づき、電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用の額及び電気通信役務の提供に関する契約の締結のために通常要する費用の額を告示。	平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年 5 月 21 日
電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件 (平成 28 年総務省告示第 221 号)	禁止行為 関連	電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号の規定により禁止される行為の相手方である電気通信事業者を指定。	平成 28 年 5 月 19 日	平成 28 年 5 月 21 日
電気通信事業法第 33 条第 1 項の規定に基づく指定に関する件の一部を改正する告示 (平成 28 年総務省告示第 229 号)	接続料 関連	第一種指定電気通信設備接続規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 58 号）の施行に伴い、整備が必要な関係箇所について改正。	平成 28 年 5 月 23 日	平成 28 年 5 月 23 日
電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 7 第 5 項の規定に基づき告示する件 (平成 28 年総務省告示第 273 号)	利用者保護 関連	電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号の確認措置に係る電気通信役務の認定を行った旨の告示	平成 28 年 6 月 29 日	平成 28 年 6 月 29 日

件名等	分類	内容（概要）	公布日	施行日
電気通信番号規則の細目を定めた件（平成9年郵政省告示第574号）の一部を改正する告示（平成28年総務省告示第433号）	電気通信番号関連	ある端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号として、M2M等専用番号（020番号帯）が使用されるべき条件の一部を規定。	平成28年 12月9日	平成29年 1月1日
接続料の算定に用いる値を定める件（平成28年総務省告示第110号）の一部を改正する告示（平成29年総務省告示第36号）	接続料関連	第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項の規定に基づくモバイル接続料の自己資本利益率の算定に用いられる β について、移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値の算定方法を規定。	平成29年 2月15日	平成29年 2月15日
電気通信事業法施行規則第23条の9の3の規定に基づき様式を定める件（平成29年総務省告示第37号）	接続料関連	電気通信事業法施行規則第23条の9の3の規定に基づき総務大臣が定める様式を規定。	平成29年 2月15日	平成29年 2月15日
電気通信事業法施行規則第22条の2の7第5項の規定に基づき告示する件（平成29年総務省告示第87号）	利用者保護関連	電気通信事業法施行規則第22条の2の7第1項第5号の確認措置に係る電気通信役務の認定を行った旨の告示	平成29年 3月24日	平成29年 3月24日

③ 訓令改正

訓令名等	分類	内容（概要）	制定日	施行日
電気通信事業法関係審査基準 （平成13年総務省訓令第75号） の一部を改正する訓令 （平成28年総務省訓令第13号）	利用者保護 関連	電気通信事業法施行規則第22条の2の7第1項第5号 の確認措置の認定に係る審査基準を規定。	平成28年 4月1日	平成28年 4月1日
電気通信事業法関係審査基準 （平成13年総務省訓令第75号） の一部を改正する訓令 （平成28年総務省訓令第41号）	審査基準 関連	情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた 電気通信番号に係る制度の在り方」（平成27年12月17 日情通審第83号）を踏まえ、070番号の不足（枯渇）を抑制 するための方策の一つとして、090/080/070番号の指定 数と使用数の差分の縮小を図り、それぞれの事業者における 指定済み番号の有効利用を促進するための一部改正。	平成28年 4月27日	平成28年 4月27日
電気通信事業法関係審査基準 （平成13年総務省訓令第75号） の一部を改正する訓令 （平成28年総務省訓令第42号）	改正事業法 関連及び禁 止行為関連	「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年 5月22日公布）」の施行に伴い、改正が必要となる関係 政省令等を整備するため、改正政令による改正後の電気通 信事業法施行令において、登録の更新制に係るグループ会 社（特定関係法人）の範囲に関連会社等も含めること、書 面交付の内容（料金等）を電磁的方法により提供する際に 予め利用者に対し電磁的方法の種類及び内容を示し承諾 を得ること等の規定の追加等に伴い、修正を要する関係箇 所について一部改正。	平成28年 4月28日	平成28年 4月28日
電気通信事業法関係審査基準 （平成13年総務省訓令第75号） の一部を改正する訓令 （平成28年総務省訓令第55号）	審査基準 関連	M2M等専用番号の創設に伴い、同番号の指定を受けよう とする者からの申請のうち、「必要とする電気通信番号の 数及びその根拠となる需要の見込み」の項目の審査基準を 整備するための一部改正。	平成28年 12月9日	平成29年 1月1日

④ ガイドライン・指針等の改正、策定

名称	分類	内容（概要）	公表日	施行日
NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン	改正事業法 関連及び サービス卸 関連	平成 27 年 5 月 22 日公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」を施行するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係規定を整備するための一部改定。	平成 28 年 4 月 20 日	平成 28 年 4 月 21 日
電気通信分野における競争の促進に関する指針	改正事業法 関連及び 公正競争 関連	平成 27 年 5 月 22 日公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」を施行するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令等の関係省令等の整備が行われ、当該改正法や関係省令等の施行に伴い、修正を要する本ガイドラインの関係箇所について一部改定。	平成 28 年 5 月 20 日	平成 28 年 5 月 21 日
MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン	改正事業法 関連	平成 27 年 5 月 22 日公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」を施行するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令等の関係省令等の整備が行われ、当該改正法や関係省令等の施行に伴い、修正を要する本ガイドラインの関係箇所について一部改定。	平成 28 年 5 月 20 日	平成 28 年 5 月 21 日
フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン	改正事業法 関連	平成 27 年 5 月 22 日公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」を施行するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令等の関係省令等の整備が行われ、当該改正法や関係省令等の施行に伴い、修正を要する本ガイドラインの関係箇所について一部改定。	平成 28 年 5 月 20 日	平成 28 年 5 月 21 日

名称	分類	内容（概要）	公表日	施行日
電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン	改正事業法 関連	平成 27 年 5 月 22 日公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」を施行するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令等の関係省令等の整備が行われ、当該改正法や関係省令等の施行に伴い、修正を要する本ガイドラインの関係箇所について一部改定。	平成 28 年 5 月 20 日	平成 28 年 5 月 21 日
電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン	改正事業法 関連及び 利用者保護 関連	平成 27 年 5 月 22 日公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」を施行するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令等の関係省令等の整備が行われ、当該改正法や関係省令等の施行に伴い、本ガイドラインを新たに策定（本ガイドライン策定に伴い、従前の同名のガイドラインは廃止）。	平成 28 年 3 月 29 日	平成 28 年 5 月 21 日
接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン	改正事業法 関連	平成 27 年 5 月 22 日公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」を施行するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令等の関係省令等の整備が行われ、当該改正法や関係省令等の施行に伴い、修正を要する本ガイドラインの関係箇所について一部改定。	平成 28 年 5 月 20 日	平成 28 年 5 月 21 日
事業者間協議の円滑化に関するガイドライン	改正事業法 関連	平成 27 年 5 月 22 日公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」を施行するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令等の関係省令等の整備が行われ、当該改正法や関係省令等の施行に伴い、修正を要する本ガイドラインの関係箇所について一部改定。	平成 28 年 5 月 20 日	平成 28 年 5 月 21 日

電気通信事業分野における意見 申出制度の運用に係るガイド ライン	改正事業法 関連	平成 27 年 5 月 22 日公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」を施行するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令等の関係省令等の整備が行われ、当該改正法や関係省令等の施行に伴い、修正を要する本ガイドラインの関係箇所について一部改定。	平成 28 年 5 月 20 日	平成 28 年 5 月 21 日
電気通信事業の利用者保護規律 に関する監督の基本方針	利用者保護 関連	説明義務の充実、書面交付義務、初期契約解除制度、不実告知等及び勧誘継続行為の禁止、媒介等業務受託者に対する指導等の措置等の規律を導入する電気通信事業法等の一部を改正する法律及びその関係省令等が平成 28 年 5 月 21 日施行されたところ、施行後の制度の実効性確保を確保するため、監督の基本的方法を策定。	平成 28 年 5 月 20 日	平成 28 年 5 月 21 日
無線 LAN ビジネスガイドライン (第 2 版)	無線 LAN 関連	スマートフォンやタブレット端末の飛躍的な増加とともに無線 LAN サービスの利用機会が増加し、公衆無線 LAN サービス提供事業者のほか、携帯電話事業者や一般の店舗、商店街、地方公共団体が利用環境提供を行う等、様々な提供主体によるサービス拡大の進展により、制定当時と比べて状況変化が生じたため、新たな状況変化に合わせて改定	平成 28 年 9 月 23 日	平成 28 年 9 月 23 日

名称	分類	内容（概要）	公表日	施行日
モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針	SIMロック解除及び端末適正化関連	<p>「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」の取りまとめ（平成 28 年 11 月 10 日）を踏まえ、SIM ロック解除が可能となるまでの期間の短縮などによって利用者の利便性を向上させるとともに、端末購入利用者に求める合理的額の負担の明確化などによって端末販売の更なる適正化を図るため、「SIM ロック解除に関するガイドライン」及び「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」を改正し、新たに「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」として策定。</p>	平成 29 年 1 月 10 日	<p>(1)SIM ロック解除の円滑な実施に関するガイドライン</p> <p>①端末購入から SIM ロック解除可能までの期間短縮</p> <p>1) 割賦払の場合：100 日程度以下</p> <p>2) 一括払の場合：当該支払を確認できるまでの期間</p> <p>②解約時に原則 SIM ロック解除（解除の条件・手続を説明）</p> <p>③ MVNO 向けの SIM ロックの廃止</p> <p>【施行日】</p> <p>①：1) 平成 29 年 8 月 1 日～ 2) 平成 29 年 12 月 1 日～</p> <p>②：平成 29 年 5 月 1 日～</p> <p>③：平成 29 年 8 月 1 日以降、新発売される端末</p> <p>(2)スマートフォン端末購入補助の適正化に関するガイドライン</p> <p>①フィーチャーフォン（3G）からスマートフォン（LTE）への事業者間での移行促進</p> <p>②通信契約奨励金の臨時増額（1 月未満の期間限定）による実質的な端末購入補助の適正化</p> <p>③端末購入者に求める合理的な額の負担の明確化</p> <p>【施行日】</p> <p>①②：平成 29 年 2 月 1 日～</p> <p>③：平成 29 年 6 月 1 日以降、新発売される端末</p>

名称	分類	内容（概要）	公表日	施行日
電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン	利用者保護 関連	「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」の取りまとめを踏まえ、利用者が不必要に高い料金プランではなく、利用実態に対応したプランを選択できるよう、事業者・代理店が適切な説明を行うことの徹底を図るため、本ガイドラインを改定。	平成 29 年 1 月 10 日	平成 29 年 2 月 1 日
MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン	接続料 関連	「第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 5 号）」の施行に伴い、本ガイドラインの関係箇所について一部改定。	平成 29 年 2 月 15 日	平成 29 年 2 月 15 日

○ 電気通信事業分野における事業環境整備・公正な競争環境の確保に向けた総務省の取組
 電気通信事業法に基づく行政処分・行政指導（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日）

分類	内容		件数
電気通信事業登録 関連	電気通信事業の登録手続きに係る不備の是正に関する件	行政指導	2 件
電気通信業務 関連	スマートフォンに係る不適切な端末購入補助の適正化に関する件	行政処分	3 件
		行政指導	4 件
	電気通信設備の接続協議再開命令に係る聴聞に関する件	行政処分	1 件
利用者保護 関連	利用者保護規律の違反等に係る指導に関する件	行政処分	57 件
		行政指導	112 件
	利用者保護の取組に係る業界団体への要請・依頼に関する件	行政指導	5 件
電気通信番号 関連	電気通信番号の使用状況に係る確認に関する件	行政処分	2 件
	電話網間の信号接続状況に係る確認に関する件	行政処分	2 件

電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針

平成 28 年 7 月 15 日
総 務 省

1. 背景

総務省は、昭和 60 年の通信自由化以来、電気通信市場を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の累次の改正により、参入規制や料金規制を段階的に緩和するとともに、電気通信事業者間の接続ルールの整備、消費者保護ルールの整備・充実等を図ることにより、事前規制から事後規制への移行を進め、電気通信事業の公正な競争の促進と国民利便の向上に努めてきた。

その間、電気通信市場はめざましい発展を遂げ、今や携帯電話は 1 人 1 台以上普及し、約 8 割の国民がインターネットを利用するなど、情報通信技術（以下「ICT」という。）は国民生活に不可欠な社会経済活動の基盤としての役割を担っている。また、ICT の利活用により企業活動の効率化や事業拡大が実現され、M2M やクラウド、ビッグデータ、IoT 等の新技術の発展によって多種多様な産業やサービスが生み出されるなど、我が国の社会経済活動において ICT の重要性はますます高まっている。

こうした状況の中、総務省は、平成 26 年 2 月、情報通信審議会に対し、2020 年代に向けた情報通信政策の在り方について諮問し、同審議会から平成 26 年 12 月に答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」（以下「2020 答申」という。）を受けたところである。2020 答申では、2020 年代に向けて、我が国の世界最高水準の ICT 基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するための政策の具体的方向性が示されている。

2020 答申等を踏まえ、電気通信事業の登録更新制の導入、移動系通信における禁止行為規制の緩和、卸電気通信役務の事後届出の導入、携帯電話網の接続ルールの充実による電気通信事業の公正な競争の促進、利用者保護に係る制度の充実を内容とする電気通信事業法の改正を行った（電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）。以下「改正電気通信事業法」という。）¹。改正電気通信事業法附則第 9 条において、政府は、改正電気通信事業法の施行後 3 年経過時に、改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。

また、2020 答申においては、上記の法律改正に繋がる政策の方向性に加え、行政運営の在り方について、「明確なルールに基づく公正かつ透明な行政運営を通じて自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、市場動向の分析・検証と、各事業者の業務の適正性等のチェックのプロセスの両面において、行

¹ 改正電気通信事業法は平成 28 年 5 月 21 日に施行。

政が、統一的な運営方針の下で、定期的・継続的に、必要な情報の収集を行った上で、市場動向の分析・検証及び業務の適正性等のチェックを実施し、その結果を監督上の措置や制度改正等に反映させることで一層的確・効果的な制度とその運用を図っていく、新たな行政運営サイクルを確立することが適当」との方向性が示されている。

以上を踏まえ、総務省は、市場動向の分析・検証と電気通信事業者の業務の適正性等の確認を一体的に行う市場検証を適切に実施していくため、市場検証に関する基本的な考え方及び検証プロセスの全体像を示す「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（以下「本方針」という。）を策定するものである。

なお、電気通信市場の環境変化や市場検証の結果、分析・検証手法の充実等を踏まえ、適時に本方針を見直すこととする。

2. 市場検証に関する基本的な考え方

総務省は、以下の3点を柱として、電気通信事業分野における市場検証を実施することとする。

① 予見性及び透明性の確保

市場検証を適切に実施するためには、検証プロセスの予見性及び透明性を確保することが重要である。

検証プロセスの予見性及び透明性を確保するため、下記4のとおり、検証プロセスの全体像を示すこととする。

② 市場動向の分析・検証の充実

事後規制を基本とする電気通信事業法の枠組み・政策体系の中で、急速なICTの進展に伴う市場構造の変化や新たなビジネスモデルが登場するなど、変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保するためには、電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策に反映することが重要である。

これまで、総務省では、平成15年度より「電気通信事業分野における競争状況の評価²」を実施し、市場支配力の有無等を中心に電気通信市場の競争状況を定量的・定性的に分析・評価してきた。また、平成24年度より「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度³」を運用し、指定電気通信設備制度に関する検証等、非対称規制を中心に公正競争環境の検証を行ってきたところであるが、市場環境の変化を踏まえ、利用者の利用実態や料金・サービス等を含めた電気通信市場の動向をよりの確に把握し、利用者利便を確保するため、料金政策や消費者保護政策を含

² 毎年度市場支配力の有無等を定点的に観測している「定点的評価」と、毎年度異なる特定のテーマに焦点を当てて分析を実施している「戦略的評価」で構成。

³ 「競争セーフガード制度」（平成19年度から平成22年度までの間運用）を引き継ぐ形で非対称規制についての検証を行う仕組みとして位置付け。平成24年度及び平成25年度に運用。

む電気通信市場全般の動向について分析・検証を行うこととする。効率的かつ実効性の高い分析・検証を行うため、客観的・専門的知見も活用し、必要となる情報の収集を充実させるとともに、市場環境の変化や利用者視点等を踏まえた分析・検証手法の充実を図ることとする。

③ 電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化

事後規制の実効性を確保するためには、総務省が、定期的・継続的に情報の収集を行い、電気通信事業者の事業運営を絶えず確認し、電気通信事業者の業務の適正性等に係る問題を早期に発見するとともに、必要な監督上の措置を講じ、問題が深刻化する前に改善のための取組を推進していくことが重要である。

電気通信事業者の業務の適正性等を確保するため、これまで随時に実施してきたヒアリング等を充実させ、重点的に検証する事項（以下「重点事項」という。）及び検証プロセスをあらかじめ明らかにするとともに、重点事項を中心に定期的・継続的にヒアリング等を行うこととする。本検証プロセスの一環として、必要に応じ、報告徴収等を実施することとする。

3. 平成 31 年までの重点事項

上記 1 のとおり、改正電気通信事業法において、施行後 3 年経過時の検討条項が規定されている。改正電気通信事業法を踏まえ、本方針に基づく検証期間を平成 28 年夏から平成 31 年夏までの 3 年間とし、市場動向の分析・検証及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を行うこととする。

本方針に基づく検証期間における重点事項については、改正電気通信事業法を踏まえ、以下の 4 つの事項を基本とする。

① 固定系通信・移動系通信における卸及び接続

改正電気通信事業法においては、固定系通信及び移動系通信における卸電気通信役務の提供の本格化を踏まえ、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者⁴（以下「一種指定設備設置事業者」という。）又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者⁵（以下「二種指定設備設置事業者」という。）が提供する卸電気通信役務について、事後届出制を導入したところである。この改正を踏まえ、一種指定設備設置事業者・二種指定設備設置事業者から届け出された内容を確認し、当該一種指定設備設置事業者・二種指定設備設置事業者の業務の適正性等について分析・検証を行う。

具体的には、固定系通信について、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が提供する光回線の卸売サービス（以下「サ

⁴ 平成 28 年 6 月末時点では、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が該当。

⁵ 平成 28 年 6 月末時点では、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社が該当。

ービス卸」という。) について、公正な競争環境と利用者利便の確保の観点から、料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保を中心に分析・検証を行う。

また、情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月14日)において、「接続料と「サービス卸」の料金水準やF T T H市場における競争の状況に関する検証を定期的実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当」とされていることや、「改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むF T T H市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国の事例も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当」とされていることを踏まえ、接続料とサービス卸の料金水準やF T T H市場における競争状況に関する分析・検証を行う。

移動系通信については、電波の有限希少性や多額の設備投資の必要性から、MNO⁶が割当てを受けた電波を利用して移動系通信サービスを提供するMVNO⁷の新規参入を促進し、MVNOが実質的なプレーヤーとして競争することができる市場環境の整備が重要である。改正電気通信事業法においては、MVNOの参入促進を図る観点から、二種指定事設備設置業者に関する接続制度について、アンバンドル機能や接続料算定方法等を制度化したところであり、この改正や二種指定設備設置事業者による卸電気通信役務の提供が移動系通信における競争促進やサービスの多様化等に有効に機能しているかという観点から、MVNOをはじめとする移動系通信における競争状況の分析・検証を行う。

さらに、競争環境に影響を与え得る要素として、光回線と移動系通信サービスのセット割引について、過度のキャッシュバック等により料金の適正性等が実質的に損なわれ、公正な競争環境が歪められていないかといった点について分析・検証を行う。

② 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響

改正電気通信事業法においては、移動系通信の競争環境の変化を踏まえ、さまざまな業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、移動系通信における市場支配的事業者⁸に対する禁止行為規制を緩和したところである。

この改正により、移動系通信の競争環境にどのような変化が生じたかを的確に把握するため、移動系通信における市場支配的事業者がどのような企業と連携し、どのような影響を与えたか、また、連携によりどのような新事業・新サービスの創出が実現したかといった点を中心に分析・検証を行う。

⁶ Mobile Network Operator の略。移動系通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動系通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者。

⁷ Mobile Virtual Network Operator の略。MNOの提供する移動系通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動系通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動系通信サービスに係る無線局を自ら開設かつ運用しておらず、かつ、運用をしていない者。

⁸ 平成28年6月末時点では、株式会社NTTドコモが該当。

③ グループ化の動向

改正電気通信事業法においては、設備設置事業者のグループ化による更なる寡占化の防止を通じ、設備設置事業者によるサービスの多様化・料金の低廉化の実現や、積極的な投資の維持・促進を図るため、一種指定設備設置事業者・二種指定設備設置事業者又はその特定関係法人⁹（グループ会社）が、グループ外の大規模事業者（一種指定設備設置事業者・二種指定設備設置事業者、特定電気通信設備¹⁰を設置する者）と合併や株式取得等を行った場合、当該一種指定設備設置事業者・二種指定設備設置事業者に対し、電気通信事業の登録の更新を義務付けたところである。

I C T基盤の社会的役割の増大や近年のトラヒックの急増等を踏まえれば、今後も設備設置事業者が複数存在し、公正な競争環境の下で健全な経営を行うことが重要であることに鑑み、グループ化や寡占化の進展状況についての的確に把握するとともに、電気通信市場の分析・検証を行う。

④ 消費者保護ルールに関する取組状況

改正電気通信事業法においては、利用者保護の観点から、「説明義務の充実」、「書面の交付義務の導入」、「初期契約解除制度の導入」、「勧誘継続行為の禁止・不実告知等の禁止」及び「代理店指導措置の導入」を行い、利用者保護に係る制度の充実を図ったところである。これらの消費者保護ルールの施行状況について、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」（平成 28 年 5 月 20 日公表¹¹）に基づき、分析・検証を行う。

本方針に基づく市場検証に当たり、改正電気通信事業法の施行や電気通信事業分野の市場動向等を勘案し、①固定系通信・移動系通信における卸及び接続を 1 年目の重点事項とし、②移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響、③グループ化の動向については 2 年目以降の重点事項とすることを基本とする。なお、④消費者保護ルールに関する取組状況については 1 年目から継続して重点事項とする。

なお、上記以外の事項についても、別途毎年度策定する「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画」（以下「年次計画」という。）において、必要に応じ、各年度の重点事項として追加することとする。

4. 検証プロセスの全体像

4. 1 検証期間

上記 3 のとおり、本方針に基づく検証期間は、平成 28 年夏から平成 31 年夏までの 3 年間とする。

⁹ 電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 1 号に規定。

¹⁰ 電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号に規定。

¹¹ 「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」（平成 28 年 5 月 20 日）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000429603.pdf

既に入手可能な各種データに基づき、分析・検証に着手しつつ、その実効性・効率性を高めるため、本検証期間の1年目、2年目において、分析データや市場動向の分析・検証手法の充実を図り、本検証期間の3年目において、改正電気通信事業法の施行状況に関する総合的な検証を行うこととする。

4. 2 年次計画

本方針を踏まえ、各年度における重点事項や分析・検証の実施方針等を年次計画に定め、公表する。

年次計画は、下記4. 7の電気通信市場検証会議において学識経験者等から助言を得るとともに、意見公募手続を経て策定する。

4. 3 電気通信市場の分析

電気通信市場の動向を的確に把握するため、各種データに基づき競争状況の分析を行う。具体的には、電気通信事業分野における各サービス市場の競争状況や市場動向について、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省第46号。以下「報告規則」という。）に基づく報告内容並びに事業者及び利用者へのアンケート（以下「事業者・利用者アンケート」という。）の結果等に基づき、定量的及び定性的な観点から分析を行う。

また、変化の激しい電気通信市場の動向について適切に分析を行っていくためには、絶えず電気通信市場の最新動向について注視し、分析手法を充実させていくことが重要であるため、最新動向等に関する研究を並行的に行っていくこととする。

4. 4 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

事後規制の実効性を確保するため、電気通信事業者の業務の状況等の確認を行う。具体的には、毎年度設定する重点事項を中心としてヒアリングを実施するとともに、必要に応じて、報告徴収等を実施し、法令やガイドライン等の遵守状況の確認を行う。

4. 5 電気通信市場の検証

上記4. 3及び4. 4を踏まえ、電気通信市場の公正競争環境及び利用者利便に関する検証を行う。特に、公正競争の促進の観点から、非対称規制を含む電気通信市場の競争機能の有効性や競争阻害要因等について検証を行うとともに、利用者利便の確保・向上の観点から、サービスに対する利用者の利便性の状況について検証を行い、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題を抽出する。

なお、電気通信市場の分析及び検証に当たり、報告規則や事業者・利用者アンケートから得られる情報に加えて、必要に応じ、関係事業者に対してヒアリングやデータの提供を求めることもある。

4. 6 年次レポート

毎年度実施した分析・検証の結果等を取りまとめ、年次レポートとして公表する。具体的には、上記4. 3から4. 5までの結果とともに、毎年度、総務省が講じた措置状況等についても整理し、今後重点的に取り扱う課題や取組等を取りまとめ、次年度の年次計画の策定に反映させる。

年次レポートは、下記4. 7の電気通信市場検証会議において学識経験者等から助言を得るとともに、意見公募手続を経て策定する。

年次レポートを踏まえ、適切な市場検証の実施に当たって行政が定期的に把握することが必要な情報については、事業者の負担にも配慮しつつ、報告規則に基づく報告事項として位置付けるなど、適切な対応を行うこととする。

4. 7 電気通信市場検証会議

変化の激しい電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行うためには客観的かつ専門的な見地から電気通信市場の分析・検証を行うことが重要である。

本方針、年次計画及び年次レポートのほか、電気通信市場の最新動向等に関する研究、電気通信市場の分析・検証を適切に行うために必要となるデータや分析・検証手法の充実等について、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議¹²から助言を得る。

なお、消費者保護ルールに関する取組状況の具体的な分析・検証等については、上記3. ④で示した「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」に基づき、関係の専門家が参加する別の会合の場を中心として実務的な検討・作業を行うこととし、当該分析・検証等の結果又は進捗状況等について電気通信市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りながら、適切に検証プロセス全体を運用していくこととする。

¹² 「「電気通信市場検証会議」の開催」(平成28年4月26日 総務省報道発表)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000186.html

電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 28 年度）

平成 28 年 8 月 12 日
総 務 省

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針¹」（平成 28 年 7 月 15 日。以下「基本方針」という。）に基づき、平成 28 年度の電気通信事業分野における市場検証に関する重点事項及び分析・検証の実施方針等を示すものとして、以下のとおり「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画」（以下「年次計画」という。）を定める。

1. 平成 28 年度の市場検証に関する重点事項

平成 28 年度の重点事項については、基本方針に示すとおり、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。以下「改正電気通信事業法」という。）の運用状況や電気通信事業分野の市場動向等を勘案し、以下の 2 事項とする。

- ・固定系通信・移動系通信における卸及び接続
- ・消費者保護ルールに関する取組状況

なお、消費者保護ルールに関する取組状況については、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針²」（平成 28 年 5 月 20 日）に基づき、分析・検証を行うこととする。

2. 電気通信市場の分析に関する実施方針

2-1 電気通信市場の分析

電気通信市場の動向を的確に把握するため、電気通信事業分野における各サービス市場の競争状況や市場動向について、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）に基づく報告内容並びに電気通信事業者及び利用者へのアンケートの結果等に基づき分析を行う。

分析に当たっては、市場規模やシェア、市場集中度指数（HHI³）、事業者数、料金の推移（料金水準、料金体系等）、利益水準（ARPU⁴等）等を用いた定量的な分析に加え、定量的に把握できない競争状況等については定性的な分析を行う。

¹ 「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（平成 28 年 7 月 15 日）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000430110.pdf

² 「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」（平成 28 年 5 月 20 日）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000429603.pdf

³ Herfindahl-Hirschman Index（ハーフィンダール・ハーシュマン指数）の略。当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出される指標。

⁴ Average Revenue Per User の略。加入者一人当たりの月間売上高。

なお、変化の激しい電気通信市場の動向を適切に分析するためには、絶えず電気通信市場の最新動向について注視し、分析手法を充実させていくことが重要であるため、電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、分析対象や分析手法、必要となるデータやその収集の在り方等について検討を行い、当該検討の結果を順次取り入れながら、電気通信市場の分析を行うこととする。

また、平成 28 年度の重点事項を踏まえ、以下について重点的に分析を行う。

固定系通信

FTTH アクセスサービスに関しては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)による光回線の卸売サービス(以下「サービス卸」という。)の提供開始により、移動通信事業者や ISP、CATV 事業者等の様々な分野の事業者が、サービス卸を活用した FTTH アクセスサービスに参入するとともに、FTTH アクセスサービスと移動系通信サービスのセット割引等がなされている。

この点、「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令」(平成 28 年総務省令第 23 号。以下「改正省令」という。)により、FTTH アクセスサービスについては、提供形態別(自己設置、接続及び卸電気通信役務)の契約数等について把握することが可能となったことを踏まえ、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」の提供形態別の競争状況や FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH アクセスサービスの競争状況等について分析を行う。

その際、固定系ブロードバンド(FTTH アクセスサービス、CATV アクセスサービス、ADSL)の競争状況をはじめ、FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH アクセスサービスと移動系通信サービス・インターネット接続サービスとの間における相互の影響についても留意の上、分析を行う。

移動系通信

近年、移動系通信において、MNO⁵の無線ネットワークを活用して移動系通信サービスを提供する MVNO⁶や MVNE⁷の登場により、利用者ニーズに対応した様々なサービスが提供されるとともに、多様なビジネスモデルが登場している。

この点、改正省令により、二次以降の MVNO(他の MVNO から無線ネットワークを借りてサービス提供を行う MVNO)や契約数が3万以上の MVNO について SIM カード型や通信モジュール等のサービス区分別の契約数等を把握することが可能となったことを踏まえ、MVNO サービス・MVNE サービスの提供実態や MVNO をはじめとする移動系通信における競争状況等について分析を行う。

⁵ Mobile Network Operator の略。移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者。

⁶ Mobile Virtual Network Operator の略。MNO から卸電気通信役務の提供を受け、又は MNO と接続をして、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設かつ運用していない者。

⁷ Mobile Virtual Network Enabler の略。MVNO との契約に基づき当該 MVNO の事業の構築を支援する事業を営む者(当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。)

2-2 電気通信市場の最新動向等に関する研究

近年、電気通信市場においては、FTTHアクセスサービスと移動系通信サービス・インターネット接続サービスのセット販売をはじめ、電気サービスやポイントサービス等の異業種サービスを組み合わせた形の販売など、固定系通信・移動系通信サービスの連携や異業種との連携サービスの提供が進んできている。

このような電気通信市場における環境変化を踏まえ、競争状況を的確に把握・分析するためには、単独の通信サービスの動向のみならず、これらの連携サービスが競争環境に与える影響について分析する必要があることから、当該分析に必要となる分析手法等について研究を行う。

3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

事後規制を基本とする電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の実効性を確保するため、重点事項を中心として、以下のとおり、電気通信事業者の業務の状況等の確認を行う。

確認に当たっては、対象の電気通信事業者に対し、あらかじめ確認事項を送付の上、当該確認事項及びサービス提供に係る課題等についてヒアリング等を行う。

3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

NTT東西が提供するサービス卸について、改正電気通信事業法に基づく届出内容⁸を確認するとともに、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成28年5月改訂。以下「サービス卸ガイドライン」という。)に基づき、NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者(卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。)に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行う。

また、卸先事業者に対して、NTT東西が卸先事業者に対して設定する料金その他の提供条件に関する公平性の確認を行うとともに、サービス提供に当たっての課題等について聴取する。

【確認対象】

- ① NTT東西
- ② 卸先事業者(支配的な電気通信事業者⁹を除き、総務省が選定する卸先事業者)
- ③ 卸先事業者(支配的な電気通信事業者に限る)

【確認項目】

対象事業者	確認項目
NTT東西	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い

⁸ 電気通信事業法第38条の2に規定。

⁹ 平成28年7月末現在では、株式会社NTTドコモが該当。

	④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い
卸先事業者 (支配的な電気通信事業者を除く)	○ 競争阻害的な料金の設定等
卸先事業者 (支配的な電気通信事業者に限る)	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 排他的な割引サービス ③ 関係事業者と一体となって行う排他的な業務

3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定設備設置事業者」という。)及びその特定関係法人たる電気通信事業者¹⁰が特定移動端末設備¹¹向けに提供する卸電気通信役務について、改正電気通信事業法に基づく届出内容を確認するとともに、改正電気通信事業法及び「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成28年5月改訂)により充実が図られた第二種指定電気通信設備に関する接続制度に対する対応状況や卸電気通信役務の提供状況等について確認を行う。

また、MVNOに対して、サービス提供に当たっての課題等について聴取する。

【確認対象】

- ① 二種指定設備設置事業者
- ② 二種指定設備設置事業者の特定関係法人たる電気通信事業者
- ③ MVNO(総務省が選定するMVNO)

【確認項目】

対象事業者	確認項目
二種指定設備設置事業者	① 接続条件の内容等 ② 他の電気通信事業者が接続を円滑に行うために必要な情報に係る要望状況及びその対応状況 ③ 卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等
二種指定設備設置事業者の特定関係法人たる電気通信事業者	○ 卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等
MVNO	○ 確認項目①から③までに係る対応状況

¹⁰ 平成28年7月末現在では、UQコミュニケーションズ株式会社及びWireless City Planning株式会社が該当。

¹¹ 電気通信事業法第12条の2第4項第2号ニに規定。

3-3 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認

電気通信事業法においては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定設備設置事業者」という。)及び二種指定設備設置事業者で営業収益において大きな市場占有率を占めること等により指定された者を、市場支配力を有する電気通信事業者(以下「禁止行為規制適用事業者」という。)とした上で、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある禁止行為規制適用事業者の行為を類型化し、あらかじめ禁止している¹²。

また、一種指定設備設置事業者に対しては、特定の業務において、特定関係事業者¹³に比べて他の電気通信事業者に対し不利な取扱いを行うことを原則禁止¹⁴するとともに、電気通信業務等を子会社等に委託する場合は、当該委託に係る業務に関し反競争的行為が行われないう、当該子会社等に対して適切な監督を行うとともに¹⁵、接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理等を行うための体制の整備等を義務付けている¹⁶。

上記の非対称規制が適用される禁止行為規制適用事業者に対し、電気通信事業法及び「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成 28 年5月改定。以下「共同ガイドライン」という。)により、非対称規制の遵守状況等について確認を行う。

なお、確認に当たり、必要に応じ、他の競争事業者からの意見を聴取する。

【確認対象】

- ① 第一種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者¹⁷
- ② 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者¹⁸

【確認項目】

対象事業者	確認項目
第一種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者	① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供 ② 特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与 ③ 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉 ④ 特定の業務において、特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に対する不利な取扱い ⑤ 業務を委託する子会社等に対する必要かつ適切な監督 ⑥ 設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に

¹² 電気通信事業法第 30 条第3項及び第4項に規定。

¹³ 平成 28 年7月末現在では、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が該当。

¹⁴ 電気通信事業法第 31 条第2項に規定。

¹⁵ 電気通信事業法第 31 条第3項に規定。

¹⁶ 電気通信事業法第 31 条第5項に規定。

¹⁷ 平成 28 年7月末現在では、NTT 東西が該当。

¹⁸ 平成 28 年7月末現在では、株式会社 NTTドコモが該当。

	管理するための体制の整備等
第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者	① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供 ② 特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣から指定を受けたもの ¹⁹ に対する不当に優先的な取扱い・利益付与

3-4 NTT 東西に係る公正競争要件の確認

日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和 59 年法律第 85 号。以下「NTT 法」という。)に基づき NTT 東西が提供する活用業務²⁰について、NTT 東西からの届出内容とともに、「NTT 東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方」(平成 23 年 11 月改訂)に基づき、NTT 法に規定する地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれているかについて確認を行う。

4. 電気通信市場の検証に関する実施方針

上記2及び3の結果を踏まえ、以下のとおり、公正競争の促進及び利用者利便の確保の観点から、電気通信市場の検証を行うとともに、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題等を整理する。なお、以下に示す検証に当たっての観点は例示であり、上記2及び3の結果を踏まえ、追加等を行う場合がある。

電気通信市場の検証に当たっては、電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、多面的かつ総合的な検証を行う。

4-1 固定系通信に関する市場の検証

4-1-1 公正競争環境に関する検証

FTTH 市場における競争を促進する観点からは、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」という三つの提供形態から、電気通信事業者が自らの資金力や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備され、FTTH 市場全体の需要増につながる事が重要である。

また、NTT 東西によるサービス卸は、第一種指定電気通信設備を利用して行われる事業者間取引であり、FTTH アクセスサービスの小売市場における公正な競争の土台となるものであるため、事業者間取引の適正性・公平性のみならず、小売市場においても公正な競争が確保されることが重要である。

そこで、以下の観点を中心として検証を行う。

¹⁹ 平成 28 年 7 月末現在では、NTT 東西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー、株式会社 NTT ぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が該当。

²⁰ NTT 法第 2 条第 5 項に規定。

- ① 「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間で公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか。
- ② 医療・教育分野や製造業・農業・サービス業等の様々な分野・産業において FTTH アクセスサービスの利用が促進されているか。

4-1-2 利用者利便に関する検証

NTT 東西によるサービス卸を契機とした異業種の参入を含む多様な新サービスの創出や FTTH アクセスサービスの利用率の向上が図られ、利用者が、より多様で、より低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じた FTTH アクセスサービスを合理的に選択できる環境となっていることが重要である。

そこで、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① 新サービスの創出等により、利用者のサービス選択の幅が拡大され、利用者の満足度が向上しているか。
- ② FTTH アクセスサービスを提供する事業者が増加することで競争が進み、FTTH アクセスサービスの料金水準の低廉化が促進されているか。
- ③ FTTH アクセスサービスの選択において、利用者がニーズに応じた合理的な選択ができているか。

4-2 移動系通信に関する市場の検証

4-2-1 公正競争環境に関する検証

MNO による他の MNO の株式取得等により、事業主体が実質的に 3 グループに収れんされ、協調的寡占の色彩が強くなっている移動系通信分野における競争を促進するためには、MNO による料金・サービスを中心とした競争に加え、MVNO の参入等が促進され、サービスの多様化が進む等、MVNO が実質的なプレーヤーとして競争できる環境の整備が重要である。

そこで、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① MNO 間、MNO と MVNO との間及び MVNO 間の公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか。
- ② MNO 間で料金・サービスを中心とした競争が進展しているか。

4-2-2 利用者利便に関する検証

国民生活の生活インフラとなっている携帯電話については、ライトユーザや長期利用ユーザ等の区別無く、幅広い利用者にとって使いやすい料金・サービスとなること、納得感のある料金・サービスが実現すること等により、利用者が、より多様で、より低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択できる環境となっていることが重要である。

そこで、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① ライトユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等により、利用者利便の向上・利用者の満足度の向上につながっているか。
- ② MVNOやMVNEの普及・活発な事業展開により、利用者のサービス選択の幅が拡大しているか。
- ③ SIMロック解除の進展等により、利用者が事業者変更・サービス変更をする際のスイッチングコストが低廉化しているか。

5. 情報の収集

電気通信市場の分析・検証を適切に行う上では、サービスの供給(事業者)側の情報だけではなく、サービスの需要(利用者)側の情報についても収集し、サービスの需要・供給の両面から分析・検証を行うことが重要である。また、変化の激しい電気通信市場の動向を適切に分析・検証するためには、絶えず電気通信市場の最新動向について注視し、その手法の充実に努めることが重要である。

そこで、分析・検証に当たり、以下のとおり情報収集を行う。

なお、電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、電気通信市場の動向を的確に把握し、実効性の高い分析・検証を行うために必要となるデータやその収集の在り方等について検討を行う。

5-1 需要(利用者)側に関する情報の収集

(1) 情報収集の方法

情報通信白書、通信利用動向調査等をはじめとした総務省が実施している調査や、各種公的機関及び民間調査機関等のデータを必要に応じて活用するとともに、利用者に対するアンケート調査を実施する。

(2) 収集する情報

多様化・複雑化する電気通信市場に影響を与える諸要因を様々な側面から把握し、電気通信市場の実相を適切に分析していくため、サービス料金やサービス品質、サービス変更コストに関連するデータ等、利用者 に 直接影響する情報を積極的に収集する。

(3) 情報の取扱い

需要(利用者)側から収集する情報は、利用者の視点から電気通信市場の競争状況を把握するとともに、サービスや機能の需要の代替性を測る上で重要なデータである。したがって、各種調査及びアンケートにより収集した情報については、集計の上、電気通信市場の競争状況の分析・検証に活用することとする。

なお、集計前のデータや専門機関と連携して収集したデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

5-2 供給(事業者)側に関する情報の収集

(1) 情報収集の方法

電気通信市場の競争状況の分析・検証を行うために必要な情報については、電気通

信事業者等の協力を得ながら情報収集を行うことを原則とする。収集方法については、報告規則に基づく報告のほか、分析・検証を行うために必要な調査内容等に応じ、アンケート調査及びヒアリング等を通じて、電気通信事業者等から情報を収集する。

また、必要に応じ、事業者団体等にデータ収集に関する協力を要請するなど、情報の充実を図ることとする。

(2) 収集する情報

収集する情報は、原則として、最終利用者向けサービスに関する情報とするが、その他可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引についても、電気通信事業者等から情報を収集する。また、各サービスに関する情報だけでなく、隣接サービスに関する情報についても、必要に応じ、情報を収集する。

(3) 情報の取扱い

電気通信市場の分析・検証を適切に実施するために公表が必要な情報であるにもかかわらず、電気通信事業者等から公表の承諾を得られないような場合には、承諾が得られないという事実を明確にする等により透明性の確保に努める一方、収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

6. 実施スケジュール

本年次計画の策定後、新たな市場環境の変化に対応した分析手法の充実等について検討を行い、当該検討の結果を踏まえ、電気通信市場の分析を実施する。また、必要となる情報収集として、報告規則に基づく報告のほか、利用者や電気通信事業者等へのアンケート調査を実施する。

電気通信市場の分析及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、電気通信市場の検証を行うとともに、総務省が平成 28 年度に講じた措置状況並びに今後重点的に取り扱う課題・取組等を取りまとめ、平成 29 年7月(目途)に年次レポート(案)を作成する²¹。今後の課題等については、平成 29 年度年次計画(案)に反映させる。

平成 28 年度年次レポート及び平成 29 年度年次計画については、意見公募手続を経て、平成 29 年8月(目途)に策定・公表することとする。

想定する実施スケジュールは、以下のとおりである。

²¹消費者保護ルールに関する取組状況に関する具体的な分析・検証等については、関係の専門家が参加する電気通信市場検証会議とは別の会合の場を中心として実務的な検討・作業を行うこととし、当該分析・検証等の結果又は進捗状況等について電気通信市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りながら、適切に検証プロセス全体を運用していく。

	平成28年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
基本方針・年次計画	●	●												●
	基本方針年次計画												次年度の年次計画	
電気通信市場の分析		最新の市場動向等に関する研究 分析作業												
電気通信事業者の業務の適正性等の確認		ヒアリング等による確認作業												
電気通信市場の検証												検証作業		
情報収集		利用者へのアンケート調査 事業者等へのアンケート調査 報告規則に基づく四半期データ(6月末) 報告規則に基づく四半期データ(9月末) 報告規則に基づく四半期データ(12月末) 報告規則に基づく四半期データ(3月末) その他の情報収集(適宜)												
年次レポート												年次レポート		